

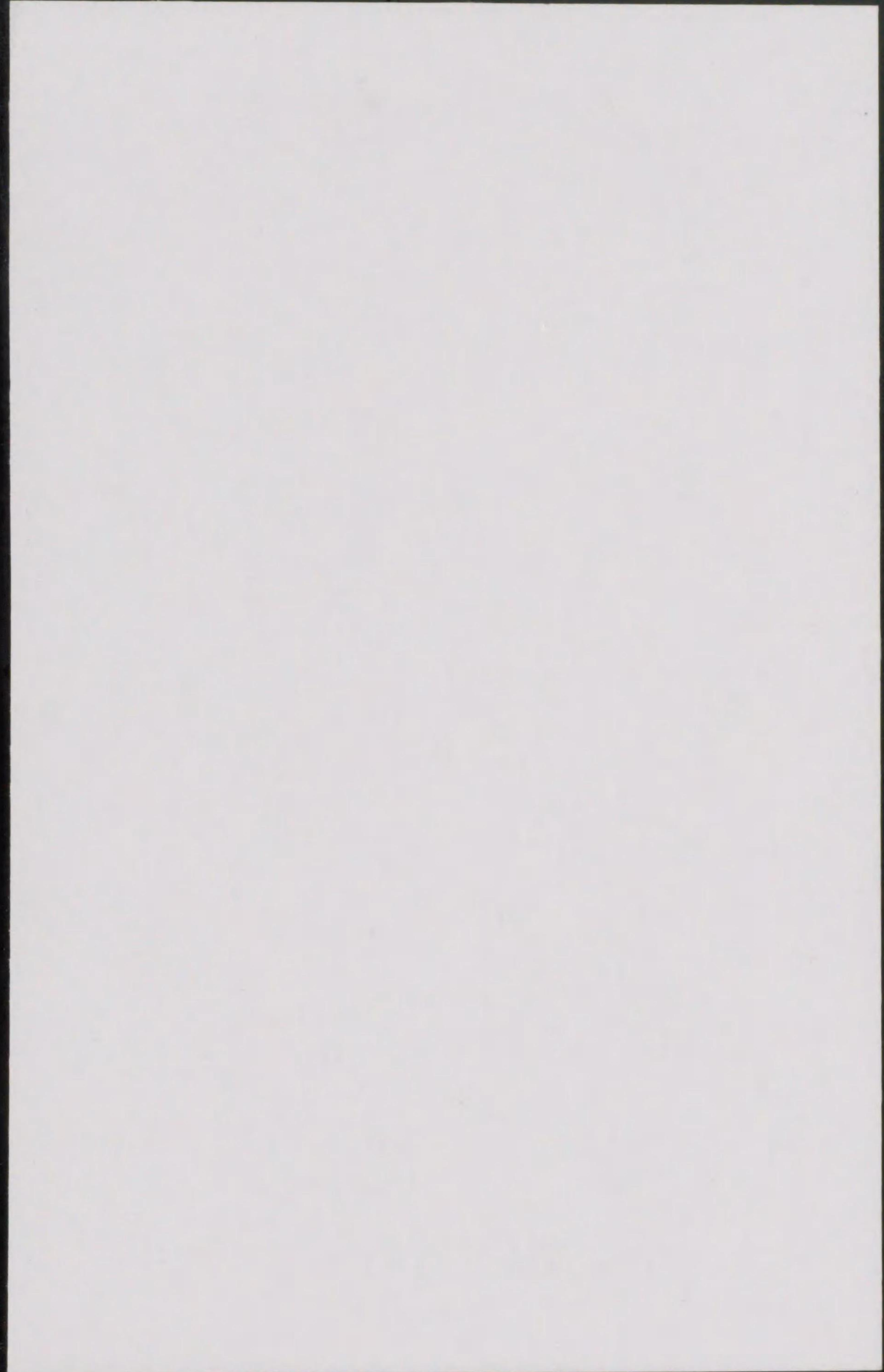
566-23




1200501514698

566

23





物語日本史大系第四卷

源平盛衰記下  
北條九代記



早稻田大學出版部藏版

# 物語日本史大系第四卷

## 例言

- 一、本卷には源平盛衰記下として第三十一卷より終尾までの十八卷及び北條九代記十二卷を収む。
- 一、源平盛衰記下は源義仲が延暦寺僧徒の應援を得て、將に京都に闖入せんとするに筆を起し、平族の西奔、義仲の入洛、頼朝の征夷大將軍宣下、頼朝義仲の不和、義仲の敗死、及び一谷、屋島、壇浦の諸戦を経て、平族滅亡して頼朝の天下となる事等の詳細を叙したるものなり。此書の校訂に關しては、既に前卷に記したれば茲に贅せず。
- 一、北條九代記は鎌倉幕府の創業より其滅亡に至るまでの史變を叙したるものなり。頼朝の薨後に於ける鎌倉幕府の實權は、執

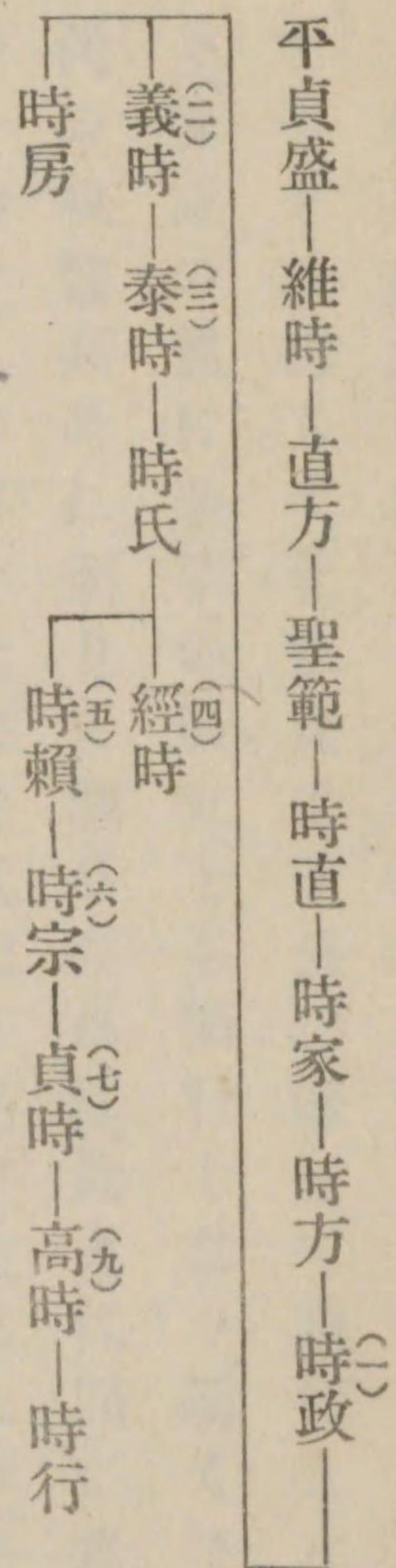
Early bleed-through text from the reverse side of the page, including the title "物語日本史大系第四卷" and other faint markings.

權北條氏の掌握に歸したれば、實朝の遭難後、藤原氏にして迎へられて鎌倉の將軍たるもの二人、親王にして將軍たるもの四人ありしに拘らず、北條氏は子孫相繼ぎて執權となりて全權を握り、其意の儘に將軍の廢立をも斷行したり。斯くて北條氏は第九代の執權高時に至りて滅びたれば、此九代間に於ける天下の史變を録せる本書を北條九代記と名けたるなり。盛衰記以後の顯著なる事項は、頼朝の奥羽征伐、曾我兄弟の復仇、頼家實朝の遭難、承久の變、泰時時頼の治、弘安の役、北條氏滅亡の顛末等とす。本書の撰者は詳ならず。淺井了意の傳に鎌倉九代記(北條九代記)の撰ある事を記したれども、其書が茲に取れる北條九代記なりや否やを知らず。

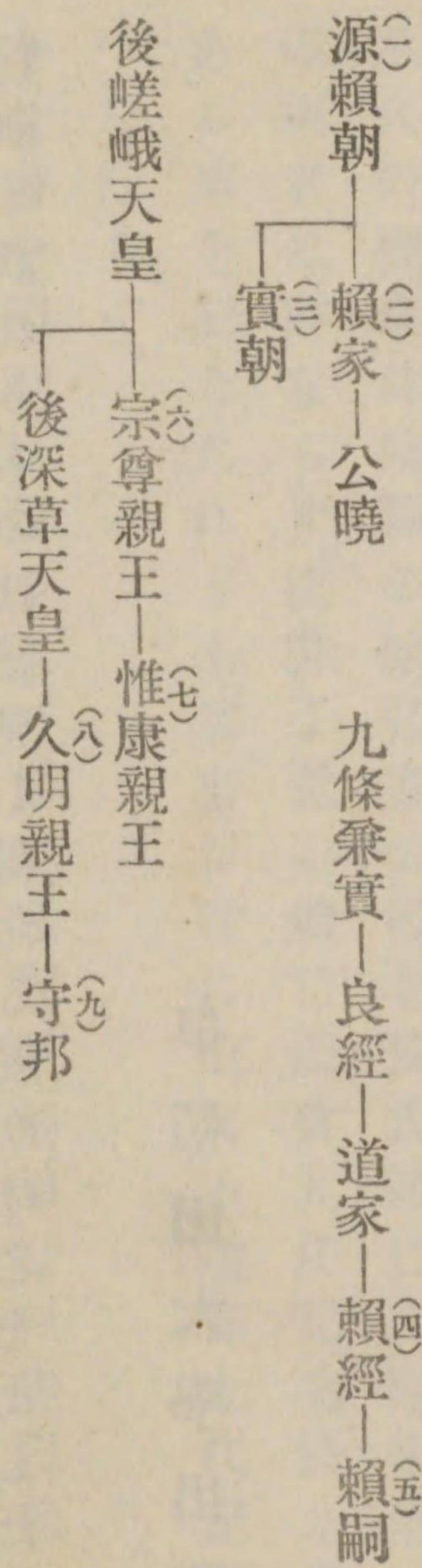
今此書を印刷に附するに當り、延寶三年印行の片假名本に據りて之を平假名に改め、讀み悪き假名文の個處に漢字を充て、讀み易からしむる程度に於て、送假名の足らざるを補ひ、假名遣及び傍訓の誤れるものは發見し得たる限りは之を正したり。

早稻田大學出版部

### 北條氏畧系



### 鎌倉將軍畧系



## 北條九代記年表

神武紀元	干支	主要事項	神武紀元	干支	主要事項
一八四四年	甲辰	後鳥羽天皇元曆元年 正月二十日、木曾義仲粟津に敗死す、 ○二月七日、源義經、平氏を一の谷に破る、	一八五〇年	庚戌	建久元年 十一月七日、賴朝上洛、二十四日右大將に任ぜられ、六十六國總追捕使となる、
一八四五年	乙巳	文治元年 二月、義經平氏を破る、○三月二十四日、平氏壇の浦に滅ぶ、建禮門院及宗盛生捕らる、	一八五三年	癸丑	四年 五月、賴朝富士野に狩す、二十七日曾我兄弟父の仇を復す、
一八四七年	丁未	三年 義經鎌倉に入れられず、後奥州に遁れ秀衡に依る、○十月二十九日、秀衡卒す、子泰衡に遺命し義經を護せしむ、	一八五五年	乙卯	六年 二月四日、賴朝妻政子と上洛、○三月十日、東大寺大佛殿供養、後鳥羽院御幸、賴朝亦臨む、○六月三日、賴家十四歳初めて参内、○十二月、賴家從五位上右近衛少將となる、○賴朝相摸川橋供養に臨み病を獲て落馬す、
一八四九年	己酉	五年 閏四月、賴朝泰衡を誘ひ義經を討たしむ、義經自殺す、○七月十九日、賴朝親ら泰衡を討滅す、	一八五九年	己未	土御門天皇正治元年

一八六〇年	庚申	二年	正月、梶原景時罪を以て族滅せらる、 ○頼家漸く政治を怠り酒色に沈溺す、 城長茂反す、幾くもなく討平せらる、 ○八月、大風雨洪水あり、
一八六一年	辛酉	建仁元年	六月、頼家富士に狩す、仁田忠常をし て穴を探らしむ、○八月、頼家病み 關西地頭職を弟千幡に、關東地頭職並 に守護職を長子一幡に譲る、比企能員 一幡を奉じ北條氏を滅さむことを謀る ○時政、比企能員を族滅す、○時政政 子と謀り、頼家を修善寺に幽す、○九 月、實朝嗣ぐ、從五位征夷大將軍とな る、
一八六二年	壬戌	二年	七月二十二日、頼家右近衛中將より從 二位征夷大將軍となる、
一八六三年	癸亥	三年	六月、頼家富士に狩す、仁田忠常をし て穴を探らしむ、○八月、頼家病み 關西地頭職を弟千幡に、關東地頭職並 に守護職を長子一幡に譲る、比企能員 一幡を奉じ北條氏を滅さむことを謀る ○時政、比企能員を族滅す、○時政政 子と謀り、頼家を修善寺に幽す、○九 月、實朝嗣ぐ、從五位征夷大將軍とな る、
一八六四年	甲子	元久元年	七月十八日、時政實朝謀つて頼家を修 善寺に弑す、
一八六五年	乙丑	二年	三月十六日、新古今集成成る、○六月二 十六日、畠山重忠殺さる、○時政其後 妻牧の方と謀り實朝を弑し、女婿平賀 朝雅を立てんとす、事成らず、斥けら る、○時政出家し、牧の方伊豆に幽せ らる、○閏七月二十六日、朝推京都に 殺さる、
一八六七年	丁卯	承元元年	二月、法然坊源空を讃岐に流す、
一八七一年	辛未	順徳天皇 建曆元年	五月、和田義盛、憤懣の餘り、實朝及 義時を攻め敗死す、○十月、鴨長明卒 す、
一八七三年	癸酉	建保元年	五月、和田義盛、憤懣の餘り、實朝及 義時を攻め敗死す、○十月、鴨長明卒 す、

一八七五年	乙亥	三年	正月六日、時政卒す、
一八七六年	丙子	四年	宋人陳和卿歸化す、實朝入宋の志あり 大船を造らしむ、
一八七七年	丁丑	五年	四月、船成り由比の浦に浮べしむ、泛 ばす、○十月十一日、公曉禪師鶴岡別 當に補せらる、
一八七八年	戊寅	六年	正月十六日、藤原頼經生る、○二月四 日、政子上洛、○四月二十九日、政子 熊野より京に入る、上皇謁を賜ふ、辭 し歸る、○六月八日、夜白虹東に見は る、十一日復見ゆ、○十月十日、實朝 内大臣となる、十三日、政子從二位に 昇叙、○十二月二日、實朝正二位右大 臣に昇る、
一八七九年	己卯	承久元年	正月二十七日、實朝鶴岡に拜賀の式を 行ふ、公曉父の仇とし之を弑す、○義
一八八一年	辛巳	仲恭天皇 承久三年	後鳥羽院武臣の跋扈を憤り北條氏討伐 の意あり、北面の外新に西面の侍を置 く、○四月、順徳院御讓位、後鳥羽を 本院、土御門を中院、順徳を新院と申 す、○五月、本院兵を召し關東討伐の 令を發せらる、新院、主上之を贊し、 中院は諫めらる、○召兵の院宣を關東 に下す、其使者捕へらる、○二十二日 未明、關東の軍發向、○六月六日、兩 軍木曾川に會戦、京勢諸處に破る、十 四日、東軍京に入る、○七月九日、主

一八九二年	壬辰	貞永元年	六月、泰時嫡子時氏病歿す、○十月二十五日、鎌倉失火、頼朝の廟焼く、○十二月九日、頼家の女(二十八歳)を頼經(十三歳)の室とす、
一八九七年	丁酉	曆仁元年	四月二十二日、將軍泰時の邸に遊ぶ、其諱の一字を賜はり、時頼元服す、
一八八六年	丙戌	二年	正月、頼經、征夷大將軍となる、
一八八五年	乙酉	嘉祿元年	六月、大江廣元卒す、○七月十二日、二位禪尼薨す、
一八八四年	甲申	元仁元年	六月十三日、義時卒す、○九月五日、泰時執權たり、
一八八二年	壬午	後堀河天皇 貞應元年	二月十六日、日蓮生る、
一八九三年	癸巳	四條天皇 天福元年	正月二十七日、頼經右近衛中將に補せらる、○四月二日、貞永と改元、○七月十日、泰時時房評定衆と貞永式目五十條を制し、之を布く、
一八九五年	乙未	嘉禎元年	十一月十九日、頼經、從一位に昇叙、二十四日、南都の衆徒春日の神木を擁して入洛せむとす、
一八九八年	戊戌	曆仁元年	閏四月一日、經時卒し、時頼嗣ぐ、
一九〇五年	乙巳	三年	四月六日、北條朝時卒す、
一九〇六年	丙午	四年	閏四月一日、經時卒し、時頼嗣ぐ、
一九〇七年	丁未	後深草天皇 寶治元年	二月二十八日、改元、○六月五日、時頼急に三浦義村の邸を圍み之を殺す、三浦氏亡ぶ、
一九一一年	辛亥	建長三年	七月、相摸守重時、時頼と並に執權、
一九一二年	壬子	四年	正月、宗尊親王御元服、○二月、攝政道家薨す、○時頼京都に請ひ、頼嗣を廢し、宗尊親王を以て將軍となす、○四月一日、親王、鎌倉に入る、五日征夷大將軍に任ぜらる、○時頼、執柄家の權を割むとして五攝家を立つ、
一九一三年	癸丑	五年	三月二十八日、日蓮、七字の題目を唱
一八九〇年	庚寅	寬喜二年	六月、泰時嫡子時氏病歿す、○十月二十五日、鎌倉失火、頼朝の廟焼く、○十二月九日、頼家の女(二十八歳)を頼經(十三歳)の室とす、
一八八六年	丙戌	二年	正月、頼經、征夷大將軍となる、
一八八五年	乙酉	嘉祿元年	六月、大江廣元卒す、○七月十二日、二位禪尼薨す、
一八八四年	甲申	元仁元年	六月十三日、義時卒す、○九月五日、泰時執權たり、
一八八二年	壬午	後堀河天皇 貞應元年	二月十六日、日蓮生る、
一八九三年	癸巳	四條天皇 天福元年	正月二十七日、頼經右近衛中將に補せらる、○四月二日、貞永と改元、○七月十日、泰時時房評定衆と貞永式目五十條を制し、之を布く、
一八九五年	乙未	嘉禎元年	十一月十九日、頼經、從一位に昇叙、二十四日、南都の衆徒春日の神木を擁して入洛せむとす、
一八九八年	戊戌	曆仁元年	閏四月一日、經時卒し、時頼嗣ぐ、
一九〇五年	乙巳	三年	四月六日、北條朝時卒す、
一九〇六年	丙午	四年	閏四月一日、經時卒し、時頼嗣ぐ、
一九〇七年	丁未	後深草天皇 寶治元年	二月二十八日、改元、○六月五日、時頼急に三浦義村の邸を圍み之を殺す、三浦氏亡ぶ、
一九一一年	辛亥	建長三年	七月、相摸守重時、時頼と並に執權、
一九一二年	壬子	四年	正月、宗尊親王御元服、○二月、攝政道家薨す、○時頼京都に請ひ、頼嗣を廢し、宗尊親王を以て將軍となす、○四月一日、親王、鎌倉に入る、五日征夷大將軍に任ぜらる、○時頼、執柄家の權を割むとして五攝家を立つ、
一九一三年	癸丑	五年	三月二十八日、日蓮、七字の題目を唱

69 18 66

一八九九年	己亥	延應元年	正月二十日、頼經上洛、泰時時房隨ふ、○三月七日、頼經權大納言となる、十八日之を辭す、
一九〇〇年	庚子	仁治元年	二月十日、延應と改元、○後鳥羽院隱岐に崩す、御壽六十三、○三月、北條時房卒す、○十月、三浦義村卒す、
一九〇二年	壬寅	三年	三月十八日、泰時大に臣下の奇物を愛好するを戒む、○七月二十六日、仁治と改元、
一九〇三年	癸卯	後嵯峨天皇 寬元元年	宗尊親生御生誕、○六月十五日泰時卒す、上下悼惜す、
一九〇四年	甲辰	二年	七月、左近大夫經時執權となる、
一九一三年	癸丑	五年	四月二十一日、頼經の子頼嗣元服、○頼經辭職し、頼嗣に讓る、○七月五日、頼經落飾入道す、
一九〇五年	乙巳	三年	四月六日、北條朝時卒す、
一九〇六年	丙午	四年	閏四月一日、經時卒し、時頼嗣ぐ、
一九〇七年	丁未	後深草天皇 寶治元年	二月二十八日、改元、○六月五日、時頼急に三浦義村の邸を圍み之を殺す、三浦氏亡ぶ、
一九一一年	辛亥	建長三年	七月、相摸守重時、時頼と並に執權、
一九一二年	壬子	四年	正月、宗尊親王御元服、○二月、攝政道家薨す、○時頼京都に請ひ、頼嗣を廢し、宗尊親王を以て將軍となす、○四月一日、親王、鎌倉に入る、五日征夷大將軍に任ぜらる、○時頼、執柄家の權を割むとして五攝家を立つ、
一九一三年	癸丑	五年	三月二十八日、日蓮、七字の題目を唱



一九二六年	丙辰	康元元年 三月、重時執權を辭し、陸奥守政村之に代る、○十一月二十三日、時頼、入道して最明寺と稱す、○八月、前將軍頼經薨す、	一九二三年	癸亥	三年 五月、日蓮を召還す、○十一月二十二日、時頼入道寂、
一九一七年	丁巳	正嘉元年 二月二十六日、時頼嫡子時宗元服、○時頼入道、青砥藤綱を重用し、天下治を稱す、	一九二四年	甲子	文永元年 日蓮再び佐渡に流さる、○八月十日北條長時卒す、十二日、惟康親王生る○八月、北條政村執權となる、
一九二〇年	庚申	龜山天皇 文應元年 二月五日、禪定兼經の女、將軍の御息所となる、○時頼殺生を禁遏す、○四月十三日、改元、○七月十六日、日蓮其著立正安國論を時頼に上る、○時頼諸國を行脚して政道の是非を檢察す、	一九二八年	戊辰	五年 蒙古(元)の使至り書を呈す、報ぜず、○使を大廟諸社に遣し蒙古の難を告げらる、○三月、時宗執權、
一九二一年	辛酉	弘長元年 五月十六日、日蓮を伊豆伊東に流す、○十一月、北條重時卒す、○時宗執權、	一九二九年	己巳	六年 春、蒙古の使至り、答書を乞ふ、報ぜず、
			一九三〇年	庚午	七年 十一月、惟康親王、從三位左中將とな

一九三二年	壬申	九年 正月、惟康將軍從二位に昇叙、○二月十五日、北條時輔叛を謀り、殺さる、十七日後嵯峨法皇崩せらる、御壽五十三、遺詔あり、後深草龜山の兩統迭立して天位に即くべしと、○六月、宗尊親王御落飾、	一九三五年	乙亥	建治元年 四月、元使杜世忠來り報を求む、之を斬る、○十二月、北條時國上洛し、西國の成敗を掌る、○一邇上人、時宗を開く、
一九三三年	癸酉	十年 五月七日、北條政村卒す、○秋、蒙古の使者趙良弼博多に至る、之を逐ふ、	一九三七年	丁丑	三年 正月、主上御元服、攝政兼平加冠、○十二月、源仁親王御元服、右大臣師忠加冠、
一九三四年	甲戌	後宇多天皇 文永十一年 正月、主上御讓位、時に二十一、○二月、院號して龜山といふ、○三月二十日、太子立つ、八歳、九條關白忠家攝政す、○七月、宗尊親王薨す、○十月、蒙古の兵船對馬に至り、對馬、壹岐、筑前に寇す、○後深草皇子熙仁立太子、	一九三八年	戊寅	弘安元年 正月、北條時村上洛、西國の沙汰を執行ふ、
			一九四〇年	庚辰	三年 二月、元使杜世忠至る、之を龍口に斬る、○朝廷、伊勢に勅使を立て、國家の安泰を祈らる、時宗部署を定め時宜に依らしむ、
			一九四一年	辛巳	四年 五月、元兵大舉して九州に寇す、鎮西諸將之を防ぐ、○主上、上皇、伊勢竝に諸社に奉幣、戦勝を祈らる、○八月

一九四四年	甲申	七年	一日、大風忽至、賊船悉く覆没敗滅す 七日、元兵三人を生還せしむ、	一九五〇年	庚寅	三年	二月、後深草御落飾、三月九日、淺原 爲頼父子禁中を犯す、
一九四五年	乙酉	八年	四月四日、時宗卒す、貞時執權、年十 四、○五月、北條時國叛を謀る、之を 常陸に流す、○十月、時國を殺す、	一九五三年	癸巳	永仁元年	三月、北條兼時を鎮西探題とし筑紫に 遣す、○四月五日、鎌倉大地震、○平 頼綱父子、叛を圖り殺さる、
一九四七年	丁亥	十年	十一月八日、貞時、安達泰盛父子を殺 す、 六月、惟康親王中納言となる、○八月 北條業時卒す、○十月、惟康、二品に 叙す、二十一日、主上御讓位、	一九五五年	乙未	三年	六月、北條兼時卒す、
一九四八年	戊子	伏見天皇 正應元年	三月十五日、主上即位、○六月大納言 實兼の女入内、	一九五八年	戊戌	六年	七月二十二日、主上讓位、○十月十日 東宮即位、御年十一、此時後宇多伏見 竝に仙洞に坐す、
一九四九年	己丑	二年	四月、胤仁親王太子に立つ、○九月、 龜山御落飾、○十月、將軍惟康廢せら る、尋て歸洛、○久明親王將軍宣下、	一九五九年	己亥	後伏見天皇 正安元年	元僧寧一山來朝、歸化す、
				一九六一年	辛丑	三年	正月、鎌倉の使者至り、主上をして讓 位せしむ、二十一日御讓位、太上天 皇と申す、御年十四、○三月二十四日

一九六四年	甲辰	後二條天皇 嘉元二年	東宮即位、御年十七、龜山法皇、後宇多 天皇竝に院政を聽く、○八月二十三日 貞時出家、師時執權たり、 七月十六日、後深草上皇崩す、御年六 十一、	一九七一年	辛亥	花園天皇 應長元年	立つ、 正月、主上御元服、太政大臣冬平加冠 たり、○九月十一日、北條師房卒す、 ○十月二十六日、貞時卒す、嫡子高時 嗣ぐ、甫めて九歳、宗宣執權す、
一九六五年	乙巳	三年	四月、北條宗方を殺す、○九月十五日 龜山法皇崩す、御年五十七、○貞時諸 國を巡行し、治道の理否を探る、	一九七二年	壬子	正和元年	六月、宗宣卒す 照時執權す、
一九六七年	丁未	後二條天皇 徳治二年	七月二十三日、後宇多上皇御落飾、	一九七五年	乙卯	四年	七月二十六日、照時卒す、二十八日、 北條基時執權す、
一九六八年	戊申	延慶元年	七月、貞時、久明親王を鎌倉より出し 都に返す、久明の子守邦親王征夷大將 軍となる、甫めて七歳、○八月二十五 日、主上崩す、御年二十四、○十一月 東宮即位、御年十二、關白九條師教攝 政、○北條氏謀つて尊治親王を東宮に	一九七六年	丙辰	四年	七月、高時十四歳執權となる、○顯時 金澤文庫を立つ、
				一九七八年	戊午	文保二年	二月二十六日、主上御讓位、御年二十 二歳、二十九日、東宮即位、御年三十 歳、
				一九八一年	辛酉	後醍醐天皇	



# 源平盛衰記下目錄

## 卷第三十一

木曾登山附勢多軍の事	一
鞍馬御幸の事	二
平家都落の事	三
維盛妻子に遺を惜む事	五
畠山兄弟暇を賜ふ事	九
經正仁和寺の宮に參る事	一〇
青山の琵琶流泉啄木の事	二
頼盛落留る事	一四
貞能小松殿の墓に參る附小松大臣如法經の事	一四
卷第三十二	
落行く人々の歌附忠度淀より歸り俊成に謁する事	一六
刈田丸惠美大臣を討つ事	一九

圓融房御幸の事	二〇
義仲行家京入の事	二〇
法皇天台山より還御の事	二二
福原管絃講の事	二二
四宮御位の事	二六
惟高惟仁位論の事	二八
阿育王即位の事	三〇
義仲行家受領の事	三二
平家太宰府に著く附北野天神飛梅の事	三三
還俗の人即位の例の事	三三
卷第三十三	
太神宮勅使附緒方三郎平家を攻むる事	三五
平家太宰府落並平氏宇佐宮の歌附清經入海の事	三八

平氏九月十三夜歌讀の事……………四〇

平氏屋島に着く事……………四一

時光神器の御使を辭する事……………四二

頼朝征夷將軍の宣附康定關東下向の事……………四三

光隆卿木曾が許に向ふ附木曾院參預なる事……………四四

源平水島軍の事……………四七

木曾備中下向齊明討たる並兼康倉光を討つ事……………四九

兼康板藏城戰の事……………五一

行家謀叛に依て木曾上洛の事……………五三

行家平氏と室山合戰の事……………五三

木曾洛中狼藉の事……………五五

卷第三十四

木曾追討すべき由附木曾怠狀を山門に擧ぐる事……………五五

法住寺城郭合戰の事……………五七

明雲八條宮人々討たる附信西明雲を相する事……………六〇

法皇御歎並木曾縱逸附四十九人官職を止むる事……………六五

公朝時成關東下向附知康藝能の事……………六六

範頼義經上洛附頼朝山門に牒狀を遣す事……………六八

木曾平家に與せんと擬す並維盛歎の事……………六九

木曾内裏守護附光武王莽を誅する事……………七〇

京屋島朝拜之なし附義仲將軍宣の事……………七二

東國兵馬汰並佐々木生暖を賜ふ附象王太子の事……………七三

卷第三十五

範頼義經京入の事……………七七

高綱宇治河を渡す事……………八一

木曾貴女の遺を惜む事……………八六

義經院參の事……………八七

東使木曾と戰ふ事……………八八

巴關東下向の事……………九〇

粟津合戰の事……………九四

木曾首渡さるゝ事……………九八

兼光誅せらる並沛公咸陽宮に入る事……………九九

卷第三十六

一谷城構の事……………九九

能登守所々高名の事……………一〇〇

福原除目附將門新王と稱する事……………一〇三

維盛住吉詣並明神垂迹の事……………一〇三

忠度名所々々を見る附難波浦の賤夫婦の事……………一〇四

維盛北方の歎並梶井宮全眞に歌を遣す事……………一〇四

福原忌日の事……………一〇五

源氏勢汰の事……………一〇六

義經三草山に向ふ事……………一〇八

平氏手向を嫌ふ附通盛小宰相局を請ずる事……………一〇九

清章鹿を射る並義經鴈越に赴く事……………一一〇

鷲尾一谷案内者の事……………一二二

熊谷大手に向ふ事……………一二五

卷第三十七

熊谷父子城戸口に寄す並平山同所に来る附成田來る事……………一二七

平家城戸口を開く並源平侍合戰の事……………一二〇

景高景時城に入る並景時秀句の事……………一二三

義經鴈越を落す並畠山馬を荷ふ附馬の因縁の事……………一二六

則綱盛俊を討つ事……………一二八

一谷落城並重衡卿虜の事……………一三〇

忠度通盛等最後の事……………一三三

卷第三十八

知盛戰場を通れ船に乗る事……………一三六

平家公達の最後並首共一谷に懸くる事……………一三六

熊谷敦盛の首を送る並返狀の事……………一四〇

小宰相局附愼夫人の事……………一四二

平家の首獄門に掛くる附維盛北方首を見らるる事……………一四七

重衡京入並定長問答の事……………一五〇

重國花方院宣を帶して西國下向同上洛返狀を上げる事……………一五二

卷第三十九

友時重衡の許に參る附重衡内裏の女房を迎ふる事……………一五四

重衡法然房を請する事……………一五七

重衡關東下向附長光寺の事……………一五九

賴朝重衡對面の事……………一六一

重衡酒宴附千手伊王の事……………一六三

維盛屋島を出で、高野に參詣す附粉川寺に法然房に謁する事……………一六七

時賴横笛の事……………一六九

卷第四十

法輪寺附中將瀧口を相見る並高野山の事……………一七三

觀賢弘法師の影像を拜す附弘法入唐の事……………一七五

維盛出家の事……………一七八

唐皮小鳥拔丸の事……………一八〇

維盛入道熊野詣附熊野大峯の事……………一八二

中將入道入水の事……………一八七

卷第四十一

賴朝正四位下に叙す附崇徳院遷宮の事……………一九〇

忠賴討たる附賴盛關東下向の事……………一九一

義經關東下向附親能義廣を搦む並除目の事……………一九三

三日平氏附維盛の舊室夫の別を歎く並平氏歎の事……………一九四

新帝御即位附義經使宣を蒙る並伊勢瀧野軍の事……………一九六

屋島の八月十五夜附範賴西海道下向の事……………一九七

盛綱藤戸を渡す兒島合戰附海佐介海を渡す事……………一九八

義經拜賀御禊供奉附實平西海より飛脚の事……………二〇〇

大嘗會を行はる附賴朝條々奏聞の事……………二〇一

義經院參西國發向附三社諸寺祈禱の事……………二〇三

平家の人々の歎附梶原逆櫓の事……………二〇四

卷第四十二

義經纜を解き四國に渡る附資盛清經の首京都に上すべき由の事……………二〇六

勝浦合戰附勝磨並親家屋島尋承の事……………二〇八

金仙寺觀音講附六條北政所の使義經に逢ふ事……………二一〇

屋島合戰附玉蟲扇を立て與一扇を射る事……………二二二

源平侍共の軍附繼信光政孝養の事……………二二九

卷第四十三

湛増源氏に同意附平家志度道場詣並成直降人の事……………二二三

住吉の鐺並神功新羅を攻む附住吉諏訪並諸神一階の事……………二二五

源平侍遠矢附成良返忠の事……………二二六

知盛船掃除附海豚を占ふ並宗盛取替子の事……………二三〇

二位禪尼入海並平家亡虜の人々附京都注進の事……………二三一

安德帝吉瑞ならず並義經上洛の事……………二三七

神鏡神璽還幸の事……………二三九

卷第四十四

神鏡神璽都入並三種の寶劍の事……………二三九

老松若松劍を尋ぬる事……………二四三

平家虜都入附瀬人法師口説言並戒賢論師の事……………二四五

大臣殿の舍人附女院吉田に移る並賴朝二位に叙する事……………二四八

宮人曲並内侍所効驗の事……………二四九

時忠卿罪科附時忠義經を智とする事……………二五〇

賴朝義經中惡し附屋島内府の子副將亡ぶる事……………二五一

女院出家附忠清入道切らるゝ事……………二五四

卷第四十五

内大臣關東下向附池田宿遊君歌の事……………二五五

女院御徒然附大臣賴朝問答の事……………二五八

虜の人々流罪附伊勢勅使改元有らんや否やの事……………二五八

事.....	二六〇	六代御前の事.....	二九五
内大臣京上り斬らるる附重衡南都に向ひ切らる		文覺關東下向の事.....	二九六
並大地震の事.....	二六〇	六代免を蒙り上洛附長谷の觀音並稽文佛師の	
源氏等受領附義經伊豫守に任ずる事.....	二七三	事.....	三〇二
卷第四十六		卷第四十八	
南都御幸大佛開眼附時忠流罪忠快免さるゝ		女院吉田御住居同御出家の事.....	三〇五
事.....	二七三	大臣父子鎌倉より上洛附女院寂光院入御の	
女院寂光院に入る事.....	二七七	事.....	三〇七
頼朝義經中違の事.....	二七八	法皇大原入御の事.....	三〇九
土佐房上洛の事.....	二八〇	女院六道廻物語の事.....	三〇六
高直斬らるる並義經廳の下文を申す附義經女に			
遺を惜む事.....	二八三		
義經行家都を出づ並義經始終の有様の事.....	二八四		
時政實平上洛附吉田經房卿廉直の事.....	二八九		
平家の小兒を尋ね害す附關官恩賞の人々の事.....	二九〇		
卷第四十七			
北條上洛平孫を尋ぬ附鬮尼御前の事.....	二九二		

# 源平盛衰記下

撰者未詳

## 食卷

### 木曾登山附勢多軍の事

木曾は、山門の返状を見て、加賀國住人林、富樫が一黨已下、北陸道の勇士等五萬餘騎を引率し、大夫房覺明を先達にて、近江國湖の浦々より漕渡りて、天台山に打登り、總持院を城郭とす。惡僧には白井法橋、幸明、慈雲坊法橋、寛覺、三上阿闍梨、珍慶等を始として、事の行ひしければ、三塔九院の大衆、老若も甲冑を著し、弓箭を帶して木曾に同意す。其勢谷々に充滿ちたり、既に都へ攻入るべしと聞えければ、新三位中將資盛は、宇治より京に歸り入らる、勢多の大將軍知盛、重衡兩人の内、重衡卿は山階より引返し給ひけり、新中納言知盛卿は、五百餘騎にて、今夜は粟津浦に宿し給ひたりけるが、此より京へ歸り上らんとする處に、加賀國の住人に太田、藏光等、源氏に志ありて上洛しけるが、越前國より兩人打連れて、北陸道より海道に出で、五百餘騎

にて勢多を廻り上る程に、加州の輩林六郎光明已下、天台山に上りて、三井寺より志賀、唐崎を経て、東坂本に著き、林、富樫と一手に成つて軍せんと思ひ、勢多の長橋打渡り、粟津濱を打つ程に、新中納言、五百餘騎にて返し合せ宣ひけるは、爰は平家の公達の陣の前なり、敵か御方か何者ぞ、名乗て通れと問ひければ、太田、藏光、名乗りて中々惡しかりなるとて、馬の鼻を引返し、勢多の橋二三間を引落して、當國の一の宮建部社に陣を取る。中納言宣ひけるは、敵なればこそ名乗はせて引退くらめ、思ふに北國無案内の奴原にぞ有らん、追懸けて討ちとれとて追ふ程に、平家は橋を引かれて渡すべき様なかりければ、馬をば西の橋詰に繋ぎ置き、粟津浦の釣船共にこみ乗り、東の濱に押渡し、勢多の在家に火をかけて攻めければ、源氏も森より出合ひつゝ、矢尻をそろへて射合ひたり、二十二日の夜半ばかりの事なれば、曉かけて照す月、また山の端を出でねども、猛火地を耀して晝の如し、源平互に亂れ合ひて二時ばかりぞ戦ひたる、新中納言の侍

に進藤瀧口俊方と云ふ者あり、中納言深く憑み給ひたりけるが、一陣に進んで戦ひける程に、敵二三騎討取つて、我身も敵に討たれにけり、其外死する者十餘人、手負ふ者は數を知らず、源氏方にも、太田次郎兼定が嫡子に、入江冠者親定と云ふ者を始めとして、七八人討たれぬ、疵を被る者も多かりけり、入替へく戦ふ程に、平家の軍兵打ちしらまされ引退く、知盛卿今は力及ばずとて、通夜都へ入り給ひにけり、太田次郎、藏光冠者兩人は勢多の軍に打勝つて、是も其夜の中に林、富樫を相尋ねて東阪本へ入りにけり、宇治、勢多の討手都に歸り上りたりければ、平家の一門、今は度を失つて爲方なし、京中の貴賤周章てふためきて、肝魂も身にはさりけり。

鞍馬御幸の事

二十四日未の刻に北面の者一人竊に院御所に參て、承る旨こそ候へと申せば、法皇何事ぞと御尋あり、奏し申しけるは、明日巳午の時に、源氏等四方より數萬騎にて都へ攻入る由聞え候間、平家都の内に安堵し難うして、三種の神器、院、内、取進せて、明日卯の刻に西國へ下向とて、内々出立ち候と申しければ、法皇、神妙に申せり、此事努々人に披露

すべからず、思召す旨ありとて、其日の夜に入つて、殿上人に右馬頭資時ばかり御伴にて、北面の下臈二三人召されて、忍びて鞍馬へ御幸なる、人は知らざりけり、同日の小夜深くる程に、大臣殿は忍びつゝ、建禮門院に參らせ給ひて、逆徒入洛の事日比はさりととも思ひ侍りつれども、今は憑すなく承り候、都にて如何にも成りはてんと申す方も多く候へども、人々の御爲心苦しかるべし、筑紫の方へ赴きて、試みばやとこそ思ひ立ち候へと申させ給ひければ、女院御涙をはらくと流させ御座して、兎も角もよき様にこそ計はせ給はぬ、さては住みなれし花の都を振捨て、始めたる旅に浮び立つべきにこそ、吉野の花を詠め、明石の月を見る人暫しと思ふ旅だにも、故郷は戀ひしとこそ聞き侍るに、歸さ知らぬ波の上に浮身をやとし、こがれて物を歎かん事、兼て思ふこそとて、御衣の袖を御顔に宛てさせ給ふぞ痛しき、大臣殿は終夜御前に候はせ給ひて、去方行末の御物語申させ給ひける程に、比は六月の廿日餘の事なれば、深行く夜半は程もなく、曉かけて出づる月、雲井の空に幽なり、五更の鐘の音とに、今夜も明けぬとて打ちひびく、何事に付きても御心細くぞ覺しける、

橋内左衛門尉季康と云ふ者あり、是は平家の侍なりけれど

も、院にも近く召仕はれ進せければ、二十五日に、院御所法住寺殿に上臥して候ひけるに、曉程に常の御所騒がしく、私語きあへり、又女房の聲にて忍びやかに泣く音などしけり、こは何事なるらんと胸打騒ぎ、奇しく思ひければ、忍びつゝ指足して立ち聞けば、御所に渡らせ給はず、何地へ御幸成りにけるやらん、誰か知り進せたるらんと、人は我に問ひ、我は人に尋ね進すれども、只泣くより外の事なくて、知り進せたる人もなし、季康驚歎しく思ひて、聞敢へず急ぎ六波羅へ參りたれば、大臣殿夜部より女院の御所へ入らせ給ひたりしが、未だ出でさせ給はずと申す、聽て女院の御所に參りて、かくと申し入れば、大臣殿は周章て騒ぎ給ひて、よもさあらじ、僻事にぞ有るらんとは仰せけれども、やがて法住寺殿へ、馳せ參らせ給ひて、如何にと尋ね申し給ひけれども、我知り進せたりと申す人なし、淨土寺二位殿と申す女房、其時は丹後殿とて、夜も晝も、御身近く候はせ給ひけるより始めて、人々一人も働かず御座しけるが、只涙を流し、あきれてぞ御座しける、夜も既に明けぬ、法皇失せさせ給ひぬと披露あり、公卿殿上人、上下の北面馳參る、御所中の騒ぎ斜ならず、馬車馳違ひ、塵灰を踏み立て、京中地を返せり、増して平家の人々の家々には、敵の打入りたらんも、限あらば此には過ぎとぞ見えける

かゝりければ官兵洛中に充滿ちて、幾千萬と云ふことを知らず、

平家都落の事

平家は日比法皇をも、西國へ御幸なし進せんと支度し給ひたりけれども、かく渡らせ給はねば、憑む木の本に雨のたまらぬ心地して、さりとては行幸ばかりなりとも有るべしとて、卯の時の終に出御あり、御輿を指寄せければ、主上はいまだ幼き御齡なれば、何心もなく召し奉る、神璽寶劍取具して、建禮門院、御同輿に召さる、内侍所も、同じく渡し入れ奉る、平大納言時忠、卿庭上に立廻つて、印鑑、時の簡、玄上(琵琶)、鈴鹿(和琴)、大床子、河霧の御劍以下、九重の御具足一も取落すべからずと、下知せられけれども、人皆あわてつゝ、我先に我先にと出立ちければ、取落す物多かりけり、晝の御座の御劍も、殘し留めたりけるとかや、御輿出させ給ひければ、内大臣宗盛卿父子、平大納言時忠卿父子、藏人頭信基ばかりぞ、衣冠にて供奉せられける、其外は公卿殿上人、近衛官御繩介の末に至るまで、老いたるも若きも皆甲冑を著し、弓箭を帯して打立ちけり、七條を西へ、朱雀を南へ行幸なる、唯夢の様なりし事どもなり、一年都遷とて、俄かにあわたしく



福原へ行幸のなりしは、かゝるべき事の驗なりけりと、今こそ思ひ合せければ、八條、西八條、池殿、小松殿、泉殿、以下の人々の家々十六所、皆火をかけて焼亡す、餘煙數十町に及んで、日の光だに見えざりけり、或は陛下誕生の靈跡、或は龍樓幼稚の青宮、或は博陸補佐の居所、或は相府丞相の舊第、三台槐門、九棘鸞鷲の栖門、前繁昌、堂上榮花の砌なりき、夢の如く幻の如し、強吳滅びて荆棘あり、姑蘇臺の露灑々なり、暴秦衰へて虎狼なし、咸陽宮の煙片々たりけん漢家三十六宮の、楚の項羽が爲に滅されけんも、争か是には過ぐべきとぞ覺えし、無常は春の花、風に隨つて散ず、有涯は暮の月、雲に伴つて隠る、誰か榮花の春の夢の如くなるを見驚かさらん、憶ふべし、命葉の朝の露に似て零ち易きこと、蟬の風に戯る、戀逝の樂み幾許ぞ、蟬の露に囁しうして合乳の聲、詣を傳ふ、崑崙の十二樓上、仙の陬終に空し、雉堞一萬里中、洛城固からず、多年の經營一時に磨滅しぬ、盛者必衰の理、眼の前に遮れり、年來日來の振舞は目醒しくこそ思ひしかども、さすがかく落下り給ふを見ては、貴賤悉く哀の涙をそ拭ひける、況や住みなれし城を迷ひ出で、何處を指すともなく旅立ち給ひけん人々の心の中、推量られて無慙なり

當時の攝政、近衛殿と申すは、普賢寺内大臣基通公の御事なり、太政入道の御聲にて平家に親み給ひける上に、法皇も西國へ御幸なるべしと日比聞し召しければ、御伴申させ給ふべきにて有りけるに、前内大臣より行幸既にと告げ申されたりければ、御出有つて、御車を七條の造道まで遣らせ給ひたれども、法皇の御幸はなかりけり、如何が有るべきと思召し煩はせ給ひけるに、御伴に候ひける進藤左衛門尉高範と云ふ侍、御車の前に進み出で、供奉し給ふべき平家の一門、池殿の公達、小松殿の公達、皆留り給へり、法皇の御幸もならず、さればいつくへとて御出は候ふやらん、急ぎ還御有るべきにこそと申す、近衛殿の仰せには、彼の一門にむすほはれて年比の恩も忘れ難く、主上行幸もあり、平家のかへり思はん處如何が有るべきと御氣色あり、高範牛飼に向つて、縦ひ主上行幸ありとも御代は法皇の御代、御運盡き給ひて、外家の悪徒に引かれ花洛を落ちさせ給はん行幸に供奉せさせ給ひたらば、未憑しかるべき御事歟とつぶやきて、きと目を引合せたれば、牛飼も進まぬ道なれば、牛の鼻を引返し一栲あてたりければ、牛も究竟の牛なれば、造道を上に東寺まで、其より大宮を上りに、飛びに飛んでぞ還御なる、越中二郎兵衛盛嗣が、殿下も落ちさせ給ふにこそ、口惜しき御事哉、止

め奉らんとて、片手矢はけて追懸け奉る、御車を延さんとて、高範返し合せて散々に防ぎ戦ふ、大臣殿是を見給ひて、やあ盛嗣よ、年比の情を忘れ給ひて落つる程の人をば、いかでも有りなん、急ぎ御供申すべき一門の人々だにも見え給はず、況や攝政の御事は申すにや及ぶと制し給ひければ、盛嗣其より引返す、其間に近衛殿は遙かに延びさせ給ひけるが、御目に御覽じけるは、甲童二人車の左右の轅に取付きて、遣るともなく昇くともなく、御伴に候ひけり、牛の前には赤衣の官人春の日と書きたる札を神の枝に取具して、走るとぞ御覽じける、誠に春日大明神高範に入替らせ給ひつゝ、かく計ひ申しけるにこそと、感涙を流させ給ひつゝ、西林寺と云ふ寺に入らせ給ひたりけるが、其より忍びて知足院へ移らせ給ふ、人を見知らずして、攝政殿は吉野の奥とぞ申しける、

維盛妻子に遺を惜む事

権亮三位中將の許へ人參りて、源氏既に天台山に打登り、三千の衆徒同心して、都へ攻入り候なり、其上此夜半より法皇も渡らせ給はずとて、大臣殿には騒がせ給ふ、西國へ行幸とて、内裏には武士雲霞の如くに集り、御一門皆御伴とて御出立あり、如何に此御所へは御使は候はざりけるやらん

と申しけり、三位中將は、かゝるべしと兼て知り給ひ、日來思ひまうけ給ひたる事なれども、指當りては、あな心うやとばかり宣ひて、行幸は成れども、妻子の遺を惜みつゝ、只泣くより外の事ぞなき、時の間も離れがたき人どもを、憑もしき者もなきに誰育み誰憐めとて、振捨て出でなん事の悲しさよと宣ふも又理なり、此北の方と申すは、故中御門大納言成親卿の御女なり、芙蓉の貌も殿しく、桃李の粧ひも細やかに、容顏人に勝れ給ひたりける上、心の優に情深き事も世に類なかりければ、なべての人に見せん事を父母勞はしく思ひて、女御后にもとぞ傳き給ひける、天下の美人と聞えける上、父新大納言世に覺えいみじく、時めき榮え給ひければ、哀と思はぬ人はなし、法皇聞し召し入れさせ御座して、御色に染むる御心ありて、忍びて度々御書ありけれども、女房思ひ入り給ふ事の有りけるにや、是も由なしとて引きかづきて臥し給ひて、雲井より吹きくる風のはげしくて涙の露の置きまざる哉と口ずさみ給ひけるも、思ひある人とぞ聞えし、父大納言、法皇の御書の事聞き給ひて、周章て悦び給へり、御所へ進すべきにて、内々其用意有りけれども、更に聞き入れ給ふ事なし、大納言は大に本意なき事に思はれて、親の爲に不孝の人にておはしけるを、今まで父子の儀を思ひけるこそ

口惜しけれ、今日より後は、永く親子の好をなれ奉る、人參り寄せまじと戒めければ、通ふ人もなし、乳母子に兵衛佐と云ふ女房一人ぞ、免されて候ひける、是に付ても世の憂き事を思ひつけ給ひけるにや、いつも引きかづきて、泣くより外の事なし、さても或る時鬢をひろげて、何とやらん書付けて、又元の如くに引結び捨て給へり、兵衛佐是を取りてひらき見るに、一首の歌なり、

結びてし心の深きもとゆひに契りしすゑのほどけもやせん、と書きすさみ給へり、是を見てこそ、兵衛佐始めて思ひある人とは知りけれ、色に出でぬる御心中、争か知るべきと思ひて、様々諫め申しけるは、如何に法皇の御書の候ひけるには、御返事は申させ給はざりけるにや、女房の御身に、斯様の御幸ひをこそ、神にも祈り佛にも誓ひてあらまほしき御事にて候へ、さらでは又何事を思召し、いかならんとて父御前の御惡をも蒙らせ給ふべき、猶も隨ひおはしまさば、などか御赦れもなく候ふべき、さらば御幸にもなり、御目出なき御事にて候べしなど、細々と口説き申しければ、女房涙を流し給ひ、物の心を辨ふる程の者の、争か父の仰せを背くべきなれども、人しれず思ふ事あり、何程ならぬ夢の世の中、盡せぬ思ひの罪深からんずればとて、又引かづきて臥し給へり、兵衛佐は、如何

なる人の御事を思召し入りて、かくは仰せ候ぞと問ひ奉りけれ共、いなせの返事もなかりければ、妾をさなくより、御身近く付きまゐらせて、立去る方も侍らで、何事も二心なく深く憑み進らせてこそ侍るに、かほどに御心を置かせ給ひける事の悲しさよ、承りたらば、憂もつらきも共の歎にてこそ候はめと、終夜口説き奉りければ、理に折れて仰せられけるは、有りし殿上の淵醉に、小松左衛門佐の云ひし言の有りしを、聞き入れざりしかば、ひたすら穂に顯れて、此世一つの事に非ず、然る可き先世の契も有りけるにやとまで、心の中を知らせたりしかば、見そめたりしに、後の世までも同じ心にと云ひし者を、かくと聞かば、如何ばかり、歎かんずらんと思ふに、心苦しきとよと宣へば、兵衛佐いたく御いとほしく思ひつゝ、さる御契の有りにや、小松殿よりも申させ給ふと聞えしぞかしと思ひ出でて、急ぎ小松殿へ参りて、北の御方に然々の御事なん申したりければ、いとほしき事にこそとて、三位中將に尋ね給へば、さる事有りとして、急ぎ車を遣りて迎へ取り奉り給へり、彼の小松殿の北の方と申すは新大納言の妹、姫君には御姨母なれば、三位中將には御いとこなり、年比にも成りければ、男女の子息まうけ給ひたる御中なり、男子は十歳、六代御前、女子は八つ、夜叉御前とぞ申しける、共にわりなく厳しき御有様

なり、時の間も離れ難き人々を、憑もしき人もなきに、打捨て出でなん事こそ悲しけれとおぼすに、御涙せき敢はず、北の方も後れじと出立ち給へば、中將かねて申し侍りしぞかし、具し奉りては御身の爲いとほしければ、只留り給へ、維盛西海に下つて、水の底にも沈み、敵にも討たれんを、目の當り御覽せん事、いかばかりかは悲しかるべき、露愚の事はなき物を、かくな歎き給ひそと宣へば、北の方、いかにかくは聞ゆるぞ、後の世までもとこそ契りしに、今更打捨て給ふ事の心うさよとて、涙もせきあへず御座しけるを見るに付けても、爲方なく思召しけれども様々に誘へ給ひける程に、ほど経時移りければ、維盛をば二心ある者と大臣殿宣ふなるに、今迄打ち出で参らねば、いとさこそ思ひ給ふらめとて、泣くく打出でんとし給へば、北の方、父もなく母もなし、甲斐なき女に幼少き者共を打預け、只一人都に残し留め、いかにせよとて、情なく振捨て、出で給ふぞ、野末山の奥までも相具してこそ、兎も角も見なし給はめ、縦ひ習はぬ旅なりとも、此に捨てられ奉りて、明暮戀し悲しと、晴れぬ思ひにやまざるべき、稚き者共の便なく歎かん事、父の御身としてなどか、顧み給はざるべきと宣ひて、袖を引へつゝ、人の聞くにも憚らず、音を立て、叫き給へば、いとど見棄て難く思ひ給へども、さて有るべき事ならねば、重ねて

宣ひけるは、留め置き奉るは、誠に情なくこそ思召すらめども、維盛は遠き情をこめ奉りて、かくは相計へるなり、後には賢くも計りて、棄置きけりと思召し合する、御事も有るべし、若し又いづくにも落留り、心安き所あらば、必ず急ぎ迎へたらんとすかし誘へて出で給はんとしける程に、新三位中將資盛、左中將清經、左少將有盛、侍從忠房、兼盛、備中守師盛、五六人の弟達各門に打入りつゝ、行幸は遙かに延びさせ給ひぬらん、いかに今までかくて御座し候ぞと宣ひければ、三位中將は、少き者どもの痛く慕ひ侍るを、誘侍る程にとて、涙に咽びて立ち給へり、北の方は甲の袖に取り付きて、さて打捨て、出で給ふにやとて叫び給ふ、若君姫君もる共に左右の袂にかなぐり付き、我捨てられじとぞ慕ひ給ふ、三位中將は餘りに爲方なく思はれければ、滋藤の弓のはずにて御簾をさと掻揚げて、弟の殿原に、是れ御覽せよや、如何にも軍の先をこそ蒐け候はめ、稚き者共が名遺を思はじとすれども思はれて争か情なく引切るべきと、心弱に誘へ侍る程に、出でかねて侍るぞやとて、涙を流し給ひけり、甲の左右の草摺には、若君姫君取り付き給へり、鎧の袖には、北の方と覺しくて取付き給へり、日來はさしもこそつゝ、み忍び給ひしに、悲しさには恥をも忘れけるにや、人々の見あはれけるにも憚らず、悶え焦れ

給ふ、弟の殿原是を見給ひて、各涙を流しつゝ、馬の鼻を引返し、門に出で、ぞ泣き給ふ、や、有つて新二位中將又縁の際まで打寄せて、御遣はいつも盡きぬ御情、誠に打具し奉る歟、思召し切る歟、御心弱くも折に依るべき事に候、兎も角も疾々と聞えければ、三位中將心強く思ひ切り、振り捨て、こそ打出でけれ、北の方、稚き人々、後れじと慕ひ給へば、中將も心強くは出でたれども、跡に心は残りけり、行くも留るも、推量られて哀なり、

昔悉達太子の、檀特山に入らんとて王宮を出でしに、耶輸多羅女を悲みて、出でもやらざりけんも、かくやと思ひしられたり、彼は報恩の道に入り、終に覺を開き給ふ、是は鬪戰の旅に出づ、後いかならんと無慙なり、

侍共も面々に打出でける其中に、北國にて討たれし齋藤別當實盛が子に、齋藤五、齋藤六とて兄弟あり、齋藤五は十九、齋藤六は十七にぞ成りける、三位中將此二人を招き寄せて、年來身近く召仕ひつれば、昵さにいつくまでも召其し度思へども、己等は無官にて、出仕の伴なんどもせねば、墓々しく人に見しられざれば、幼き者共を留め置く事の覺束なきに、二人は是に留りて、少き者共の杖柱ともなれと宣へば、兄弟二人、馬の左右の承鞍に取付て、何れも御宮仕は同じ御事

死なぬ理も、今こそ思ひ知られけれ、

越中次郎兵衛盛嗣、大臣殿の御前に、進み出で、申しけるは、池殿は御留にこそ、侍共一人も見え候はず、口惜しく侍る者哉、上こそ恐れ有れども安からず存じ候に、侍共に一矢射懸けて歸り參らんと申す、大臣殿打領許給ひて、さなくとも有りなん、年來の重恩を忘れて、いつくにも落著かん所を見置かぬ程の者をば、兎角云ふに及ばずと制し給ひけるぞ、いとほしき、さても權亮三位中將は如何にと問ひ給へば、盛嗣、小松殿の公達一所も見えさせ給はずと申しけるに、大臣殿は、池大納言の様に頼朝に心を通はずやらんと覺ゆれば、さこそは有るらめとて、世に心細げに宣ひて、涙のこぼれけるを押拭ひ給ひければ、人々も甲の袖をぬらしけり、新中納言知盛此有様を見給ひて、皆是れ日比思ひまうけし事なり、今更驚くべきに非ず、さはあれども都を出で、未だ一日をだにも經ぬに、人の心も替り畢てぬ、増して行先さこそはと推量らるれば、只都にて如何にも、成るべかりつる者をとて、大臣殿の方をつらけに見給ひけるぞ、實にと覺えて無慙なる、

畠山兄弟暇を賜ふ事

畠山庄司重能、小山田別當有重兄弟二人は、年來平家

なれば、仰せに隨ひ進すべきにて侍れども、公達、北の御方の御歎き承り、忍ぶべしとも覺えず、其上女房の御身、幼き御事、何の御事かは侍るべき、たゞ御向後こそ覺束なく思ひ進すれば、落著かせ給はん處までは御伴にこそとて、後れ奉らじと叫びけり、中將宣ひけるは、誠に年來の好みはさる事なれども多き者共の中に思ふ様有りてこそ斯様には云ふに、などか口惜しく我云ふ事を用ひぬぞ、維盛に隨はんに露劣るまじと恨み給へば、遙かに見送り奉り、猶も走り付き參らせ度は思ひけれども、誠に思召す様ありてこそ、宣ふらめと思ふなり、遺は旁惜しけれども、兄弟泣くく歸りにけり、三位中將心づよくは出で給ひたれども、跡に心は留りて、前へは更にすまはず、隙なき涙に掻きくれて、行く前も又見えざりけり、弟達の見合はれけるも、さすがつゝましく覺えて、さりげなく、もてなし給へども、抑ふる袖の下よりも、餘りて涙ぞこぼれける、北の方は是程に情なかるべしとは年比は思はじものをとて、引きかづき臥し給へば、少き人々もるともに倒れ臥し、もたえ焦れ給ひけり、日數ふれば北の方、二人の公達を抱へて、世も怖しく道も狭く覺しける上、かく打捨てられ給ひては、一日片時堪へて御座すべしとは覺さざりけれども、つれなく消えぬ露の身の、日數もさすが積りつゝ、年月をこそ送られけれ、歎くに

に奉公して、都落にも御伴申して、泣くく淀まで下りけるを、大臣殿御覽じて、近く兩人を召して御供神妙く、但しいつくまでも相具すべけれども、子息家人等皆東國に有つて頼朝に相從へり、身は御供に候ひて、心は鎌倉に通ふらん、親子の儀それ悪しからず、扱殻ばかり下りたらば何にかはせん疾くく罷り歸れ、もし世にありと聞かば、思ひ忘れず參るべきなりと宣へば、重能有重畏つて、身は恩の爲に仕はれ命は義に依て輕しと云ふ事あり、年來恩を蒙りて身を助け、妻子を養ひ候ひき、今さら子が悲しく妻が戀ひしければとて、争か見捨て奉るべき、落著御座しまさん所までは御供なりと申せば、人の親の子を思ふ志、尊きも卑しきも替る事なし、されば子は東國にありて源氏に隨ひ、親は西海に落ちて、身を亡さん事不便なり、只とくく頸を延べて頼朝に隨ひて、再び妻子を相見るべし、つゆ恨と思ふ可らずと宣ひけるこそやさしけれ、二人の者共、二十餘年の好なれば遺は實に惜しけれども、流石に身のすて難きに、泣くく都へ上りにけり、

權亮三位中將維盛、資盛、清經已下兄弟の人々二百餘騎にて、行幸ははや成りぬ、急げやいそげ、打てやうとて、大宮を下りに東寺、四塚、造路、御吉野、志賀、柳原、淀津、羽束、六田河原を打過ぎて、關戸院邊にてぞ行幸には追付

き給ひける、大臣殿は此人々を見給ひてぞ少し力付きて、今  
 まで見えさせ給はざりければ、覺束なく思ひ奉りつるに、かくて  
 又見えさせ給へば嬉しくこそ宣へば、三位中將は、稚き者  
 共の強ちに慕ひ侍りつるを、誘へ侍りければ、今まで行幸には  
 後れ進せ候へと宣へば、何とて具し奉り給はぬぞ、留め置き奉  
 りては、如何にしてか御座しまし合する、御心苦しき事にてこ  
 そと宣へば、行く前とても憑もしくも候はずとばかりにて、問ふ  
 につらさの勝りつ、いと涙を流されけり、是を聞きける人々  
 は、實にと思ひつ、我身の上とぞ悲みける、池大納言の類  
 は、今やくと待たれけれども、落留つて見え給はず、

經正仁和寺の宮に參る事

修理大夫經盛の子に、但馬守經正と申すは入道の甥なり、  
 童形の程は幼少より仁和寺宮守覺法親王に候ひて、御  
 愛弟にておはしけるが、是も都を落ちけるに、昔の好忘れ難く  
 覺えければ、最後の見參に入り進せんとて、有教、朝重と云  
 ふ侍二人召具して、只三騎にて仁和寺宮へぞ參り給ふ、經  
 正は練貫に鶴を縫ひたる鏡直垂に、萌黃絲絨の鏡をぞ著た  
 りける、人して申し入れけるは、一門の榮華既に盡きて、今日  
 都を罷り出で候、再び花洛に還り登らん事有り難し、身を西

海の底に沈め、傲を山野の塵にまじへん事疑ひなし、何事も  
 皆先世に報ふ事と思ふ中にも、今一度君を見奉らずして空  
 しくならん事、憂世の妄念とも成り侍りぬと悲しく覺え候へ  
 ば、憚ながら推參と申し入る、宮大に憚り思召しけれども、さ  
 しもいとほしく不便に思召し、者なる上に、誠に都を落する  
 程なれば、又御覽せん事有るまじとて御前近く召されけり、  
 經正悦んで、甲着ながら中門の廊に畏り、跪いて申しけるは、  
 十一歳の時より此御所に參り、不便の者に思召されしかば、  
 慈悲の御衣の下より生立てられ進せし上は、剃髮染衣の形  
 にこそ罷り成るべきに、心ならず俗不善の身と成り、叙爵  
 し侍りしかども、出仕の隙にはいつも此御所にこそ伺候申し  
 しに、近年源平の諍に打紛れて後は、つと參る事こそなかり  
 つれども、五日二日に參らざる事はなかりき、而るに一族運  
 傾きて、今日既に都を罷り出づ、遙の西海に落下り八重の  
 鹽路を漕隔てなば、歸らん期を知らず、骨を道の側にさらし、  
 名を浪の末に流さん事疑ひなし、哀不便の昔の御好、生々  
 世々に争か忘れ奉るべきなれば、今一度君をも見進せばやと  
 存じて、人々ははや落罷りぬれども、經正は先づ是まで參上  
 仕るに、御前近く召進せぬる事、申すに猶も餘あり、抑又下  
 し預りし青山をば、如何ならん世までも御形見にとこそ思ひ

侍りつれども、争か斯る名物を空しく旅の空に引失ひ、波の  
 底に沈め侍るべきなれば返上仕つらんとて持參、それ進せよ  
 とて、郎等有教を召して、錦の袋に入れたる青山と云ふ琵琶  
 を取出して、輪臺、青海波、蘇香、萬壽樂の五六帖をぞ暫く  
 弾じ給ひける、是を最後と引き給へば、聞く人涙を流しけり、  
 さて琵琶を懐いて御前に差置き給ひつ、鏡の袖を顔に當て  
 や、さめくと泣き給ふ、宮は此有様を御覽じ聞し召して、聊  
 かも御返事をば仰せず、香染の御衣の袖絞りあへさせ給はず  
 哀に堪へぬ御有様、除の袂ぞ濡れ増さる、

青山の琵琶流泉啄木の事

抑も此琵琶は、承和二年に掃部頭貞敏が勅宣を蒙り大唐  
 國に渡りつ、廉承武に謁して秘曲を傳へ習ひしに、二の琵  
 琶を得たりき、玄象、青山是なり、博士此琵琶を弾じつ、曲  
 を貞敏にをしへしに、青山の緑の梢に天人天降りつ、廻雪  
 の袖をひるがへす、博士瑞相に驚きて、青山と名をつけき、  
 又此琵琶の造り様、紫藤の槽に、椀の腹、花梨木の頭に、  
 同天首、黄楊のはん首に、同撥白心のふくしゆに、虎の皮  
 の撥面落帯なり、撥面の繪には、夏山の碧の空に有明の  
 月出でたる様を書きたれば、青山とも名付たり、譬へば撥

面に牧の馬と書きたれば、彼の琵琶を、牧馬と云ふ如くな  
 り、

昔村上天皇御宇に、月明々として陰なく、風颯々として最  
 冷き、秋の夜深更に臨んで御寂の折節、御心を澄しつ、此  
 青山を取出し御座して、御自ら萬秋樂の秘曲を弾じ給ひけ  
 るに、撥の音にやめでたりけん、月もさやけき軒端の頭に天人  
 天降り給ひて、五六帖の秘曲の時、廻雪の袖を翻し、雲井  
 に登り給ひにけり、かゝる目出たき琵琶なれば、其後凡人引  
 く事なし、仁和寺宮に傳はり、代々此御所の重寶なりけるを  
 皇后宮亮經正十七にて初冠して、聽て五位に成る、すき額  
 の冠を給ひて、宇佐宮の御使に立てられける時、申し預りて  
 下りつ、當社權現の神前にて、盤涉調にて青海波を弾じ  
 給ひける、御神殿や、動きつ、内より二羽の千鳥飛出で、  
 社壇の上にて舞ひ遊ぶ、神明御納受有つて化現し給ふと覺  
 えて忝し、經正樂をば留めて、三曲の其一、流泉の曲を調べ  
 たり、宮人、巫女、賤女、賤男に至るまで、呂律緩急をば知  
 らざれども、感涙袖を絞りけり、凡人此琵琶を彈ずる事は經  
 正ばかりぞ有りける、斯る希代の重寶なれば、身を放たず家  
 傳ふとこそ思はれけども、都を落ち別るゝ程なれば、縦ひ波  
 の底に消失せぬとも、是を御覽せん折々は、思召し出し御座

しまして、後の世をも御弔あれかしと思ひければ、進報しけるにこそ。

抑も流泉の曲とは、都率内院の秘曲なり、菩提樂とは此樂なり、彌勒菩薩常に此曲を調べて、聖衆の菩提心をすゝめ給ふ故なり、其聲歌に云く、

三界無安 猶如火宅 發菩提心 永證無爲

とぞひびくなる、漢武帝の仙を求め給ひし時、内院の聖衆天降つて、武帝の前にて此曲を調へ給ひし時、龍王竊に來つて、南庭の泉底に隠れ居て、此を聴聞せしかば、庭上に泉流れて満ちたりしより、此曲をば流泉と名けたり、我朝には延喜第四王子會坂の蟬丸の琵琶の上手にて、天人より傳へられたりしを秘藏せられて、更に人に授け給はず、博雅三位、三年の程夜々關屋に通ひつゝ傳へたりしを、三位も是を秘藏して、輒く人には傳へざりけり、啄木と云ふ曲も天人の樂なり、本名解脫樂と云ふ、此曲を聞く者は生死解脫の心あり、其聲歌に云く、

我心無礙法界同 我心虛空其本一  
我心通用無差別 我心本來常住佛

とぞ響くなる、震旦の商山に仙人多く集つて、儷に此曲を

弾じけるに、山神蟲に變じつゝ、木を啄む様にもてなして、此を聞けるより、啄木と申すなり、此樂を彈する時は、天より必ず妙華ふり、甘露定りて海老尾に結びけり、さても經正は既に罷り出でんとしけるが、今を限の別の道、立ちもやらず琵琶を御前に閣きつゝ、かく思ひつゞけける、

吳竹のものと、其はかはらねどなほ住みあかぬ宮の内かな

宮も御涙を押へ御座しまして、

吳竹の本の筧は絶えはて、流るゝ水のすゑをしらばや御前に候ひける人々、昔の好み争か忘る可きなれば、各遣を惜みつゝ、墨染の袖をぞ絞りける、大藏卿法印は、餘り悲しく思ひつゝ、是れや最後の別なるらんと思ひ入りて、

夏山の出入る月の姿をばいつか雲井に又も見るべき  
經正の返事、

夏山の緑の色はかはるとも出入る月を思ひわするな  
侍從律師行經は、殊に淺からず契りたりける人なり、

實成な老木も小木の山櫻おくれ先立つ花も殘らじ  
經正の返事、

旅衣夜なく袖をかたしきて思へば遠く我は行きなんと宣ひて、御遣は旁推量り御座しますべし、今は心づくしのはてまでも是を最後の思出とて、御前を立ち給ひけり、年來見

なれし人々も、鎧の袖に取付きて、衣の袂を絞りけり、夜を重ね日を重ぬとも別はいつも同じ事、行幸は遙かに延びさせ給ひぬらんとて、心づよく振放ち、冑の緒をしめ、馬に打乗り出で給ふ、參る時は世を忍びたる體なれども、歸る時は赤旗赤符付けさせつゝ、南を指して歩みはせけり、行幸に追付き進せんとて心づよくは出でたれども、住みなれし故郷は、さすがに悲しく覺えつゝ、鎧の袖に涙落ちて、行く前も見えざりけり、梅津の里は夏なれど、匂を残して芳しや、桂の里の月影も、思ひ出でて通られる、大井河岩越瀬々の水の泡、旅の憂身の悲しさに消え入る心地し給へり、

飛驒守景家も御伴にとて出立ちけるが、三歳になる孫に遺を惜みつゝ如何せんとぞ悲みける、其孫と云ふは北國の軍に討たれし飛驒太郎判官景高が子なり、其妻は夫に後れて深く思ひ沈み、此少き者をかへてのち如何せんと歎きし程に、積る思に堪へずして此世空しく成りにけり、父にも後れ母にも別れて孤なりけるを、祖父飛驒守景家が我懷に拘へ抱きて、常は口説言して、哀果報なき身となる悲しさよ、かゝる忘がたみを残し置き、我れさへ物思ふ事の無慙さよとて、鳥の雛を焔むるが如く字みける程に、平家都を落ちければ、景家も出立ちけり、東西もしらぬ稚き者を、宿定めなき旅の道に具

せん事も叶ふまじ、跡に憑もしき者もなければ、誰に預くべしとも覺えず、思ひ侘びてつくゞ是を案じ出して、甲の袖に懷きつゝ、母の八十有餘に成りけるに、具し行きて此子預け奉らん、御爲には曾孫なり、景家西海の浪に沈み候とも、生し立て、御形見とも御覽候へとて、打預けつゝ、落行きけり、景家が母、老々として庭に杖つき走り出で、泣くく申しけるは、我身縦ひ若く盛なりとも、かゝる亂の世の中に如何にしてか育むべき、況や八十に餘りて今日明日とも知らぬ命なり行く末遙々の少き者を、何とせよとて捨て預けてはおはするぞ、縦ひ情なく老いたるこそ振捨て、出で給ふとも、恩愛の別の悲しさに打副へて、歎を重ね給ふ事こそ心うけれ、如何ならん野末山の奥へも具し行き給へとて、嬰兒の手を引き、鎧の袖に取付きて、門を遙かに出でたりけり、弓矢とる身の哀さは、人に弱氣を見せじとて、かなぐり棄て、出でけれども、涙は先にすゝみけり、

落行く平家は誰々ぞ、公卿には、前内大臣宗盛、平大納言時忠、平中納言教盛、新中納言知盛、修理大夫經盛、右衛門督清宗、本三位中將重衡、權亮三位中將維盛、越前三位通盛、新三位中將資盛、殿上人には内藏頭信基、但馬守經正、左中將清經、薩摩守忠度、小松新少將有盛、

左馬頭行盛、能登守教經、武藏守知章、備中守師盛、小松侍從忠房、若狹守經俊、淡路守清房、僧綱には、二位僧都全真、法勝寺執行能圓、中納言律師忠快、經誦坊阿闍梨祐圓、侍には、受領、檢非違使、衛府諸司百六十人、無官の者は數を知らず、此二三箇年の間東國北國度々の合戦に討漏されたる人々なり。

頼盛落留る事

池大納言頼盛卿も、池殿の亭に火を懸けて、鳥羽の南赤江河原まで落ち給ひたりけるが、赤旗赤符ちぎり捨て、此より都へ歸り上る、八條女院の御所、仁和寺常葉殿に参籠し給へり、落殘る勢僅に百餘騎なり、兵衛佐の許より度々申し送られけるは、平家追討の院宣を下し給はる上は、私を存すべからず、御一門の人々恨み申すべきにて候、但し御あたりは、驚き思召すべからず、故池尼御前に遁れ難き命を助けられ進せて、今に甲斐なき世に立廻れり、其御恩争か忘れ奉るべきなれば、如何にも報い申さんとこそ存すれども、後れ進せぬれば力及ばず、今は故尼御前の御座すと深く思ひ進すれば、頼朝かくて世に立廻り候はば、朝恩にも申し替へて、御宮仕申すべし、ゆめく矯飾の所存にあらずと、申されたり

ける上、法皇仰の旨も有りけるを憑みて留り給ふ、又同じき侍に彌平兵衛尉宗清と云ふ者あり、兵衛佐平治の逆亂にさらるべかりけるを、此宗清池尼御前の使として、兎角詞を加へて死罪を申し宥めたりけるに依て、兵衛佐思ひ忘れ給はず、國々の兵を差上げ給ひける時、噫畏池殿の殿原に向ひて弓矢を引く事有るべからず、又宗清兵衛に手かくなどぞ誠め仰せられける、平治に頼朝助かりて、壽永に頼盛遁れ給ふ、周易に積善之家有餘慶、積不善之家有餘殃、と云ふ本文あり、誠なる哉此言、人に情を與ふるは我幸にぞかへりける。

貞能小松殿の墓に参る

附小松大臣如法經の事

源氏多田藏人行綱攝津國を押領して、河尻を打塞ぐと聞えし間、肥後守貞能馳向ひたりけれども、僻事にて歸り上る程に、相摸が辻子と云ふ所にて行幸に参り合ふ、貞能馬より下り、大臣殿已下の人々に向ひ奉つて、あな心憂、是は何地へとて御座しますやらん、都にてこそ如何にも成り給はめ、又西國へ落させ給ひたらば、助り給ふべき歟、落人として此彼にて打殺され射殺され、骸を道の側にさらし、名を後の世にく

だし給はんこと口惜しかるべし、とくく是より還り上らせ給へとて、爪弾に及ぶ、大臣殿宣ひけるは、貞能よ汝はいまだ知らず、思ふも理なれども、源氏昨日より天台山に登つて、谷々坊々に充滿ちたり、又此夜半より法皇も御所を出でさせおはしまして、渡らせ給はず、男子の身ならば如何がせん、主上いまだ幼き御事なり、女院二位殿を始め進せて、女房達旁御座します、まのあたり心憂き目を見るも悲しければ、一間戸もやと思ふ、又禪門名將の御墓所に参りて、今一度拜み奉り、思ふ事をも口説き申し其後塵灰ともならんと思召すなりと仰せければ、貞能は、昔より源平世を諍ひて合戦いまに絶えず、縦ひ敵天台山に有りと、争でか住なれし都をばあくがれ出でさせ給ふべき、貞能は餘りに京の戀しく候へば、歸り上りて、敵あらば討死して、同じくは骸を都にさらし侍るべし、敵なくば又こそ歸り参らめとて、只一人都へ歸り上りつ、法住寺の邊に一宿したりけれども、人々引返し給はず、家々は今朝皆焼拂ひ給ひぬ、なに、付け、いづくに有るべしとも覺えざりければ、貞能、小松殿の御墓に参りて、夜深くるまでは、忍音に念佛申し、頓證菩提と回向して後申しけるは、君は斯様の事をかねて知し召されて、熊野權現に御祈誓候ひて、とく失せさせ給ひけるにや、此世の中いかに成り立ち候べき、賢

人の大臣とこそ、君も臣も思ひ奉りし事に侍りしか、草の陰迄も遠き守とならせ給ひて、御一門今一度都へ返し入れ給へとて、生きたる人に物を云ふ様に涙を流して申しけり、曉に及んで夢を結ぶ、大臣衣冠正しくして、八葉の蓮座のいと目出たきに、左の足を指し上げて登らん、とし給ひけるに、鬼神来て引落し奉る、貞能あれは如何にと問ひ奉りければ、大臣涙を流し、八葉の蓮座と云ふは、都率天宮なり、我君臣の義を亂らす、親子の禮を篤うす、國を思ひ人を恵むに、全く私を以てせず、其上莫大の善根異國に及ぼすに依て都率天に生ぜんとする處に、一門の悪行に答へて、今鬼神の爲に引落されたり、鬼神と云ふは即ち一族の惡靈なり、されば汝如法經を書寫して、必ず我後世を助けよと宣ふと見て夢覺めぬ、其後墓堀り起し、水に流すべきをば賀茂河に入れ、持たすべきをば持たせて、甲斐くしくは云ひたりけれども、泣く泣く福原へこそ下りけれ、

蔡順と申す者、昔唐土に有りけり、其母生きたりける時餘りに雷に恐れけり、母死して後雷のきびしく鳴る時ごとに、必ず母の墓に行きて、蔡順是まで参りて侍り、雷電の音恐れ思ひ給ふなど、聲を擧げて泣きしかば、雷鳴を止にけり、其母夢に來りて、悦ぶ色たびく有りけるとかや、至孝の志

深き時には、古今上下かゝるためしも有りけり。

貞能後に聞えけるは、西國の軍破れて、下野國宇都宮へ下向す、彼の宇都宮は外戚に付きて親しかりければ、尋ね下つて出家して肥後入道と云うて、如法經を書寫して、大臣殿の後生を弔ひ奉りけり、貞能都へ返りぬと聞えける上、越中次郎兵衛盛嗣、上總七郎兵衛景清二人大將軍として京へ上り、落留り給へる平家の一門并に侍共、人手に懸けんより、一人も漏さず討捕るべしと聞えければ、池殿は色を失ひ騒ぎ給ひ、こは如何にすべき、源氏未だ打入らず、平家には引別れぬ、浪にも付かず磯にも付かぬ心地かなとて、只八條殿に參りて、若しの事候はと助けさせおはしまし候へと申されけるも、云甲斐なし、女院は、斯る亂の世なれば、我いかにと計ふべきにも非ず、そも如何かせさせ給ふべきとぞ仰せける、平家の方の者やしたりけん、池殿の門前に札に書きてぞ立てたりける。

年比の平やを捨て、鳩のはにうきみを藏すいけるかひなし、大納言此歌に恥ぢて、出仕もし給はず、常に籠居しておはしける、有爲無常の境と云ひながら、命を惜み身をたげふ事、定めて後悔有るべきをや、年來芳志ある一門を捨て、他門に歸伏し給ひぬる事、けにもいける甲斐なしとぞ人申しける。

賦卷

落行く人々の歌附忠度淀より歸り俊成に謁する事

落行く平家の人々、或は式津の浪枕、八重の鹽路に日を経つ、船に竿さす人もあり、或は遠きを凌ぎ近きを分けつ、駒に鞭うつ人もあり、前途をいつこと定めず、生涯闘戰を日に期して、思ひく心々にぞ下り給ふ、權亮三位中將の外は、大臣殿を始め奉りて、然る可き人々は、皆妻子を引具し給ひたりけれども、下様の者共は妻子を都に留め置きしかば、各別れを悲みつ、行くも留るも互に袖を絞りけり、夜かれ日枯をだにも怨みしに、後會其期を知らざりけるこそ悲しけれ、相傳譜代の好み淺からず、年來日比の重恩も争か忘るべきなれば、人なみく涙を押へて出でたれども、心は都に通ひつゝ、行くも行かれぬ心なり、淀の大渡にては、南無八幡三所大菩薩再び都へ返し入れ給へと各伏し拜み給へども、神慮誠にしり難し、薩摩守忠度、故郷の家々煙とのぼるを顧みて、古郷を燒野の原にかへりみて末も煙の波路をぞゆく

修理大夫經盛

墓なしやまは雲井に別るれば宿は煙と立のぼるかな  
或る舊女泣くく口ずさみ給ひける、  
住みなれし都の方はよそながら袖に波こす磯の松風  
是を聞ける人々、いよく袂を絞りけり、

中にもやさしき事と聞えしは、薩摩守忠度と申すは入道の舍弟なり、淀の河尻まで下りたりけるが、郎等六騎相具して、忍びて都へ歸り上る、如法夜半の事なるに、五條三位俊成卿の宿所に行きて門を叩く、内には是を聞きけれども、かゝる亂の世なる上、いぶせき夜半の事なれば、敲けども開ざりけり、餘りに強く敲きければ、良久しく有つて青侍を出し、戸をひらかで是を問ふ、忠度と申す者、見參に申し入れ度事ありて參りたりと答へければ、三位大庭に下り、世に恐れて内へは入れざりけれども、門をば細目に開きて對面あり、忠度宣ひけるは、かゝる身として御ため憚あれども、所詮一門榮花盡きて都に安堵せず、西海へ落下り侍り、亡びん事疑ひなし、世靜りて後、定めて勅撰の沙汰候はんか、縦ひ身は八重の鹽路の底に沈むとも、漢鹽草書き置く末の言葉、後の世までも朽ちぬ形見に傳はり侍れかしと思出で、河尻より忍び上つて侍り、是ぞ年比讀み集めたりし愚詠どもにて侍る、身と共に波

の下にみくづとなさん事遺恨に侍り、是を砌下に進せ置き候、勅撰の時は必ず思召し出でよとて、巻物一卷泣くく鏡の引合より取出でたり、三位感涙を流し、是を受取り、御詠一卷預り置き候ひ畢んぬ、是れ永代秀逸の御形見、未來歌仙の指南ならん歎、此忽劇の中に御音信に預る事、恐悅少からず候哉、縦ひ浮生を萬里の波に隔つとも、御形見をば一戸の窓に納めて、勅撰の時は思ひ出で侍るべしと宣へば、忠度、今は身を波の底に沈め、骨を山野に曝すとも思ふ事なしとて、馬にのり、古詩を、

前途程遠馳、思於雁山之暮雲、  
後會期無霑、纒於鴻臚之曉淚、

と打上げく詠じつ、南を指してぞ落行きける、本文には後會期遙なりと書きたるを、忠度還り見るべき旅ならず、今を限の別なりと思ひければ、後會期無と詠じけるこそ、哀なれ、三位も遺の惜しきして、遙かに是を見送りても、あはれ世に在りしには、此人共にこそ詔ひ追從せしに、替る習とて、今は門を隔つる事の悲しさよと、哀なるにも涙、優なるにも涙、忍の袖をぞ絞られける、代靜りて後、千載集を撰まれけるに、忠度の此道を嗜み、河尻より上りたりし志を思ひ出で給ひて、故郷の花と云ふ題に、讀人しらすとて一首入れられたり、

さゞ浪や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山櫻かな

とよめる歌なり、名字をも顯し、あまたも入れまほしかりけれど、朝敵となれる人の態なれば、憚り給ひて、只一首ぞ入れられる、亡魂いかに嬉しく思ひけん、哀にやさしくぞ聞えし、

此忠度、内裏の女房に心を移して、年來通ひ給ひ、情深き中なりけるに、彼の女房みめ形類なく、心の色世に有り難しとほのめきければ、高倉院も思召し入れさせ給ひて、忍びて時々御幸あり、忠度は年來の知人なり、院は日淺き御事なり、天の戸渡る織女の、會ふ夜稀なる秋の夜の、月の光もさやけて、蟲の音絶えく音信れたり、をり知りかほに道芝の、露置きそむる夕暮に、高倉院此女房の許へ御幸あり、忠度争か知るべきなれば、夜ふけ人定て、其夜同じく通はれけり、院は先よりの御幸なれば、女房は御前にて御物語あり、忠度は後におはしたれば、かくとも知り給はねども、左右なく入り給はず、人の出でよかし、かくと云ひ入れんとおほしけれども、御幸の折節なりければ、如何にと咎むる者もなし、忠度かなたを立廻り、御前近き御縁に良久しく立居給ひ、扇を仕ひ給ひける、かのめきりくと御前へ聞えけり、院も怪しく思召す御氣色なり、女房は忠度の來れるにこそ、かくと告げまほしく思はれけれ

ども、院に憚り進せける上は、人して云ふべき便もなし、忠度の待つらん事も痛はしく、折節骨なき事をも知れかしとて、女房何となき口ずさみの様に、野もせと仰せられければ、忠度扇をたゝみて、竊に歸り給ひにけり、後に此女房に逢ひたりけるに、さても一日はいかにと問ひ給へば、忠度、骨なきぞ、かしかましと仰せ候ひしかば、歸りてこそとぞ答へたる、女房又宣ひけるは、人して申したる事もなし、何をしるしてかかは思召しけるぞといへば、野もせと仰せ候ひしかば、歸りぬ、源氏夕顔の巻に、

露しのも狭に集く蟲のねよ我だに物はいはでこそ思へと云ふ歌の候ぞかしとぞ宣ひける、思ひ寄り給ひける女房も、心え給へる忠度も、互に由ありてぞ覺えける、かゝる優に情深き人にて、河尻よりも歸り上り給ひけるなり、

左馬頭行盛と申すは、太政入道の二男に左衛門佐安藝判官基盛と云ひし人の子なり、父は保元の亂の後、宇治河にて水神に取られて亡せにけり、孤子にておはしけるが、京極中納言定家卿に付き奉り、歌道を學び給ひけり、都を落ち給ふとて定家の遺を惜みつゝ、巻物一つに消息具して送られたり、巻物とは日來詠集め給ひたりける歌どもなり、定家卿披き見給ふに、來方行末の事共こまやかに書かれて、端書に、

流れなば名をのみ残せ行く水のおはれ墓なき身は消ゆる其定家はを見給ひて、感涙を流し給ひつゝ、勅撰あらば必ずいれんと思はれけり、薩摩守忠度の歌を、父俊成卿の、よみ人知らずと千載集に入れられたる事を本意なき事に思はれけり、忠度は朝家の重臣として、雲客の座に連れり、名を埋む事口惜しく思はれければ、如何にも行盛をば名を顯さんとて、朝敵なれば世に恐れて、三代を過されけり、後鳥羽、土御門佐渡院の御宇を経て、後堀河院の御時、新勅撰の有りにしに、今は苦しかるまじとて、左馬頭行盛と名を顯し、此歌を入られたり、亡魂如何に嬉しく思ふらんと、哀なり、

刈田丸惠美大臣を討つ事

昔稱徳天皇の御宇に藤原仲鷹と云ふ人おはしき、是は贈太政大臣武智鷹の子なりけり、高野女帝の寵臣にて、朝恩深くして、政を我儘に執行ふ間、奢る心ありて、世を世とも思はず、只一族親類のみ朝恩に誇りけり、權勢日々に重くして、人の畏りおそるゝ事、今の平家の如く目出たかりき、我一人と世を押へ行つて、是に勝つ者なかりければ、御門是を御覽して、仲鷹と云ふ名を改めて押勝と付けられたり、大保大師に至れりしかば、すぞろにゑましく思

召すとて、惠美大臣とぞ仰せける、されども盛なる者の衰ふる習あれば、河内國弓削と云ふ所に道鏡禪師といふ僧あり、貴き聞えありて、禁中に召されて如意輪の法を行ひければ、御寵愛甚しくして、惠美大臣の權勢も物の數ならず、法師の身にて太政大臣の位を給へり、門弟の法師共を以て上達部などに成されけり、後には御位をゆづらんと思召して、和氣清鷹を御使として宇佐宮へ申されたりけれども、御免れなし、力及ばせ給はで、只法皇の尊號を奉る、弓削道鏡法皇とは是なりけり、大臣大に本意なき事に思ひて、帝を怨み奉り、天平寶字八年九月十一日軍を起し、國家をあやぶめ奉らんと謀りけるが、漏れ聞えにければ、罪八虐に當るとて、さしもきり者なりしかども、官職を止められて、死罪に行はれんとせしかば、惠美大臣も兵を集めて、數萬騎の官兵を以て攻められければ、大臣堪へずして、一門引具し都を出で、東國へ赴きて、凶徒を語らひ、朝家を討ち奉らんと支度しけり、官軍遮つて勢多橋を引く、大臣此より引歸り、北陸道を下りに海津の浦、敦賀の中山打越えて、越前國に逃げ下る、我身を帝王と名乗り、親類一族を大臣公卿と詐つて、正税官物を打留め、人の心



をたぶらかし過ぎける程に、官兵又攻めければ、船に取乗り、新羅、高麗へと志し漕ぎけれども、王事盛きことなれば、波風荒れて船より下り戦ひけるが、同十八日に大臣終に討たれり、刈田丸其頸を以て都へ上り、一門の公卿五人首を刎ねられ、骨肉親類同心合力の輩皆亡びけるこそ無慙なれ、彼を以て是を思ふに、平家榮花既に盡きぬ、亡びん期時至れりとぞ申しける、昔の押勝は北國に越えて討たれ、今の平家は西海に下りて久しからじと哀なり、

圓融房御幸の事

二十四日夜半に法皇法住寺殿を御出有つて、賀茂へ入らせ給ひたりけるが、爰は都も無下に近し、猶惡しかりなんとて、御輿にて鞍馬へ御幸あり、御伴には右馬頭資時一人を候ひける、下北面の衛府に定康、俊兼、知康、纒に三人なり、鞍馬寺も上下參詣の砌なり、人目しげしとて、是より又横河へ上らせましく、寂場坊に御座ありけるを、大衆僉議して、これ猶惡しかりなんとて、東塔南谷圓融坊へ渡し入れ進せり、さてこそ衆徒も武士も力付きて、圓融坊の御所近く候ひければ、法皇も御安堵の御心なり、是をかくとも知らずして、京都には、院は夜より失せさせ給ひぬ、主上は惡徒に引かれ

義仲行家京入の事

二十六日の辰の刻に十郎藏人行家は、伊賀國より宇治路へ廻り、木幡、伏見をへて京へ入る、木曾冠者義仲は、近江國勢多を渡して、同日未の刻に京へ入る、是は天台山上登りて總持院に城郭を構へたりしかば、西坂本より入るべきか、又東坂本に下つて、志賀唐崎より大關小關をへて京へ入る

べきにてあれども、餘り勢數千騎、鏡、篠原、野洲河原に陣を取りたるをも、打具せんが爲に、又順道なり、且は祝の京入なればとて、湖上を押渡して、野路勢多をへて京へ入る、其外甲斐、信濃、美濃、尾張の源氏等、此兩人に相從ふ、其勢六萬騎に及べり、行家、義仲都へ入りて後は、武士在々所々を追捕し、衣装を剥取り食物を奪取りければ、洛中狼藉斜ならず、

法皇天台山より還御の事

二十七日、法皇天台山より還御、錦織冠者義廣白旗さして先陣に候ひけり、公卿殿上人多く供奉して、蓮華王院の御所へ入らせ給ふ、此二十餘年絶えて久しき白旗を、今日始めて御覽じけり、供奉の人々も珍しくぞ見給ひける、二十八日に、義仲行家兩人を院の御所へ召されたり、檢非違使の別當左衛門督實家、頭辨兼光、御前の實子に候ふ、御氣色に依て、平家内大臣以下の黨類追討すべき由仰せ下されけり、兩人庭上に跪きて是を承る、義仲は赤地錦直垂に塗籠の箭負ひて、蒔劍をはけり、折烏帽子に黒革絨の甲を著し、笠符を左右の袖にぞ付けたりける、甲冑を著たる郎從五人、童一人を相具せり、行家は縫物の紺の直垂に同

じ毛の鐵引立烏帽子を著けて、郎等三人を相具せり、兩人相並びて、東庭の南に當つて御所の方に向ひて跪きて候ひけり、別當實家座を起つて、北の實子に踞踏して、砌下に入る可きの由頻に目しけれども、心を得ずして進まず、内裏は前内大臣の黨類を追討すべきの由召し仰せければ、行家は砌に近く進みて、是を承る、義仲は深く敬ひて進まず、兩人の作法、何れも取々にゆゝしくぞ見えける、法皇は御簾の内より窺あり、院宣の御返事をば義仲畏つて申しけり、又前右兵衛佐頼朝上洛すべしとて、廳官を御使として關東へ下されけり、同日院の御所にて議定あり、左大臣經宗、内大臣實定、堀河大納言忠親、別當實家、大宮中納言實宗、梅小路中納言長方、右京大夫基家、源宰相中通親、左大辨經房、新三位季經、新宰相中將泰通卿を參られける、頭辨兼光朝臣仰せを奉つて、國王、聖劍鏡西海に赴かしめ給ひ畢んぬ、母后、主上、還御あるべきの由、院宣進せらるべきか、將又追討使を遣さる可きか、定め申すべしと右大臣に仰せければ、國母定めて歸御の志あらん歟、賊臣何ぞ還向の思ひなからん哉、若し還御を申し行はば、殊賞を加へらる可きの由、前内大臣の許に仰せ遣さる可き歟、國璽を失ふ事、王莽之を盗み、趙王之を奪ふ、漢家の跡一に非ずと雖も、本朝

の例曾て未だ聞かず、返報を待たれ左右ある可き歟とぞ、一同に定め申されける。

同二十九日、追討の廳の下文を下さる。

五畿七道諸國、可追討前内大臣宗盛以

下之黨類事、

件、黨類忽背皇化、已企叛逆、加之盜取累代之重寶、狠出九重之都城、論之朝章、罪科旁重、早可令追討件輩、

とぞ載せられける。昨日までは源氏を追討せよと諸國七道に院宣を下され、今日よりは平家を追討す可きの由五畿七道に院宣を下さる。世の轉變、政の改定、哀なりける事どもなり、同晦日、頭辨兼光朝臣仰せを奉つて、行家義仲等勳功の賞行はる可しや否や、國主未だ定まらざるの間、除目行はる可しや否やの由、人々に勅問ありけり、梅小路中納言長方卿申されけるは、勳功の賞尤も行はる可きか、等差の事、賴朝は本謀たり、義仲は戦功と稱せん歟、昔諸呂を誅して文帝を立つ、陳平本謀たりと雖も、周勃戰功あるに依て、周勃の賞已に陳平に超ゆ、然れば義仲の賞、賴朝に勝る可き歟、但し承平に將門を討つ、秀郷は衆を興して平定の忠あり、貞盛は數度合戦の功を積む、公卿功を論じて、秀郷の賞、貞

盛に超え畢んぬ、今賴朝義兵を擧げて威勢を振ふ、旁賴朝の賞、義仲に勝る可きか、除目の事、圓融院大井河御遊の日、時中卿參議に任せらる。其後陣に於て除目を行はるか、件の例に任せて勸賞を仰せられ、後日除目を行はる可きか、嘉承攝政の事、太上天皇の詔なり、彼の例に准じて行はるべしとぞ申されける。

十郎藏人行家は、法住寺の南殿萱の御所を給りて宿す、木曾冠者義仲は、大膳大夫信業が六條西洞院の家に宿す、

福原管絃講の事

平家は、保元に春の花と榮えしかども、壽永に秋の紅葉と散りはて、八條の蓬戸、六波羅の蓮府、暴風塵を立て煙雲欲を拂ひつ、福原の舊里に下つて故相國禪門の墓に詣り、各法施を進行、思々の口説言、よその袂もしをれけり、入道の造り置き給ひし、花見の春の岡の御所、月見の秋濱の御所、雪見原の萱の御所、船見濱の浦の御所、馬場殿二階の棧敷殿、常の住居の御所とかや、五條大納言邦綱卿の造進せられし里内裏、其外人々の家々、部も格子も破れ落ち、御簾も簾も絶えはて、いつしか歳の三年に、痛く荒れにけるこそ哀なれ、舊き苔路を塞ぎて秋の草門を閉ぢ、瓦に

松生ひて垣に蔭かゝれり、臺傾て苦むせり、松風ばかりや通ふらん、簾絶えては閨顯なり、月影のみを指入りける、さらぬだにもしをればはぬる旅衣、是を見、彼を見給ふにも、いと涙を袖ぬらす、母二位殿は内に御座し、大臣殿は外に居給ひて、貞能、景家以下の宗徒の侍共を御前に召して仰せけるは、積善の餘慶家に盡きて積悪の餘殃身に及ぶ、故に神明にも放たれ、法皇にも棄てられ奉りて、帝都を迷ひ出で、客路にさすらふ上は、何の憑か有るべきなれども、誠や一樹の陰に宿り一

河の流を渡るも、皆是れ先世の契とこそきけ、況んや汝等は一旦隨ひ付きたる門客に非ず、累祖相傳の家人なり、其上十善帝王、三種の神器を御身に隨へて御座します、野末山の奥なりとも落ち留らせ給はん所まで送りつけ奉り、火の中に入り水の底に沈むとも、今は限の御有様をも見はて進すべしと宣ひければ、並居たりける三百餘人の侍共、老いたるも若きも皆涙を流して御返事申しけるは、怪しの鳥獸だにも思を忘れず徳を報ずと承る、何に況んや人倫の身として、争か年比日比の重恩を忘れ、今更我君をすて進すべき、此廿餘年が間妻子を孚み所従を顧みるも、一事として君の御恩に非ずと云ふ事なし、全く二心有るべからず、縦ひ天竺震旦なりとも、雲の終海の終まで御伴仕り侍るべし、御心安く思召さ

れ候べしと、異口同音に申しければ、二位殿も大臣殿も、聊か憑もしく思召されける。

二位殿又人々に仰せられるは、此福原は故入道大相國のさしも愛し給ひし所なり、魂魄も定めて此にこそ住み給ふらめ、今夜ばかりの遺なり、西海に出でなん後には再び爰を見ん事も有り難し、亡魂も如何ばかりかは哀に思召すらん、且は最後の別なり、且は最期の弔ひなり、入道の爲に管絃講行ひ給ひて後生を弔ひ給へと仰せられければ、大臣殿尤も然る可しとて、先づ故禪門の墓所に參られ、手自花香そなへて、念佛申し廻向して涙を流し給ひければ、一門の人々も皆袂をぞ絞りける、其中に薩摩守忠度かくぞ思ひつけ給ふ、なき人に手向くる花の下枝はたをれる袖にしをれる哉

と、御所に歸り、佛かけ奉りなるとして、管絃講を始められけり。

右衛門督清宗、讚岐中將時實は簫の役、薩摩守忠度、越前二位通盛は笛の役、左中將清經、淡路守清房は笙の役、和琴は丹後侍從忠房、羯鼓は若狭守經俊、鉦鼓は平大納言時忠、方磬は平中納言教盛、太鼓は内大臣宗盛、琴二挺、琵琶三面簾中の役、辨局、大納言佐殿は琴、普賢寺殿北の政所、帥佐殿、内侍局は琵琶の役、法勝寺執行能

圓、中納言律師忠快は伽陀の役、經誦坊阿闍梨祐圓は式の役、二位僧都仙尋は法華經、たえくこそよまれけれ、昔釋尊說法の砌に、大樹緊那羅が、香山より出でつゝ八萬四千の伎樂を作り、淨妙無碍の歌を以て如來大會を供養せしに、釋梵護世の諸天、天龍夜叉の非人までも琴の音にきゝとれて、威儀を忘れたりけるに、迦葉尊者の舞ひ給ひけるに、阿難唱歌し給ひけんも、かくやとぞ覺えける、夫れ簫笛琴箏篔簹悉く中道の方便に歸し、琵琶鏡銅鈸併しながら法性の深理に叶へり、妙音大士は十方樂、普現色身の證是れ新に、馬鳴菩薩は苦空の曲、皆語得道の世を知る可し、是を以て極樂界會の月の前には聖衆俱に會して樂を催し、切利天宮の雲の上には天人歌舞して袖を翻す、加之靈山淨土の菩提には菩薩證得の響をなし、安養世界の玉橋には如來讚嘆の曲を奏し、常樂我淨の調べ麗しくして猶麗しく、苦空無我の音妙にして更に妙なれば、不生不滅の曲は定めて虚空界の風に通じ、非有非空の響は必ず法性海の波に和すらんとぞ覺えける、されば管絃も讀經も圓音教に歸し、妓樂も講唱も一實乘に混じて、同時一念の精誠を盡み、三種廻向の信力に依て、志す處の先人聖靈、九品往生を遂げしめ給へとなり、廻向の伽陀も終りければ、吹き送る笛の

聲、彈じ終る琴の音に、簾中も簾外も皆涙を流せば、僧衆も俗衆も共に袖をぞしほりける、二位殿は今を限の佛事ぞと貴き中にも悲しく、嬉しき中にも哀にて、爲方なくぞおほしける、入道の弟修理大夫經盛は詩歌管絃に長じ給へる中にも、横笛の秘曲を傳ふる事上代にも類少く、當世にも並ぶ人なかりけり、一年法皇、故堀河院の御爲に法住寺殿にて報恩講經供養の時、階下の公卿殿上人、家をたゞして舞樂を奏し給ひしに、經盛其時は東宮の大夫にて、左のおも笛を仕りしに、伶人舞曲を盡すに及んで、宮中澄み渡り、群集の諸人各袖を絞りけり、上皇も、故院の御追善なれば、今は都率天上の内院に納り給ふらんと思召し、龍顔より御涙を流させ給ひけり、八條左判官忠房は陵王の秘曲を舞ひ盡す、大ひざまづき小膝突、入日を返す合掌の手、終には皇序の袖を翻す、其家ならぬ人には各笛をとめしに、此經盛皇序の秘説を吹き給ひしかば、法皇叙威に堪へずや思召しけん、御前の御簾を上げさせ御座し、御衣を脱ぎて押出させ給ひけるを、經盛給つて階下に歸著給ひしかば、男女耳目を驚かす、此道に携はらざる人は、面を壁に向へたるもあり、かゝりける人なれば、心有るも心なきも是を惜みけり、八條中納言入道長方の弟に左京大夫能方は經盛の横笛の弟子にて、秘曲を傳

へ給ひけり、今二説を殘して落ち給ひしかば、如何なる博雅三位は會坂の麓に夜を重ね、うちのみ府生忠兼は父をいましめ五逆罪を犯すとぞ思へば、妻子兄弟を振捨て、同じく都を落ち給ひけるが、福原の眺望の御所にて、甘州には只拍子、倍臚には五節の樂拍子、底を極め給ひしかば、龍笛鳳曲は聖衆の座に連るやとあやまたれ、霓裳羽衣のよそほひを天人影向するかと、見る人聞く人諸共に涙を流さぬは無かりけり、能方はいつくまでもと慕ひ給ひけるを、經盛あながちに制し申されければ、名残は様々惜しけれども、福原の一夜の宿より都へ歸り上り給ひけり、やさしかりける様なり、かくて平家は福原の舊里に一夜を明しき、秋の初風立ちしより漸夜冷に成りにけり、旅寢の床の草枕、露も涙も諍ひてそゝるに物こそ悲しけれ、明けぬれば今朝を限りと思ひつゝ、内裏を始めて人々の家々、皆燄とぞ焼け上る、餘煙日の光を抑へつゝ、雲井の空にぞ消え紛る、形見に殘る福原も焼野の原と成りしかば、さこそ哀に思しけれ、昨日は東海の東に巒を並べ、今日は西海の西に纜を解く、雲海沈々として、蒼天既に晚れなんとす、松風颯々として、旅寢の夢も覺めぬべし、霞孤島に峙ちて、月海上に浮べり、八重の鹽路を漕分け浪に引かれて行く舟は、萬天の雲に連を成す憑の雁に似たりけ

り、海士の焼く藻の夕煙、尾上の鹿の曉の聲、渚々の波の音、遠近舟の曳や聲、總べて目に見、耳に聞く事の、一として涙を催し心を傷ましめすと云ふ事なし、都に捨て置きし妻子も覺束なし、住馴れし故郷も戀ひしければ、老いたるも若きも、只泣くより外の事はなし、但馬守經正、行幸に供奉すとて思ひ續け給ひけり、御幸する末も都と思へども猶なくさまぬ浪のうへかな、さても主上を始め進せて、龍頭鶴首の船を海上に浮べて出でさせ給へば、浪路の皇居静ならず、都を落ちし程こそなけれども、是も遣は惜しかりけり、棹のしづくに袖濡れては古郷の軒の忍を思ひ出で、月を浸す潮の深き愁に沈み、霜をおほへる蘆の脆き命を悲む、洲崎に騒ぐ千鳥の聲、曉の恨を添ふ、傍居にかゝる楫の音、夜半に心を傷ましむ、白鷺の遠樹に群居るを見ては、東夷の旌を靡すかと肝を消し、夜鷹の遼海に啼くを聞きては、兵の船を漕ぐかと魂を失ふ、青嵐膚を破つて、翠黛紅顔の粧やうゝ衰へ、蒼波眼を穿ちて、外土望郷の涙抑へ難し、さこそ悲しかりけりと、推量られて哀なり、指して行くへは知らねども、露の命は松浦船、彼は須磨の關、是は明石の浦など申すを聞き給ふに、藻鹽たれつゝ、歎きけん昔語りの跡までも、思ひ殘す隙ぞなき、

壽永二年八月朔日、京中保々守護の事、義仲注進の交名に任せ、殊に警巡せしめ、炳誠を加ふ可きの由、右衛門權佐定長院宣を奉はり、別當實家卿に仰せて、出羽判官光長、右衛門尉有綱、頼政卿の孫十郎藏人行家、高田四郎重家、泉次郎重忠、安田三郎義定、村上太郎信國、葦敷太郎重澄、山本左兵衛尉義恒、甲賀入道成覺、仁科次郎盛家とぞ聞えける。

四宮御位の事

主上は外家の惡徒に引かれて、花の都を出で西海の波の上に漂ひ御座すらん事を、法皇御心苦しく思召して、還り上せ奉る可き由、平大納言時忠の許へ院宣を下さると雖も、平家は惜み奉り、免し進せざりければ、力及ばせ給はずして、さらば新帝を祝ひ奉るべしとて、院の殿上にて公卿會議あり、高倉院の御子、先帝の外三所御座します、二の宮をば儲君にとて、平家西國へ取り下し進せけり、今は三四の宮の間を立て奉る可き歟、又故以仁宮の御子おはします、十七にぞ成らせ給ひける、是は還俗の人にて御座しませども、かゝる亂世には成人の主旁可宜、還俗の事、天武の例の外に求むべからず、又昭宣公、恒貞親王を迎へ奉られき、還俗の人憚りあ

る可らずとぞ沙汰ありける、されども法皇は高倉院三四の御子の間に思召し定められければ、同八月五日、彼の三四の宮を迎へ取り奉る、先づ三の宮の五歳に成らせ給ふを是へと仰せありければ、大に面嫌ましうて、むつがらせ給ひければ、疾々として速に返し出しおはします、次に四の宮を是へと申させ給へば、左右なく歩み寄せ給ふ、御膝の上に渡らせおはしまし、御なつかしげに龍顔を守り上げ進せ給ひけり、御歳四歳にぞならせ給ふ、法皇は御哀氣に思召し、御髮搔撫させ給ひ、御涙ぐみて、此宮ぞ誠に朕が御孫なりける、すぞろならん者ならば、なごてかゝる老法師をば懐しく思ふべき、故院の少くおはせし顔立に違はねば、只今の様に思ひ出でらるゝぞや、かゝる忘れ形見を留め置かれたりけるを、今まで見奉らざりける事よとて、御涙を流させ給ひけり、淨土寺の二位殿、其時は丹後殿の局とぞ申しける、御前に候ひ給ひけるが、袖を絞りて申されけるは、兎角の御沙汰に及ばず、御位は此宮にこそ聞えさせ給ひければ、法皇子細にやと仰せありて、定進らせ給ひけり、内々御占ありけるにも、四の宮は、御子孫まで日本國の御主たるべしとぞ、神祇官并に陰陽寮など占ひ申しける、御母は七條修理大夫信隆卿の御娘にておはしけるが、建禮門院中宮の御時、忍びつゝ内の御方へ參られければ、

皇子さしつゞき御座しけるを、父修理大夫、平家の鍾愛を憚り、又中宮の御氣色をも深く恐れ給ひけれども、八條二位殿御乳人に付けなどせられけり、此宮をば法勝寺執行能圓法印の養ひ奉りけるが、平家に付て西國へ落ちける時、餘りに周章て、北の方をも具せられず、宮をも京に忘れ奉りたりけるを、法印人を返して、急ぎ宮具し進せて西國へ下し給へと、北の方へ宣ひたりければ、既に下らんとて、西八條なる所まで忍び具し進せて出で給ひたりけるを、御乳人の兄に紀伊守範光と云ふ者あり、心賢しく思ひけるは、主上は西海に落ち下らせ給ひぬ、法皇都に留らせ給ひたれば、御位をば定めて四の宮にぞ譲らせ給はんずらん、神祇官の御占も未憑もしき事なりとて、二位殿の宿所に參りて尋申ければ、西國より御文有りとて、忍て此御所をば出させ給ひぬと答へける間、こは淺増き事なりと思ひ、覺束なき所此彼搜り尋ね進せて、唯今君の御運は開けさせ給ふべし、物に狂はせ給ひてかくは出立ち給ふか、西國へ落ち下らせ給ひたらば、君も御位に立たせ給ひ、御身も世におはせんずるにやとて、大に臆り腹立て、取留め進せたりけるに、翌日法皇より御尋ありて、御車御迎に參りて、かく定まらせ給ひけり、そも帝運の然る可き事と申しながら、範光はゆゝしき奉公の者なりとぞ、人申しける、

七條修理大夫信隆卿は、白雉を千羽飼ひぬれば、必ず其家に王孫出來御座しますと云ふ事を聞きて、白雉を千羽と志して飼ひ給ひける程に、後には子を生み孫をまうけて、四五千羽も有りけり、夥しなどは云ふばかりなし、鳥羽、田井、西京田などに行きて、稻を損じ麥を失ふ、かゝりければ信隆の雞とて、人もあつかへり、此彼にして打殺しけれども、生む子は多し、七條八條に充滿ちて、盡くべき様も見えざりけり、誠に其驗にや有りけん、四の宮位に即き給ふ、義仲は、高倉宮の御子即位の事内々泰經卿に申す旨有りければ、同十四日に俊曉僧正を以て義仲に御尋あり、勅答には、國主の御事、邊鄙の民としては是非を申すに能はず、但し故高倉宮、法皇の叡慮を慰め奉らんが爲に、御命を失はれ、御至孝の趣、天下其隱なし、争か思召し知られざらん哉、就中彼の親王の宣を以て源氏等義兵を擧げ、已に大事を成し畢んぬ、而るに今受禪の沙汰の時、此宮の御事偏に棄置き奉られ、議中に及ばざるの條、尤も不便の御事なり、主上已に賊徒の爲に取籠められ給へり、彼の御弟何ぞ強ちに尊崇し奉らる可けん哉、此等の子細、更に義仲の所存に非ず、軍士等の申狀を以て言上する計りなりと申しければ、人々義仲の申狀、其謂なきに非ずとぞ申し合はれる、

惟高惟仁位論の事

昔文徳天皇の御子に惟高親王、惟仁親王とて、御兄弟二人御座しましけり、惟仁は第二の王子、惟高は第一の王子なり、互に御位を御意に懸けさせ給へり、天皇も分くる御方なく、棄て難き御事共にて、叔慮思召し煩はせ給へれども、御嫡子なれば、惟高親王とぞ内々は思召されける、第一王子惟高親王と申すは、御母は從四位下左兵衛佐名虎が女、從四位上紀靜子と申す、第二王子惟仁親王と申すは、御母は太政大臣(良房)忠仁公御女、藤原明子、後には染殿后と申す是なり、一の宮の御事をば外祖紀名虎取り立て奉らんとて、帝運の然るべきにて、第一の王子に出來御座せり、御恙なし、されば御位は此公にこそと、頻に内奏申しけり、二の宮の御事をば外祖にて忠仁公取り立て奉らんとて、一の宮は落胤腹、名虎が御女なり、次第は是れ執柄家の御女、后立王子なり、子細にや及ばせ給ふべきと、平に内奏せられけり、此事誠に難題にて、公卿僉議あり、勝負に就て御位を進めらる可しとて、初には八幡に臨時の祭を居ゑて、十番の競馬あり、四番は一の宮に付き、六番は二の宮に付く、此上は惟仁親王

御位に即き給ふべかりけるを、天皇猶御心飽かず思召しければ、後には大内にして相撲の節會を行はれて、重ねて勝負を觀覽あり、御讓ある可しと議奏有りければ、惟高御方には即ち外祖左兵衛佐名虎參りけり、恩愛の道こそ哀なれ、今年三十四、太く高く七尺許りの男、六十人が力ありと聞ゆ、惟仁の御方には能雄少將とて、細小き男、行年二十一、なべての力人と聞ゆれども、名虎には敵對す可きものに非ず、されども果報冥加は二の宮の御運に任せ奉るとて、不敵に申し請けてぞ參りける、旁御祈師あり、一の宮の御方には東寺の柿本の眞濟僧正なり、德行高く顯はれて、修驗譽廣く、天皇御歸依の僧なりければ、名虎是を語ひ付け奉りけり、二の宮の御方には延曆寺惠亮和尚なり、行業年を重ねて、薰修日に新なり、忠仁公と深く師檀の契を結び給ひけるに依て付け奉られけり、惠亮は西塔寶幢院に壇を構へて、大威徳の法を修せられけり、眞濟は東寺に僧を立て、降三世の法を行ひ給ひけり、昔金剛薩埵、南天の鐵塔を開いて大日如來に値ひ奉り、祕密瑜伽の教法を傳授し給ひしより以來、佛法東漸して、眞言上乘、日域に弘通せり、弘法大師は龍樹菩薩の後身、鷲峯説法の聽衆なり、昔威光菩薩としては日宮に

居して修羅の軍を禦ぎ、今遍照金剛としては日本に住して金輪聖王の福を増す、大日如來より第八代、惠果和尚の瀉瓶嫡弟なり、慈覺大師は觀音大士の垂迹、一乘弘通の薩埵なり、清涼山に詣しては親り生身の文珠を拜し、歸朝の海上にしては彌陀如來波の上に化現して引聲を傳へ給へり、善無畏、不空より五代入室の孫弟なり、而るを惠亮は慈覺の弟子、眞濟は弘法の弟子なり、東寺は長安城の南の端、山門は洛陽城の良の峰、共に鎮護國家の道場なり、同じ大權垂迹の法弟なり、降三世は東方藥師の教令輪身、四面八臂の形なり、惡魔を三世に降して永く三毒の根を斷ち、歸敬者は災難を拂ふ、利生あり、大威徳は西方彌陀の教令輪身、六面六臂の姿なり、威勢を一天に振うて、必ず行者の望を成す、仰ぎ信する輩は天子に上る効驗あり、共に五大明王の隨一、又東西守護の忿怒なり、利益區に施し威驗各新なる上、東寺天台、祕密の上乗たり、入室瀉瓶、牛角の驗者なれば、惠亮精誠を盡し、眞濟肝膽を碎きたり、かゝりければ、此條とみに事行き難くやあらんずらんと云ふ者もあり、又明王には勝劣なけれども、行者の至心懇念にこそよらめと云ふ者あり、又惠亮眞濟、行徳に甲乙あらじ、さらば終には力の強

弱にこそよるべけれと云ふ者あり、又天運は凡夫の測るべき事に非ず、只帝徳の然る可きこそと、上下の口には、其説さまくなり、既に其日時に成りければ、名虎と能雄と出合ひたり、殆ど金剛力士の如し、堂上階下目を澄して是を見、門外門内足を爪立て、是を望む、源深うしては流盡きず、根全うしては枝枯れざる習なり、祕誓効驗を以て行徳の淺深を知る可き事なれば、東寺天台兩門の貴僧高僧、惠亮眞濟歸依の、若しは男若しは女、各手を把り心を迷はせり、法に偏執はなれども、互に勝負の方人たり、能雄名虎寄合ひて手合するを見るに、名虎元來大力なれば、腕の力筋太く、股の村肉籠めたり、支の成付、骨の連き様、肩の渡り廣く、足の跋扈外に見るに迷惑す可きの處に、能雄が腕頸取つて引寄せ、高く指上げて、曳聲を出して投げたりけるに、上下見物の男女老少、あはや二の宮の御方打負け、手に入りぬると思ふ程に、一丈あまり投げられて、危きながらつくとしてこそ立ちたりけれ、見る人戯呼くと感歎せり、又寄合ひ、互に曳聲出して時移る迄からかりたり、名虎は松の立てるが如くして、跋扈つて動ざりけるを、能雄は藤の纏ふが如くして、身に纏付きつゝ、小頸小脇を搔詰めて、内搦外搦、大渡懸、小渡懸、

弓手に廻し馬手に廻して逆手に入れ、様々にこそ採みたりけれ、是や此品治北男、丹治是平、佐伯希雄、紀勝岡、近江薑、伊賀枯丸と聞えし、賞御白丁も、是には争か勝る可きとぞ、見る人興を増したりける、勝負は未だなし、元來力勝りなり、名虎勝ちぬと見えければ、一の宮の御方よりは、東寺へ使を立てられけり、忠仁公よりは、二の宮の御方既に危く侍ると、使者を山門へ立てらるゝ事、追繼ぐに櫛の齒の如し、和尚こは心苦しき事哉、此時不覺を我山に残さん事口惜しかるべし、二の宮位に即給はずば、命生きても何かはせんとて、熾盛の念力を抽てつゝ、爐壇に立てたる劍を抜き、健く把つて自ら頭を突き破り、腦を擡き芥子に入れ、香の煙に燃し具して、歸命頂禮大聖大威徳明王、願くは能雄に力を付け給ひ、勝つ事を即時に得しめ給へと、黒煙を立て汗を流して、揉みに揉んでぞ祈り給ふ、生佛本より隔なし、信力本尊に通じ、本尊行者に加しければ、大威徳の乗り給へる水牛、爐壇を廻る事二度、聲を揚げてぞ吠えたりける、其聲大内に響きければ、能雄に力は付きにけり、名虎其聲を聞きけるより身の力落ちて、心惘然として覺えける處を、能雄、名虎を脇に引抜き、南庭を三廻して其後、曳と云うて抛けたれば、名虎大地に打付

けられて、血を吐きて起上らず、藏人等走り寄り、大内より昇出して、家に返し遣したりければ、三日有りて死にけり、惠亮腦を擡きしかば、能雄に力は付きにけり、名虎相撲に負けしかば、惟仁位に即き給ふ、清和帝と申すは、彼の親王の御事なり、惟高親王は、御位叶はざりければ、小野里に引籠り給ひけり、小野親王とは是なり、又は持明院とも申しけり、山陰中納言、昔の好を思出して、時々事問ひ給ひけり、天子の御位は人力の及ぶ所に非ず、天照太神の御計ひと申しながら、惠亮効驗、山門の面目にて、御嫡子を越えて次弟御位に即き給へり、其よりして山門の訴状には、今の代までも惠亮碎腦、尊意振、劍とは書くとかや、かゝるためしもあり。

阿育王即位の事

昔天竺摩訶陀國に頻頭沙羅王と云ふ國王御座しましけり、是は阿闍世王の孫なりき、彼の王にあまたの太子御座す、其中に太郎を須子摩と云ひ、二郎を阿須迦と云ふ、二郎は形貌醜惡にして鯨膚なり、心操不敵にして、狼藉に御座しければ、父の大王大に惡んで、御位までの事思ひ寄り給はず、太郎は形貌は端嚴にして、御心人間の類と

も覺えざりければ、大王斜ならず寵愛し給ひて、御位を譲り給はんと覺しけり、爰に頻頭沙羅王の床に臥し給ひける折節、徳又戸羅國の凶賊、王命に隨はずと聞えければ、太郎太子、須子摩を大將軍として、官兵を相副へて彼の國へ指遣す、大王病獲麟に及び給ひて、未だ嫡子須子摩歸り上り給はず、されども年比の本意に任せ位を譲らんとし給ひけるに、帝釋空より天降り給ひて、十善の寶冠を次郎阿須迦太子に授け着せ給ひけり、父の頻頭沙羅王是を見て大惡心を起し、血を吐きて亡せ給ひにけり、城護大臣と云ふ一の大臣と、阿須迦太子と同心して、位に即き給ふ、須子摩凶賊を平げ、國より還り上り給ひて此事を聞き、兵を集めて阿須迦王を誅せんとし給ひけり、城護大臣又官兵を集めて、大内の門々を固めて、禦ぎ戦はんと構へたり、須子摩先陣に進みて、城護大臣の固めたる門前に押寄せたり、大臣畏つて申して云く、臣は是れ國の輔佐に、臣又其命に隨ふ可し、必ずしも臣が結構に非ず、阿須迦王の固め給へる正門に向つて雌雄を決し給ふべし、臣が門を破り給はん事、まことに御本意にあらじと申しければ、いふ處尤も道理なりとて、正門に向ひ給ふ、城護大臣又

敵を亡さんと謀をぞ廻したる、木を以て阿須迦王の像を造り、大象ののせ奉つて、門前に進み出で、前後に兵を集め、陣の前に廣く深き火の坑を用意して、煙をよそへ立て、坑の上に沙を蒔き、平々たる庭上にしつらひて、官兵さと引退けば、須子摩勝つに乗つて馳競はん時、火坑に落し入れて、焼亡さんと支度したり、須子摩争か知る可きなれば、數萬の軍を召具して正門に向ひ、関を造つて阿須迦を攻む、阿須迦象の口を引返し、官兵を相具して、門の内へぞ引退く、須子摩勝つに乗つて攻入る處に、數萬の軍と相共に火坑に馳入つて、一時が程に焼死にけり、無慙と云ふも疎なり、阿須迦王終に四海を治め給ふ、阿育大王と申すは、彼の太子の事とかや、されば王位は輒く人臣の計ひに及ぶ可らず、天地人の三門に通じ、神明佛陀の御恵に依る可き事と覺えたり、天竺の阿育は帝釋冠を授け給ひ、我朝の清和は惠亮腦を碎き給ひけり、彼は天神の助成、是は佛法の効驗なり。

義仲行家受領の事

同六日、平家の一類公卿、殿上人、衛府、諸司百八十人官職を止められ、平大納言時忠卿父子二人は、此中に漏れ

たり、十善帝王三種の寶物返し入れ奉る可き由、彼の人の許へ仰せ遣されけるに依てなり、

八月十日、法皇蓮華王院の御所より南殿へ移らせ給ふ、其後三條大納言實房、左大辨宰相經房參り給ひて、除目を行はれたり、木曾冠者義仲左馬頭になりて、越後國を給る、十郎藏人行家備後守になる、各國を嫌ひ申せば、十六日の除目に、義仲は伊豫を給り、行家は備前守に移る、安田三郎義定近江守になる、其外源氏十人、軍功の賞とて、勅負尉、兵衛尉に成つて、使の宣を蒙る者も有りけり、此十餘日、先までは源氏追討の官旨を下されて、平家こそ斯様に勸賞にも預りしに、今は平家誅戮の爲にとて、源氏朝恩に誇りけり、好生、毛羽、悪成、瘡、朝承、恩、暮賜、死と云ふ本文あり、誠に定なき世の習とは云ひながら、引替へたる哀さに、心ある人々は思ひ連ねて、袂をぞ絞りける、院の殿上に除目行はるゝ事、先例なし、今度始とぞ聞えし、珍しかりける事なり、

平家太宰府に着く

附北野天神飛梅の事

八月十七日に、平家は筑前國御笠郡太宰府に着き給へり、菊池次郎高直、穴戸諸卿種直、白杵、戸槻、松浦黨を始

めとして、主上を守護し奉り、形の如く皇居を造られたり、彼の大内は山中なりければ、木丸殿とも云ひつべし、人々の家々は野中田中なりければ、草深くして露繁し、麻のさ衣うたねども、十市の里とも云ひつべし、稻葉を渡る風の音、一人丸寝の床の上、片敷く袖ぞしをれける、さてこそ平家の人々は、大臣殿を始め奉り、安樂寺に詣で給ひ、詩を作り歌を讀みなどして、手向け給ひける中に、皇后宮亮經正かくぞ詠じ給ひける、

住みなれしふるの都の戀しさに神も昔をわすれ給はじ

北野天神は時平大臣の讒訴に依て、延喜五年正月廿五日に、安樂寺に遷され給ふ、住みなれし故郷の戀しさに、常は都の空をぞ御覽じける、比は二月の事なるに、日影長閑に照しつゝ、東風の吹きけるに思召し出づる御事多かりける中に、東風吹かばにほひおこせよ梅の花主なしとて春を忘るな

と詠じければ、天神の御所高辻東洞院紅梅殿の梅の枝割け折れて、雲井遙かに飛行きて、安樂寺へぞ參りける、櫻も御所に在りけるが、御歌なかりければ、梅櫻とて同じく離の内にとち、同じく御所に枝をかはして有りけるに、如何なれば梅は御言にかゝり、我はよそに思召さるらんと怨み奉りて、一夜が中に枯れにけり、されば源順か、

梅はとび櫻は枯れぬ菅原やふかくぞ憑む神の誓を

かゝる現人神なれども、歸京を赦され給はず、終に其にて隠れさせ給ひける御歎、我身につままれて、經正も思ひつゞけ給ひけり、誠に神も哀と覺しけん中にも、貴き事ありけり、人々詩作り歌よみなどして、社頭の地形庭上の古木、立寄りくし給ひけるに、さても昔紅梅殿より飛參りける梅は何れなるらんと、口々に云ひて見廻り給ひけるに、何國よりもなく、十二三ばかりの童子化現して、或る古木の梅の本にて、

是や此こち吹く風にさそはれてあるじ尋ねし梅のたちえはと打詠めて失せにけり、北野天神の御影向と覺えて、各渴仰の頭を傾け給ひけり、

還俗の人即位の例の事

同十八日、左大臣經宗、堀河大納言忠親、民部卿成範、皇后宮權大夫實守、前源中納言雅頼、梅小路中納言長方、源宰相中通親、右大辨親宗參入せられて、即位并に劍鏡靈宣命、尊號の事等議定あり、頭辨兼光朝臣諸道の勘文を下す、左大臣に次第に傳へ下されけり、神鏡の事、偏に如在の儀を存ず、還て其恐有り、暫く其所を定め、歸御を待たる可き歟、劍璽の事、本朝に於て更に例なしと雖も、

漢家の跡一に非ず、先づ踐祚有り、歸來を待たる可き歟、御劔は儀式を備ふ可し、尤も他劔を用ひらる可き者歟、即位の事、八月受禪九月即位、圓融院なり、而るに天下靜らざる事卒爾なり、十月の例光仁寛和なり、二代に依る可き者、十一月に行はる可し、而るに今年即位以前朔旦、嘉承出御なし、不吉の事なり、十月旁宜しかる可き歟、治曆の例に任せて、官廳紫宸殿に用ひらる可き歟、舊主尊號の事若し尊號なくんば、天一主あるに似たる可し、尤も沙汰ある可き歟、宣命の事、外記勘狀に任せて嘉承の例を用ひらる可き由、一同に定め申されけり、

同日平家没官の所領等、源氏等に分ち給ふ、總じて五百餘箇所なり、義仲百四十餘箇所、行家九十箇所なり、行家申しけるは、相從ふ所の源氏等更に通籍の郎從に非ず、只戰場に相從ふばかりなり、私に支配の條、彼等恩賞の由を存ぜざる歟、尤も分ち下さる可しと申しけるを、義仲は、此事争か悉く功の淺深を知し召されんや、義仲相計ひ分ち與ふ可しとぞ申しける、兩人の申狀、何れも謂なきに非ずぞ聞えける、今日行家義仲等、院の昇殿を聽さる、本は上北面に候しけり、此條驚くべきに非ずと雖も、官位俸祿己が所存の如きか、奮れる心は人として皆存せる事なれども、今勳功を稱す、日

日重疊す、尤も頼朝の所存を思ひ兼ぬ可き歟とぞ、人々申し合はれける、同廿日、法住寺の新御所にて高倉院第四王子踐祚あり、春秋四歳、左大臣、大内記光輔を召して、踐祚の事、太上天皇の詔旨を載す可きなり、先帝不慮に脱履の事、又攝政の事、同じく載す可しと仰す、次第の事は先例を違へされども、劔璽なくして踐祚の事、漢家には光武の跡ありと雖も、本朝には更に先例なし、此時にぞ始まりける、内侍所は如在の禮をぞ用ひられける、舊主已に尊號を奉られ、新帝踐祚あれども、西國には又三種の神器を帶し奉られ、寶祚を受け給ひて今に在位、國二主あるに似たる歟、叙位除目已下の事、法皇宣にて行はるゝの上は、強ちに急ぎ踐祚なくとも、何の苦しきと有る可けん、但し帝位空例、本朝には神武天皇七十六年(丙子)崩、綏靖天皇元年(庚辰)即位、一年空、懿德天皇二十四年(甲子)崩、孝昭天皇元年(丙寅)即位、一年空、應神天皇二十一年(庚午)崩、仁德天皇元年(癸酉)即位、二年空、繼體天皇廿五年(辛亥)崩、安閑天皇元年(甲寅)即位、二年空、而るに今度の詔に皇位は一日も曠しうす可からずと載せらるゝ事、旁其心を得ずとぞ、有職の人々難じ申されける、されば異國は知らず我朝には、神武天皇は地神第五代の御讓を稟け御座し、より以來、故

高倉院に至らせ給ふまで八十代、其間に帝王おはしまさず、或は二年或は三年など有りけれども、二人の帝の御座しませ事未だ聞かず、世の末なればや、京田舎に二人の國王出來給へり、不思議なりとぞ申しける、

平家は四の宮既に御踐祚と聞きて、哀三四の宮をも皆取り下し奉るべかりし者と申し合はれければ、或る人の、さらましかば高倉宮の御子を木曾冠者が北國より具し奉り上りたるこそ、位には即き給はんずれとも云ひければ、平大納言時忠、兵衛佐尹明などの、如何出家還俗の人は位に即き給ふべきと宣ひければ、又或る人申されけるは、異國には、則天皇は唐太宗に後れ奉り、尼となり感業寺に籠り給ひたりけるが、再び高宗の后と成り、世を治め給ひし程に、高宗崩御の後、位を譲り得給ひて、天下を治め給ひけり、中宗皇帝は佛家に入りて玄奘三藏の弟子と成り、佛光王と申しけれども、則天皇の讓を得て、崩御の後還俗して即位し給へりき、我朝には、天武天皇、大友皇子の難を恐れて春宮の位を退きましめて、大佛殿の南面にして御出家ありしかども、終に大友皇子を討つて位につき給ひき、孝謙天皇は、位をさりて出家し、御名を法基と申し、かども、大炊天皇を流し奉り、又位につき給へり、今度は稱徳天皇とぞ申しける、されば出家

の人も即位し給ふ事なれば、木曾が宮も難かるべきにあらずと申して、咲ひなどしけるとかや、

怙卷

太神宮勅使

附緒方三郎平家を攻むる事

壽永二年九月二日、平家追討の御祈の爲に院より公卿の勅使を伊勢太神宮へ立てらる、參議修範卿と聞えき、太上天皇の太神宮へ公卿の勅使を立てらるゝ事は、朱雀、白河、鳥羽三代の蹤跡ありといへ共、是皆出家以前の事なりき、太上天皇の勅使の例、今度始めとぞ承はる、

平家は筑紫に皇居形の如く造られたりければ、大臣殿より始めて人々安堵し給ひたりけるに、豊後の國は刑部卿三位頼輔の知行にて、其子頼經國司代にて在國の間、三位追つて云ひ下し給ひけるは、平家悪行年積りて、宿運忽ちに盡きぬ、佛神にも放れ、君にも捨てられぬ、故に花浴を出で、西海に漂ふ、夫に九國の輩請取り翫ぶに依て、國には正税官物抑留し、庄には年貢所當を辨へず、其條已に朝家を背き

奉り、逆惡を伴ふ咎あり、返すく不思議の所行なり、自餘は知らず、當國に於ては噫畏平家を入るべからず、これ私の計ひに非ず、一院の御誕なり、但し當國に限らず九國の人民、院宣に隨ふべき者、一味同心に平家を追討すべし、若し忠あらん者は、勸賞は追つて聖斷あるべき由、子息頼經の許へ云ひ下し給ひたりければ、頼經此趣を以て當國の住人緒方三郎惟義を召して下知せられたり、惟義仰せを蒙つて、即ち當國は云ふに及ばず、九國二島の弓矢取る輩に相觸る、斯りければ白杵、戸槻、松浦黨以下、平家を背き惟義が下知に隨ふ、原田四郎大夫種直、菊地次郎高直が一類計りぞ、猶平家に付き給ひける、抑も彼の惟義と云ふは、大蛇の末なりければ、身も健に心も剛にして、九國をも打隨へ、西國の大將軍せんと思ふ程のおほけなき者なりけるに、一院の御誕とて、國司より斯る仰せを蒙りける上は、身の面目と思ひて出立ちけり、大蛇の末と云ふ事は、昔日向國鹽田と云ふ所に大大夫と云ふ徳人有り、一人の娘あり、其の名は花御本と云ふ、みめこつから尋常なり、國中に同じ程なる者聲にならんと云ふをば、徳に誇り用ひず、我より上様なる人は云ふ事なし、祕藏しけりと覺えて、後園に屋を造りて、此娘を住ましめける程に、男と云者をば尊さも卑しきも通はさず、歳去り歳



來れ共慰む方なく、春過ぎ夏闌ても友なき宿を守る、秋の夜長し、夜長うして終夜を明しかねたる曉に、尾上の鹿の妻呼ぶ音痛ま敷壁にすたく蟋蟀、何歎くらんと最心細き折節に、いつくより來る共覺えず、立烏帽子に水色の狩衣著たる男の廿四五なるが、田舎の者とも覺えず、たをやかなる貌にて花御本が傍に指寄りて、様々物語して慰め語ひけれ共、女靡く事なし、男夜々通ひつゝ、細々と恨み口説きければ、花御本流石岩木ならねば、終には靡きけり、其後は雨降り風冷じけれ共、月比日比夜々の事なれば、付仕へける女童を見答めて、父母にかくと語りける、急ぎ娘を呼び、委しく是を問ひけれ共、恥かしき道なれば、顔打赤めて兎角紛らかしけり、母さまくにおどしすかして問ひければ、親の命も背き難うして、有の儘にぞ語りける、母此事を聞き、水色の狩衣に立烏帽子は覺束なし、太宰府の近くは京家の人も思ふべきに、此邊には有るべき事に非ず、よし、縦ひ上臈なりとも契は人に依るべからず、たとひ下臈なり共娘が見する面道なり、況や狩衣に立烏帽子、定めて只人にはあらじ、今は智とも用ふべし、如何にして彼の人の行方を知るべきと様々計ひけるに、母が云く、其人夕に來て曉還るなるに、注しをさして、其行方

を尋ぬべしとて、芋玉巻と針とを與へて、懇に娘に教へて、後園の家に歸す、其夜又彼の男來れり、曉方に歸りけるに、教への如く女針を小手巻の端に貫きて、男の狩衣の頸かみに指してけり、夜明けて後にかくと告げたれば、親の鹽田大夫、子息家人四五十人引具して、絲の注しを尋ね行く、誠に賤が芋玉巻、百尋千尋に引きはへて、尾越え谷越え行く程に、日向と豊後との境なる姫嶽と云ふ山に、大なる窟の中へぞ引入れたる、彼の穴の口にて立聞きければ、大に痛吟音あり、是を聞く人、身の毛堅ちて怖し、父が教へに依て、娘穴の口にて絲を引へて云ひけるは、抑此穴の底には如何なる者の侍るぞ、又何事を痛んで吟ふぞと問へば、穴の中に答へけるは、我は汝花御本が許へ夜々通ひつる者なり、然るべき契も縁も盡き果て、此曉おとがひの下に針を立てられたり、大事の疵にて痛み吟ふ、我本身は大蛇なり、有りし形ならば、出で、見もし見え奉り度こそあれ共、日比の變化既に盡きぬ、本の貌は畏し恐れ給ふべきなれば、這出ても見え奉らず、よに名殘も惜しく戀しくこそ覺ゆれ、是まで尋ね來り給へる事こそ忘れ難しと云ければ、女の云く、縦ひいかなる貌にてましますとも、日比の情争か忘るべきなれば、只出で給へ、最後の有様をも見、又見えもし奉らん、つゆ畏しと思はずと云ひければ、大蛇

は穴の中より這出でたり、長は知らず、臥し、長は五尺計りなり、眼は銅の鈴を張るが如く、口は紅を含めるに似たり、頭に角を戴き、耳を低たり、口には髪生ひなどして、獅子の頭に異ならず、され共形には似ず、をめぐとして涙を浮べて、頭ばかりを指したり、女衣を脱ぎ、蛇の頭に打懸けて、自ら願の下の針をぬく、大蛇悦んで申しけるは、汝が腹の内一人の男子宿せり、已に五月に成る、もし十月にして顯れたらば日本國の大將とも成るべかりつれ共、五月にして顯れぬ、九國には並ぶ者あるまじ、弓矢を取つて人に勝れ、計賢しくして、心剛なるべし、斯る恐しき者の種子なればとて、噫畏捨て給ふな、我子孫の末までも守護すべし、必ず繁昌すべし、是を最後の言ばにて、大蛇穴に引入りて死にけり、彼の大蛇と云ふは即ち姫嶽明神の垂迹なり、鹽田大夫夫妻眷屬を恐れ歸りにけり、日數積つて月滿ちぬ、花御本男子を生む、成長するに随つて、容顔もゆゝしく、心様も猛かりけり、母方の祖父が片名を取つて、是を大太童と呼ぶ、はだして野山を走行きければ、足にはあかり常に分れば、異名には較童とも云ひけり、此童は烏帽子著て、鞍大彌太と云ふ、大彌太が子に大彌次、其子に大六、其子に大七、其子に尾形三郎惟義なれば、大太より五代の孫なり、心も猛く畏しき者にてそ

在りける、此惟義には兄弟三人有りけるが、次郎は死ぬ、太郎名生、三郎尾形と云ふ、一人が中に此三郎は蛇の子の末を繼ぐべき験にや有りけん、後に蛇の尾の形と身に鱗の有りに、與に入つて數萬騎の兵を引率し、太宰府に發向す、九國の輩多く相從ひけり、平家は此一兩月安堵の思ひ有つて、今は如何して都へ歸入るべきなど、はかり事を廻らし、寄合ひく評定しける處に、緒方三郎が嫡子に小太郎惟久、次男に野尻次郎惟村とて兄弟あり、次郎惟村を使者として平家の方へ申しけるは、年來御恩をも蒙りて深く相傳の君と憑み進せて候、其上十善帝王にて渡らせ給へば、二心なく奉公仕れ共、平家都を出で、西海に落ち下り御座し、朝敵と成つて人民を惱ます、速かに九國の中を出し奉るべきの由、一院の院宣とて國司より仰せ下さるゝの間、王土に身を入れて詔命を背き難く候、疾く九國の境を出でさせ給ふべきにて候と申したり、平大納言時忠卿は、ひぼく、りの直垂に絲蘭の袴著て、野尻次郎に宣ひけるは、やをれ惟村よ、我君は天孫四十九世の正統、人王八十一代の御門、太上法皇の御孫、高倉院の後の腹第一皇子にて渡らせ給へば、伊勢太神宮入替らせ給ひて、御裳濯河の流添き上に

神代より傳へたる神璽寶劔内侍所も帶して御座します正八幡宮も定めて守り奉らん、九國の人民争か輒く傾け奉るべき、又當家は是平將軍貞盛が相馬小次郎將門を追討して東八箇國を平けしより以來、故入道太政大臣の右衛門督信頼を誅戮して、朝家を鎮め奉りしに至るまで、代々國家の固めなり、而るに頼朝義仲等、東國北國の凶徒を相語ひて、我打勝ちたらば國をとらせん、庄を知らせんと云ふにすかさず、打籠めの鳴濤の者共が、誠顔に與力同心して官兵に向つて軍するを見學びて、九國の輩君を背き奉る條返す、不思議なり、奇怪なり、就中鎮西の者共は内種に召仕はれ、殊に重恩を蒙るに非ずや、夫に其好を忘れ忽ちに鼻豊後めが下知に隨ひ、當家を傾げんと企甚だ以て然るべからず、後漢光武帝は、王莽に襲はれ、漁陽に落ち給ひたりしか共、帝位につき、我朝の天武天皇は、大友皇子に襲はれて吉野の奥に入り給ひたりしか共、天下を治め給ひき、況や三種の神器を御身に隨へ給へり、我君終に都へ歸り入らせ給はぬ事、よも渡らせ給はじ、されば能く、相計ひて御力を付け進すべし、後悔争か兼て顧みざるべけんやと宣ふ、野尻次郎立歸つて此由具に云ひければ、父惟義、今は今、昔は昔、速かに平家を追出し奉るべし、院宣國宣を下さるゝの上は子細

にや及ぶべきなれ共、流石日來の好を思ひ奉りてこそ、先づ使をば進せたるに、左様に宣ふならば、時刻を廻らさず追出し奉るべしとて、惟義は三萬餘騎の大勢を率して、博多津より押寄せて、関をどつと造りたりければ、平家の方には、肥後守貞能を大將軍にて、菊地、原田が一黨を指向けられて防ぎ戦ひけれ共、大勢攻懸りければ、取る物も取敢へず太宰府をこそ落ち給へ、

平家太宰府落並平氏宇佐宮の歌  
附清經入海の事

主上は、駕輿丁なければ玉の御輿をも奉らず、御伴の公卿殿上人は奴袴の稜を取り、女房北方は裳唐衣を泥に引き、いつ習ひたるにはあらね共、畏しきの餘りに悲しき事も覺えず、かちはだして、我先にくと箱崎の津に逃げ給ひけるぞ無慙なる、折節降る雨は車軸を下し、吹く風は砂を上ぐ、落つる涙雨に諍ひて、何とも見分かず、鳥にあらざれば天をも翔り難く、龍にあらざれば雲へも上り難し、新羅百濟へも渡らばやとは思はれけれ共、波風荒うして夫も心に任せねば、各袂を絞りけり、箱崎津も始終叶難かりければ、是より又兵藤次秀遠に具せられて、筑前國山鹿の城へ入らせ給ふ、菊地次郎

高直をば大津山の關あけて進せよとて、先立て、遣したりけれ共、此事終にはかくしからじと思ひて、高直心替してけり、原田大夫種直も、山鹿城へ入らせ給ひければ、秀遠が下知に相從はん事子孫に傳へて心憂しと思ひ、則ちそれも心替してけり、山鹿城にも未だ御安堵なかりける處に、惟義十萬餘騎にて押寄すると聞えければ、又取る物も取り敢へず山鹿城をも落ちさせ給ひて、たかせ舟に乘移り、豊前國柳と云ふ所へ渡り入らせ給ひけり、澤邊の蟲の聲弱り、磯打つ浪に袖を濡す、柳と云ふ所に着かせ給ひたりけるに、楊梅桃李を引植ゑて、九重の都に少し似たりければ、薩摩守忠度のかく、都なる九重のうち戀しくば柳の御所を立よりて見よ

主上女院を始め進せて、内府以下の人々、豊前國宇佐の宮へ參詣あり、社頭は皇居となり、廊は月卿雲客の居所となる、五位六位の官人等大鳥居に候ひ、庭上には九國の輩弓箭甲冑を帶して並み居たり、ふりにし緋の玉垣、歳經にけりと苦むして、いつも緑の榊葉に木綿四手懸けて隙ぞなき、御祈誓の趣きは主上舊都の還御なり、都は既に山河遙かに隔て、雲のよそに成りぬ、何事に付ても心盡しの旅の空、身を浮船の住居して、こがれて物をぞ覺しける、昔在原業平が、隅田河原の邊にて都鳥に事問ひ涙を流しけんも、又かくやと覺

えて哀なり、七箇日の御參籠とて、大臣殿財施法施を手向け、神寶神馬を奉り、かくて七箇日を送り給へども、是非の夢想なんどもなかりければ、第七日の夜半計りに思ひつゞけ給ひけり、  
思ひかね心つくしに祈れどもうさには物もいはれざりけり  
神殿大に鳴動して、良久しくしてゆゑしき御聲にて、  
世の中のうさには神もなき物を心つくしにに祈らん  
大臣殿是を聞召して、都を出でし上榮花身に極り運命憑なしとは思ひしか共、主上かくて渡らせ給ふ上、三種の神器御身に隨ひ御座せば、さり共今一度舊都の還御なからんやと思召しけるに、此御託宣聞召しては御心細く思ひ給ひ、涙ぐみ給ひてかく、

さりともと思ふ心も蟲の音もよわりはてぬる秋の暮かな  
是を聞ける人々誠にと覺えて、皆袖をぞ絞りける、小松殿の三男に左中將清經は、都を落ち給ひける時女房をも西國へ相具し奉らんと宣ひければ、年來深き契を結び、二心なく憑み憑まれたる御中にて、女房はさもと出立ち給ひけるを父母大に瞞りつゝ、免し給はざりければ力及ばず、悲みの中を別れて獨り都を落ち給ひけるが、道より鬢の髪を切つて形見に返し遣して、常は音信申さん、便りの時は又承る事も候へよな

と云ひ送りながら、三年が程有るか無きか言傳もなかりければ、女房恨み給ひて、西國までも相具せんと云ひしかば、我もさこそ思ひしに、今は心替りのあればこそ、三年を經れ共云ふ事はなからぬ、さては形見も由なしとて返し下し給ひけるが、左中將の柳浦に御座しける所へ著きたり、一首の歌を副へられたり、

見るからに心つくしのかみなればうさにぞ返す本の社に  
左中將是を見給ひては、さこそ悲しく覺しけぬ、柳御所には、さてもと思召して七箇日渡らせ給ひける程に、又惟義寄するなど聞えければ、此を出で給ふに、海士の小舟に取乗り、風に任せ浪に隨ひて漂ひし程に、左中將清經は船の屋形の上に入りつゝ、東西南北見渡して、哀はかなき世の中よ、いつまで有るべき所とて、斯く憂目を見るらん、都をば源氏に落されぬ、鎮西をば惟義に追出されぬ、何の國へ行くも通るべき身にあらず、圍中の鹿の如く、網に懸れる魚の様に、心苦し物思ふこそ悲しけれとて、月陰なく晴れたる夜、閑に念佛申しつゝ、波の底にこそ沈みけれ、是ぞ平家の憂事の始めなる、

平氏九月十三夜歌讀の事

九月十三夜に成りぬ、今夜は名を得たる月なり、秋も末に

成行きぬ、稻葉を照す電の、有るか無きかも定なく、萩の上風身にしてみて、萩の下露袖濡す、海士の篷屋に立つ煙、雲井に昇る面影、葦間を分けて漕ぐ船の、波路遙かに幽なり、十市の里に搗つ砧、旅寝の夢を覺しけり、よわり行く蟲の音、吹きしる風の音、何事に付けても藻にすむ蟲の風情して、我から音をぞなけれける、深行く秋の哀さは、何國もと云ひながら旅の空こそ悲しけれ、冷行く月にあくがれて、各心を澄しつゝ、歌をよみ連歌せられけるにも、都の戀しさあながちなり、懐紙を進めけるに、寄、月戀と云ふ題にて、薩摩守忠度、

月を見しこそこのよひの友のみや都に我を思ひ出づらん  
修理大夫經盛、

戀しとよ去年のこよひの終夜月みる友の思ひ出られて  
平大納言時忠、

君すめば爰も雲井の月なれど猶戀しきは都なりけり、  
左馬頭行盛、

名にしおふ秋の半も過ぎぬべしいつより露の霜に替らん  
大臣殿、  
打解けて寝られざりけり楫枕今宵の月行くへ清むまで  
各斯様に思ひつゞけ給ひても、互に御目を見合せて、直垂の袖をぞ絞られる、

平氏屋島に着く事

長門は新中納言の國、目代は紀民部大輔光季なりけり、當國の檜物舟とて、まさの木積みたる船百三十餘艘、點定して奉る、此に乗移りて、四國の地へ着き給ふ、爰はよき城郭なりと申しければ、讚岐の屋島に下り居給ふ、城構して御座しましけり、哀なる哉、昔は九重の内にして金谷の春の花を翫ひ給ひしに、今は屋島の磯にして壽永の秋の月を詠め給ふことを、奇の賤のふせやを皇居と定むべきならねば、海士の篷屋に日を晚し、船を御所と定め給ふ、萩の葉向の夕嵐、獨り丸寝の床の上、片敷く袖は鹽にぬれ、明し暮させ給ひけり、波枕楫枕想像れて哀なり、磯邊のつゝは紅の露より折かと疑はれ、五月の篷のしづくは古里の軒の玉水かと怪み給ふ、藻鹽に浸す旅衣、深き思ひに沈みけり、蘆の葉に置く露の身の、脆き命も消えぬべし、洲崎に騒ぐ千鳥の聲、曉恨を添ふるかな、傍井にかゝる梶の音、夜半に心を摧きけり、斯る住居は上下いつかは習ふべきなれば、男も女も只涙にのみ咽びて、乾かぬ袖をぞ絞りける、

家々も、少々造られたり、  
阿波民部成能、一千餘騎にて馳參る、夜晝君を守護し奉る、其上使者を四國に分散して相觸れけるは、一人西海に臨幸あり、三種の神器、上下官人玉體に離れ奉らず、今は此こそ都なれ、各急ぎ參賀して勅命を承るべし、若し忠あらん輩は豈に貴なからんやと披露すれば、四國の兵皆成能が下知に靡きければ、物憑もしげに振舞ひ翫し奉る、大臣殿、神妙なり、何事も成能が計ひとて、阿波守に成されて、御氣色ゆゝしく見えけり、肥後守貞能は九國を従へんとて下りたりけれ共、追出されて面目なし、菊池次郎高直肥前守に任ず、原田四郎種直筑前守に成りたりけれ共、惟義に追出され、國務にも及ばざりける上、心替したりければ、平家心弱く思はれけるに、成能斯様に甲斐なく申し行ひけるに依て、暫く安堵せられけり、

時光神器の御使を辭する事

法皇は、三種の神器都を出でさせ給ひて、外土に御座して、月日の重なる事を斜ならず御歎きあり、追討使を下さんとすれば、異國の寶とも成り、又海底にもや沈み給はんすらんと兼て歎き思召す、世末に成ると云ひながら、まのあたり斯る不思議

の有るこそ御心憂けれ、御袂、大嘗會も已に近付く、如何して都へ返し入れ奉らんと種々の御祈あり、又公卿僉議して先づ御使を下されて、時忠卿に仰せ含めらるべしと各計ひ申しけり、誰か御使を勤むべきと評定有りけるに、修理大夫時光と云ふ人は、平大納言の北の方、先帝の御乳人帥佐の兄にておはしければ、時忠には子舅なり、されば此人を下されて、平大納言に歎き仰すべきなりと諸卿申されけるに依て、時光を御前に召されて、三種の神器、外土の境に御坐しまして、徒らに月日を経給ふ事、御歎き淺からず、我朝の御大事専ら此事にあり、汝は時忠に相親みたれば、西海に罷り下りて、都へ返し入れ奉るべきの由、彼の卿に仰せ含めよと勅諭あり、時光畏みて院宣の御返事申して云く、誠に朝家の御大事、何事か之に過ぎ侍るべき、勅諭の上は子細は申すに及ばず、但し今度西海へ下向仕りなば、再び歸り上りて君を見進せん事かたし、其故は、時忠都を落し下りし時、西國へ相伴ふべき由、懇に語り申し侍りしを、時光、御幸ならせ給はゞ子細にや及ぶべき、さらば思寄らずと心中に存せしに、君の御幸も候はざりしかば、留り候ひぬ、其後も度々怨み口説て罷り下るべきの由申し上せ候ひしか共、縦ひ萬人の肩を越えて三公の位に至るとも、争か君を離れ進せて外土の旅にさすらふ

べき、思寄らざる事哉と存じて、返答にも及ばず罷り過ぎ候、抑も時光下向仕りて、三種の神器事故なく歸り上らせ給ふべくは、縦ひ身は徒らに成るとも、勅諭に隨ひて風雲に鞭を打ち、夜を日に繼ぎて馳せ下るべくこそ候ふに、神器の返り入らせ給はん事も有り難く、時光安穩に上洛せん事も亦難しと申されたりければ、申す處も誠に不便なりとて、下されず、

賴朝征夷將軍の宣  
附康定關東下向の事

兵衛佐賴朝上洛輒からずとて、鎌倉に居ながら征夷大將軍の宣旨を下さる、其狀に云く、

左辨官下 五畿内 東海 東山 北陸 山陰 山陽

南海 西海 已上諸國

早賴朝朝臣可令爲征夷大將軍事

使 左史生中原康定 右史生中原景家

右左大臣藤原朝臣兼實宣奉、勅從四位下行前右兵衛權佐源賴朝朝臣可令爲征夷大將軍者、宜令承知依宣行之、

壽永二年八月 日 左大史小槻宿禰奉

左大辨藤原朝臣 在判

とぞ書き下されける、

左史生康定、此院宣を賜つて、九月四日關東に下著、兵衛佐に院宣を奉り、對面して勅諭の趣を申含む、賴朝の返事承つて、同廿五日に康定上洛す、院の御所法住寺殿に參ず、御坪に召居らるれて、鎌倉の形勢、兵衛佐の問答を委しく聞召さる、公卿殿上人參り集り、簾中御簾をついはり、庭上鳴を止めて是を聞く、康定畏つて、兵衛佐申されしは、賴朝勅諭を蒙ると雖も、既に朝敵を退け、武勇の名譽先祖を繼ぐに依て、忝く征夷將軍の宣旨を下し賜る、都に罷り上らず、私宅に居ながら宣旨を請取り奉る事、天命其恐あり若宮の社にて、請取り奉るべしと申さるゝの間、康定八幡若宮へ參向す、彼の若宮は、鶴岡と申す所に八幡大菩薩を移し祝ひ奉る、地形石清水の如くなり、四面の廻廊あり、造道十餘町を見下して、内外に鳥居を立てたり、南は海上漫々と見渡して、眺望ことに勝れたり、さて宣旨をば誰しか請取り奉るべきと評定あり、三浦介義澄と定めらる、彼の義澄は、東八箇國第一の弓取に三浦平太郎高繼に末葉なる上父三浦大介義明が、君の御爲に兵衛佐謀叛を發し初めける時、衣笠城にて敵を禦ぎ、命を捨てたるに依て、父が黄泉の闇を照さんが爲と承りき、義澄宣旨請取り奉らんとて、八

幡宮へ參向す、郎等十人、家子二人を相具す、郎等十人をば、大名一人づゝ承つて出立ちたり、家子二人が内一人は比企藤四郎能定、一人は和田三郎宗實、家子郎等都合十二人、彼も此も共に直靑にて、今日を晴と、上下心も及ばず出立ちたり、義澄は赤緘の鎧に靑をは着ず、右の膝を突き左の膝を立て、黒葛箱に入れ奉る處の宣旨袋を請取り奉らんと、左右の手さゝぐる時、康定兼て三浦介とは承りて侍れども、抑御使は誰人にて御座するぞと、尋ね候ひしかば、三浦介とは名乗らずして、三浦荒次郎義澄と名乗る儘に、宣旨請取り奉る、良久しく有つて、覽箱の蓋に沙金十兩入れて返す、拜殿に紫縁の疊二疊敷きて康定を居る、高坏に肴二種して酒を勸む、齋院次官親義陪膳仕りて、肴に馬を引く、大宮の侍の二藤工藤左衛門尉祐經一人して是を引く、其日は兵衛佐の館へは向はず、五間の萱屋を理ひて、坑飯ゆたかに、厚絹二兩、小袖十重長櫃に入れて傍に置く、其外宿所へ十三匹の馬を送る、其中に二匹は鞍を置き、十一匹は裸馬なり、彼の馬共は、八箇國の大名に選び宛てられたりと内々承りしに合ひて、實に有難き逸物共なりき、又上品の絹百匹、白布百端、紺藍摺各百端積り、明くる日兵衛佐より康定を請す、請に隨つて行向ふ、兵衛佐の館を見候

ひしかば、外侍内侍ともに十六間、外侍には諸國の大名膝を組みて並居たり、内侍には一姓の源氏共並居て、末座に古老郎等共を居るなり、少し引却けて紫縁の疊を敷き、康定を居る、良久しうして兵衛佐の命に隨つて罷り向ふ、簾を揚げて寢殿に高麗縁のたみ一帖敷きて、兵衛佐座せられたり、軒に紫縁の疊一帖敷きて康定を居る、兵衛佐は布衣に蒲袴を着せり、指出でたるを見候しかば、少く御座しませし時には似給はず、顔大きにして長ひきく、容貌花美にして景體優美なり、言語分明にして子細を一時宣ひたり、平家は頼朝が威に恐れて、京都に安堵せず、西海へ落下りぬる其跡には何なる尼公なり共、なとか打入らざるべき、其に義仲行家等が、己が高名顔に恩賞に預り、剩さへ兩人共に國を簡ひ申しける條、返すく奇怪なり、但し義仲僻事仕らば、行家に仰せて討たるべし、行家僻事仕らば、義仲に仰せて討たるべし、當時も頼朝が書狀、表書には木曾冠者十郎藏人と書きたるにも、返事はしてこそ侍れ、折節聞書到來、能く心得ざる氣に申して、又秀衡を陸奥守になされ、資職を越後守になされ、忠義を常陸守になされ、間、頼朝が命に隨はず、本意なき事に侍り、早く彼の輩を誅すべき由院宣を下されんとこそ申され侍りしかば、其後色代仕りて、康定こと更に名簿

をして進すべきなれ共、今度は宣旨の御使として、私ならず候へば、追つて申すべし、舍弟にて侍る史大夫重良も同心に申し、かば、定めて左様にぞ侍らんずらんと色代仕りしかば、當時頼朝が身として争か名簿をば給るべき、さなしたても努々疎の儀あるべからずと、ゆゑしげにこそ返答せられ候しか、聽て罷上るべき由、相存知候ひしに、今日計りは逗留あるべしと留められ候ひし間、其日は宿所へ罷歸る、聽て追様には荷懸駄三十匹送り賜つて候ひき、翌日又兵衛佐の館へ向つて、酒を勧めて、金鐔の太刀に目九指したる征矢一腰取副へて引く、其上、京上の雜事とて、鎌倉より宿々に五石く、糠藁に至るまで、鏡の宿まで送り積んで侍りつる間、さのみは如何せんと思はれける、法皇委しく聞し召され、今度儲けたる物、よく康定が徳にせよと仰せける、院宣請文には、

去八月七日、院宣、今月二日到來、被仰下之旨、跪以所請如件、仰就院宣之旨趣、情思、姦臣之滅亡、是偏明神之冥罰也、更非頼朝之功力、勸賞之間、事只叡念之趣、可足

とぞ載せたりける、禮紙には、

神社佛寺、近年以來、佛餉燈油如闕、寺社等如本可被返付本所、歟、王侯卿相以下、領平氏輩多、押領云云、早被下、聖日之恩、詔可被拂、愁霧之鬱、念歟、平家之黨類等、縱雖有科息、若悔過、歸德、忽不可被行、斬刑、とぞ申しける、

光隆卿木曾が許に向ふ  
附 木曾院參願なる事

同十五日、備前守行家申しけるは、教盛卿并に成良等、軍船五百艘を以て海上に浮め、國々の船を討取る、其威勢甚だ強くして、舍弟の男、賊徒の爲に軍敗られて、備前國を打取られ畢んぬ、急ぎ罷り向うて討伐すべしと申しけれ共、義仲免さざりければ、院より下し遣さるべき由義仲に仰せければ、勅答には、行家は勇士たりと雖、冥加なく、毎度軍を敗らる、今度の追討使尤も議あるべきかと申しければ、義仲罷り向ふべきの由仰せ下されけり、

木曾冠者義仲は、貌形は清氣にて美男なりけれ共、堅固の田舎人にて、驚歎く顔にをかしかりけり、信濃國木曾と云ふ

山里に、二歳よりして二十餘年が間隠れ居たりければ、人に馴るゝ事はなし、始めて都の人に馴れそめに、なじかは誠によかるべき、かたくななるこそ理なれ、猫間中納言光隆卿、宣ふべき事有つて、木曾が許へおはして、先づ雜色してかくと云ひ入れられたり、木曾が郎等に根井と云ふ者聞繼ぎて、主に語りければ、木曾意得ずとて、なまり音にて、何猫のきた、猫とは何ぞ鼠とる猫歟、旅なればとらすべき鼠もなし、猫は何の料に義仲が許へと來るべき、但し人を猫と云ふ事もや有ると云ひければ、根井も、げに心得ずと思ひて、立歸つて雜色に問ふ様は、抑も猫殿とは鼠取る猫か、人を猫殿と申すかと、御料に意得ずと喚り給ふなりといへば、雜色、あな頑や、をしへんと思ひて、七條坊城王生邊をば北猫間南猫間と申す、是は北猫間に御座します程に、在所に付いて猫間殿と申すなり、譬へば信濃國木曾と云ふ所におはすれば、木曾殿と申す様に、是も猫間に御座せば猫間殿と申すなりと、細々に教へければ、根井意得て、此様を申す、木曾も其時意得て、入奉りて見參しけり、暫く物語りし給ひて、木曾、根井を招きて、や給へ、なんにまれ饗し申せと云ふ、中納言淺猿と思ひて、只今不可有宣ひけれ共、いかゞ食時におはしたるに物めさでは有るべき食ふべき折に食はずば、糧なき物と成るなり、とく急げくと

云ふ、何れも生しき物をば無鹽と云ふぞと心得て、無鹽の平茸もありつな、歸り給はぬさきに早めよくと云ひければ、中納言は、斯る由なき所へ来て恥がましや、今更歸らんも流石なりと思ひて、宣ふべき事もはかしく仰せられず、興醒めて堅唾を呑みて御座しけるに、いつしか田舎合子の大きに尻高く底深に、生塗なるが所々剝たるに、毛立したる飯の黒く粗交なりけるを堆く盛上げて、御菜三種に、平茸の汁一つ折敷に居て根井持來て、中納言の前にさし居たり、大方とかく云ふ計りなし、木曾が前にも同じく備へたり、木曾は箸取り食ひけれ共、中納言は青く興醒めてめさず、木曾是を見て、如何に猫殿は饗さざるぞ、合子を簡ひ給ふ歎、あれは義仲が随分の精進合子、あだにも人にたはず、無鹽の平茸は、京都には、きと無き物なり、猫殿只搔き給へくと勧めたり、いと穢はしく思ひ給ひけれ共、物も覺えぬ田舎人、食はずして悪しき事もぞ在ると思はれければ、めす體にもてなして、中窪に突散し給へり、木曾は、散飯の外には、何も残さず食ひ畢んぬ、戯呼猫殿は少食にておはしけり、さるにても適おはしたるに、今少し搔き給へかしと申す、其後根井、猫間殿の下を取つて中納言の雑色に給ふ、雑色因幡志、腹を立て、我君昔より斯る驚歎き物まゐらずとて、廐の角へ合子ながら抛捨

てたり、木曾が舍人は是を見て、噫驚歎や、京の者は、などや上臈も下臈も物は覺えぬ、あれは殿の大事の、精進合子をやとて取りてけり、是のみならず、をかき事共多かりける中に、木曾、我官成りたり、さのみ引籠あるべきに非ず、出仕せんとて直垂を脱置きて、狩衣に立烏帽子着て初めて車に乗り、院の御所へ參る、乗習はざる車、着も知らざる裝束なれば、立烏帽子のさきより指貫のすそまで、頑なる事云ふ計りなし、牛飼は平家大臣の童を取り仕ひければ、高名の遣手なり、主の敵ぞかしと、目さましく心憂く思ひける、木曾、車にゆがみ乗りたる形勢、をかしたるは云ふ計りなし、左右の物見を開け、前後の簾を揚げたり、牛小童がかくはせぬ事にて候と云ひければ、やおのれ牛童よたましく、車に乗りたる時、人をも見たり、人にも見ゆるぞかし、如何が無念に、車の内なればとて引籠有べき、且は是程狭き所に詰居る事も忌々しなど云て、をかしかりけり、馬に打乗り、甲着たるには少も似ず、ゆしく危げにぞ見ける、牛童車を門外に遣出して後、一椀あてたれば、飼立たる強牛の逸物なり、何の滯か有るべきなれば、飛ぶ如く走る、木曾、車の内に却様にまろぶ、牛を留めん爲に、やれ童々と叫びければ、留めよと云ふとは心得たりけれ共、いと鞭を當てつ、牛はまりあかて躍る、起きあがらんくとすれ共、なじかは

起きらるべき、着習はざる裝束なり、起くる暇はなし、蝶の羽をひろげたるが如くに左右の袖をひろげ、足を捧げて、やをれやをれとをめきけれ共、虚聞かすして、六七町こそあがせたれ、郎等共が馳付きて、如何に暫し留めよと仰せの有るに、かくは仕るぞと云ひければ、牛童陳じ申しけるは、やれ健兒くと候へば、初めて御車に召して面白しと思召して、車を遣れくと仰あると心得て仕りて侍り、其上此牛は鼻つよく候と申し、て、車を留めて後、木曾起居たりけれ共、六七町はあがせぬ、きならばぬ狩衣の頸にて喉をばつよく詰めたり、遍身に汗たり、赤面してぬげくとあり、牛飼今は中直せんと思ひて、それに候ふ御手形に取付かせ給へと教へければ、いづくを手形とも知らずけに見えける時に、其に候ふ方立の穴に取付かせ給へと云ふ時初めて取付きて、あはれ支度や、是は和牛健兒が支度か、又主の殿の構かとぞ問ひたりける、院の御所にて車懸はづして下りんとしけるが、後より下りけるを雑色、車には後より乗りて、前よりおるゝ事にて候と申せば、いかゞ車ならんからに忌々敷すと、おりおはずべき、京の人は物におほえずと覺ゆるとて、終に後より下りてけり、院の御所へ指入りければ、折節候合ひたりける公卿殿上人、女房女童部に至る迄、すはや木曾が參るなるは、死生知らずの怖し者にて有るなぞとて

局々に逃入り、忍び隠れて、戸を細目に開き、御簾の間よりのぞきけり、木曾庭上をねり廻り、彼方此方を立渡りて、噫、面白の大戸や、せどや中戸にも繪書きたり、下内にも唐紙押したりとぞ嘆めたりける、殿上階下男女、畏しさにえ笑はで、忍び音に笑壺に入りてぞ笑ひける、大方振舞ふとふるまふ事云ふと云ふ言は、京中上下の物笑なり、

源平水島軍の事

平家は讃岐國屋島に在りながら、山陽道を打靡かして都へ攻上るべしと聞えければ、木曾左馬頭義仲是を聞きて、信濃國の住人矢田判官代義清、宇野平四郎行廣を差遣す、山陽道の者共、多く源氏に相從ひけり、平家は三百餘艘の兵船を調へて、屋島の磯に漕出でたり、源氏は備中國水島が途に陣を取つて、千餘艘の兵船を構へたり、源平互に海を隔て、支へたり、壽永二年閏十月一日、水島にて源氏と平家と合戦を企つ、源氏等計りけるは、此島の南の地より島の北の際まで三町には過ぐべからず、島の東の海上より寄せて、島の北に船を陸まで組合せて、軍兵隙を争ひて攻寄せば、先陣に進まん者、敵の爲に打ちとらると云ふ共、幾ならじ、後より次第に續きて島の上へ攻入つて、城に火を懸けば、敵は船への

みこそ競ひのらんすらめ、打物に堪へたらん輩續きて乗移りて打ちとれ、島を攻落しなば、船の寄する所なくしては、争か海上に日を重ぬべき、浪に引かれ風に随つて漂はんを、浦々渚々に追詰め、討ちとらんと定めてけり、平氏は又、船をば島の西南に付けて、城の東北の木戸口を開きて、名を得たらん人々進み出で、敵を指招かば、船を並べて攻寄すべし、偽りて引退かば、島の上へ襲ひ來らん歟、其時船を、島の東北へ指廻して、三方より矢前揃へて射取るべし、敵堪へずして引退かば、船を指並べて乗り移り、分捕せんと謀りける、源氏の追手の大將軍は、宇野平四郎行廣、搦手の大將軍は足利、矢田判官代義清なり、五千餘人の兵共、百餘艘の兵船纒解いて押出し、夜の曙に漕寄せて、関の聲を發す、平家待儲けたる事なれば、聲を合せて戦ふ、兩方の軍兵一萬餘人なれば、関の聲海上に響き渡つて、よせくる波の音も、聲を合する歟とぞ覺えける、平家は本三位中將重衡、越前三位通盛、卿を大將軍として七千餘人、二百艘の兵船に乗つて、島の西南より東北へ二手に指廻す、源氏の兵船、兼てはかりたる事なれば、南の地より島の北の際まで指並べて、當國の住人を前に立て、二千餘人、胄を傾け甲の袖を振合せて、一面に立並びて攻寄す、平家は是を見て、城の東北の木戸口を

開く、能登守教經は紺に白き絲にて群千鳥を縫ひたる直垂に、紅絨の鎧に長履輪の太刀をばけり、越中次郎兵衛盛嗣は、滋目結の直垂に、耳坐滋の甲を着たり、上總五郎兵衛忠清は、縫摺の直垂に、赤絨の肩白の鎧を着たり、飛驒三郎兵衛景家は、褐の直垂に、大衿耳袖を赤地の錦をたち入れたるに、黒絲絨の鎧を着せり、鎧の毛、直垂の色、いづれもとりににはなやかに見えたり、此外村田兵衛盛房、源八馬允番を始めとして、名を得たる勇士三十餘人、打出で、敵を招けば、矢田判官代義清、仁科次郎盛宗、高梨六郎高直、海野平四郎幸廣を始めとして三百餘人、木戸口へ攻寄せて戦ふ、平氏偽りて引退く、源氏勝つに乗つて攻蒐る、爰に島の兩方の船、南の沖西の島さきより指寄せて、敵の船を打鎗にて搔寄せ、組合せて乗移る、精兵をそろへて、城中并に兩方の船より散々に射る、源氏の船堪へずして引退く、西風烈しく吹きて、船共ゆられて打合せければ、東國北國の輩、舟軍は習はぬ事なれば、船に立ち得ずして、船底へのみ重り入る、平家の輩は舟軍自在を得たりければ、亂れ入つて散々に切る面を向くる者はすくなし、船端に近く者をば取つて海に入れ、底にある者をば、甲の袖をふまへて頸を搔く、城の中よりは勝鼓を打つて匂りかゝる程に、天俄かに曇りて日の光も見え

ず、闇の夜の如くに成りたりければ、源氏の軍兵共、日蝕とは知らず、いと東西を失つて、船を退きて、いづち共なく風に随つて通行く、平氏の兵共は兼て知りたりければ、いよく関を造り重ねて攻め戦ふ、矢田判官代義清は、舟にゆられて立得ざりければ、船端に尻を懸けて、胄を脱捨て太刀を抜いて戦ふ、越中次郎兵衛盛嗣は是を見て、胄を傾けて打つて蒐るを、義清立上りて、胄の鉢をうつ、強く打たれて胄脱けて落ちにけり、盛嗣目くれて、太刀の打所は覺えざりければ、打遠へたりけるに、義清が右の頬をすぢかへに、押付の板に切付けたりければ、うつぶしに臥しけるを、引仰のけて頸を搔きてけり、海野四郎幸廣は、村田兵衛盛房と船端にて取組みて、海に入りけるを、飛驒三郎兵衛景家は勇士の者なりければ、盛房が總角を取つて引返して懷き合ひたりけるを、兩人ながら船へ抛入れてけり、幸廣刀を抜いて、盛房が起きあがらんとするを踏へて、甲の草摺を引上げてさす、景家は是を見て幸廣が胄を引仰けて首を搔きてけり、能登守教經、精兵の手き、なりければ、一として空矢なし、高梨次郎高信を始めとして、十三人射取られけり、源氏の軍敗れにければ、討殘されたる者共はしづねに乗移りて、飛下り、落行きけるを、平家は船の中に兼て鞍置馬を用意して、船共の纒切放し、渚に漕寄

せ、船腹を乗傾けて馬共おろし、ひととのり、能登守一陣に進んで攻蒐りければ、討たる者は多く、助かる者は少なし、或は備前國へ落つるもあり、或は都へ上るもあり、海へ入りて死する者は、其數を知らず、船にて討捕らるゝ源氏には、矢田、高梨、海野を始めとして、千二百人が頸切懸けたり、

木曾備中下向齊明討る  
並兼康倉光を討つ事

斯りければ當國の住人等皆平氏に歸伏してけり、都へ落上りたりける者共、木曾にかくと云ひければ、義仲安からずとて、夜を日に繼ぎて備中國へ馳下る、去ぬる六月、北陸道の合戦に虜りたりし平泉寺長吏齊明をば、六條河原にて頸を切る、妹尾太郎兼康は、木を樵り草を刈るまでこそなけれ共、二心なく木曾に仕はれけり、是はいかにもして再び故郷に歸り、今一度舊主を見奉り、平家の御方に成つて合戦を遂げんとの計なり、喉中偷銳刺人刀といへり、木曾は是をも知らずして、齊明と同時に切るべかりけれ共、西國の道しるべとて、宥し具し給ひけり、蘇子卿胡國に囚はるゝ如く、李少卿漢朝に歸て遠く異國に着くに似たり昔人の悲む所といへり、如何あるべかるらん、覺束なしと覺えたり、

壽永二年閏十月四日、木曾都を出で、播磨路に懸りて、今宿に著く、今宿より妹尾を先達にて、備中國へ下る、當國の船坂山にて兼康、木曾に云ひけるは、暇を給つて先立ちて罷下り、相親しき者共に御馬の草をも用意させ候はば、斯る亂の世なれば、俄の事は治め難きにも侍るべしと申す間、さも有るべしとて許し遣はす、木曾は爰に三箇日の逗留と云ふ、兼康すかし果せたりと思ひて、子息小太郎兼通、郎等宗俊を相具して下りけるが、加賀國の住人、倉光三郎兼光を招いて云ひけるは、や、倉光殿、兼康御邊に虜られ奉り、遁れ難き命を生き、剩へ西國の尋承を給はり、故郷に歸つて再び妻子を相見ん事も、御恩とのみ思ひ奉る、もし人手に懸りたらば、争か命も生き故郷へも歸るべき、さても兼康虜り給ひたる勸賞に、備中の妹尾は吉所にて侍り、勳功の賞に申賜りて下り給へかし、同じくは打ちつれ奉らんと云ふ、倉光三郎誠と思ひて、木曾に所望しければ、即ち下文を賜ふ、倉光悦んで妹尾に打具して下る、兼康道すがら思ひけるは、妹尾まで行きぬるものならば、新司とて庄内一はな心にてもてなし思ひ著く者有つて勢付きなば、如何にも叶ひ難しと思ひて、備前國和氣の渡より東に藤野寺と云ふ古き御堂に下居て兼康申しけるは、や、倉光殿、妹尾は今程近し、懸て打具

し奉るべけれ共、世間の忽々に所も合期せん事難し、兼康先立つて所の様をも見廻り、又親しき者共にも相觸て、斯る人こそ下向し給へとて、御饗をも用意させんと云ひければ、倉光は、何様にもよき様に相計ひ給へとて、爰に留る、兼康はすかし果せて、先立つて草壁と云ふ所に馳付いて、使を方々へ遣して、親しき者四五人招き寄せて、夜討せんとぞ出立ちける、倉光争かかくと知るべきなれば、今やくと待つ所に夜半計りに兼康は、十餘騎の勢にて藤野寺に押寄せて、倉光三郎を夜討にしてこそ歸りにけれ、此倉光と云ふは随分健立ち度々の軍にも不覺せず、北國の合戦に妹尾をも虜りたりし者が、兼康にすかされて討たれぬること無慙なれ、人の申しけるは、何事も運の盡くるは力なき事なれ共、倉光は、北國の住人ながら案内者立ちて此彼あなぐり行く、昔より馬の鼻もむかぬ、白山権現の御領、末寺末社の庄園を没倒し、神事佛事の供米を押領し、剩さへ又平泉寺の長吏齊明威儀師が宥されしをも種々に讒訴して、六條河原にて首を刎ねなどしたりしかば、神の咎め人の怨みの報にこそ、かくおめくとは討たれたるらめとぞ申しける、妹尾太郎兼康は、倉光を夜討にして後に、人を四方に走らかし、兼康こそ北國の軍に生捕られたりつるが、平家の御行末の戀しさに、兎角操つて再び故

郷にまぬかれ歸りたれ、木曾は既に船坂山に著き給へり、平家へ參らんと思はん者の我に志あらん人は、兼康に付いて木曾に一矢射よやと觸れたりけり、妹尾にも限らず其邊近き者共、墓々しきは兼て屋高へ參りぬ、馬鞍も持たず具足もたらはぬ輩か是を聞きて、柿の袴に責紐結ひ、布の小袖に東折したり、剣けたる弓矢に鏑たる太刀刀持ちなどして、馬に乗る者少く、多くは歩跳にて、此彼より二人三人と走り集りたり、其勢三百人計り在りけれども、そも物に叶ふべきは、僅に二十人には過ぎざりけり、此勢を相具して兼康は、西河裳佐の渡を打渡り、福輪寺の阨を堀切つて、菱植を逆茂木引などして、馬も人も通ひ難く構へたり、彼の阨と云ふは、遠さ二十餘町、北は峨々たる山、人跡絶えたるが如し、南に渺々たる沼田遙かに南海に連りたり、西には岩井と云ふ所あり、是をば打過ぎて、當國の一宮をも過ぎ、佐々迫に懸る、此佐々迫と云ふ所は、東西は高き山谷に、一つの細道あり、左右の山の上に弩多く張り立てたり、後には津高郷とて、谷口は沼なりければ、究竟の城なり、敵何萬騎向うたり共、輒く攻落し難き所なり、此には兵共を指置きて、我身は唐河の宿板藏城に引籠りて、今やくと木曾を待つ也、

兼康板藏城戰の事

倉光三郎の下人、夜討に討漏らされたりけるが船坂山に走り歸りて、木曾にかくと告げれば、木曾驚き騒ぎて、夜討の勢は何程か有りつると問ふ、關さは聞し、夜目にて一定の數は知らず、二三十人にもやと見え侍りき、妹尾が所爲と覺ゆる事は、先立つて馬の草囊用意して、使を進せん程は暫く此に相待ち給へとて、古御堂におろし置き奉り、夜に入るまで使もなし、待てども人も見えず、結局はかくなり給ひぬ、此定ならば、一定君をも伺ひ進せんと覺え候、其上妹尾は國人なり、勢も付増し、ゆゑしき大事なり、急ぎ兼康を討たせ給ふべくや候ふ覽と申す、兼康が所爲勿論なり、さらば急げとて、木曾三百餘騎にて今宿を立ち、夜を日に繼いで馳下り給ひける程に、其曉に三石に着く、明日藤野寺に着く、倉光爰にして討たれにけりと哀に思ひ、爰をも打過ぎ、和氣の渡を打渡し、可眞郷へ打入つて、福輪寺の阨を見れば、堀を堀切つて逆茂木引き、たやすく爰を通り難し、如何して間道を知らんとて、其邊を打廻つて里人を尋ねけるに、可眞郷の住人に總官頼隆と云ふ者を尋ね出して云ひけるは、妹尾太郎兼康を西國尋承の爲死罪を宥めて、古里に返し遣す處に、還つて



義仲に腹黒を存ず、彼を攻めんとするに、きと道を得ず、通り道ありなんやと宣へば、候ひなんとて、即ち頼隆山しるべし先陣に進み、北路に懸り、鳥岳と云ふ所を廻りて、佐々の井より関を咄と造懸けて、佐々が追を攻めたりけり、妖尾は兼て、木曾は今宿に三日の逗留なれば、縦ひ此事漏聞えて寄するとも、福輪寺殿、きと寄せがたし、されば只今の事にてはよもあらじと、打延べて思ひけるに、関を造懸けて寄せたれば、驅武者共は一矢射るに及ばず、皆散々に落行きけり、自ら先立つ者は助かりけれども、返し合する者の、たすかるはなし、深田に追入れ、切殺し射殺す、佐々追を攻落して唐皮の宿板藏城に押寄て関を造る、妖尾思儲けたる事なれば、矢たばね解いて散々に射る、木曾は、妖尾逃すな、兼康あますな、攻めよくと下知しければ、郎等共入替り、射合ひたり、妖尾矢種盡きければ、主従三人、山に籠る、それより相構へて屋島へ參らんと赴ける程に、子息小太郎兼通は肥太りたる男にて、歩に合期せざりければ、足を痛めて山中に留る、兼康は思ひ切り、小太郎を捨て、落行きけれ共、恩愛の道の悲しさは、行けどもく歩まれず、小太郎又父の兼康を呼びければ兼康歸つて如何にと問ふ、させる要事は侍らず、爰を最後と存すれば、今一度見奉らんとてと答へ、涙を流しければ、兼康

も袖を絞りけり、一年新大納言成親、丹波少將成經に情なくあたり奉りたりしに、親子の中の悲しさは、今こそ思ひ知られけれ、敵近く攻寄せければ、兼康又思ひ切り、深く山へ落入りけるが、眼に霧雨りて進まれず、郎等宗俊を呼びて、兼康は數千人の敵に向ひて戦ふにも、四方晴れて見ゆれ共、小太郎を捨て、落行けば、涙にくれて道見えず、兼ては相構へて屋島に參りて、今一度君をも見奉り、木曾に仕へし事も申さばやと思ひつれ共、今は恩愛の中の悲しければ、小太郎と一所にて討死せんと思ふは如何あるべきと云ふ、宗俊、尤もそこそ侍るべけれ、弓矢の家に生れぬれば、人ごとに無き跡までも名を惜む習なり、明日は人の申さん様は、兼康殿こそ、いつまでも命をいきんとて、山中に子を捨て落行きぬれと、いはん事も口惜しき御事なるべし、主を見奉らんと覺すも、子の末の代を思召す故なり、小太郎殿亡び給ひなんには、何事も何かはし給ふべき、只返し合せて、二人同心に一軍して、死出の山をも離れず、御伴仕らんと云ひければ、兼康然るべしとて道より歸り、足病居たる小太郎が許にゆき、前には柴垣を掻き、後には大木を木楯にして、敵を待つ處に、木曾左馬頭、三百餘騎にて跡見に付きて尋ねけるに、兼康爰に在りて、幾程助かるべき事ならねど、小太郎を後に立て、我身は矢面に指

顯れて、指詰め、散々に射る、十三騎に手負せて、馬九匹射殺し、矢種も又盡きければ、今はかくとて、腹を搔切りて亡せにけり、小太郎兼通も、引取り、射けるが、父が自害を見て、同じ枕に腹切つて臥しにけり、郎等宗俊も、手の定まり戦うて、柴垣の上つて、剛の者の死ぬる見よとて、太刀の切鋒口に含み、逆さまに落貫かれてぞ死にける、木曾は妖尾父子が頸を切り、備中國鷲森に懸けて引退く、萬壽庄に陣を取り、後陣の勢を待儲けて、是より平家を追討のため、屋島の發向をぞ議定しける、

行家謀叛に依て木曾上洛の事

木曾西國下向の時、乳母子の樋口次郎兼光をば、京の守護に候へとて留置きたりけるが、十一月二日早馬を立て、十郎藏人殿こそ、駒のなき間の貂誇とかやの様に、院のきり人して院宣を給はり、木曾殿を誅し奉るべき、其聞え候へと申し下したりければ、木曾大に驚きて、平家を打捨て、夜を日に繼いで馳せ上る、

行家平氏と室山合戦の事

十郎藏人は是を聞きて、千騎の勢にて、指違へて丹波路より

播磨國へ下る、平家は折節播磨の室に著き給ひたりけるが、此事を聞きて、門脇中納言父子、本三位中將重衡一萬餘騎にて、室山坂に陣を取つて、十郎藏人を相待ちけり、討手を五に分けたり、一陣飛驒三郎左衛門尉景經五百餘騎、二陣越中次郎兵衛盛嗣五百餘騎、三陣上總五郎兵衛忠清五百餘騎、四陣伊賀平内左衛門尉家長五百餘騎、五陣門脇中納言八千餘騎にて扣へたり、十郎藏人は是をば知らず、室山を打つ程に、飛驒三郎左衛門尉進み出で、散々に暫く戦うて、景經弓手の小黒の中へ引退く、源氏爰を蒐通りて二陣に付く、越中次郎兵衛道を切つて禦ぎけれ共、戦ひかねて盛嗣馬手の林へ引籠る、源氏此を打破つて三陣に付く、上總五郎兵衛出塞がたつて戦ひけれ共、忠清負色に成つて北の麓へ追下さる、源氏爰を破つて四陣に付く、伊賀平内左衛門尉待受けて戦ひけるが、家長も叶はずして、南の谷へ追落さる、源氏四陣を破つて五陣に付く、門脇中納言八千餘騎にて扣へ給へり、大勢支へ塞つて戦ひける中に、中納言の侍に紀七、紀八、紀九郎とて兄弟三人ありけるが、劣らぬ剛の者、精兵の手きなりけるが、死生知らずに進み出で、矢尻を揃へて指詰め引取り散々に射ければ、面を向くべき様なくして、十郎藏人取つて返して落ちければ、五陣の大

勢、関を造懸けて攻付たり、是を開きて四陣三陣二陣一  
陣道を塞ぎ、関を合せて待つ處に、源氏四陣を破らんとす、  
是も矢尻をそろへて射ければ、十郎藏人は、敵にはかられにけ  
りと心得て、其時は射るにも及ばず、切るにも能はず、しころを  
傾け、甲の袖を眞額にあて、弓を脇に挟み、太刀を肩に懸  
けて、通れ者共若黨とて、四陣を走せ抜けて見たりければ、  
千騎の勢、二百騎は討たれて七百騎になる、此勢にて三陣  
につく、是も散々に戦ひけれ共、思ひ切つて打破つて通りけ  
り、三百騎討たれて四百騎になる、此勢にて二陣につく、是も  
打破つて出で、見れば百騎に成る、此勢にて一陣に付いて、  
今を限と死生知らずして戦つて駆散して出でたれば、僅に七八  
十騎には過ぎざりけり、能登守教經、伊賀平内左衛門家長  
田太左衛門生職、駿河兵衛光成、飛驒三郎左衛門尉景  
經を始めとして五百餘騎、南山の麓より馬の鼻を並べて、北  
へ向きて蒐り、陣の内より豊後右衛門頼弘、越中次郎兵  
衛盛嗣、上總五郎兵衛忠清、矢野右馬允家村、同七郎兵  
衛高村を始めとして三百餘騎、東へ向きて源氏を中に挟み  
て蒐る、源氏平家兩陣亂れ合ひて、或は弓手に懸並べて討  
捕るもあり、或は馬子に相合らうて討落すもあり、四方に馳亂  
れて懸合ひ懸組み、馬の足音、矢叫の聲、山を響かし地を響

かす、源氏も平氏も何れ隙ありとも見えざりけり、爰に美作國  
の住人惠比入道守信、播磨國の住人佐用黨利季、兼知を  
始めとして七百餘騎、西の山の鼻より関を造つて懸け、れば  
源氏三方より押圍まれて、軍忽ちに破れて、東を指して落行  
きけり、平家勝つに乗つて、敵を懸背で追物射にぞ射取りけ  
る、備前守行家は赤地錦の直垂に黒絲絨の甲を着て、さび  
鴉毛の馬に乗り、山田次郎重弘、三遠鷹の直垂に、紫絨の  
甲を着て、黒馬にぞ乗りたりける、三十餘騎を相具して、東の  
原を北へ向て引退く、景經、忠清、盛嗣、家村等鞭を打ち  
鞭を並べて追攻めければ、伊賀國の住人つけの十郎有重、美  
濃國の住人おりの六郎重行を始めとして十一騎、をり塞つ  
て戦ふ、有重は盛嗣に馳合せて押しならべて組みければ、盛嗣  
立上りて左の手にて有重が冑を引落し、髻を取つて鞍の前  
輪に引付けて頸を搔き、太刀の切鋒に貫きて馬を引へて歩  
せ行く、誠にゆくしくぞ見えける、重行は景家に組まれて、首  
とられにけり、此間に行家、重弘は遁得て、和泉國へぞ越え  
にける、つけの十郎有重、おりの六郎重行を始めとして百八  
十人、頸切つて懸けたり、斯りければ、備前、播磨兩國の勇  
士等、皆平氏に隨ひ付きにけり、

木曾洛中狼藉の事

源氏世を取りたりとも、其ゆかりなからん者は指せる何の悦  
びか有るべきなれ共、人の心のうたてさは、平家の方の弱きと  
聞けば悦び、源氏の軍の勝つと云をば興に入つて悦び合ひけ  
り、さはあれ共、平家西國へ落下り給ひて後は、世の騒に引  
かれて資財雜具東西に運び隠し、京白川にもて吟ひければ、  
引失する者も多く、深き井の中に入り、穴を掘りて埋みなど  
せしかば、打破り朽損じて失せしばかりなり、流石残る物も有  
りしぞかし、木曾五萬餘騎を引率して上洛して、武士京中  
に充滿ちて、家々に亂入り、門には白旗を打立て、家主を追  
出し、財寶を追捕す、只今食はんとして箸を立つるをも奪取り  
ければ、口を空しうして命生くべき様なし、道を通る者をも衣  
装を剥がれ、手に持ち肩に荷へる物をも抑取りければ、やす心  
なし、驚歎などは、云ふ計りなし、然るべき大臣公卿の御所な  
どこそ、さすが憚りて狼藉をばせざりけれ、平家の代には、六波  
羅の一家と云ひしかば、只恐れをなすばかりにて有りしに、斯  
様に目を見合せて、食物を箸奪取る事や有りし、心憂き事  
なりと、老いたるも若きも歎きけり、加賀國の住人井上次郎  
師方が申し行ふに依て、木曾斯る悪事をするを聞えし、只

人民の煩のみに非ず、賀茂、八幡、稻荷、祇園より始めて、神  
社佛閣、權門勢家の御領をも嫌はず、青田を刈り取つて、秣  
に飼ひ、堂塔卒都婆などを破り取つて薪としけり、狼藉斜な  
らず、殆ど人倫の所爲とも覺えず、遙かに替劣したる源氏な  
りとぞ沙汰しける、何者が所爲にてか有りけん、院の御所法  
住寺殿の四足の門に、札に書きて立てたりけり、  
あかさいてしろたなごひに取替て頭にしまく小入道哉  
さしも亂れの世の中に、よくあどなき者も有りけりとぞ申しけ  
る、

榎卷

木曾追討すべき由

附木曾怠狀を山門に擧ぐる事

法皇は、世上の狼藉、人民の佗條、歎き思召して、壹岐判  
官知康を以て木曾が許へ仰せ下されけるは、武士洛中に充  
滿ちて資財を追捕の間、人民歎きく、安堵せざる由、其聞  
えあり、速かに狼藉を鎮むべきなりと知康、木曾が許に行向  
ひて、院宣の趣申し含めけり、木曾、御返事をば申さず、さし

もの院宣の御使に、小袴に懸直垂、烏帽子に手綱をたせて、髪もかきずして申しけることは、や殿、和主を鼓判官と京中の童部までも申すは人に打たれ給ひたるか、又はられ給ひけるかと問ひければ、判官苦り笑ひてぞ歸りける。此知康は究竟のしてていの上手にて、鼓判官と異名に呼びけるを木曾聞きてかく申しけるとかや、遠國の夷と雖も情をしり禮儀をば辨へるぞかし、木曾は堅固の田舎人の山賤にて院宣をも事ともせず、散々に振舞ひければ、平家には事の外に替劣りして思召しける、後には山々寺々に亂れ入りて、堂舎を壊り佛像を破り焼きければ、兎角云ふに及ばず、神社にも憚らず、權門にも恐れず、狼藉いと留らざりければ、義仲を追討して都の狼藉を鎮めらるべき由、知康申し行ひたり、然るべき御氣色なりければ、人にも仰せ合されずして、ひしくと事定まりぬ。

法皇は天台座主明雲僧正、寺の長吏八條宮を、法住寺の御所に招き請じ御座して、延曆園城の惡僧等を召進すべき由仰せけり、公卿殿上人も御催あり、又諸寺諸山の執行別當に仰せて、兵を召されければ、日比木曾に深く契りたりける源氏共にも、思ひくに參り籠る、山門の大衆、法皇の勅諭とて座主僧正より催促せられければ、山上、坂本の騷動斜ならず、木曾は、北國所々の合戦に打勝つて都へ上らんとせし

時、越前の國府より牒狀をあげ、衆徒を語らひてこそ、天台山に上り、平家を攻落したりしかば、いつまで憑まんと思ひけるに、總じては洛中貴賤の歎、別しては山門庄園の煩なる間に、大衆、院宣に隨ひ奉つて、木曾を討つべしと聞えければ、義仲、忠状を以て山門に上りぬ、其狀に云く、

山上貴所、義仲謹解、

叡山大衆、悉振上神輿於山上、猥構城郭於東西、更不開修學之窓、偏專兵仗之營、尋其根源者、義仲住、鼻惡心、可追捕山上坂本之由、有風聞云云、此條極僻事也、且滿山三寶、護法聖衆、可令垂知見給、自企參洛之日、宜仰醫王山王之加護、顯憑三塔三千之與力、今何始、可致忽諸哉、雖有歸依之志、全無違背之思者也、但於京中、擄捕山僧之由、有、其聞云云、此條深恐怖、號山僧好狼藉之輩在、之、仍爲糺真偽、粗尋承之間、自然狼藉出來、歟、更不滿避儀、總如山上、風聞者、義仲率軍兵、可令登山云云、如洛中浮說者、衆徒企蜂起、可被下洛、是偏天魔之所爲、歟、不可及、自他信用、且以此旨、可令披露山上給之狀如

件、

十一月十三日

伊豫守源義仲上

進上 天台座主御房

とぞ書きたりける、山門の衆徒これにも鎮らず、いよく蜂起の由聞えけり、

法住寺城郭合戦の事

若殿上人、諸大夫、北面の者共などは、興ある事に思ひて、はや軍の出來るぞかしと申しあへり、少しも物に心得たる人々は、こは驚歎き事哉とて歎き給へり、院の御所法住寺殿を城郭に構へて、官兵參り集る、山門、園城の大衆、上下北面の輩の外は、物の用に立つべき兵ありとも覺えず、堀川商人に、向ひ飛礮の印地、冠者原、乞食法師、斯様の者共を召されれば、合戦の様も争か習ふべき、風吹かば轉び倒れぬべき者共なり、危くぞ見えける、御方の笠符には、青松葉を冑の鉢にさし、甲の袖に付けなどして、ゆゑしく輕骨なり、壹岐判官知康は御方の大將軍にて、赤地の錦の鎧直垂に、脇楯ばかりに、廿四指たる征矢負ひ、門外に床几に尻懸けて軍の事行し、萬の佛像并に大師の御影を集めて、御所の四方の築地の腹に緋懸けたり、征矢一筋抜出して、さらりくと

瓜遣りて、哀只今此矢にて、白癡が頭の骨を射貫かばやとぞ勇みける、凡事に於て嗚呼がましき事云ふばかりなし、天子の賢き御眼を以て、斯様の者召仕はれ、天下の大事に及ぶ事よと申す人も多し、

昔周の武王、殷の紂を誅せんとせしに、冬の天なりければ、雲互雪降る事丈に餘れり、武王危く見えけるに、五の車二の馬に乗る人門外に来て、皇を助けて云く、紂を誅すること努々怠る事なかれと云ひて去りぬ、武王怪みて人をして是を見るに、深雪の中に車馬の跡是なし、圖り知る、海神天の使として、來れるなるべしと云ひて、終に紂を誅する事を得たり、漢の高祖は、韓信が軍に圍まれて危くありけるに、天俄かに霧を降らして闇を成す、高祖希有にして逃るゝ事を得たり、皆是人の爲に恵を成し、天の加護を蒙るゆゑなり、木曾人倫の爲に煩を致し、佛神に於て憚る恐れざりければ、其咎通れ難くして、法皇の御憤りもいよく深く、知康が議奏も日に隨ひて輕からず、

木曾は勸勤を蒙る由聞きて申しけるは、平家非巡の位に昇り、君をもなみし奉り臣をも流し失ふ、天下騷動して人民安き事なし、而るを義仲上洛して後、逆臣を攻落して、君の御世になし奉る、是希代の奉公にあらずや、それに何の過意あり

てか誅せらるべき、但し東西道塞がつて京都へ物上らねば俄  
 疲れて死ぬべし、命を生きて君を守護し奉らん爲に、兵糧米  
 の料に徳人共が持餘りたる米共を少々とらん、何の苦しき  
 事か有るべき、武士と云ふは殊に馬を勞りて、敵をも攻め城  
 をも落す、馬弱くしては高名なし、されば其食み物の料に青田  
 青麥を刈らん、僻事ならず、院、宮々原の御所へも參らず、公  
 卿殿上人の家にも入らず、兵糧米とては支度し給はず、五萬  
 餘騎の勢にてはあり、兵共が我命を全うして、君の御大事に  
 あひ進せんとて、片邊に付き少々入取せんも悪しからず、上  
 下異なりと雖も、物はでははたらかれず、馬牛強しと雖も、は  
 み物なければ道ゆかず、されば御制止も折に依るべし、院強ち  
 に咎め給ふべからず、たゞし推するに、是は鼓めが譏奏と覺ゆ、  
 其鼓に於ては、押寄せて打破つて捨つべき物をとて、斷をして  
 急げ殿原くと下知しつ、鎧小具足取出てひしめきければ  
 今井、樋口諫め申しけるは、十善の君に向ひ奉つて弓を引き  
 矢を放ち給はん事、神明堂にゆるし給はんや、只幾度も誤な  
 き由を申させ給ひて、頸を延べて參り給へ、縦ひ知康に御宿  
 意あらば、本意を遂げ給はん事いと易き事なり、私の意趣を  
 以て院の御所を攻められん事、よく御計ひ有るべしと教  
 訓しけれ共、木曾は張魂の男にて、云ひたちぬる事をひるがへ

さぬ者なり、我年來多くの軍をして、信濃國をへあひの軍より  
 始めて、横田河原、礪波山、安高、篠原、西國には備前國福  
 輪寺原に至るまで、一度も敵に後を見せず、十善帝王にて御  
 座しませども、胃をぬぎ弓をはつして、おめくと降人には參る  
 まし、左右なく參つて鼓めに頸打ちされれば、悔ゆとも益有  
 るまじ、義仲に於ては是ぞ最後の軍なるよし、殿原、徒人を  
 敵にせんよりは、國王を敵に取り進せたらんこそ、弓矢取る身  
 の面目よとて更に用ひざりけり、知康は軍の行事承つて、胃を  
 ば著す、鎧計りを著て、四天王の貌を繪に書きて甲におし、左  
 の手には鉞を突き、右の手に金剛鈴を振つて、法住寺殿の  
 四面の築垣の上を東西南北渡り行きて、時々は、うれしや水  
 と、はやし舞などしければ見る人、知康には別の風情なし、よく  
 天狗の付きたるにこそと申しけり、  
 木曾が軍の吉例には、陣を七手に分ちつ、末は一手二手  
 にも行合ひけり、一手は今井四郎兼平三百餘騎にて、御所  
 の東瓦坂の方へ、搦手にまはる、一手は信濃國の住人楯六  
 郎親忠を大將軍にて、八條が末の西表の門へ向ふ、一手は  
 西河原に陣取る、一手は、木曾義仲四百餘騎にて、七條が  
 末北の門の内大和大路西門へぞ追手にとて向ひける、折節  
 勢もなかりければ、都合千餘騎には過ぎざりけり、十一月十

九日辰の時に矢合と聞えければ、大將軍知康騒ぎ留りける  
 程に、西北兩門より押寄せて、どと関を造る、今井四郎兼平  
 東の門より攻寄せて、同じく関を合せたり、城中にも形の如  
 く関を合す、軍兵門前近く攻寄せて見れば、諸の佛像を築  
 地の腹に掛並べたり、乞食法師が勸進所かとぞ笑ひける、知  
 康築地の上にて、如何に己等は、夷の身として忝くも十善  
 の君に向ひ進せて弓ひかんとは仕るぞ、宣言をだにも讀みかく  
 れば、王事監きこと靡うして、枯れたる草木猶花さき、みなる、  
 未代といふとも、皇法豈にむなしからんや、されば汝等が放た  
 ん矢は、還つて己が身に立つべし、是より放たん矢は、征矢と  
 がり矢をぬいて射るとも、己等が鎧をとほさん事、紙を貫くよ  
 りもあだなるべし、噫無慙や、阿彌陀佛くと云ひければ、木  
 曾大に笑ひて、さなはいはせそ、彼奴射殺せ、其奴にがすなとて、散  
 々に射ければ、知康は築地の上より引入りぬ、木曾、時刻な  
 廻らしそ、火攻にせよと下知しければ、應て御所の北の在家  
 に火を懸けたり、冬の空の習にて、北風烈しく吹きければ、猛  
 火御所にぞ懸りける、參り籠りたりける公卿殿上人、僧俗の  
 官兵共、肝魂も身にそはず、足萎へ手振ひければ、腕すくみて  
 弓も引かれず、指はたらかす、太刀をぬかれず、たまく、長刀をと  
 る者は、逆に突きて足を貫きて倒死す、爰に轉び彼に臥して、

踏殺され蹴殺さる、西には大手攻懸る、北には猛火燃來る、  
 東には搦手待請けたり、哀なる哉黑白二の鼠、木の根を嚼  
 むがごとくなり、追れて行くべき方ぞなき、さりとは南面の門  
 を開きて、我先にくと迷出づ、八條が末西面の門をば山法  
 師の固めたりけれ共、楯六郎親忠に破られければ、蜘蛛の子を  
 散すが如く落失せぬ、金剛鈴の知康も、人より先に落ちける  
 が、餘りに周章て、金剛鈴を捨つる思ひもなくして、手に持ち  
 ながら、からりと鳴りけるを、兵共が、あの鈴持ちたる男こ  
 そ、事起しよ、逃すな、射よ切れと云ひければ、敵の方へ後様  
 に抛遣りて、いつちへか落ちけん、見えざりけり、七條が末をば  
 攝津國源氏多田藏人、豊島冠者、太田太郎等固めたりけ  
 れ共、大將軍の知康落ちにければ、是も兎角免れ出で、七  
 條を西へ落行けり、兼て其邊の在地の人に觸れる事は、落  
 武者の通らんを、一人も漏らさず討殺せ、是は院宣ぞと云ひ  
 たりければ、七條の大路の北南の家々の上に、楯突き楯掻き  
 て、落武者をば木曾が方の者ぞと心得て散々に射、弓矢な  
 き者は襲の石木を以て打ちければ、如何に是は御方の兵ぞ  
 誤すなと云ひけれ共、ひた討に討ちければ、多く打殺されけり、  
 攝津國源氏等、郎等あまた射殺され打殺され、我身は家の  
 檐に立寄りて、物具脱捨て、這々落ちてぞ罷りける、

明雲八條宮人々討たる  
附信西明雲を相する事

天台の座主明雲大僧正は、馬にめされんとし給ひけるを、楯六郎親忠能引いて放つ矢に御腰の骨を射させて、眞逆に落ち給ひ、立ちもあがり給はざりけるを、親忠が郎等落重つて御頭をとる。寺の長吏八條宮も、根井小彌太が放つ矢に、左の御耳の根を横首木に射させて倒れ給ふ。是をも落重つて御頭を取る。哀と云ふも疎なり。御室も此有様を御覽じて、如何すべきと仰せ有りけるに、只御出候へと勧め申しければ、御車に召して出でさせ給ふ。木曾是を見て、能く引堅めて既に射奉らんとしけるを、今井四郎兼平、何とて知進せたりけるやらん、あれは御室の召されたる御車なり、誤し給ふなといへば、木曾弓を緩めて、御室とは如何なる人ぞと問ふ。兼平、僧の中の王にて、貴き人にわたらせ給ふと答ふ。木曾、さては佛や、佛は何の料に軍の城には籠り給ひけるぞと云ひながら、噫貴くと申して、楯六郎を付けて戰場を送り出し奉る。あふなかりける御事なり。法皇は御所に火懸りければ、御輿に召して南面の門より御出有り、武士攻懸つて御輿に矢を進せければ、御力者共は流石命の惜しければ、這々逃げ失せぬ。

公卿殿上人も立阻てられて散々に成りけるを、此彼に打伏せられて赤裸に剝取られ、御伴に參るべき様もなし、豊後少將宗長と云ふ人、木蘭地の直垂、小袴にくくりあけて、只一人御伴に候ひけり、少し強力の人にて、御輿に離れ進せず。武士なほ弓を引き矢を放ちければ、宗長高聲に、是は法皇の御渡なり、誤仕るなと匂りければ、楯六郎親忠が弟に八島四郎行綱と云ふ者、馬より飛下りて、御車に移載せ進せて、五條内裏へ渡し入れ進せけり。懸て守護し奉る。宗長計りぞ御伴には候ひける。御幸の有様、推量るべし。主上の御沙汰し進する人もなし。御所は猛火と燃上る。庭上は兵亂れ入りたり。如何すべき様もなかりけるに、七條侍從信清、紀伊守範光、只二人付進せて、汀にぞ有りける御船に乗せ奉り、池の中へさし出す。斯りければ御舟へ矢の參る事降る雨の如し、信清聲を高うして、是は内の渡らせ給ふなり、如何にかく狼藉をば仕るぞと宣ひければ、木曾は國王を内と申し進する事をば知らざりける間、内とは己等が妻を云ふぞと心得て、内とは妻が事にや。女とても所をや置くべき。只皆射殺せと下知しければ、いと矢をぞ進せける。信清心得て、船底に主上を懷き進せて高聲に、御船には國王の渡らせ給ふぞやと叫びけるにこそ、武士も鎮まりたりけれ、され共

猶船の中にかへ進せて、夜に入りて坊城殿へ渡入れ進せつゝ、其より閑院殿へ行幸なる。儀式作法は、中々申すに及ばずぞありける。

河内守光助、弟に源藏人仲兼は、南門を禦ぎけるを、錦織冠者義廣が落つるとて、主上も法皇も皆此御所を出でさせ給ひて、他所へ御幸成りぬ。今は何をか守護し給ふべきと云ふ。さては誠にも誰をか守り進すべきとて、河内守は東の山に引籠り、山階へ出で、醍醐路に懸つて落ちにけり。源藏人は法性寺に出で、南を指して落行きけり。爰に仲兼が郎等に、河内國の住人草香黨に加賀房と云ふ法師武者あり、黒絲緘の鎧に葦毛の馬に乗りたりけり。主の馬に押並べて申しけるは、此馬餘りに沛艾にして、乗りたまるべしとも覺えず。御馬に召替へさせ給ひなやと歎き云ひければ、さもせよとて、藏人の乗りたりける栗毛の馬の下尾白かりけるに、乗替へて、主従八騎にて落つる程に、敵三十餘騎にて、瓦坂に十文字に行合らて、あますまじとて散々に射る。仲兼は加賀坊が乗替へたる荒馬の口強きに乗り、鞭を打つて、主従三騎は敵の中を寛破つて通りにけり。然るべき事と云ひながら、加賀坊は敵に禦ぎ留められて、同僚共に五騎の者共討たれにけり。我馬にたに乗りたりせば、今度の命は生きなまし。仲兼は馬を早

めて打つ程に、木幡にて時の攝政近衛殿の御車に追付き進せたり。攝政殿は、あはれ仲兼歎、御伴に人のなきに、御身近く候へと仰せあり。宇治殿へ送り入れ進せて、河内國へ下りけり。仲兼が家子に信濃次郎頼直と云ふ者は、大勢に押阻てられて、打具せざりければ、藏人が跡目を尋ねて、南を指して行く程に、栗毛の馬の下尾白さが所々に血付きたどして、道の側にいなゝ居たり。頼直是を見て、加賀坊に乗替へたるをば争か知るべきなれば、噫心憂、藏人殿は早討たれ給ひにけり。一所にて如何にもならばやとこそ思ひしにとて、舍人男を相尋ねて、いかに此馬は何れの勢の中より走り出でたるぞ、主の敵なれば、同じくは其勢に蒐合ひて命を捨てんと云ふ。舍人も乗替へたるは知らず。馬の出所をば見たりければ、しかくの勢と教ふ。頼直唯一人、三十餘騎の勢に返し合せて、是は源藏人仲兼の家の子に信濃次郎頼直と云ふ者なり。主を討たせて命を惜むべきにあらずと云ひて、散々に戦ひけるが、敵四騎討捕りて、我身も敵に討たれにけり。播磨中將雅賢は、指せる武勇の家にあらず。天性不用の人にて、面白き事に思はれければ、兵仗を帯して參り籠り給へり。滋目結の直垂に黒絲緘の腹巻をぞ著られたりける。殿上の四面の下侍を出で、西の妻戸を押破つて出でられけるを、楯

六郎頭骨を志して、能く引堅めて兵と放つ、折鳥帽子の上を射貫き、其矢妻戸に籠中射籠みたり、其時いと騒がずもてなして、我は播磨中將と云ふ者ぞ、誤すなと宣へば、楯六郎馬より飛下りて、虜にして宿所に禁置、越前守信行は、布衣にくりおろしておはしけるが、共に具したりける侍も雑色も、落失て一人もなし、二方よりは武士攻来る、御所くは猛火燃覆へり、大方すべき様もなかりければ、大垣の有りけるを、こせんくとせられけるを、主は誰にてか有りけん、後より前へ射とほして、空様に倒れて、焼け給ひけるこそ無慙なれ、主水正近業は清大外記頼業真人が子なり、薄青の狩衣にくり上げ、葦毛の馬に乗りて、七條河原を西へ馳せけるを、今井四郎馳並べて、妻手の脇を射たりければ、馬より逆に落ちにけり、狩衣の下に腹巻を著たりける、こは思ひ懸けざる舉動哉、明經道の博士なり、兵具を帶する事然るべからず、佳兵者、不祥之器といへり、老子經をば見ざりけるやらんと、人々傾け申しけり、

刑部卿三位頼輔は、迷ひ出で、七條河原を逃げ給ひけるを、何者にてか有りけん、歩立たる男の太刀を抜きて、あますまじとて追懸ければ、逃げば中々悪しかりなと思ひて、戯呼誰人にて御座すぞ、誤し給ふな、是は刑部卿三位頼輔と

申す者にて侍るぞ、弓矢を取つて武士に手向ひする者にあらざ、只君の御伴に參るばかりなりと、閑々と云ひたりければ、太刀を鞘に納めて、表下剝取つて、命ばかりは助かり給ひぬ、烏帽子さへ落失せにければ、すべき方なくして、左手を以て前を抱へ、右手を以て髪をとらへ、裸にて野中の卒都婆の様に立ち給へり、さしも驚歎き最中に、人々皆腸を斷つ、十一月十九日、如法朝の事なれば、さこそ河風さむかりけぬ、此三位の兄公に越前法橋章救と云ふ人あり、彼の法橋の中間法師、軍は如何成りぬらんとて、立出で、見廻りける程に、河原中に裸にて立ちたる者あり、何者ぞと思ひ、立寄りて見たれば、三位にぞ御座しましける、噫驚歎とは思ひながら、すべき様なければ、我著たりける薄黒染の衣の、脛高なるを脱いで打懸けたり、三位是を空に著て、頬冠し給ひたりければ、衣短うして、腰まはりを過ぎず、墨の衣の中より顔ばかり指出して、脛あらはなり、中々直裸なりつるより、をかしかりければ、上下萬人とよみなり、中間法師に相具せられて、兄公の法橋の宿所六條油小路へ御座しましけり、從者の法師も、小袖一つに白衣なり、主の三位も、衣計りにほくかぶりして空なり、人目を立て指さして笑ひければ、中間法師も、よしなき御伴哉、早急行給へかしと思ひけるに、三位は急がれず、閑

々と歩みて、此小路はいづこと云ふぞ、あの大道は何と云ふぞ、此平門は誰が許ぞ、あの棟門は何者が家ぞなど問ひ給ひければ、中間法師、餘りに寒く侍り、人目も見苦しきに、急ぎ御宿所へ入らせ給へと申せば、三位は寒しとはなぞ、何事か見苦しき、斯様の亂れたる世に作法あるまじ、よき次に京中修行せんと宣ひて、辻子なだらかに造りたる家門若しは前栽造りなどしたる所へは立入り給ひて、枯れたる薄、衰へたる菊を詠めたり、家の造様讚毀り給へば、餘りに有らぬ形勢なり、亂れたる折節なれば、家ごとに何者ぞ、無骨罷出でよと唄りければ、三位はいやく事かけし、是は刑部卿三位頼輔と云ふ者の、世には隠なし、知らねば咎るも道理なれ共、よし／＼苦しからじとぞ宣ひけるにこそ、中間法師はいとぞ悲しく思ひけれ、實に此人一人に限らず、をかしく驚歎き事多かりけり、寒き比なり、衣一つも著たる者をば剝取り、裸になしたれば、男も女も見苦敷、心憂き事のみ有り、名をも惜み恥をも知りたる者は皆討たれぬ、さなきは斯様にのみ有りて遁出でけり、

上人も、都の外に逃げ隠れて、世のしづまるを相待ちける、法住寺殿は、さしも執し思召し、造り琢かれたりけれ共、一時が程に焼亡す、人々の家々も、門を並べ軒を破りたりけれ共、一字も残らず焼けにけり、廿日卯の時に、木曾、六條河原に出で、昨日十九日に切る所の頸共、竹結渡して懸並べつ、千餘騎の兵馬の鼻を東へ立て、悦びの関とて、三箇度作り叫びけり、洛中白河に響き渡りければ、又如何なる事の出来ぬぞやとて、京中の貴賤騒ぎあへり、懸並べたる頸三百四十、是を見て泣叫ぶ者多かりけり、定めて父母妻子などにてこそありけぬ、越前守信行朝臣、近江前司爲清、主水正近業などの首も此中にあり、寺の長吏八條宮の三綱に大進法橋行清と云ふ者、宮も討たれさせ給ひぬと聞きて、濃き黒染の衣につほみ笠著て、六條河原へ行き、頸共見廻りけるに、天台座主明雲僧正の御首、八條宮の御首一所に懸けたりける、行清法橋目くれ心迷して、衣の袖を顔にあて、忍の涙に咽ひけり、さこそ悲しかりけめと推量られて、哀なり、御首にとりも付かばやと思ふ程なりけれども、流石人目も怖しく、泣く／＼宿所に歸りぬ、夜深け人定まつて後、又六條河原に行きて、二の御首を盗み取つて東山に行き、年比知りたる墓の僧に誂へて

焼かせつゝ、高野山に登り、奥の院に納め奉り、五輪卒都婆を彫り立て、我身も高野山に登り、奥の院に閉籠り、二人の御得脱を祈りける。亡魂如何に嬉しとおほしけん、此二僧と申し奉るは、一寺一山の和尚として眞言天台の奥蹟を極め、佛法王法の導師として、天長地久の御願を祈り御座しき、悲しい哉邪見の毒箭忍辱の衣を破る事を、哀れなる哉放逸の利劍慈悲の粧ひを侵す事を、遠く天竺を考ふるに、龍樹菩薩は弘經の居士なり、引正太子に失はれ、伽留陀夷は、證果の尊者なり、舍衛商人に殺され、神通第一の目蓮、竹杖外道に亡ぼされ、満足十號の釋尊、提婆達多に打たれ給ひけり、近く我朝を聞かば、守敏僧都は祕密上乘の行者なりしか共、弘法大師に調伏せられ、守屋大臣は朝家三公の重臣たりしか共、太子聖靈に誅罰せられ給ひき、此れ等皆宿罪怨憎の報とは云ひながら、二宗の法燈忽ちに消え、兩寺の智水速かに乾きぬるこそ悲しけれと、上下涙を流しけり。

後白河院御登山の時、少納言入道信西御伴に候ひけり、前唐院の重寶衆徒存知なかりけれ共、信西才覺咄しなどしたりけり、其次に明雲僧正、我にいかなる相かあると御尋あり、信西、三千の貫首、一天の明匠に御座す上は、子細申すしけれ、されば一代の釋迦は、頭痛背痛を遁れ給はず、五百の釋子は、瑠璃王の害を免れざりけり。

法皇御歎 並木曾縱逸

附四十九人官職を止むる事

故少納言入道信西の末の子に宰相脩憲と云ふ人は、此世の有様、合戦の次第、心憂く覺えける上、木曾、法皇をも五條の内裏に押籠め進せ、兵稠く守り進すと聞き給ひければ、如何して今一度君をも見奉るべきと思ひける餘りに、俗をばよも入れし、出家したらば免さんずらんとて、俄かに髪をきり入道し、墨染の袈裟衣着て、五條内裏へ參りて、門守の者に歎き仰せられければ、僧なれば苦しからじとて入れ奉る。御前に參りたりければ、あれは如何にと御尋あり、しかくと答へ申す、まめやかなの志哉と感じ思召して、嬉敷にも御涙、つらきにも御涙、御身をなれで盡きざりけり、宰相入道も涙に咽ひ給へり、良ありて法皇、今度の軍に僧俗多く亡びぬと聞召しつれば、誰々も覺束なく思召しつるに、汝別の事なかりける嬉しきよ、さても又討たれける輩儘に誰々なるらんとて、御涙を流させ給ふ、宰相入道も袖を絞りて、明雲僧正、八條宮、信行、爲清、近業等も討たれけり、能盛、親盛痛手負ひて、萬

に及ばずと答ふ、重ねたる仰に、我に兵仗の相ありやと尋ね給ひければ、世俗の家を出で、慈悲の室に入り御座しぬ、災妖何の恐か有るべきなれ共、兵仗の相ありやの御詞怪しく侍りて、是れ即ち兵死の御相ならんと申したりけるが、はたしてかく成り給ひけるこそ哀なれ、或陰陽師の申しけるは、一山の貫長、顯密の法燈に御座す上は、僧家の棟梁いみじけれ共、御名こそ誤り付せ給ひたりければ、日月の文字を並べて下に雲を覆へり、月日は明かに照すべきを、雲にさへらるゝ難あり、かゝれば、この災にもあひ給ふにやと、

或人の云ひけるは、延曆寺止観院(中堂と云ふ)の傍に前唐院の寶藏に、天台の一箱とて、白布にて裹みたる方一尺計の櫃あり、其中に黄紙に書きたる文一卷あり、其文に座主の次第を注したり、一生不犯の座主、拜堂の日宣言を申して、彼の箱を開いて其注文を見るに、我名字の所まで是を見て、奥をば見ずして、本の如く端へ巻返して納め置かるゝ習と承る、先座主も仁安二年二月十五日に當職に補せられ給ふ、生年五十二とかや、明雲と云ふ御名字を披き見給ひて、衣の袖に涙を裹みて出堂と承る、根本大師かねて注し置き給へる名字なり、凡夫の是非すべき事にあらず、只宿罪こそ悲

死一生と承る、討たれ給ふ人々の首は、六條河原に竿を渡し、掛並べたりとこそ承り候へと奏しければ、法皇、噫無慙の事共哉、まのあたり斯る憂目を見可しとは思召さず、中にも明雲僧正は非業の死すべき者には非ず、朕如何にも成るべかりけるに、はや替りにけりとて、又龍眼より御涙を流し御座しけるこそ悲しけれ、木曾は、法住寺殿の軍に打勝つて、萬事思ふさまなれば、今井、樋口已下の兵共召集めて、や、殿原、今は義仲何に成るとも我心なり、國王にならんと、院にならん共心なるべし、公卿殿上人にならんと思はん人々は所望すべし、乞によりてなすべしなど、云ひけるこそ淺猿けれ、先づ我身のならん様を思ひ煩うたり、國王にならんとすれば少き童なり、若く成る事叶ふまじ、院にならんとすれば老法師なり、今更入道すべきにも非ず、攝政こそ、年の程も事の様も成りぬべき者よ、今は攝政殿といへ、殿原と云ふ、今井四郎、よに悪しく思ひて、攝政殿と申し進するは、大織冠の御末、藤原氏の人こそする事にて候へ、二條殿、九條殿、近衛殿など申すは彼の藤原氏の御子孫なり、殿は源氏の最中に御座します、たやすくも左様の事宣ひて、春日大明神の罰蒙り給ふなと云ふ、さては何にか成るべきと暫く案じて、よき事あり、院の御厩の別當に成つて、思ふさまに馬取りのらんも所得なりと

て、押して別當に成りてけり、廿一日に攝政を止め奉る、基通の御事なり、近衛殿と申す、其代に松殿基房の御子に權大納言師家の、十三に成り給ひけるを内大臣に成し奉り、聽て攝政の詔書を下されけり、折節大臣の闕なかりければ、後徳大寺左大將實定の、内大臣にておはしけるを、暫く借りて成し給ふ、時の人、昔こそ、かるの大臣は有りしに、今も、かるの大臣おはしけりとぞ笑ひける、斯様の事は大宮大相國伊通こそ宣ひしに、其人おはせね共、又申す人も有りけり、木曾、近衛殿を止め奉りて師家をなし奉りける事は、松殿最愛の御女、みめ形いと厳しく御座しけるを、女御后にもと御勞り有りけるに、美人の由傳聞きて、木曾推して御聲に成りたりける故に、御兄公とて、かく計ひなし進せけるとぞ聞えし、淺猿き事共なり、

廿八日に、三條中納言朝方卿以下文官武官、諸國の受領、都合四十九人官職を止む、其内に公卿五人とぞ聞えし、僧には權少僧都範玄、法勝寺執行安能も所帯を沒官せられき、平家は四十二人を解官したりしに、木曾は四十九人の官職を止む、平家の惡行には超過せりとぞ、つばやきける、

公朝時成關東下向  
附知康藝能の事

東國北國の亂逆に依て、東八箇國の正稅官物、此三箇年進送なし、平家都を落ちぬと聞き給ひて、鎌倉より千人の兵士をさして濟進せられける、並に舍弟に蒲御曹司範頼、九郎御曹司義經上洛と聞ゆ、京よりは、北面に候ひける橋内判官公朝、藤左衛門尉時成二人、木曾が狼藉、法住寺の合戰、御所の回祿申さん爲に、夜を日に繼いで下向す、範頼義經兄弟、共に熱田大宮司の許に御座すと聞えて、橋内判官推參して、此由を申す、九郎御曹司宣ひけるは、年貢運上の爲に鎌倉殿の使節として範頼義經上洛の處に、木曾が狼藉御所の燒失、浮説に依りて承り侍り、又關東より大勢攻上ると聞きて、木曾、今井四郎兼平に仰せて、鈴鹿不破二の關を固むと聞ゆる間、兵衛佐に申合せずして木曾が郎等と軍すべきに非ず、仍て閭巷の説に付て飛脚を鎌倉へ立て候ひぬ、其返事に隨はん爲に、暫し爰に逗留す、されば別の使有るべからず、御邊馳下つて巨細を申さるべしと宣ひければ、橋内判官、熱田より鎌倉へ下向す、俄の事成りける上、法住寺の軍に下人共も逃失せてなかりければ、子息に橋

内所公茂とて、十五歳に成りける小冠者を具足して、關東に下著す、兵衛佐殿に見參して、木曾が狼藉、法住寺殿燒亡、委しく是を申す、兵衛佐殿大に驚き、申されけるは、木曾奇怪ならば、勅誥を蒙り誅すべし、知康が申狀に依て合戰の御結構、勿體なく覺ゆ、知康執し申さずば、御所の燒失あるべからず、斯る輩を仙洞に召仕はるゝは、向後も僻事出來るべし、壹岐判官が所行、返すく不思議に候、木曾義仲は重代の武者、當家の弓取なり、北面の輩、流石敵對に及ぶべからざる歟、一旦の我執に依て仙洞回祿に及ぶの條、驚き承る處なり、所詮義仲に於ては、追討時刻を廻らすべからずと、壹岐判官は是をばかとも知らずして、兵衛佐殿に法住寺の合戰の事申さん爲に鎌倉へ下向す、佐殿は是を聞き給ひて、侍共に、知康が云ひれん事執次ぐべからずと誠め仰せられければ、知康、近習の侍と覺しき者に、うでくび把りてやゝ申し候はんくくと、彼此に云ひけれ共、誰も聞入る者なし、日數も積りければ、侍に推參して候ひけり、兵衛佐は簾中より見出しておはしけるが、子息左衛門督頼家の、未だ少くて、十萬殿と申しける時、招き寄せ給ひて、あの知康は、九重第一の手鼓と一二の上手ときく、是にて鼓と一二と有るべしといへとて、手鼓に砂金十二兩取添へて奉り給ひたれ

ば、十萬殿是を持ちて簾中より出で、知康にたびて、一二と鼓と有るべしと、勸め給ひければ、知康畏つて賜つて、先づ鼓を取つて、始めには居ながら打ちけるが、後には跳き、直垂を肩脱ぎて、様々打つて、結局は座を起つて、十六間の侍を打廻つて、柱の本ごとに無盡の手を踊らし躍らしたり、宛轉たり、腰を廻し肩を廻して打ちたりければ、女房男房心を澄し、落涙する者多かりけり、其後又十二兩の金を取りて云く、砂金は我朝の重寶なり、輒く争か玉に取るべきと申して、懷中する儘に庭上に走り下りて、同じ程なる石を四とり持ちて、目より下にて、片手を以て數百千の一二を突き、左右の手にて數百萬をつき、様々亂舞して、をうく音を擧げて、よく一時突きたりければ、其座に有りける大名小名、輿に入りて、多つぼの會なりけり、兵衛佐も見給ひて、誠鼓とひふとは名を得たる者と云ふに合ひて、其驗ありけりとて感じ入り給へり、鼓判官と呼ばれるも理なり、などひふ判官とは、いはざりけるやらんとまで宣ひけり、其後始めて見參せられたり、知康は然るべき事に思ひて、合戰の次第を語り申しけれ共、佐殿かねて聞き給ひたりければ、此段には其氣色然るべからずして、是非の返事なければ、知康見參はし奉りたれ共、竿を吞みすくみてぞ在りける、され共人は能の有るべき事なり、知康をば、



さしも憤り深く思はれて、勘當の身なりけるに、鼓と一、二、二の能に依て、兵衛佐見參し給ひけるぞ、やさしく有難き、知康はさても有るべきならねば、上洛せんとて稻村まで出でたりけるが、能く案じて、都へ上りたりとも今は君に召仕へ奉らん事有難しとて、道より引返し、忍びて鎌倉に居たりけるとかや、

範頼義經上洛

附頼朝山門に牒狀を遣す事

兵衛佐頼朝は、木曾が狼藉奇怪なり、早く追討すべしとて、蒲御曹司範頼、九郎御曹司義經兩人を大將軍として、數萬騎の軍兵を差副へられ、範頼義經上洛と披露す、兵衛佐牒狀を山門に送られて、木曾を追討すべきの由、旨趣を載せられたり、其狀に云く、

牒 延曆寺衛

欲被且告七社神明且祈三塔佛法

追討謀叛賊徒義仲并與力輩狀

牒 遠尋往昔近思今來天地開闢以降世途

之間依佛神之鎮護天子治政依天子之敬

禮佛神增光云佛神云天子互奉守之故也

壽永二年十二月廿一日

于茲云源氏云平氏以兩家之奉公者爲鎮海內之夷敵爲討國土之姦士也而當家親父之時依不慮之勸誘蒙叛逆之勅罪其刻頼朝被宥幼稚預于配流然而平氏獨步洛陽之棲恣究爵官之位家之繁昌身之富貴誇兩箇之朝恩執一天之權威忽蔑如法皇刺奉誅親王因茲頼朝爲君爲世爲追討凶徒仰年來之郎從起東國之武士去治承以後忝蒙勅命欲勵勳功之間先以山道北陸之餘勢令襲雲霞群集之逆黨之處平氏早退散落向西海浪爰義仲等稱朝敵追討而先申賜勸賞次押領所帶無程逐平氏之跡專逆意之企去十一月十九日奉襲一院燒佛仙洞追討重臣剝奪衣裝就中當山座主并御弟子宮令入其列云云叛逆之甚古今無比類者也仍催上東國之兵可追討彼逆徒也獲其首雖無疑且祈誓佛神之冥助且爲乞衆徒之與力殊欲被引率矣仍牒送如件以牒

前、右兵衛權佐源朝臣とぞ書かれたりける、三塔會合僉議して、兵衛佐に與す、

木曾平家に與せんと擬す

竝維盛歎の事

平家は、室山水島二箇度の合戦に打勝つて、木曾追討の爲に、西國より攻上ると聞えけり、左馬頭義仲は、東西に攻立てられて、如何せんと案じけるが、兵衛佐に始終中よかるまじ、今は平家と一つに成つて、兵衛佐をせめんと思ふ、子細を讃岐の屋島へ申しければ、大臣殿は大に悦び給ひけり、祈る祈の甲斐有りて、帝運のかさねて、再び故郷に御幸あらん事目出たければ、申す處本意に思召し、御迎へに參るべしと宣ひけるを、新中納言の計ひ申されけるは、都に歸上らん事は實に嬉しけれ共、木曾が爲に花洛を攻落され、今又義仲と一にならん事然るべからず、頼朝が存じ思はん處恥かしかるべし、弓矢取る身は、後の代までも名こそ惜しけれ、十善の君かくて御渡あれば、胃を脱ぎ弓を平めて降人に參り、帝王を守護し奉るべしと仰せあるべしとこそ存ずれと宣ひければ、最も此儀然るべしとて、其定に返事せられけり、木曾是を聞きて、降人とは何事ぞ、武士の身と生れて、手を合せ膝を

かめて敵に向はん事、身の恥家の疵なり、昔より源平力を並べて、士卒勢を諍ふ、今更平家に降を乞ふ可からず、頼朝返り聞ん事も、後代の人の口も面目なしとて、下られざりけり、木曾都へ打入りて後は、在々所々を追捕して、貴賤上下安堵せず、神領寺領押領して、國衙庄園牢籠せり、はては法住寺の御所を焼亡して、法皇を押籠め奉り、高僧侍臣を討害し、公卿殿上人を禁置き、四十九人の官職を止むなど、平家傳聞きて、寄合ひく口々に申されけるは、君も臣も、山門も南都も、此一門を背きて源氏の世になしたれども、人の歎はいやましくなりと、嬉しき事におほして、興に入りてぞ笑ひ勇み給へる、

權亮三位中將維盛は、月日の過行く儘には、明けても晚れても故郷のみ戀しく思しければ、假初なる人をも語ひ給はず、與三兵衛重景、石童丸など御傍近く臥して、さても此人々は如何なる形勢にて、いかにして御座すらん、誰かは哀いとほしとも云ふらん、我身の置き所だにあらじに、少き者共をさへ引具して、いか計りの事思ふらん、振捨て、出でし心づよさもさる事にて、急ぎ迎へとらんとかし置きし事も、程經れば如何に恨めしく思ふらんなど宣ひつけて、御涙せきあへず流し給ひけるぞいとほしき、北の方は此有様傳へ聞き給ひて、只

いかならん人をも語ひ給ひ、旅の心をも慰め給へかし、さりとも愚なるべきかは、心苦しうこそとて、常は引かづき臥し給ふ、盡せぬ物とは、是も御涙ばかりなり。

木曾内裏守護

附光武王莽を誅する事

木曾は五條内裏に候ひて稠く法皇を守護し奉る間、上下恐を成して、参寄る人なし、合戦の時の生捕の人々も禁置きたりければ、只今いかなる目にかあはんと肝魂を消す、此木曾押して松殿の御聲に成りたりければ、松殿いみじとは思召さざりけれ共、法皇の御事御痛敷思召し、内々義仲を召されて、かくは有るまじき事ぞ、人臣として朝家を我意にし、惡事を以て政道を欺き奉る事、昔より今に至るまでなき事なり、適野心を挟む輩、忽ちに亡びずと云ふ事なし、但し平家の故清盛入道は、深く佛法を敬ひ、神明に歸し、希代の大善根共、餘多修したりしかばこそ、一天四海を掌に把つて、二十餘年までも持ちたりしか、大果報の者なりき、上古にも類少く末代にもためし有難し、其猶法皇を惱し奉り、公家を蔑にせしかば、天の責を蒙りて速かに亡びにき、子孫に至るまで都に跡を留めず、西海の浪に漂ふ、滅亡今明にあり、畏れても恐るべ

し、國王と申すは未だ存知なしや、忝くも天神七代地神五代の御末を繼ぎ御座して、百王今に盛なり、天照太神、正八幡宮以下六十餘州の大小神祇、日夜に是を守護し奉り、諸寺諸山の顯密の僧侶、朝夕に専ら祈念し奉る、貞任宗任が遙かに奥州にして朝威を背きし、法性房の祈誓に依て終に降伏せられ、北野天神の火雷火神と顯れ御座して恨をなし給ひしも、全く金體には近付き給はざりき、皆是神明の擁護、佛法の効驗なり、されば君を背き奉り叡慮を動かし奉る惡行をのみ振舞ひては、終によかるべし其覺えず、急ぎ宥め進すべきなりなど、片山里の荒武士の耳近に聞知る様にかき口説き、こまかくと仰せられたりければ、木曾も流石木石ならねば理と思ひて、禁置きたる人々をもゆるし、驕かしき事も止めてけり、十二月十日、法皇は五條内裏より大膳大夫業忠が六條西洞院の家に御幸なる、聽て其の日より歳末の御懺法始め行はれけり、松殿の御教訓の末にやと覺えたり、十三日に木曾除目行ひて、思ふ様に官とも成しけり、我身は左馬頭兼伊豫守なりし上に、院の御廐の別當に成りて、丹波國五箇の庄知行し、畿内近國の庄園、院、宮々原の御領、神田佛田をいはす、思ふさまに管領して、憚りなく振舞ひけり、昔王莽と云ひし者、臣下の身として漢の平帝を討

ち位を奪ひ十八年を持ちけり、四海を我儘に行つて人の歎を知らざりければ、人民多く憂へけり、高祖九代の孫字は文叔と云ふ人、王莽を亡して、終に位に昇りにけり、後漢の光武皇帝とは此事なり、木曾冠者、位を取るまでこそなけれ共、平家都を落ちて後天下を我意にする事、彼の王莽に異ならず、只今亡びなんと危みながら、今年も既に暮れにけり、東は近江、西は攝津國、東西の亂逆に道塞つて、公の御調も奉らず、年貢所當も上らざりければ、京中の貴賤上下、小魚の泡にいさづきが如く、早上げられて今日歎明日歎の命なりとぞ歎き悲みける。

京屋嶋朝拜これなし

附義仲將軍宣の事

壽永三年四月十六日改元とあつて、元暦と云ふ、元暦元年正月一日、院は去年の十二月十日五條内裏より六條西の洞院の業忠が家に御座有りけれども、彼の家板音の門、三間の寢殿、階隱なかりければ、禮儀行はれ難うして、拜禮も止められけり、又小朝拜もなし、節會計りぞ行はれける、院の拜禮なければ、殿下の拜禮も行はれず、平家は、讃岐國屋島の磯に春を迎へて、年の始なりけれ共、元日元三

の儀式事宜しからず、主上御座しましけれ共四方拜もなし、朝拜もなし、小朝拜もなし、節會も行はれず、氷の様も參らず、鮠も奏せず、世は亂れたりしかども、都にてはかくはなかりし物をと哀なり、青陽の春も來しかば、花の朝月の夜、詩歌管絃、鞠、小弓、扇合、繪合さまざまの御遊覽召出して、男女さしつどひては只泣くより外の事ぞなき、同六日、義仲正五位下に叙す、官位既に頼朝にすむ、是凶害の源、亂を招くのはしにやと、後おそろし、同九日、平氏和親の由を申し請ふ、之に依て仙洞より所存を申すべきの由、義仲が許へ仰せ遣されけり、此事義仲許容せざりけるにや、十日、木曾平氏追討のため西國へ下らんとて、門出すと聞えし程に、東國より蒲御曹司、九郎御曹司兩人を大將軍として、數萬騎の軍兵を差上すと兼ては聞きしか共、さしもやと思ひけるに、範頼、義經等既に美濃國につき、着到勢法して、不破の關にて二手に分れて、宇治勢多より攻入るべしと聞えければ、義仲西國の發向を止む、又平家四國の軍兵を率して福原まで攻上つて、既に都へ打入らんとする由聞えければ、木曾安堵の思ひぞなかりける、同十一日、左馬頭義仲征夷將軍たるべきの由宣下せらる、是は木曾ひたすら荒夷にて、禮義を亂り法度を失つて、心の儘に振

舞ひければ、必ず洛中にして僻事出来りなん、されば東國の武士替入らんまでの御計ひなりけり、是をば木曾争か知るべきなれば、只今亡びんとする義仲が、大に畏り喜ひけるこそ哀なれ、同十七日、備前守行家河内國に住して、叛心あるの由聞えければ、木曾彼を追討の爲に、樋口兼光を差遣す、其勢五百餘騎なり、同十九日に石川城に寄せて合戦す、藏人判官家光、兼光が爲に討捕られにけり、行家軍敗れて、逃落ちて高野にぞ籠りける、虜三十人、切つて懸くる頸七十人とぞ聞えし、

東國兵馬汰並佐々木生暖を賜ふ  
附象王太子の事

折節關東にはと披露しけるは、院は去年十一月一日西國へ御門出と聞えけり、是は木曾義仲都にて狼藉斜ならず、人民牢籠して、貴賤安き事なし、平家は官位高く、太政大臣、左右の大將にあり、兼官兼職して卿相雲客に列りき、只奮れるばかりにこそ有りしか共、流石君臣上下の誼を箴し、禮節仁義の法を篤くせりき、無下に替劣りしたる源氏なりけり、舊臣ゆかして、思召し立つとぞ聞えける、兵衛佐大に驚き給へり、木曾と平家と一になり、九國四國南海西海

與力同心せば、天下を鎮めん事たやすかるべからず、先づ義仲を追討して逆鱗をやすめ奉り、其後平家を亡すべしとて、六萬餘騎を差上す、鎌倉殿の侍所にて評定あり、合戦の習ひ、敵に向ひ城を落すは案の内あり、大河を前にあて兵を落さん事ゆゑ、しき大事なり、都に近き近江國には勢多の橋、其流の末に山城國には宇治橋、二の難所あり、定めて橋は引きぬらん、河は底深くして流荒し、なべての馬の渡すべき川に非ず、其上河中に亂杖逆茂木打ち、水の底に大綱張流しかけぬらん、よき馬共を支度して、宇治、勢多を渡して高名あるべしとぞ議せられける、斯りければ大名小名、黨も高家も、面々に其用意あり、上總國の住人介八郎廣經は、磯と云ふ馬を引かせて参りたり、下總國の住人千葉介常胤は、薄櫻と云ふ馬を引く、武藏國の住人平山武者所季重は、目糴馬とて引く、同國澁谷庄司重國は、師子丸とて引きたり、畠山庄司次郎重忠は、秩父鹿毛、大黒人妻高山草毛とて引きたり、相摸國の住人三浦和田小太郎義盛は、鴨の上毛白浪とて引きたり、伊豆國住人北條四郎時政は、荒磯とて引きたり、熊谷次郎直實は、權太栗毛とて引きたり、大將軍九郎御曹司は、薄墨青海波とて引かれたり、同蒲御曹司は一霞月輪とて引かれたり、是等は皆曲進退の逸物、

六鈴沛艾の駿馬、強き事は師子象の如く、早き事は吹く風の如し、されば越後越中の境なる姫早川と、利根川と、駿河國には富士川と、天龍大井川など云ふ大河を渡せし馬共なり、まして宇治勢多を思ふに、物の數にやとぞ各勇み申しける、此中に佐々木、梶原、馬に事をぞ闕きたりける、折節秘藏の御馬三匹なり、生暖、磨墨、若白毛とぞ申しける、陸奥國三戸立の馬、秀衡が子に元能冠者が進せたるなり、太く逞しきが、尾髪あくまで足りたり、此馬鼻強くして人を釣りければ、異名には町君と付けられたり、生暖とは黒栗毛の馬、高さ八寸、太く逞しきが、尾の前ちと白かりけり、當時五歳、猶もいでくべき馬なり、是も陸奥七戸立の馬、鹿笛を金焼にあてたれば、少しも紛るべくもなし、馬をも人も食ひければ、生暖と名けたり、梶原源太景季、佐殿の御前に参りて、君も御存知ある御事に候へ共、弓矢取る身の、敵に向ふ習は、よき馬に過ぎたる事なし、健き馬に乗りぬれば、大河をも渡し巖石をも落し、蒐るも引くもたやすかるべし、力は樊噲、張良が如くつよく、心は將門、純友が如くに猛けれ共、乗りたる馬弱ければ、自然の犬死をもし、永き恥をも見る事に侍り、されば生暖を下し預りて、今度宇治河の先陣つとめて、木曾殿を傾け奉り候はばやと、傍若無人に憚る所なく申したり、佐殿良

案じ給ひけるは、我土肥の杉山に七人隠れ居たりしに、梶原に助けられて、今世に出づる事も忘れ難く思ふなり、賜はばやと思召しけるが又案じて、蒲冠者も、人してこそ所望申しつれ、景季が推參の所望頗る狼藉なり、又是程の大事に馬に事闕きたりと申すを、たげでも如何あるべき、左右を案じて宣ひけるは、景季隨に承れ、此馬をば、大名小名、八箇國の者共内外につけて所望ありき、就中大將軍に差遣す蒲冠者眞平に罷り預らんと云ひき、然れども源平の合戦未だ落居せず、木曾追討の爲に東國の軍兵大旨上洛す、知らぬ平家と木曾と一に成つて、大きな騷と成りなば、頼朝も打上らん、其時の料にと思ひて、誰々にも給はざりき、是は生暖にも相劣らずとて、磨墨をたびにけり、景季は生暖をこそ給はらね共、磨墨誠に逸物なりければ、喉を含み、畏つて罷り出づ、黒漆の鞍を置き、舍人餘多付けて、氣色してこそ引かせたれ、明日の辰の始めに、近江國の住人佐々木四郎高綱、佐殿の館に早參して、所存ある體と覺えたり、兵衛佐宣ひけるは、如何御邊は、此間は近江に在國と聞けば、志あらば軍兵上洛に付て京へぞ上り給はんずらんと相存するに、いつ下向ぞと問ひ給ふ、高綱申しけるは、其事に侍り、去年十月の比より江州佐々木庄に住居の處に、斯る騷動と承れば、誠に近

きに付て京へこそ打上るべきに、軍の習、命を君に奉つて戰場に罷出づる事なれば、再び歸參すべしと存すべきに非ず、今一度見參にも入り、御暇をも申さん爲、又いづくの討手に向へとも、慥の仰をも蒙らん料に、正月五日の卯の刻に佐々木の館を打出で、三箇日の程に鎌倉に下着し侍り、且は下向せずして自由の京上も、其恐ありと存じ、旁の所存によりて罷り下れり、志は斯様にはこび奉りたれ共、一匹侍りつる馬は馳損じぬ、親しき者と云ひ知音と申し、人々面々に打立つ間、誰に馬一匹をも尋ね乞ふべしとも覺えねば、如何仕り侍るべきと心勞して、大名小名既に上りぬれ共、今まではかくて候ふなりと申す、兵衛佐殿は聞敢へず、下向今に始めざる志神妙く、抑木曾朝威を軽くし奉るに依て、追討の爲に軍兵を差上す、宇治勢多の橋定めて引き侍らん、宇治川の先陣渡されなんやと有りければ、高綱申しけるは、近江生立の者にて候へば、間近き宇治川、深さ淺さ、淵瀬までも委しく存知仕つて候、彼の手に向ひ候はば、宇治川の先陣は高綱と申す、佐殿は、去ぬる治承四年八月下旬の比、石橋の合戦に大場三郎に追落され、遁れ難かりしに、殿原兄弟返し合せて御矢射て、頼朝が命を助けられき、其時は日本半分こそ思ひしかども、世未だ落居せず、指したる事な

し、相構へて今度宇治川の先陣勤めて、高名し給へ、必ず相計ふべきなり、頼朝随分秘藏の生暖、御邊に預け奉ると、直に仰を蒙る、高綱は、今生の大御恩、希代の面目、家門の勝事、何事か之に如くべきと思ひければ、畏り入つて、馬を給はつていでんとする處に、佐殿宣ひけるは、此馬所望の人あまた有りつる中に、舍弟蒲冠者も申しき、殊に梶原源太直參して、眞平に申しつれ共、若しの事あらば乗つて出でんずればとて、たばざりき、其旨を存せられよと仰せければ、高綱聊かもそぞろかず、座席になほりて畏り、宇治川の先陣勿論に候、高綱若し軍以前に死ぬと聞召さば、先陣は早人に渡されけりと思召さるべし、軍場にて存命と聞召さば、宇治川の先陣高綱渡しけりと思召されよ、もし他人に先を蒐けられて本意を遂げずば、敵は嫌ふまじ、河端にても河中にても引組んで落し、勝負を決すべしと申し定めて出でにけり、由井の濱に打出で、聞きければ、大勢は大抵昨日夜部に鎌倉を出でたりと云ふ、さては駿河國浮島原の邊にては追付きなんと思ひて、十七騎にて打つて、殿原くとして、稻村、腰越、片瀬川、砥上原、八松原馳過ぎて、相摸河を打渡り、大磯、小磯、酒匂の宿、湯本、足柄越過ぎて、引駈けく打つ程に、其日は二日路を一日に黄瀬河宿に著きにけり、尋ねれば、案に違はず大

勢駿河國浮島原に控へたりと云ふ、正月十日餘りの事なれば、富士のすその雪汁に、富士の河水増りつ、東西の岸を浸したれば、輒く渡すべき様なし、九郎御曹司兵共、此川の水増りたり、如何すべきと宣へば、口々に申す様は、宇治勢多を渡さん故實の爲にも、先づ此河をこそ渡して見るべきなれ、されば馬筏を組んで渡し候はばと申す、蒲御曹司宣ひけるは、軍の談議をば土肥次郎に申合すべしとこそ、佐殿は仰ありしかば、彼をめせとて召されたり、如何に土肥殿、此河の水出でたるをば何とかすべき、宇治勢多のならしに馬筏を組んで渡して心見ばやと申す者多し、相計はれよと仰せければ、實平畏つて申しけるは、敵をだに目に懸けたらば、馬筏にても急ぎ渡すべし、此河は渚近くして、水の早き事征矢をつくるよりも猶早し、一引も引落されなば、馬も人も助かるべからず、佐殿も、木曾定めて宇治勢多の橋は引きたるらん、其川を渡すべしとこそ御評定は有りしか、富士川の深き流に馬をも人も失ひては、何の詮かは在るべき、敵に逢うてこそ命をば捨て、徒らに水に流れて身を失ふべきにあらず、此は雪汁の水なれば、急とへる事あるべからず、明日水に心得たらん者を以て瀬踏せさせて、閑かに渡すべきなりと申せば、此議然るべしとて、大勢雲霞の如くに其邊に下り居たり、梶原源

太は墨磨に増る馬も有るらんと思ひて、大名の中を廻りて馬共を見るに、九郎御曹司の青海波七寸、蒲御曹司の月輪七寸二分、和田小太郎の白波七寸五分、島山の秩父鹿毛七寸八分、此等を始めとして大名小名、五十四三十四匹五匹一匹引かせたり、され共磨墨に倍る馬なし、源太大きに悦び、一重あがりたる所に居て、引廻しく愛し居たり、餘の嬉しさに、人が嘆よかし、引出物せんと思ふ處に、村山黨の大將に金子十郎家忠、折節爰を通りけり、招き寄せて如何に金子殿、此馬何法の馬にて候ぞ、御覽せよと云ふ、金子は元より勇み狂じたる男なり、打見て誑れ笑ひ、これは佐殿の磨墨にや、御邊の親父梶原殿、御内には一人にて御座します、されば御邊此御馬賜り給ひにけり、此程の馬をば、よきとも悪しきとも、中々詞を加ふる事沙汰の外に侍り、只時の鈴、除の目こそ浦山敷候へと嘆たりければ、源太に悦んで、小櫻を黄に返したる鎧に太刀一振取副へて引く、源太は舍人三人付けて、摩でよ、刷げよ、飼勞れとて、他事なく是を愛しけり、佐々木四郎高綱は、生暖に黄覆輪の鞍置き、白き轡、二引兩の手綱結ひて、舍人六人付けて、浮島原を西へ向てぞ引かせたる、原中の宿を過ぐ、平々たる春野なれば、生暖斜ならず勇み、身振ひして三聲四聲嘶きたり、鐘を

つくが如くなりければ、遙かに二里を隔てたる田子の浦へぞ響きたる、畠山是を聞きて、こはいかに、生暖が嘶く音のするは、誰人の給りて將來るやらんと云ふ、半澤六郎申しけるは、是程の大勢の中に數千匹逸物共多く侍り、何の馬にてか侍らん、大様の御事と覺え候、其上生暖は、蒲殿、梶原などの申されけれども御免しなすと承る、さては誰人か給ふべきといへば、人々げにもと思ひて、あざ喚うてぞ有りける、畠山重忠は、一度も聞損はずまじ、人にたび給はずは知らず、一定生暖が音なり、只今思ひ合せよと云ひもはてねば、生暖は東の方より舍人六人ひきまためず、白泡かませて出來たり、さてこそ畠山をば神に通じたるやらんとも人申しけれ、源太は磨墨ほめ愛して居たる處を、舍人ども生暖引いてぞ通りける、ゆゑしく見えつる磨墨も、勝る生暖に逢うたれば、無下にてぞ見えたりける、源太是を見て、蒲御曹司の賜る歟、九郎御曹司の給る歟、よき次とて院へ進せらるゝかと思ひて、郎等を以て其御馬は何方へ參り、如何なる人の馬ぞと問はず、舍人等は佐々木殿の御馬と申す、佐々木殿とは誰ぞ、二郎殿か四郎殿かと問ふ、四郎殿の御馬と答ふ、源太此事をき、口惜しき事にこそ、景季再三所望申しつるに御免なき馬を、高綱にたびける事の遺恨さよ、佐々木にたぶ程

ならば、先の所望に付いて景季に給ふべし、景季に給はぬ程ならば、後の所望なり、高綱に給ふべからず、大將軍たる人の、源平の大事を前に抱へて悪しくも偏頗し給へり、是程の御氣色にては、いかでも有りなん、千世を榮ふべき世の中に非ず、思へば電光朝露の如くなり、いつ死なんも同じ事、日比佐々木に宿意なし、時に取つて日の敵なり、高綱さる剛の者なれば、左右なくよもせられじ、互に引組んで落重り、腰の刀に指違へ、恥ある侍二人失ひ、鎌倉殿に大損とらせ奉らん、高綱景季二人は、一人當千の兵をよと思ひて相待つ處に、佐々木、争か斯くとは知るべきなれば、十七騎にて、さしくつろけて歩せ來たる、源太は最後と思ひつゝ、磨墨に乗り、太刀も持たず、刀ばかりぞ指いたりける、遙かに佐々木に目を懸けて、眞横に歩せ塞ぐ、高綱是を見て、郎等共に申しけるは、爰に引へたるは梶原源太と覺えたり、あの景氣を見るに、馬の立様、人を待つ様、徒事とは覺えず、生暖ゆゑに必定高綱に組まんと思ふ意趣あるらん、鎌倉殿の意せよとは此事にこそ、組んで落つるものならば、指違へてぞ死なんすらん、但し梶原佐々木、公の馬を論じて命をすてん事、人目實事面目なし、陳じてみんに、叶はずして梶原我に組むならば、心あれとさ、やきて打通らんとする處に、源太打ち並びて云ひけるは、如何に

佐々木殿、遙かに見參し奉らず、あの御馬は上より給ひてかと云ひ懸けて押並ぶ、高綱にこと打喚ひて申す様、實に久しく見參し奉らず、去年十月の比より近江に侍りつるが、近きに付きて京へ打つべかりつれ共、暇申さでは其恐有り、又何方に向へとの仰を蒙らんと存じて、三日に鎌倉へ馳下らんと打つ程に、只一匹持ちたりつる馬は疲れ損じぬ、さては乗替なし、如何すべきと思ひ煩ひ、御厩の馬一匹申し預らばと存じて、内々伺ひまければ、磨墨は御邊の賜はらせ給ひけり、生暖は、御邊も蒲殿も再三御所望ありけれ共御許しなしと承る、さて高綱などが給はらん事叶ひ難し、中々申さん尾籠なりと存じて心勞せし程に、由井の濱の勢汰にもはづれぬ、さて又馬なしとて留るべき事にも非ず、如何せんと案する程に、抑是は君の御大事なり、後の御勘當は左右もあれ、盗みて乗らんと思ひて、御厩の小平次に心を入れ、盗出して、夜にまざれ酒匂の宿まで遣して、此曉引かせたり、只今にや御使走つて、不思議なりと云ふ御氣色にや預らんと、閑心なし、若し御勘當もあらん時は、然るべき様に見參に入れ給へとぞ陳じたる、源太誠と心得て、げに、佐々木殿、輒くも盗み出し給へり、此定ならば、景季も盗むべかりけり、正直にては、よき馬はまうくまじかりけりと狂言して、打連れてこそ上りけれ、

譬へば中天竺に象王太子と云ひし人、百の象を飼ひ給ひけるが、異國の軍の起りけるに、彼をせめんとて、九十九匹を官兵に分ち給ふ、今一匹をば秘藏して置かれけるを、八封と云ふ囚人の有りけるが、此有様を見て、我身はとても切らるべき者なり、されば太子の秘藏の象に乗り、敵の陣に入り戦はん、死したらば後世の物語、敵を亡したらば君の爲に忠臣たるべし、後日に陳じ申さんと思ひて竊に盗み出し、朝敵を亡して還つて勸賞を蒙る事ありといへり、高綱が陳答は彼のためしにこそ似たりけれ、

帝卷  
 範頼義經京入の事  
 大手、搦手、尾張國熱田社より相分つて、宇治、勢多へ向ひけり、大手の大將軍は蒲冠者範頼、相從ふ輩には、武田太郎信義、加々見次郎遠光、一條次郎忠頼、小笠原次郎長清、伊澤五郎信光、板垣三郎兼信、逸見冠者義清、侍には稻毛三郎重成、榛谷四郎重朝、森五郎行重、千葉介常胤、子息小太郎胤正、相馬次郎成胤、國府五郎胤家、

金子十郎家忠、同與一近範、源八廣綱、渡柳彌五郎清忠、多々良五郎義春、同六郎光義、別府太郎義行、長井太郎義兼、筒井四郎義行、葦名太郎清高、野與、山口、山名、里見、太田、高山、仁科、廣瀬、家子郎等打具して三萬餘騎、海道を上りに宿々山河打過ぎて、近江國勢多長橋に著きにけり、

搦手の大將軍は九郎冠者義經、相従ふ輩には、安田、三郎義定、大内、太郎維義、田代冠者信綱、侍には、佐々木、四郎高綱、畠山、次郎重忠、河越、太郎重頼、子息、小太郎重房、師岡、兵衛重經、梶原、平三景時、子息、源、太景季、同平、次、景高、同三郎、景家、曾我、太郎、祐信、土屋、三郎、宗遠、土肥、次郎、實平、嫡子、彌太郎、遠平、佐原、十郎、義連、和田、小太郎、義盛、勅使、河原、權三郎、有直、庄三郎、忠家、勝大、八郎、行平、猪俣、金平、六範綱、岡部、六彌、太忠澄、後藤、兵衛、實基、新兵衛、尉、基清、鹿島、六郎、維明、片岡、太郎、經春、弟、八郎、爲春、御曹司の手郎等に、奥州、佐藤、三郎、繼信、弟、四郎、忠信、伊勢、三郎、義盛、江田、源三、熊井、太郎、大内、太郎、長野、三郎、武藏、坊、辨慶を始めて、家子郎等相具して二萬五千餘騎、伊勢路を廻つて攻め上ると聞えたり、大手搦手都合して六萬餘騎の兵也、

木曾義仲、折節勢こそなかりけれ、樋口、次郎兼光は、十郎藏人行家を攻めんとて、河内國へ越えぬ、今井、四郎兼平、方等三郎、先生義弘、五百餘騎にて、勢多の手に指遣す、根井大彌、太行親、楯六郎親忠、進六郎親直、仁科、高梨、三百餘騎にて、宇治の手に指遣す、

木曾は、力者二十人、汰へて、關東の兵強くば院を取進せて西國へ御幸成進せんと支度して、上野國の住人那和太郎弘澄を相具して、院御所を守護し奉る、其勢僅に百騎計りに過ぎざりけり、

九郎義經は、伊勢國より伊賀路に懸つて攻上りけるが、音に聞ゆる鈴鹿山の麓關を通るにも、去年の白雪叢消えて、谷の水も猶殘れり、

見る儘に跡絶えぬれば鈴鹿山雪こそ關のとさしなりけれと詠じけるを思ひつゞけて、八十瀬の白浪分け過ぎつゝ、加太山にぞ懸りける、此山の體たらく、峰高うして聳上る、巖險しうして身を側めて傳ひ、谷深うして漲り落つる水早けれ、足を危くして渡る、河を渡りては山路に上り、山を越えては河瀬に浸る、輿を催す所もあり、心を摧く砌もあり、かくて山路を出でぬれば、植柘里くらぶ山風の森をも打過ぎて、當國の一宮南宮大菩薩の御前をば心計りに再拜して、暫く

新居川原に磬たり、西に平岡あり、九郎義經里人を招きて、是より宇治へ向はんには何地か道は能と問給へば、西に見え候平岡をば、あをた山と申す、其より前に頸落瀧と云所を通るには近く候と申す、其外又道はなきかと問給へば、是より長田里花苑と云ふ所を廻りて、射手大明神の御前を笠置に懸つても道よく候と申す、射手大明神とは、何なる神にて御座すと問ひ給へば、其までの事は争でか知り候ふべきいと、申し候とぞ承ると云ひければ、九郎義經は、戰場に向ふに、あをた山、首落の道禁忌也、射手明神然る可しとて、長田里花苑を廻り、射手大明神の御前にて下馬し給ひ、所願成就と祈請して、當來導師彌勒菩薩の笠置寺、今日甄原、和泉河、河風寒く打過ぎて、柞森を弓手になし、高倉宮討たれさせ給ひし、光明山の鳥居の前を右手に見て、山城國宇治郡平等院の北の邊、富家の渡りへ着き給ふ、元暦元年正月廿日、大手搦手、宇治勢多に着く、九郎義經河端に推寄せ見給へば、橋板を壊ち取つて、向の岸に垣楯に掻き櫓に構へたり、水は高さ増して底見えず、其上亂杖逆茂木隙なく打つて、大綱小綱引張りて流し懸けたれば、鶯鴨なぞの水鳥も、輒くくゞり通るべしとも見えざりけり、川の端分内狭くし

て、打臨みたる者、四五千騎には過ぎず、二萬餘騎は寄付くべき所なくして、只徒らに後陣に控へたり、河の様をも見ず、橋を引きたるも知らぬ者のみ多ければ、渡るべき評定にも及ばざりけり、御曹司は、雑色歩走の者共を集めて、家々の資財雜具一々に取出させて、河端の在家を悉く焼き拂ひ、大勢を一所に集むべしと下知し給ふ、此由走り散つて匂りければ、兼て山林に逃げ隠れたりければ、家々には人もなし、此上は、手々に續松を指上げて宇治の在家を焼き拂ひ、行歩に叶はぬ老若少き者共さりと忍び居たりけれ共、猛火に焼け死に、適遁れ出でたれども、馬人に踏殺さる、まして牛馬の類は助る者もなければ、其員を知らず焼け死にけり、風吹けば木安からずとは、斯様の事なるべし、廣々と焼き拂ひたりければ、二萬五千餘騎、貽る者もなく河端に打臨みたり、御曹司、河の邊り近く高櫓を作らせて、此上に登つて四方を下知し給ひけり、矢立の硯を取寄せて、宇治川の先陣と剛者共を次第明々に注して、鎌倉殿へ見參に入るべしと仰せければ、軍兵各勇みを成して、忠を抽んでんとぞ色めける、御曹司は櫓の上にて様々の事下知し給ひけれども、大勢思ひくにとゞめきければ、打紛れて聞えざりければ、平等院の御堂より太鼓を取寄せ、櫓の下にて打ちければ、大勢静まりて、何事

やらんと鳴をしづめて軍將に目を懸くる時、大音揚げて下知し給ひけるは、二萬五千餘騎の勢の中に、海の邊川端に栖みて水練の輩多かるらん、郎等家子舍人難色までも、かゝる時こそ群に抜けたる高名をもすれ、我と思はん者どもは、物具ぬぎ置きて瀬踏して、川の案内を試みるべし、向の岸を見るに、矢筈を取りたる者四五百騎と見えたり、瀬踏する者あらば、定めて引取り、射んずらん、剛の座に付かんと思はん人々は、馬をも捨て、橋桁を渡して、向の岸の軍兵を追拂つて、水練の輩を思ふ様に振舞はせよと下知せられければ、是を聞き、平山、馬より飛下り、橋桁の上走り上り、弓杖を突き、扇はらりと仕うて申しけるは、二萬五千餘騎の中に、橋桁の先陣渡は、武藏國の住人平山武者所季重と云ふ小冠者也とぞ名乗りける、抑當河の有様、深淵潭々として、巨海の波に浮べるが如し、下流森々として、瀧水の漲り落つるに臨めるに似たり、虹の橋桁危くして、雁齒の構へ奇しければ、渡り得ん事難けれ共、軍將の下知を背くは命を惜むに似たり、身をは宇治川の底に沈むとも、名をは後代の末に流んとて、平山是を渡る處に、佐々木太郎定綱、澁谷右馬允重助、熊谷次郎直實、子息小次郎直家、已上五人ぞ續きて渡しける、矢比も近く成りければ、向の岸の軍兵、弓を強く

引かんが爲に、態と胄を脱いで、思ひくりに引取り、放ちける矢、雨の足の如くに飛び來りけれ共、甲冑をゆり合せ、矢間をたばひて振舞へば、鎧は重代の重寶也、裏かく矢こそ無かりけれ、熊谷、橋桁を渡らんとて、子息の小次郎を招きて云ひけるは、汝は今年十六歳、心は猛く思ふ共、さねは未だ堅まらじ、直實たにも平に渡り付く事難かるべし、汝は、大勢の川を渡さん時、總を力にして渡るべしと教へければ、小次郎打喚ひて、秋の葉にこそ、核の固まるぬと申す事は侍れ、十歳已後の者、實の固まらぬ事やあるべき、若し又固らざらん付きても、父をは争か離れ奉るべき、恐くは父こそ、常は風氣とて目のまふ膝の振ふとは仰せられ候へ、此大河に向つて細桁を渡り給はん事、危く覺え侍り、目舞ひ足振ひ給はば、直家を憑み給へ、渡し申さんと云ひければ、父是を聞きて、さらばつゞけ小次郎とて、親子連れてぞ渡しける、誠の瀬には子に過ぎたる寶なし、死出の山三途の河の旅の道も、親子を互に助け、五人の兵流石目舞ひ足振うて、水は逆まに流るゝかとぞ覺えける、各弓をば手に懸けて、跋々渡る有様、誠に餘りの命とぞ見えし、熊谷は、我身の事は然る事にて、子息の事、心苦しさに、續くか小次郎、誤すなと叫びければ、直家は、

心ゆるし給ひて、落ち入り給ふなくとぞ教へける、父子の情の哀れさに、熊谷は、是れよりして發心の思ひは有りけるとかや、

高綱宇治河を渡す事

直實大音揚げて云ひける、抑此川固めたる倫は、木曾殿の入魂の郎等にはよもあらじ、一旦付き従ひたる人共にこそ有るらめ、命は惜しき習なり、詮なき合戦に與力して、大事の命失ふな、落ちば助けんと云ふ儘に、引取り、放つ箭に、木曾殿の郎等に藤太左衛門尉兼助と云ふ者、逆に射落されけり、是を始めて水練の者あらば防ぎ矢射んとて、五人進み寄つて散々に射ければ、多くの郎等手負ひ討たれけり、其間に佐々木が郎等に常陸國の住人鹿島與一とて、無雙の水練あり、鎧脱ぎ置き禪をかき、腰には鎌をさし、手には熊手を以て河の底に入り、良久しく沈みくぐりて、亂杣逆茂木引落し、大綱小綱切棄てけり、實の器量と見えたりけり、され共未だ川を渡す者はなし、如何か有るべきと評定様々なりけるに、畠山庄司次郎重忠進み出で、申しけるは、事新し、此河は近江の湖の末、今始めて出來たる川にあらず、春立つ日影の習にて、細谷河の水解け、比良の高峯の雪消え

て、水のかさは増すとも、水の減する事有るべからず、足利又太郎忠綱も、高倉宮の御謀叛の御時は、渡せばこそ渡しけめ、鎌倉殿の御前にて、さしも評定の有りしは是ぞかし、始めて驚くべき事に非ず、かねての馬用意其事なり、重忠渡して見參に入れんと云ふ處に、平等院の小島崎より武者二騎蒐出でたり、梶原源太と佐々木四郎となり、景季が装束には木蘭地の直垂に、黒革絨の鎧に三枚冑の緒をしめて、重藤の弓の中を取り、二十四差いたる小中黒の矢負ひ、練鐔の太刀佩いて、鎌倉殿より給りたる磨墨と云ふ名馬に、黒塗の鞍置いて騎りたり、高綱は、褐の直垂に、小櫻を黄に返したる鎧に鍬形打つたる冑に、笛籐の弓の真中取り、二十四差いたる石打の征矢、頭高に負ひ、噴物造の太刀帯いて、是も鎌倉殿より給りたる生暖に、黄覆輪の鞍置いてぞ騎りたりける、誰か先陣と見る處に、源太颯と打ち入りて、遙かに先立ちけり、高綱云ひけるは、如何に源太殿、御邊と高綱と外に人なければ、かく申す、殿の馬の腹帯は以ての外に寬ぎて見ゆるもの哉、此川は大事の渡也、河中にて鞍踏み返して敵に笑はれ給ふなと云ひければ、さも有らんと思ひて馬を留め、鎧踏張り立ち舉り、弓の弦を口に噉へ、腹帯を解いて引詰めくしめける間に、高綱さと打渡して、二段計り先立ち

たり、源太たばかられけりと安からず思ひて、是も打浸して渡しけるが、馬の足、綱に懸りて、思ふ様にも渡されず、高綱は究竟の逸物に乗りたれば、宇治河はやしと雖も、淵瀬を云はずさめかして矩に渡し、向の岸近く成りて、高綱が馬綱に懸つて、足をさと歩除け、れば、元より期する事なれば、太刀を抜き、大綱小綱三筋さと切り流し、向ひの岸へ打上り、鎧蹈張り弓杖突いて、佐々木四郎高綱、宇治河の先陣渡したりやと名乗も果てぬに、梶原源太も、流れ渡りに上りにけり、源太、佐々木、鎌倉へ早馬を立つ、何れも劣らじ負けじと馳せて行く、源太が早馬は先立ちたりけるが、如何したりけん、足柄の中山にて高綱が早馬先立ちぬ、三日と申すに馳付いて、高綱宇治河の先陣と申したり、同時に梶原が使又來つて、景季先陣と申しけり、右兵衛佐殿は、安立新三郎清恒を召して、佐々木梶原生きたりやと問ひ給へば、共に候ふと申す、其後は尋ね給ふ事なし、後日の注進に、宇治河の先陣は高綱と注されたりけるを見給うてこそ、言と心と相違なしと宣ひけり、

佐々木梶原一陣二陣に渡すを見て、秩父、足利、三浦、鎌倉、黨も高家も、我もくと打浸しく渡しけり、庄五郎廣賢、糟谷藤太、榛谷、此等は馬より下り、弓杖衝き、橋桁を

指いたる黒羽の征矢負ひて、白星の五枚冑を猪頭に着、塗籠藤の弓真中取り、黒糟毛の馬の太く逞しきに金覆輪の鞍置きて乗りたりけるが、垣楯の面へ進み出で、弓杖つき敵の陣を見渡し、軍の捷する事柄を見るに、容儀人に勝れたり、蒲御曹司歎、九郎御曹司歎、田代殿歎、此等の大將軍にてぞ御座すらん、行親が今日の得分と思ひて、十四束を取つて番ひ、引堅めて兵と放つ、畠山が乗りたりける鬼栗毛が吹荒をぞ射通しける、行親一の矢射損じて、御方の運は早盡きにけり、大將軍たる者が一の矢を放つは弓箭の運の盡くる所也、一の矢射損じて二の矢射ることなし、敵に鎧の毛見知られぬ先にとて、搔楯の内へ引き退く、畠山が鬼栗毛も、天馬の駒とはやりしか共、手負ひぬれば、疵を痛みて弱りければ、重忠馬より下り、前足二つ取つて馬手の肩に引懸けて水の底をくぐりたりける、とそ目には、はや畠山流れぬと見えけるに、只一度弓杖衝き浮き上りて、息をちと繼ぎ、猶水の底をくぐりて向の岸へ渡りけるに、草摺重く覺えて、見れば、黒草絨の鎧著たる武者、然るべくば助け給へと云ひければ、何者ぞ、名乗れ、向の岸へ抛つべしと云ひければ、其を好む者也、投げられ奉らば名乗らんと申す、さらばとて甲總角掴んで提持て行く、又赤絨の鎧著て、黒馬と劣らじ負けじと流れ

渡らんとしけり、武藏國の住人男衾郡畠山、庄司重能が子息重忠は、青地錦の直垂に赤絨の鎧着て、鬼栗毛と云ふ馬に巴摺りたる具鞍置き、絲總の鞆懸けて乗りたりけるが、手勢五百餘騎、さと河にぞ打入れたる、此河餘所に聞きしには員ならず思ひしに、水面沓にして、上は白浪流れ早く、底は深うして水漲り下れり、瀬臥の石も高うして、馬の足立つべき様なし、軍兵等皆危く思ひけるに畠山は、渡せ殿原く、佐々木梶原も鬼神にあらず、渡せばこそ一陣二陣に渡らぬ馬の足の立たん程は手綱すくへ、馬の足はつまば手綱をくれと游がせよ、水しとまば、さうづに乗りさがり、鞍坪を去つて水をとほせ、強馬をば上手に立て、厲流を防がせよ、弱き馬をば下手に立て、ぬるみに付けて渡すべし、河中にして弓引かされ、射向の袖を眞額に當て、鎧を常にゆり合せよ、弓に弓を取違へて、前なる馬の尻輪さうづに後の馬の頭を持せて、息を繼がせよ、息はづめば馬の弱るに、透をあらせて押並べ押並べて、馬にも人にも力を副へよ、矩に渡して誤すな、水の尾に付いて渡せやくと下知したり、是に續きて、黨も高家も力を得て、打浸しく渡しけり、爰に木曾が方より、信濃國の住人根井大彌太行親と名乗つて、褐の直垂に、小櫻絨の腹巻に、洗革の大鎧重ねて、三尺六寸の大太刀に、二十四

行く者あり、あな無慙、何者ぞ、是に取付けとて弓の筈を指出したり、鹽冶小三郎維廣と名乗りて弓に取付く、弓を引き寄せ、其馬の鞆しほでの間に取付けと教へければ、維廣しりがひに取付きつゝ、淺き所に上りにけり、其後河端一段計りに近付きて、汝何者ぞ、好まば抛つぞ、誤すなと件の提持て行きつる大の男を、ゆらりとなく、投げ上られて弓杖にすがり、立ち直りて、只今歩にて宇治川渡したる先陣は、武藏國の住人大串次郎と名乗りけり、敵も御方も、ど、笑ふ、悪しく云ひぬとや思ひけん、一陣畠山、二陣大串とぞ云ひ直したる、畠山向の岸に打昇つて、何に和君は、重忠に助けられて重忠を護如にして、一陣とは名乗ると云ひければ、大串申しけるは、殿に助けられ奉り、争でか其恩を忘るべき、餘りに音もし侍らねば、をめて見え候ふらんとて名乗りたりと陳ずれば、弓取の法なり、神妙也とぞ感じける、さて鹽冶は如何にと問へば、八箇國の倫、誰か殿の家人ならぬ人侍る、され共今命を助けられ奉りぬれば、向後深く憑み奉り候と申す、神妙なりとて、馬は流れぬ、是に乗つて京入し給へとて、小鶴毛とて祕藏の馬を與へたりけり、鹽冶は今日流れたるが高名にて、還つて馬まさりとぞ申しける、佐々木梶原一陣二陣と申せ共、畠山、馬人三人、水の底にて助けたるこそ由々しけれ、さ



れば重忠御勘當を蒙りたりけるに、大串陣の前へは寄りたれ共、弓を平て歸りけり。宇治川の恩を報ずとぞ見えたりける。畠山は二人の武者を助けて後馬に打乗りて、向ひの岸につと揚る、敵は矢さきを汰へて散々に射れ共、重忠鎧を傾けて攻め寄する處に、木曾が従弟に信濃國住人長瀬判官代義員と名乗りて蒐出でたり、赤地錦直垂に黒絲緘の鎧に、鍬形の冑に、白駒の馬に白覆輪の鞍置いてぞ乗りたりける。金造の太刀を抜いて向ひけるに、畠山は是ぞ宇治路の大將なるらんと見て、秩父がかる平と云ふは平四寸長さ三尺九寸の太刀也、拔儲けて歩せ寄れば、義員如何思ひけん、引退いて垣楯の中に入りけり、返合せく戦はんとしけれ共、畠山にや恐れけん、かう平にや臆しけん、引退きく、都に向つて落行きけり、中にも根井大彌太行親は七八度まで返し合せて戦ひけるが、暫し息を繼がんとて思坂の邊りに控へたりけるに、武藏國の住人河口源三と云ふ者と、駿河國の住人船越小次郎と云ふ者と二人先陣に進みたりけるが、落武者の身として敵に後を見せじくと、返し合せく戦ひけるこそ由々しけれ、今日の大將軍と見えたり、いさや組まんとて、二騎喚いて懸る、行親は矢種は射盡しつ、太刀打には一人にこそあひしらはぬ、其間に一人覺束なし、二人を一度に捕らんと

思ひて、左右の手をはたけて待懸けたり、船越河口、弓手に廻り馬手に廻り、左右の脇よりつとより、えたりやとむす抱く、行親は二人を脇に挟んで強くしめれば、草葉の如くしてちとも働かず、先づ馬手の脇に取付きたる船越が鎧の上帯を取つて、むす引上げ、馬手の深田へ向けて投げたれば、甲は重し、田は深し、起きんくとしけれ共、叶はずして死にけり、其後弓手の脇なる河口を、前後の上帯取つて曳々と引きければ、船越が様にせられじとて、鎧を馬の腹に踏廻し、強く乗りて上らざりければ、大彌太弓手の肘を馬の下腹へ指しやりて、馬と主とを中に上げ、弓手の深田へ曳と云うて抛けたれば、河口泥の中に馬に敷かれて死にけり、馬も深田に打ちこまれて、主と共にぞ失せにける、東國の兵是を見て、舌振して進まさりければ、大彌太は、いかに殿原、續き給はぬぞ、去ば都に上り、木曾殿と一所にて待ち奉らんと留り懸けて、木幡庄へ入るとは見えけれ共、自害やしけん、落ちもやしつらん、其後は向後を知らざりけり、九郎義經宣ひけるは、今度大將軍として郎等に先陣を渡されて、二陣に續かん事然る可からずとて、橋より引き下りて橋小島に馬を控へ、爰は水は早けれ共、遠淺也、渡せくと下知し給へば、我もくと進みけり、是は大事の川、斯様の

河を渡すには、馬後を組み、強き馬をば上手に立て、弱き馬をば下手に立てよ、馬の足の届かん迄は、手綱をくれて游がせよ、馬の足はつまば、弓手の手綱を指甘けて、馬手の手綱をちと締めよ、四居にのりこぼれて游がせよ、手綱強く引いて、馬に引かれて誤すな、尾口沈まば、前輪にすがれ、馬に石突かせさすな、常に内鎧を合せよ、我等渡ると見るならば、敵は定めて矢袋を作つて射んすらん、敵は射るとも射返すな、相引して鎧射らるな、痛く俛して天邊射らるな、射向の袖を指しかせよ、物具に透間あらずな、水強くしてさがらん武者をば、弓の弦を指出して取付せて游がせよ、矩に渡して誤すな、馬の頭を水面に引立て、重すかりに弓の本等を打懸けて、曳音を出して馬に力を副へよ、渡せ者共、渡せ者共と下知しつ、真前懸けて渡しけり、二萬餘騎の大勢一度に颯と打ち入りて渡しければ、漏水こそ無かりけれ、前後のはづれの水にこそ、何れもたまらず流れけれ、大勢河を渡しぬれば、千騎二千騎五千六千、二百騎三百騎七百八百、思ひ心々に、或は木幡大道、醍醐路に懸つて、阿彌陀が峯の東の麓より攻め入るもあり、或は小野庄、勸修寺を通つて、七條より入るもあり、或は櫃川を打ち渡り、木幡山、深草里より入るもあり、或は伏見、尾山、月見岡を打ち越えて、法

性寺一二の橋より入るもあり、道は互に替れ共、同じ都へ亂れ入る、行親、親忠等、宇治橋を引いて防ぎ戦ふと雖も、義經、河を渡して合戦す、行親等が軍忽ちに敗れて、四方に馳せ散ずる由、使を木曾が許へ立てたれば、義仲大に驚いて、先づ使者を院の御所へ奉つて申しけるは、東國の凶徒已に宇治川を渡して、都へ攻め入る、急ぎ醍醐寺の邊へ御幸あるべしと申したりければ、更に此御所をば御出ある可からずと仰せ遣されけり、爰に義仲、赤地錦の鎧直垂に紅の衣を重ねて、石打の胡籙に、紫緘の鎧を著て、隨兵六十餘騎を率して、院の御所に馳せ参じ、劔を拔懸け、目を噴らかして砌下に立つて、御輿を寄せて臨幸ある可き由を申す、上下色を失ひ、貴賤魂を消す、公卿には花山院大納言兼雅、民部卿成範、修理大夫親信、宰相中將定能、殿上人には實教、成經、家俊、宗長祇候したりけるが、各皆葉沓を著して、御伴に参せんとて庭上に下立たれたりければ、人々涙に咽びて、東西を失ひ給へり、叡慮只推量り奉る可し、義仲が郎等一人馳來て、敵既に木幡伏見まで攻め來れりと申しければ、義仲は臨幸の事を抛ち、門下にして騎馬して罷出でぬ、法皇は、内々諸寺諸社へ御祈を懸けさせ給ひける上、御所中の女房男房、立てぬ願も無かりける驗にや、事故なく罷り出で

たれば、手を合せて悦びあへり、其後は門をさせとて、さゝれにけり、

### 木曾貴女の遺を惜む事

木曾は、院の御所をば出でたれ共、軍場には出でざりけり、五條内裏に歸りて、貴女の遺を惜みつゝ、時移るまで籠居たり、彼の貴女と申すは、松殿殿下(基房公)の御娘、十七にぞならせ給ひける、類なき美人にて御座しければ、女御后にもと勞りかしづき進せけるを、木曾聞き及び奉りて、押して掠取り奉る、御心憂くは思召しけれ共、混ら荒夷にて、法皇をも押籠め進せ、傍若無人に振舞ひければ、御力に及ばざる事なりけり、賤が編戸の女にも、馴れなば情は深うして別路は猶悲しきに、また見も馴れぬ御有様、さこそ名残は惜しかりけめ、斯る處に越後中太能景馳來つて、敵は既に都に亂れ入り、如何に閑に打解け給ひ、角はと云ひけれ共、引物の中に籠り居て、尙も遺を惜みけり、能景、弓矢取る身の心を移すまじきは女なり、只今恥見給はん事の口惜しさよとて、今年三十六に成りけるが、縁より飛び下り、腹掻切つて失せにけり、加賀國の住人津波田三郎も此由云ひけれ共、出でざりければ、御運ははや盡き給ひにけりとて、引物の前にて此れも

腹切つて臥しにければ、津波田が自害は義仲を進むるにこそとて、百餘騎の勢を率して、五條を東へ油小路を筋違に六條河原へ出でたれば、根井行親、楯六郎親忠等、二百餘騎にて木曾に行逢ひ、主從勢三百餘騎、轡を並べて見渡せば、七條八條の河原、法性寺柳原に、白旗天にひらめきて、東國の武士、隙を諍うて馳せ來る、義仲申しけるは、合戦今日を限とす、身を顧み命をも惜まん人々は、此にて落つべし、戰場に臨んで逃げ走りて、東國の倫に笑はれん事、當時を欺くのみに非ず、永代に恥を貽さん事口惜しかるべしと云ひければ、行親、親忠等を始めとして申しけるは、人生れて誰かは死を通れん、老いて死するは兵の恨なり、其恩を食んで其死を去らざるは又兵の法なりといへり、更に退く者あるべからずと云ふ處に、畠山次郎重忠、五百餘騎にて進み來る、義仲馬の頭を八文字に立寄せて、聲を揚げ鞭を打つて懸け入れば、重忠が郎等、中を開いて入れ組み、馬手に違ひ弓手に合ひ、又弓手に違ひ馬手に相闘ひて、義仲裏へ通れば、二河左衛門尉頼致を始めとして三十六騎、討捕られぬ、川越小太郎茂房、二百餘騎にて進みたり、義仲馬の頭を雁の行を亂さず立て下し蒐入れば、茂房が兵、外を圍み内を裏みて折塞つて戦ふ、義仲うらへかけ通れば、楯六郎親忠を始めと

して、六騎は討たれにけり、佐々木四郎高綱、三百餘騎にて控へたり、義仲馬の足を一面に立て直して、敵を弓手に懸け背いて前輪に懸り、冑をひらめて馬を馳せ並べ裏へぬくれ

### 義經院參の事

ば、高梨兵衛忠直を始めとして、十八騎討たれにけり、梶原平三景時、三百餘騎にて控へたり、義仲馬の足を一所に立て重ねて、敵を先に蒐け餘してうらへ蒐け通れば、淡路冠者宗弘を始めとして、十五騎討捕られけり、澁谷庄司重國、二百餘騎にて控へたり、義仲馬の足を立て亂して、思ひくゝに駈入りければ、重國が隨兵共押圍みて、隙を諍ひ詰め寄りて、折懸けく攻め戦ふ、義仲裏へ通れば、根井行親を始めとして、二十三騎は討たれにけり、爰に源九郎義經是を見、て、三百餘騎馬の足を詰め並べ、重り入りければ、敵兩方へ相分れけるを、四方へ蒐け散し驅り立て、矢前を調へて射取りければ、義仲が軍忽ちに敗れて、六條より西を指して馳せ走る、義仲忽ちに三軍の士を威し萬圍の陣を敗ると雖も、義經又必勝の術を廻らし強大の兵を退けけり、義仲、左右の眉の上を、共に鉢付の板に射付けられて、矢二筋折懸けて院の御所へ歸參しけるに、少將成經門を閉ちて鎖を指したりければ、再三叩き押す處に、源九郎義經、梶原平三景時、澁谷庄司重國、佐々木四郎高綱等十一騎、鞭を打ち轡

を並べ矢前を汰へて放ち射ければ、義仲堪へずして落ちて行く、義經の郎等共、北を追うて攻め行きけり、

大膳大夫業忠、築地に登つて世間の作法を見ければ、武士六騎、門外に馳せ參せり、木曾が歸參にこそ、今度ぞ君も臣も有無の境と、わななき見る程に、義仲に非ずして東國の武士なり、門外に馬に乗りながら築地を見上げて高聲に、鎌倉兵衛佐頼朝の使、舍弟九郎冠者義經、宇治路を破つて馳せ參せり、御奏聞あれやと申す、業忠嬉しさの餘りに手の舞ひ足の踏み所を忘れて、急ぎ下りける程に、悪しく飛んで腰を損じて、にがみ入りたりける顔の氣色、いと咲しく見えける、跋々御前へ參りて、義經が申状具に奏聞申しければ、法皇を始め進せて人々大に悦び、門を開かれたり、義經已下の兵六騎、門外にして下馬す、御氣色に依り、中門の外御車宿の前に立ち並びたり、法皇は、中門の羅門より窺覽あつて、出羽守貞長を以て六人が年齢、交名、住國を聞召さる、貞長は狩衣の下に紺絲絨の腹巻を着し、立烏帽子に噴物作の太刀脇に挟みて出でけるが、太刀をば御所の簀に立て、御氣色の次第を相尋づぬ、赤地錦の直垂に萌黃の唐綾を疊

みて、坐紅に緘したる鎧着て、鍔形の胄下人に持たせて後にあり、金作の太刀帯たるは、鎌倉兵衛佐頼朝舎弟九郎義經、生年二十五歳、今度の大将軍と名乗るに合せて、鎧の袖に南無宗廟八幡大菩薩と書付けたり、寔に軍將の笠璽と見えたり、薄紅の紙を切つて、弓の鳥打の程に左巻にぞ巻きたりける。

青地の錦の直垂に赤緘鎧を著、備前作のから平の大太刀帯たるは、武藏國住人秩父末流畠山庄司重能が一男、次郎重忠、生年二十一と名乗る。

蝶丸の直垂に紫下濃の小甲は、同國の住人河越太郎重頼が子息に小太郎茂房、生年十六歳と云ふ。

菊閉の直垂に緋緘の鎧は、相摸國の住人澁谷三郎重國が一男、右馬允重助、生年四十一と云ふ。

大文を三宛書きたる直垂に、黒絲緘の鎧は、同國の住人梶原平三景時子息、源太景季、生年二十三と云ふ。

三重の目結の直垂に、小櫻を黄に返したる甲の、裾金物の殊にきらめきて見えけるは、近江國の住人佐々木源三秀義が四男に四郎高綱、生年二十五、今度宇治川の先陣と名乗りけり、大将軍義經は熊皮の頬貫を履き、自餘は牛皮をばく、貞長一々に此由を奏す、法皇聞召し御覽しては、誠類

魂事柄ゆゑしき壯士なりとぞ仰せける。重ねて上洛の子細を尋下さる、義經畏つて申しけるは、木曾義仲、上洛の後狼藉重疊の間、追討の爲に、頼朝大に驚き、範頼義經兩人を指上せ候、郎等六十人、其數六萬餘騎、二手に分けて宇治勢多より上洛す、義經は宇治路を破つて罷上る。範頼は勢多より入洛、未だ見え來らず候、木曾は河原まで打出たりつるを、郎等共に留めよと下知を加へ候ひ畢んぬ、今は定めて打捕りぬらん、義經は仙洞の御事寮なく存じて、先づ參上の由、最事もなげに申したり、重ねて院宣には、義仲が餘黨など歸參して、狼藉もや仕る、今夜は御所に候ひて守護仕るべしと、義經勅諭に隨ひ、候ひけり、斯りしかば諸衛官人諸國の宰史、兵仗を帶して、其夜は法皇を守護し奉る。さてこそ君を始め進めて女房も男房も、安堵の思ひは出來けり。

東使木曾と戦ふ事

木曾は、六條河原の軍に負けて院の御所に參り、法皇を取り進めて西國へ御幸成し進せんと思ひけれ共、門を閉ぢられたりける上、義經が兵共攻立てられて、又河原に出で、三條を指して落ち行きけり、其勢七八十騎には過ぎず、義經の軍兵は、黨も高家も雲霞の如くして、我先くと隙もあらせ

ず進みけり、義仲も今日を限りと思ひければ、命を惜しまず散々に戦ふ、武藏國の住人鹽谷太郎兄弟三騎、四條河原の東の端に控へたりけるが、兄の太郎、弟の三郎に云ふ様は、御邊は栗子山にて、能き敵に組んで物具剥ぎ取つて高名せんと云ひしは忘れたりやとはげませば、三郎争でか忘るべきとて馬を川に打入れて、西へ向けて渡る處に、木曾方より信濃國の住人長瀬判官代と云ふ者、黒絲緘の鎧に茸毛の馬に乗つて、河の西の端より打入れて、東へ向けて渡りたり、長瀬鹽谷、東西より河中に歩せ寄り、馬と馬とを打並べて、組んでだんぶと落ちにけり、手に手を取組み、腹に腹を合せて、上になり下になり、浮きぬ沈みぬ、俵のころぶ様に四五段計り流れたり、敵も味方も目を澄して是を見る、深き所に流れ入つて、水の底にて組合ひたり、良暫く見えざりけるに、水紅に流れければ、誰討たれぬらんと思ふ處に、鹽谷は左の手に敵の首を捧げ、右の手に敵の物具剥ぎ取つて、口に刀をくはへつゝ、東の陸へさと上り、武藏國の住人鹽谷三郎某、長瀬判官代が首捕りたりやと名乗る、由々敷を聞えし、

つて三條河原に伏しにけり、軍兵追懸けく戦ひければ、八十餘騎とは見えしかど、五十餘騎に成りにけり、武藏國の住人勅使河原權三郎有直は、木蘭地の直垂に、黒絲緘の甲に白星の胄、二十四指いたる黒布露の矢、黒漆の弓に、黄駱馬に黒漆の鞍置いてぞ乗りたりける、同四郎有則は、ひらくりの直垂に、赤緘の鎧、同じ色の胄に、十八指いたる驕の石打頭高に負ひ、三所籐の弓の中取つて、黒駱馬に金覆輪の鞍置いて乗りたりけり、兄弟二騎は、三百餘騎にて追懸け申しけるは、北陸道の大將軍朝日將軍と呼ばれ給ひし人の、正なくも後をば見せ給ふもの哉、源氏の名折とは思召さずや、無き跡までも名こそ惜しけれ返し合せ給へやくとて、二重三重に打並びて、武藏國の住人勅使河原權三郎有直、生年卅一、同四郎有則廿八と名乗り懸け、轡をならべて喚いて蒐く、木曾十餘騎、馬の鼻を引返し、杉のさきに、さと立つて宣ひけるは、有直慥に承れ、義仲にはあはぬ敵とは思へ共、弓矢取る身は、大將軍の詞一も得るこそ嬉しけれ、現世の名聞後生の訴にもせよとて、弓をば脇にはさみ、太刀の切鋒打ちつるべて、勅使河原餘すなとて、蛛手十文字、豎様横様切り廻りければ、二百餘騎の大勢も五十餘騎に駈立てられ、馬の足立つる隙こそ無かりけれ、只小勢

に付て五廻六廻が程廻りけるが、有直弓手の肘打落されて、神樂岡を指して引退く、五十餘騎の勢も、打取られて廿五騎にぞ成りにける。木曾危く見えけるを、根井小彌太、左近五郎、岡津平六兵衛、城小彌太郎兄弟二人、佐竹の者共、防矢射てこそ遁れけれ。

又秩父、師岡打圍みて、散々に攻めければ、木曾方にも、根井、欠郎行直、進六郎親直等、思ひ切つて大勢の中へ打入つて、命を惜まず我一人と戦ひたり、小勢懸れば、大勢さ引退き、大勢懸れば、小勢さ引退く、寄せつ返しつせし有様は、辻風の塵を巻くにぞ似たりける、其手をも打破つて落行けば、横山黨に與次彌次と、三浦黨に佐原十郎、三浦二郎、三百餘騎にて、漏すなとてこそ攻戦ひけれ、二十五騎と見えしか共、僅に十二騎に成る。

巴關東下向の事

畠山は、九郎義經と院の御所に候ひけるが、木曾漏れやしぬらん、覺束なしとて、三條河原の西の端まで打出でたり、義仲は、三條白河を東へ向けて引きけるを、重忠は、本田、半澤左右に立て歩み出し、東へ向ひて落ち給ふは、大將と見るは、僻事か、武藏國の住人秩父の流畠山、庄司次郎重忠なり、

返し合はせ給へやくと云ひければ、木曾馬の鼻を引返し、誰人に合せて軍せんより、一の矢をも畠山をこそ射め、恥かしき敵ぞ、思ひ切れと下知して、河を隔て、射合ひたり、さすが敵は大勢なり、木曾は僅かに十三騎、畠山が郎等の放つ矢は雨の降る如くに飛びければ、わづかの勢堪へかねて、三條小河へ引退く、重忠勝つに乗つて攻懸りければ、木曾も引返し、弓箭に成り打物に成り、追ひつ返しつ追ひつ、半時計り戦ひける、其中に木曾方より、萌黄絲絨の鎧に、射残したりける鷹羽征矢負うて、滋籐の弓真中取り、茸毛馬の太くたくまききに、小巴摺りたる鞍置きて乗りたる武者、一陣に進みて戦ひけるが、射るも強く切るも強く、馳合せく攻めけるに、さしも名だかき畠山、河原へさと引いて出づ、畠山、半澤六郎を招きて、如何に成清、重忠十七の年、小坪の軍に會ひ初めて、度々の戦ひに合ひたれども、是程軍立のけはしき事にあはず、木曾の内には、今井、樋口、楯、根井、此等こそ四天王と聞えしに、是は今井樋口にもなし、さて何なる者やらんと問ひければ、成清、あれは木曾の御乳母に中三權頭が娘巴と云ふ女なり、つよ弓の手たり、荒馬乗の上手、乳母子ながら妾にして、内には重を仕ふ様にもてなし、軍には一方の大將軍して、更に不覺の名を取らず、今井樋口と兄

弟にて、怖しき者にて候と申す、畠山、さてはいかゞ有るべき、女に追立てられたるも云甲斐なし、又攻め寄せて女と軍せん程に、不覺しては永代の疵、多き者共の中に巴女にあひけるこそ不祥なれ、但し木曾の妾といへば懐しきぞ、重忠今日の得分に、巴に組んで虜にせん、返せ者共とて取つて返し、木曾を中に取籠めて散々にかく、畠山は、巴に目を懸けたりける、進み退き、廻合はんくと廻りければ、木曾、巴を組ませじと、駈隔てて二廻り三廻りがほど廻りける處に、畠山巴強ちに近く廻り合ふ、是は得たる便宜と思ひ、馬を早めて馳せ寄りて、巴女が弓手の鎧の袖に取り付きたり、巴叶はじと思ひけん、乗りたる馬は春風とて、信濃第一の強馬なり、一鞭あて、あふりたれば、鎧の袖ふつと引切れて、二段計りぞ延びにける、畠山、是は女には非ず、鬼神の振舞にこそ、斯様の者に矢一つをも射籠められて、永代の恥を残す可からず、引くに過ぎたる事なしとて、河原を西へ引退き、院の御所へぞ歸り参じける。

木曾は此彼を打破つて、東を指して落行きけり、龍華越に北國へ傳ふとも聞えけり、長坂にかゝり、播磨へとも云ひけり、其口様々なりけれども、大津へ向けて打たれけるが、四宮河原にて見給へば、僅に七騎に残りたり、巴は七騎の内におり、

生年二十八、身の盛なる女なり、さる剛の者なりければ、北國度々の合戦にも手をも負はず、百餘騎が中にも七騎に成るまで付きたりけり、四宮河原神無社、關清水、關明神打過ぎて、關寺の前を粟津に向けてぞ進みける、巴は、都を出でける時は、紺村紅に千鳥の鎧直垂を著たりけるが、關寺合戦には、紫隔子を織付けたる直垂に、菊閉滋くして、萌黄絲絨の腹巻に袖付けて、五枚冑の緒をしめ、三尺五寸の太刀に廿四指いたる眞羽の矢の、射残したるを負ひ、重籐の弓にせき弦かけ、連錢茸毛の馬に、金覆輪の鞍置きてぞ乗りたりける、七騎が先陣に進みて打ちけるが、何とか思ひけん、冑を脱ぎ、長に餘る黒髪を後へさと打越して、額に天冠を當て、白打出の笠をきて、眉目も形も優なりけり、歳は二十八とかや、爰に遠江國の住人内田三郎家吉と名乗りて、三十五騎の勢にて巴女に行逢うたり、内田敵を見て、天晴武者の景氣哉、但し女か童か、窘なしとぞ問ひける、郎等よく見て、女なりと答ふ、内田聞敢ず、さる事あらん、木曾殿には、葵巴とて、二人の女將軍あり、葵は、去年の春礪並山の合戦に討たれぬ、巴は、未だ在りとく、是は強弓精兵、あさまを數ふる上手、岩を疊み金を延べたる城なり共、巴が向ふには、落さずと云ふ事なし、さる癖者と聞し召して鎌倉殿、彼の女相構へ

て虜にして進すべき由仰を蒙りたり、巴は荒馬乗の大力、尋常の者に非ずと聞く、如何すべきと思煩ひけるが、郎等共に云ふ様は、女強しといふとも百人が力にも過ぎじ、家吉は六十人が力あり、殿原世餘人、既に百人に餘まれり、殿原左右より寄せて、左右の手を引張れ、家吉中より寄せて、なごか巴を取らざらんと云ひけるが、内田又思ひ返す様、まてく暫し、槿花の朝に咲きて夕べに萎むだにも、己が盛は有る物を、八十九にて死なん命も、二十三十にて亡びん命も同じ事、女程の者に組むとて、兎角計ごとを出しけるよと、殊に後陣に控へたる甲斐の一條の思はん事こそ恥かしけれ、殿原一人も綺ふべからず、家吉一人打向うて、巴女が頸とらんと云ひければ、二十餘騎の郎等は、日本第一に聞えたる怖しき者に組むまじき事を悦びて、尤もくと云ひければ、内田只一人駒を早めて進む處に、巴是を見て、先づ敵を讀めたりけり、天晴武者の貌哉、東國には小山宇都宮か、千葉足利か、三浦鎌倉か、宍那、誰人ぞ、かく問ふは、木曾殿の乳母子に中三權頭兼遠が娘に巴と云ふ女なり、主の遺の惜しければ、向後を見んとて御伴に侍ると云ふ鎌倉殿の仰を蒙り、勢多手の先陣に進るは、遠江國の住人内田三郎家吉と名乗りて進みけり、巴は、一陣に進むは剛の者、大將軍に非ずとも、物具毛

の面白きに押並べて組み、しや首ねち切つて軍神に祭らんと思ひけるこそ遅かりけれ、手綱かいくり歩せ出でぬ、されども内田が弓を引かざれば、女も矢をば射ざりけり、互に情を立てたれば、内田太刀を抜かざれば、女も太刀に手を懸けず、主は急ぎたり、馬は早りたり、巴内田馬の頭を押並べ、鎧とく蹴合はするかとする程に寄せ合せ、互に音を揚げ、鎧の袖を引違へ、えたりをうとぞ組んだりける、聞ゆる沛艾の名馬なれ共、大力が組合ひたれば、二匹の馬は、中に留つて働かず、内田勝負を人に見せんと思ひけるにや、弓手を後へ指廻し、女が黒髪三匝にからまへて、腰刀を拔出し、中にて首をかんとす、女是を見て、汝は内田三郎左衛門とこそ名乗りつれ、正なき今の振舞哉、内田にはあらず、其手の郎等かと問ひければ、内田、我身こそ大將よ、郎等には非ず、行跡何にと申せば、女答へて云く、女に組む程の男が、中にて刀を抜き目に見する様やば有るべき、軍は敵に依て振舞ふべし、故實も知らぬ内田哉とて、拳を握り、刀持ちたる臂のかゝりをしたゝかに打つ餘りに強く打たれて、把る刀を打落さる、やをれ家吉よ、日本第一と聞えたる木曾の山里に住みたる者なり、我を軍の師と憑めとて、弓手の肘を指出し、冑の眞額取詰めて、鞍の前輪に攻め付けつゝ、内冑に手を入れて、七寸五分の腰刀を抜

出し、引きあふのけて首を掻く、刀も究竟の刀なり、水を掻くよりも尙安し、馬に乗り直り、一障泥あふりたれば、身質は下へ落ちにける、首を持ち、木曾殿に奉れば、あな無慙や、是は八箇國に聞えし男、美男の剛の者にて在りつる者を、討たれけるこそ無慙なれ、是も運盡きぬれば、汝に討たれぬ、義仲も運盡きたれば、何者の手に懸り、あへなく犬死せんすらん、日來は何共思はぬ薄金が、肩を引て思ふなり、我討たれて後に、木曾こそ、幾程命を生きんとて、最後に女に先陣かけさせたりと、いはれん事こそ恥かしけれ、汝には暇を給ふ、疾うく落れとぞ宣ひける、巴申しけるは、我幼少の時より君の御内に召仕はれ進せて、野の末山の奥までも一つ道にと思ひ切り侍り、今かゝる仰せを承ること心うけれ、君の如何にも成り給はん處にて首を一所に並べんと搔詢き云ひければ、木曾、誠にさこそ思ふらめ共、我去年の春信濃國を出でし時、妻子を捨置く、又再び見ずして永き別の道に入らん事こそ悲しけれ、されば無からん跡までも此事を知らせて、後の世を弔はばやと思へば、最後の伴よりも然る可きと存するなり、疾うく忍び落ちて信濃へ下り、此有様を人々に語れ、敵も手繁く見ゆ、早々と宣ひければ、巴遺は様々惜しけれ共、主命に隨ひ、落つる涙を拭ひつゝ、上の山へぞ忍びける、粟津の軍終り

て後、物具脱ぎ捨て、小袖装束して信濃へ下り、女房、公達にかくと語り、互に袖を絞りける、世靜つて右大將家より召されければ、巴即ち鎌倉へ參る、主の敵なれば心に遺恨ありけれ共、大將殿も、女なれ共無雙の剛の者、打解けまじきとて、森五郎に預けらる、和田小太郎是を見て、事の景氣も尋常なり、心の剛も無雙なり、あの様の種を繼がせばやと思ひける、明日頸切るべしと沙汰有りけるに、和田義盛、申し預らんと申しけるを、女なればとて心ゆるし有るまじ、正しき主親が敵なり、さる剛の者なれば、隙もあらば伺ひ思ふ心あらん、叶ふまじと仰せられけるを、三浦大介義明が君の爲に命を捨て、子孫眷屬二心なく君を守護し奉りて、年來奉公し奉る、争か思召し忘れ給ふべき、義盛相具して候ふ共、僻事更に在るまじと様々申し立て預りにけり、即ち妻と憑みて男子を生む、朝日奈三郎義秀とは是なりけり、母が力を繼ぎたりけるにや、剛も力も雙びなしとぞ聞えける、和田合戦の時、朝比奈討たれて後、巴は泣く、越中に越え、石黒は親しかりければ、此にして出家して巴尼とて、佛に花香を奉り、主、親、朝比奈が後世弔ひけるが、九十一まで持ちて、臨終目出たくして終りにけるとぞ、

或説には、赤瀬の地頭の許に仕ふるといへり、○高望王よ

り九代の孫三浦大介義明、杉本太郎義遠、和田小太郎義盛、朝比奈三郎義秀也。

粟津合戦の事

蒲冠者範頼は、勢多の手に向ひ給ひたり共、橋は引かれぬ、底は深し、渡るべき様なれば、稻毛三郎重成、榛谷四郎重朝を先として、田上の貢御瀬を渡しつゝ、石山通に攻上る、今井四郎兼平、五百餘騎にて國分寺の毘沙門堂に陣を取りたりけるが、出合ひ、防ぎ戦ひけり、方等三郎先生義弘、爰にして討たれぬ、三萬餘騎の兵、雲霞の如くに重りければ、何にも防ぎがたかりける上に、宇治の手已に敗れて、軍兵都へ亂れ入ると聞えければ、兼平心弱く覺えて、木曾殿は北國へぞ赴き給ふらんと思ひければ、湖の西の渚を三百餘騎にて北へ向けて歩み行く、義仲は、關山、關寺打過ぎて、南を指して行く程に、粟津濱にて行會ひぬ、木曾云ひけるは、都にていかにも成るべかりつるに、今一度互に相見んとて、多くの敵に後を見せ、是まで來れりと語りて涙ぐみけり、今井も、勢多にて、如何にも成るべう候ひつれ共、御向後の覺束なく侍りて、是まで遁れ参りたりと申しけり、義仲兼平馬を打並べて宣ひけるは、川原の合戦に、高梨、仁科、根井も討たれぬ、

身も已に疵を被りて、心疲れ力盡きて、進退歩を失ふ、敵の爲得らるゝ、事名將の恥也、軍敗れ自害するは、猛將の法也と申しければ、兼平申しけるは、勇士は食せざるも飢えず、疵を被りて屈せず、軍將は難を遁れて勝を求む、死を去りて辱を決す、就中平氏西海に在す、軍將、北州に入り給はば、天下三に分ち、海内亂發せん歟、先づ急ぎて越前國府まで遁れ給へ、兼平此にて敵を相禦ぐ可しと云つて旗を擧ぐ、義仲が隨兵共多くは北國の輩なれば、北を指して落ちけるが、旗の足を見て、五十騎三十騎此彼より馳集る、勢多より落來る者、二十騎三十騎集り加りければ、四五百騎に及べり、兼平力を得、左右を顧みて云く、各恩を報じて命を棄てん事此時にあり、禦矢射て延し奉つれと申しければ、五百騎の輩心を一にして、西の山を後に當て、東の濱を前に得て、馬の足を輕うして矢筈を取りける程に、武石三郎胤盛、猪俣金平六範綱等を始めとして七百餘騎、攻め來て関の音を發す、兼平已下の軍士、又聲を合はす、木曾宣ひけるは、此等は源氏郎等共、我と思はん若者共、蒐出で、追ひ散せと下知し給ひければ、二河次郎頼重と云ふ者、三十餘騎にて鞭を打つて敵の中へわりて入り、兩方互に亂れ合うて相戦ふ、範綱已下の輩、小勢を押裏み、中に取籠めてければ、頼重を

始めとして、漏れず皆討捕られにけり、其後、甲斐の源氏に一條次郎忠頼、板垣三郎兼信、七千餘騎にて先陣に進み、粟津濱に打出でたり、木曾は、赤地錦の鎧直垂に、薄金と云ふ甲著て、射残したる護田鳥尾の矢負ひて、歩ませ出して名乗りけるは、清和帝に十代の後胤、六條判官爲義には、孫帶刀先生義賢次男、木曾左馬頭兼伊豫守、今は朝日將軍源義仲、生年三十七、甲斐の一條と見るは、僻事か、雜人の手にかけんより、組めや組めて、轡を並べて踉蹌たり、一條次郎忠頼も、同じ流の源に伊豫守頼義の三男、新羅三郎義光が孫、武田太郎信義が嫡子、一條次郎忠頼、同三郎兼信、兄弟二人と名乗つて進み出でつゝ、木曾と一條と、魚鱗鶴翼の戦ひを並べたる、一條忠頼は鶴翼の戦ひとて、鶴の羽をひろげたるが如くに勢をあげらに立て成して、小勢の中に取籠めんとぞ構へたる、木曾義仲は魚鱗の戦ひとて、魚の鱗をならべたるが如し、さきは細く、中ふくらにこそ立てたりけれ、一條、板垣は甲斐源氏、木曾義仲は信濃源氏也、共に清和の苗裔、同じく多田の後胤也、一門弓箭を合せ、同姓勝負を決せんとす、義仲魚鱗の構へにて、五百餘騎、轡並べてさと蒐け入りたれば、忠頼鶴翼の支度にて、大勢の中に小勢をくると巻き、馳合せ馳返し戦うたり、義仲は今を限

の軍也、いつまで命を惜むべき、一條次郎能敵ぞ、あますな者共とて、蒐破つては出で、喚いては入る、五六度まで戦ひて、くと抜けて出でたれば、二百餘騎は討たれにけり、次に同甲斐源氏に武田太郎信義、加々見次郎遠光、兄弟二人、大將軍にて二千餘騎、木曾を中に取籠めて散々に戦ふ、かけ入りかけ出で、四廻り五廻り戦ひて先へ抜けて見れば、八十餘騎は討たれにけり、次に同國源氏に逸見四郎有義、伊澤五郎信光、兄弟二人、從弟に小笠原小次郎長清、三人大將軍にて三千餘騎、木曾を中に取籠めて戦ふ、追入れ追出し、一時戦うて懸抜けて見れば、五十餘騎は討たれにけり、次に武藏國の住人稻毛三郎重成、榛谷四郎重朝、兄弟二人、大將として二千餘騎、木曾を中に取籠めて、あますなとて散々に戦ふ、蜘蛛十文字にかけ破つて、くと抜けて見たれば、五十餘騎は討たれにけり、次に下總國の住人千葉常胤大將軍にて三千餘騎、木曾を中に取籠めて、遁すな者共とて透間なくこそ戦ひたれ、思切つたる木曾なれば、命も惜まず振舞ひけり、散々にかけ破つて後へ通つて見れば、七十餘騎は討たれて、僅に二十餘騎にぞ成りにける、

次に大將軍蒲冠者範頼、七千餘騎にて木曾を中に取籠めて、まじぐらにこそ戦ひたれ、木曾は、此大勢にて、追ひつ返しつゝ、粟津原より打出濱まで、引退さくこそ堪へたれ、二十餘騎とは見えしかど、落ちぬ討たれぬする程に、主従五騎に成りたりけるが、信濃國の住人手塚太郎討たれければ、手塚別當も落ちにけり、上野國の住人多胡次郎家包と名乗つて打出でければ、大勢の中を打廻り、我と思はん人々は、家包討捕りて勳功の賞に預れやと云ひて、散々に切廻りけり、鎌倉殿、兵共に相觸れて、多胡次郎家包、木曾に付いて在るなり、相構へて虜つて進せよと仰合められたりければ、家包は大に狂廻り切廻りけれ共、軍兵は、疵を付けじと、射もせず切もせず、手をひろげて取らんくとしけるこそ、由々しき大事なりけれ、兵の中に、家包胃を脱ぎ太刀を納めて降人に參れ、助けん、木曾殿も今は主従三騎也、和君一人命を棄てたり共、木曾殿軍に勝ち給ふべしや、唯降人に參れ、由なしくと云ひければ、家包申しけるは、弓矢取る身は主は二人持たず、軍の習ひ討死は期する處也、命を惜み降人に成つて、かく云ふ人々に面を合すべしや、正なしと、教訓も事によるべし、其よりも只寄せ、組んで討取り給へや殿原とて、斬廻りけれども、大勢鎧を傾けて押寄せ、終に生捕りてけり、

去年六月に、木曾北陸道を上りしには五萬餘騎と聞えしに、今四宮河原を落ちけるには只七騎には過ぎざりけり、粟津の軍の終りには、心は猛く思へ共、運の極めの悲しさは、主従二騎に成りにけり、まして中有の旅の空、獨り行くなる道なれば、想像こそ哀れなれ、木曾殿鎧踏張り弓杖衝きて、今井に宣ひけるは、日來は何と思はぬ薄金が、などやらん重く覺ゆる也と宣へば、兼平、何條さる事侍るべき、日來に金もまさらず、別に重き物をも付けず、御年三十七、御身盛り也、味方に勢なければ、臆し給ふにや、兼平一人をば、餘の者千騎萬騎とも思召れ候ふべし、終に死すべき物故に、わるびれ見え給ふな、あの向の岡に見ゆる一叢の松の下に立寄り給ひて、心閑かに念佛申して御自害候へ、其程は防矢仕りて、臆て御伴申すべしあの松の下へは、廻らば三町、直には一町にはよも過ぎ侍らじ、急ぎ給へと、泣く泣く涙を押へ詢きければ、木曾は、遺を惜みつゝ、都にて如何にも成るべかりつれ共、此まで落來つるは、汝と一所にて死なんと也、何所も同じ枕に討死せんと思ふ也と宣へば、今井、いかにかくは宣ふぞ、君自害し給はば、兼平則ち討死也、是をこそ一所にて死ぬるとは申せ、兵の剛なると申すは最後の死を申す也、さすが大將軍の宣旨を蒙る程の人、雜人の中に打伏せられて首をとられ

ん事、心憂かるべし、疾うく落ち給ひて、御自害あるべしと勸めければ、木曾誠にと思ひ、向の岡の松を指して馳行きけり、今井は木曾を先に立て、引返しく、命も惜まず戦ひけり、木曾は今井を振捨て、臆に任せて歩せ行く、比は元暦元年正月廿日の事なれば、峰の白雪深くして、谷の水も解けざりけり、向の岡へ筋違にと志す、つらむすべる田を横に打つ程に、深田に馬を馳せ入れて、打て共、行かざりけり、馬も弱り、主も疲れたりければ、兎角すれ共、甲斐ぞなき、木曾は今井やつとくと思ひつゝ、後へ見返りたりけるを、相摸國の住人石田小太郎爲久が能引いて、放つ矢に内胃を射させ、間額を馬の頭に當て、俛しに伏しにけり、爲久が郎等二人馬より飛下り、深田に入りて木曾を引落し、やがて首をぞ取りてける、今井是を見て、今ぞ最後の命なる、急ぎ御伴に參らんとて、進み出で、申しけるは、日比は音にも聞きけん、今は目にも見よ、信濃國の住人中三權頭兼遠が四男、朝日將軍の御乳母子今井四郎兼平也、鎌倉殿までも知召したる兼平ぞ、首取つて見參に入れよとて、數百騎の中に駈入つて散々に戦ひけれ共、大力の剛の者なりければ、寄りて組む者なし、唯開きて、遠矢にのみぞ射ける、され共甲よければ裏かゝず、あさまを射れば手も負はず、兼平は簾に貽る八

筋の矢にて、八騎射落しける、太刀を抜いて申しけるは、日本一の剛の者、主の御伴に自害する、見習へや東八箇國の殿原とて、太刀の切鋒口にくはへ、馬より逆まに落ち貫きてぞ死にける、兼平自害して後は、粟津の軍もなかりけり、樋口次郎兼光は、十郎藏人行家を追討の爲に、五百餘騎にて河内國へ下りたりけるが、行家をば討漏して兼光女共虜にして京へ上りける程に、淀の大渡にて、木曾殿既に討たれ給ひぬと聞きて、虜をば追放して兵共に云ひけるは、木曾殿早討たれ給ひにけり、御内には今井樋口とて一二の者也、遂に通るべき身に非ず、我身は京に上つて討死すべき也、命も惜しく故郷も戀しからん人々は、是より落ち給へと云ひければ、五百餘騎の兵共、木曾殿然様に討たれ給ひける上は、誰が爲にか命をも捨つべきかと、思ひく、に落失せて、僅に五十餘騎にて上りけるが、鳥羽殿の秋の山の程にて見ければ、三十騎には過ぎざりけり、造道、四塚、東寺の門へ歩せ行く、樋口次郎京へ入ると聞えければ、九郎義經の郎等共、七條を西へ朱雀大宮を下りに造道へ馳向ふ、信濃國の住人茅野光太郎光弘と云ふ者は樋口次郎兼光が甥也、木曾殿誅罰の爲に東國より討手上ると聞きて、山道より只一騎上りけるが、今日都に著きて聞けば、木曾殿は已に討たれぬ、樋口

今日京へ入ると聞きて、急ぎ四塚の邊へ馳向つて、兼光が勢に打具して戦ひける、何まで助かるべきにはなけれ共、親しき中こそ哀れなれ、光弘矢さきに塞つて散々に戦ふ處に、筑前國の住人原十郎高綱と名乗つて駆出でたり、光弘申しけるは、何れの十郎にてもあれ、敵をば嫌ふまじとて、間近き程に攻寄りて、太刀を抜いて戦ひけるが、茅野太郎が手に懸り、原十郎討たれにけり、同國上宮の茅野大夫光家、其弟に茅野七郎光重も、兄弟鼻を並べて戦ひけるが、敵四人切殺して、我身も討死してぞ亡せにける、兒玉黨、團扇の旗指して、百餘騎の勢にて出來れり、樋口を中に巻籠めて、軍をはせず申しけるは、や、樋口殿、軍を止め給へ、和殿計りは助け奉らん、廣き中に入りて聲に成るは斯様の時の料也、詮なしくとて、心ならず取籠めて、具して京へ上り、軍將義經にかくと申しければ、奏聞してこそ助けめとて、院の御所に將參り、此旨申し入れければ、今日は斬られず、

木曾首渡さるゝ事

二十二日に新攝政を止め奉りて、元の攝政に成り返り給へり、攝録の詔書を下されて僅に六十日、そも春日大明神の御計ひなれば然るべき事と云ひながら、見果てぬ夢とぞ思召

しける、されども人の申しけるは、昔一條院の御宇に、右大臣道兼と申せしは太政大臣兼家公（東三條殿と號する也）次男也、正暦六年四月廿七日に關白の詔書を下し給はらせ給ひて、御拜賀の後、只七日前後十二日ぞ御座しましける、是を粟田關白と申しき、かゝる例も有りしぞかし、是は六十日が間に除目も二箇度行ひ給しかば、思出ましまさぬには非ず、一日とても攝録を讀し給ふこそ目出たけれ、  
二十六日に、伊豫守義仲が首大路を渡さる、法皇は御車を六條東洞院に立て、御覽せらる、九郎義經、六條河原にて檢非違使の手に渡す、檢非違使是を請取つて、東洞院を北へ渡して、左の獄門の橋の木に懸けらる、其首四つ、伊豫守義仲、郎等に信濃國の住人高梨六郎忠直、根井四郎行親、今井四郎兼平也、是三人は四天王に數へられて、一二の者なりければ、義仲と同じく懸けられけり、何者が所爲にか、獄門の木の下に札を書きて立てたりけるは、  
信濃なる木曾の御料に汗懸けて只一口に九郎義經、伊豫守の頸劔に貫きて、赤絹を切つて賊首源義仲と銘を書いて髻に付け、義仲左右の眉の上に疵を被りたれば、粉米をぞ塗りたりける、次に降人中原兼光、葛紺の水干葛袴の練色衣に引立烏帽子を着す、徒跣にて渡しけり、法皇、御

車の前にして召留められて御覽あり、上下市を成して見物す、兼光死を遁れて降人と成り、大路を渡され、面を曝す、其心勇士にはあらざりけり、皆人恥しめありけり、度々の合戦に功有りしかば、其名を得たる兵なりしに、今人の嘲を招きけるも、然るべき運の極と覺えたり、

兼光誅せらる

并沛公咸陽宮に入る事

樋口次郎兼光は、兒玉黨が歎き申すによつて義經奏聞せられければ、死罪を宥て、大路を渡し、禁獄せられたりけるを、院の御所法住寺殿の軍の時、然るべき上臈女房達などを捕へて、衣裳を剥取り裸に成して、五六日取籠め奉り、恥を見せ奉りたりける故に、彼の女房達口惜しき事に思召して、かたへの女房達を相語らひ、兼光男を生置かせ給は、尼にならん、御所を出でん、淀河桂河に身を投げんなど、様々に訴へ申させ給ひければ、法皇も力及ばせ給はず、公卿僉議ありて、女房の訴認も黙止がたき上、兼光は木曾殿が四天王の隨一、死罪を宥さるゝ事虎を養ふの恐ありと殊に沙汰ありて、明二十七日に獄舎より取出して、五條西朱雀に引出して斬られけり、傳へ聞く、虎狼の國衰へて諸侯蜂の如く起り、沛

公先づ咸陽宮に入ると雖も、項羽が後に來らん事を恐れて、金銀珠玉をも掠めず、軍兵美人をも犯さず、徒らに函谷關を守りて、漸々に敵を亡し、遂に天下を治むる事を得たりといへり、漢の高祖と申すは彼の沛公の事也、義仲も先づ都に入ると云ふとも、其憤み有つて、頼朝の下知を守らましかば、彼の沛公が謀に同じくして、世を取る事も有りなまし、義仲早晩奢りつゝ、天命を背き奉り叛逆を起し、惡事身に積つて、首を粟津に刎ねられて、恥を獄門に曝されけり、但し帝王に向ひて弓を引く者、大果報の人は六十日を持ち、小果報の人は四十日を過ぎずといへり、木曾は五十餘日、除目二箇度、松殿の御賀になり、朝日將軍の宣旨を下されたり、大果報とも云ふべきか、

阿卷

一谷城構の事

平家は播磨國室山、備中國水島、二箇度の合戦に討勝つてぞ、會稽の恥をば雪めける、かゝりければ、山陽道七箇國、南海道六箇國、都合十三箇國の住人等悉くに靡きて、軍



兵十萬餘人に及べり、木曾討たれぬと聞きければ、平家の人々は、讃岐國屋島を漕出でて、攝津國と播磨との境、難波瀨一谷に籠りける。去る正月より此能き所なりと城郭を構へたり、東は生田の森を城戸口とし、西は一谷を城戸口とす、其中三里は、須磨、板宿、福原、兵庫、明石、高砂隙なく續きたり、北は山の麓、南は海の汀、人馬の隙ありと見え、陸には此彼に堀をほり、逆茂木を引き、一二重三重に櫓を掻き、垣楯を構へたり、海上には數萬艘の船を浮べて、浦々島々に充滿ちたり、一谷と云ふ所は口は狭くして奥廣し、南は巨海漫々として浪繁く、北は深山岨々として岸高し、屏風を立てたるが如くなれば、馬も人も通るべき様なし、誠に由々しき城郭なり、海には兵船數萬艘を浮べて、算を散せるが如く、陸には赤旗立て並べて、其數を知らず、春風に吹かれて天に翻る、猛火の燃え上るに似たり、誠に夥し共云計りなし、縦ひ敵寄せたりとも、免れ出づべき様見え、平家年來の伺候の人、伊賀、伊勢、近國に死に残りたる輩、北陸、南海より拔々に來り着きければ、云ふに及ばず、山陽、山陰、四國、九國に宗と聞ゆる者共、阿波民部大輔成良が口狀を以て、安藝守基盛の息男左馬頭行盛執筆として、交名記して催されたり、先づ播磨國には津田四郎高基、美作に

は江見入道豊田權頭、備前には難波次郎經遠、同三郎經房、備中には石賀入道、多治部太郎、新見郷司、備後國には奴賀入道、伯耆國には小嶋介基康、村尾海六、日野郡司義行、出雲國には鹽冶大夫、多久七郎、朝山紀次、横田兵衛維行、福田押領使、安藝國には源五郎兵衛朝房、周防國には石國源太維道、野介太郎有朝、周防介高綱、石見國には安主大夫、横川郡司、長門國には郡東司秀平、郡西大夫良近、厚東入道武道、鎮西には菊池次郎高直、原田大夫種直、松浦太郎高俊、郡司權頭實平、佐伯三郎維康、坂三郎維良、山鹿兵藤次秀遠、坂井兵衛種遠なり、豊後國には尾形三郎維義一黨、伊豫國には河野四郎通信が伴類の外は、弓矢に携はる宗徒の輩、大略参りければ、其次々の者共も、必ず志はなかりけれ共、人並く出立ちて漏るゝ者こそなかりけれ、昔項羽が鴻門に向ひしが如し、何かは是を攻落さんと見えたりける。

能登守所々高名の事

四國九國の輩我もくと参りける中に、讃岐國在應等、平家に背きて源氏に心を通し、船三十餘艘に二千餘騎乗連れて、都へ上りけるが、抑も源氏へ参るに争か平家を一矢射

ずしては通るべきとて、門脇中納言教盛の、備中國下道郡に五百餘騎にて御座しける所へ押寄せて、関を造り懸けたり、教盛事とし給はず、昨日までは平家に奉公して、馬に草刈り水汲みし奴原なり、今當家を背き源氏に心をかはす條奇怪なり、一々に射殺せよとて、子息に越前三位通盛、能登守教經大將軍にて、船十餘艘に乗りて押向へて、散々に禦ぎ戦ひ給ひければ、在應等追ひ散らされて、はかしくしき矢一も射ず、奥懸に淡路國福良と云ふ所へつく、淡路國に、淡路冠者掃部冠者として二人あり、故六條判官爲義が孫共なり、淡路の冠者は爲義が四男左衛門尉頼賢が子、掃部冠者は、同五男掃部助頼仲が子なり、兵衛佐殿には共に従父兄弟なり、當國の住人等此兩人が下知に隨ひければ、讃岐國在應も彼に靡き付きにけり、通盛、教經是を聞き、淡路國へ推渡り、一日一夜攻戦ひける程に、淡路冠者、掃部冠者共に討たれぬ、大將軍二人討たれしかば、殘る輩此彼に追詰められて、一々切殺され射殺さる、能登守は百三十二人が首を取つて、姓名書副へ、福原へ進する、門脇中納言は、下道郡より福原へ歸り給ふ、伊豫國の住人河野四郎通信を攻むるとて、通盛、教經二手に分けて、四國へ渡る、越前三位は阿波國北郡花苑に著き給ふ、能登守は

讃岐國屋島御崎にぞ著き給ふ、河野四郎此事をき、安藝國奴田太郎は源氏に志あり、一に成りて軍せんと思ひて、奴田尻へ渡りけるが、今日は備後の袋島へ懸つて、翌日は袋島を漕出でて、奴田尻に著く、能登守是を聞き、奴田城に推寄せて、一日一夜攻め戦ふ、奴田太郎矢種射盡して、叶はじと思ひけん、鎧を脱ぎ弓を外して降人に参りけり、河野は郎等皆討たれて主従七騎に成り、細繩手を濱へ向けて落ちけるを、能登守の郎等に平八爲員と云ふ者、引詰め射ける矢に六騎射落されて、二人は則ち死す、四人は半死半生なり、河野は、口惜しき事なり、敵一人に六騎まで射殺されて、我一人生きたらば、何の甲斐かは有るべきと思ひ切つて、太刀を額に當てて手負の上を飛越え、打懸る、平八爲員を打取つて落けるが、手負四人が内に讃岐七郎爲兼と云ひける郎等は、命に替つて不便の者なれば、引起し肩に懸て小舟に乗せ、伊豫國へぞ渡りにける、能登守は河野をば打漏したれ共、大將軍奴田太郎を虜つて、福原も覺束なしとて歸られけり、淡路國の住人に安摩六郎宗益、源氏に志ありて淡路冠者、掃部冠者に同意したりけれ共、兩人討たれければ、宗益忍びて、五十餘騎にて兵船六七艘に乗つて都へ上ると聞えければ、能登守、百五十騎にて十二艘に漕連れて追ひけるが

西宮沖にて追詰め、前を切つて散々に射る、安摩、六郎河尻へは入らずして、紀伊路をさして落行きけり、紀伊國の住人園部兵衛重茂も源氏に志ありけるが、淡路の安摩、六郎能登殿に追返されて、和泉國吹井谷川と云ふ所に著きたりと聞きて、一に成つて上洛すべしと聞えければ、能登守紀伊路へ押渡り、園部が館へ攻入つて、散々に追拂ひ、三十六人が首を切り、姓名を注して福原へ進する、伊豫國河野四郎、豊後國尾形三郎、海田兵衛宗親、白杵次郎維高等が、一に成つて、備前國今木城に籠りたりと聞えければ、能登守、二千餘騎にて推寄せて、一日一夜戦ひ、今木城を追落す、尾形は豊後へ潛戻す、河野は伊豫へ渡りにけり、能登守は、今木城を追落して、福原も覺束なしとて歸り給ふ、能登殿所々の高名、大臣殿大きに感仰せられけり、誠由々しくぞ見えし、平家は、浦々島々にて、朝夕の軍立に過行く月日も忘れて憂かりし春にも廻りあふ、世が世にてあらましかば、故禪門相國の遠忌を迎へて、かねて堂塔をも起立し、佛經をも用意して、後世菩提を弔はるべけれ共、かゝる亂の世の中なれば、そも叶はずして、只男女の人々さしつどひては、泣き給へる計りなり、

福原除目

附將門平新玉と稱する事

元暦元年二月四日、平家は、福原にて故入道の忌日とて、佛事形の如く行はれて、都へ歸り上る可きの由聞えければ、舊里に残り留りて、さびしさを歎ける者共、多く隠れ下りければ、福原にはいと勢こそ付増しけれ、三種の神器を帯して、君かくて渡らせ給へば、爰こそ都なれとて、叙位除目僧事など行はれければ、僧も俗も官を給はる、大外記中原師直が子周防守師澄は、大外記に成り、兵部少輔尹明は五位藏人に成つて、藏人少輔と云ふ、門脇中納言教盛卿をば正二位大納言にあらり給へり、聞書を送り進せたりければ、や、打見給ひて御返事に、今日迄もあればあると思ふらん夢の中にも夢を見る哉と、誠にと覺えて哀れなり、昔將門が東八箇國を打靡かしたりけるに、下總國相馬郡に都を立て、我身平新玉と祝はれて、百官をなす、將門が舍弟御厨三郎平將頼下野守に任ず、同大葦原四郎平將平上野介に任ず、同平將爲下總守に任ず、同平將武伊豆守に任ず、常羽御厩別當多治經明常陸介に任ず、藤原玄茂

上總介に任ず、武藏權守與世安房守に任ず、文屋好兼相摸介に任ず、諸國の受領を點定し、王城を建つべき記文に云く、下總國に亭を建立す可し、南に磯橋を以て都山崎とし、相馬郡の津を以て、京の大津とすべしと申して、大臣、納言、參議、文武六辨、八史等百官を成したりけるに、曆博士計りぞなかりける、是は彼に似るべきに非ず、故郷をこそ出でさせ給ひたれ共、故高倉院王子、萬乘の位に備はり給へり、丙侍所御座しませば、叙位除目行はるゝ事、僻事にあらざと申しけり、大臣殿已下宗徒の人々は、福原の舊都に御座して、斯様に除目行はれ、軍の評定あり、一門の若人諸國の侍共は、東西の城戸に分ち遣はしたり、平家は西國悉く打靡かして、既に都へ還り入り給ふべしと聞えければ、餘黨の残り留りたりけるも、皆福原へ參り向ふ、其外他家の人々も、實も都へ歸り上つて、再び世にもや御座さんずらんとて、色代の使等閑の消息各下れければ、平家の一門も侍も、いと力付きて覺えけり、

維盛住吉詣並明神垂跡の事

權亮三位中將は、月日の過ぐる儘に、明けても暮れても故郷のみおぼつかなくて、軍の事も心に入れ給はず、弟の新三位

中將を招き具し奉りて、深く身を窺し、住吉社へ參り給ひつゝ、一夜の通夜をぞ申されける、祈誓は、今一度都へ歸り入り、再び妻子を見せしめ給へと也、抑此明神と申すは、元は是れ高貴徳王の變身として名を佛教に顯し、今は即ち觀音聖主の周衛として化を神州に被らしめ給へり、本地の悲願、垂迹の化導を仰ぎ奉り、御祈念あるぞ哀れなる、明けぬれば住江殿の釣殿に御座して、つくづくと嘯きて、彼の住吉の姫君、昔誰れ松風の絶えず吹くらんとて、琴搔鳴し給ひけるを思出で、無常の句をぞ誦せられける、山に入り市に交はりても遁れ難きは無常の使、關を固め兵を集めても、防難きは生死の敵、漢の高祖三尺の劍を提げし、獄卒の武きをば征せず張良一卷の書に携はりし、閻王の責には靡きけり、名利身を助くれ共、野原の末に棄てられて、雨露骸を潤し、恩愛心を惱せ共、中有の旅に出でぬれば、黒業神に隨ふと、口には誦し給へ共、心は都に通ひけり、能因法師と云ひしは中比の數奇者也、在俗の時は永愷と云ひけり、備前守元愷が子也、伊豫の三島社にては、天降ります神ならばと詠じ、奥州白河の關にては、秋風ぞ吹く白川の關と讀みて、關屋の柱に筆を止む、其能因が修行の時、心あらん人に見せばや津の國の難波渡の春のけしきを

と讀みとめて、名にし負ふ歌枕なれば、良詠じてぞ歸り給ふ、

忠度名所々々を見る

附難波浦賤夫婦の事

薩摩守忠度も、源氏も未だ寄せざりければ能隙と覺して、攝津國の名にし負ふ名所々々を巡り見給ふ、山には玉坂山、有馬山、待兼山をも見給ひけり、河には玉川、三島、稻河、芥河とかや、江には三島江、住江、堀江、玉江、難波江、浦には須磨浦、長井浦、蓋篋浦、野には印南野、昆陽野とかや、森には生田森、てくらの森、瀧には布引瀧、關には須磨關、橋には長柄橋、島には砥島、豊島、田袋島、里には長井里、玉川里、此に移り彼に渡つて見給ふ中にも、難波浦こそ、古への事思出でつゝ、哀れなれ、村上天皇の御宇天曆の比とかや、此浦に或人夫婦相住む、さしもの賤女なりけれ共、妻は情ある女にて、生死の無常を恐れ、慈悲心に深くして、乞食貧人に物を施しければ、夫は邪見放逸にして、更に憐れみの思ひなし我が貧は汝が寶を費す故也と、大に是を瞋りけれ共、女是を用ひずして、隠れ忍びても與へければ、夫今は制するに及ばずとて、永く其妻を去りてけり、女はいみじき心有りければ、諸天の加護を蒙りて、即ち國主の妻室と成りぬ、男は其後佛神

にや捨てられたりけん、貧しくなりてすべき方のなかりければ、日々に難波堀江に行きて、葦を刈りて世過ぎけり、此女輿に乗りて道を過ぎける時、元の夫は葦を刈りて立ちたり、女輿の中にて是を見て、いと哀れに無慙に思ひ、彼の男を召寄せて、何に汝我を捨てぬれ共、かくこそはあれと云ひければ、男限りなく辱しく思ひて、

君なくてあしかりけりと思にもいと難波の浦ぞ住憂き女の返事には、

あしからじとてこそ人は別れしか何か難波の浦は住うきと讀みたりければ、男即ち消入りにけるとなん、或説には、翌日に百石を元の男に送るともあり、彼の夫婦の住みける所とて、里人の教へけるを見給へば、今は家の跡だにも見えず、混ら野にこそ成りにけれ、物思ふ所なれば、思ひ知られて哀れ也、浦々島々の名所注して、一卷の書に留め給ひつゝ、福原へこそ歸り給へ、

維盛北方の歎

附梶井宮全眞に歌を遣す事

三位中將維盛は、日重り年阻りぬるに隨ひて、故郷に留め置きし人々も戀しく聞かまほしく思召しけるに、適商人の便

を得て、北の方より御文あり、珍しとて披き見給へば、相構へて迎へ取り給ふべし、人しれず歎き悲む心中、争でか知らせ奉るべきとまで、責ての事には覺えて候、只推量り給ふべし、少き者共の斜ならず戀しがり奉れば、我身の盡せぬ思ひに打副へて、爲方なく思へば、ながら候ふべし共覺えず、生きて物を思ふも苦しければ、消えも入りなばやと思へども、又憂世に立廻らば、などか今一度見もし見えもし奉る事なからんと、難面き心につながらて、今迄はかくて侍れども、遂に如何なるべし共思ひ分かず、若し昔語とも成りなば、少き人々の父にこそ捨てられ奉らぬ、母にさへ後れて、憑む方なき者と成りて、誰に育まれ奉らんと、かねて思ふも悲しくこそ侍れ、さて如何に只一人は御座しまし候ふなるぞ、心苦しうこそ、如何ならん人も相語らひ給ひて、旅の御徒然をも慰め給へかし、契はそれにしも依るべきかはと、濃かに書き給ひたりければ、最悲しく覺えて、伏沈み給ひけるこそ、哀れに見え給ひけれ、是をばかくとも知り給はず、二位中將は池大納言の様に、二心あるにこそとて、大臣殿も打解け給ふ事なれば、努々さは無き物をとて、いとあぢきなしとて、さらば迎へ取つて、一所にて何にも成らばやとは常は思ひ立ち給ひけれ共、我身こそかく憂からめ人の爲にいとほしければとて、明し晚し給ひけるぞ、責ての志

の深さと覺えて哀れなる、二位僧都全眞は、梶井宮の御同宿也、僧都西海の浪に漂ひて、何れの國に落居るとも聞えざりければ、宮も御心苦しき事に思召し、風の便にはと思ひ出でけれども、空しく月日を送らせ給ひけるに、都近く福原まで上りたりと聞し召しければ、旅の有様思召し遣るこそ、いと御心苦しけれ、都も未だ閑ならず、浮世の習と云ひながら、何なるべし共思召し分けず、月日の重るに付きて御戀しさ、理に過ぎてこそなど、濃かにあそばして、御書を下されけり、奥に一首の歌あり、

福原忌日の事

九郎義経は、平家追討の爲に西國へ發向すべしと聞えければ、義経を院御所六條殿へ召して、我朝には神代より傳へたる三種の御寶あり、即ち神璽、寶劍、内侍所是也、天津御神の、國津主に傳へて、百王鎮護の神寶、萬民豊饒の靈寶也、相構へて事故なく都へ還入れ奉れとぞ、仰含められける、義経畏りて、いと事易げに、子細や候ふべきとて罷立ちければ、法皇御嬉氣に思召されけり、二月三日、源氏は一谷へ

向ふべしとて、勢汰あり評定ありけるに、明日四日は故太政入道の忌日と聞ゆ、佛事を妨げんこと罪深し、延引すべし、五日は西塞り、六日は悪日也、七日の卯の刻の矢合と定め、東西の城戸より、兄弟大將軍として、攻むべきにぞ有りける。

抑源氏は、入道の忌日に芳心情あり、忌日と云ふ事は、内外の典籍に明文あり、天然、震旦にも先規あり、梵網經には父母兄弟死亡日、講菩薩戒律云云、禮記には、忌日には忌人を云云、廬山僧慧は鶴を飼ひけるに、僧慧死して後、彼鶴年々の忌日に來つて、羽を垂れて終日に啼き居たりき、晉の代に師曠と云ふ人は、祕藏して一張琴を持ちてんけり、其主死して後、此琴忘形見に留つて、空しき壁にそばだち、塵積れども拂ふ人なかりけるに、師曠が年々の忌日に、彈ぜざるに自ら鳴つて悲みの音を含みけり、琴は非情也、鶴は畜趣なりけれども、恩を知るの志此の如し、況や人倫、争でか優なからざらん、就中或經には、忌日には、亡者必ず閻魔宮より暇を得て舊室に來つて子孫の善惡を見るに、善を見ては悦び咲む、惡を見ては歎き泣くと云ふ文あり、源氏も此意を得たりけるにや、情を忌日に籠めけるも優也と、讚めぬ人こそなかりけれ。

源氏勢汰の事

同七日、法皇、八條鳥丸の御所にして、平氏追討の御祈に五尺の毘沙門天の像を造り始めらる、先づ御衣の木を安置す、二丈五尺なり、南を以て上となす、法印院尊、大佛師たり、權僧正定遍御衣木を加持し奉つて西に向へり、法皇は鈍色の裳付衣を召されて、砌下の御座に著御あり、高麗縁の疊一帖を地上に敷きて御座とす、御佛作り始めて後、北に向ひて立て奉つて、法皇二度御拜あり、同日卯の刻には源氏既に發向す、  
追手の大將軍には蒲冠者範頼、相従ふ輩には、稻毛、三郎重成、同舍弟榛谷四郎重朝、同森五郎行重兄弟三人、長野五郎清重、梶原平三景時、子息源太景季、同平次景高、同三郎景家、曾我太郎祐信、千葉介常胤、子息太郎胤將、小次郎成胤、相馬次郎師常、子息國分五郎胤通、同六郎胤頼、武石三郎胤盛、舍弟大須賀四郎胤信、佐貫四郎大夫廣綱、海老名太郎兄弟四人、中條藤次家長、兒玉には庄太郎家長、同三郎忠家、同五郎廣賢、鹽谷五郎維廣、小林次郎、同三郎、小河五郎、勅使河原權三郎有直、秩父武者四郎行綱、太田兵衛重平、廣瀬太郎實氏、

太田四郎重治、安保、二郎實能、中村、小三郎時經、玉井、四郎助重、高山三郎、八木次郎、同小二郎、河原太郎高直、同次郎盛直、小代八郎行平、久下次郎實光、小野寺太郎道綱等を先として五萬餘騎、播磨路に懸つて、次の日は攝津、國毘陽野に陣を取る、入道の佛事の日なれば、馬も我身も休みけり、  
搦手の大將軍は九郎義經、相従ふ輩には、安田、三郎義定、一條、二郎忠頼、逸見冠者義清、武田、右兵衛有義、畠山、庄司次郎重忠、久下、權頭直光、大内冠者維義、齋院、次官親能、山名、太郎義範、土肥、次郎實平、子息彌太郎遠平、三浦、別當義澄、和田、小太郎義盛、佐原、十郎義連、多々良、五郎義春、同次郎光義、糟谷、權頭重國、同藤、太有季、河越、太郎重頼、同小太郎茂房、後藤、兵衛實基、猪俣、金平六範、綱、平、佐古、太郎爲重、熊谷、次郎直實、子息小次郎直家、平山、武者所、季重、大川、戸、太郎廣行、師岡、兵衛重經、金子、與一、近範、源、八、廣綱、小川、小次郎助茂、山田、太郎重澄、原、三郎清益、片岡、太郎經治、長井、小太郎義兼、筒井、次郎義行、伊勢、三郎義盛、葦名、太郎清高、蓮沼、太郎忠俊、同六郎國長、岡部、六彌、太忠澄、同三郎忠康、渡柳、彌五郎清忠、江田、源三、熊井、太郎、蒲原、太郎正重、同三郎正成、池

上、次郎、香河、五郎、諏訪、三郎、藤澤、六郎、平賀、次郎景宗、封、戸、次郎、同六郎正頼、手郎等には、奥州、佐藤、三郎兵衛繼信、同四郎兵衛忠信、城、三郎、片岡、八郎爲春、備前、四郎、鈴木、三郎重家、龜井、六郎重清、武藏、坊、辨慶等を始めとして、一萬餘騎にして、是も同日の寅卯刻に都を出で、丹波路に懸つて、二日路を一日に打つて、播磨、丹波、攝津、三箇國の境なる丹波、國水、上郡、三草山の東の山口、小野原と云里に、戌の刻に馳付けて、即ち爰に陣を取る、但し關東の評定には、梶原、平三は侍大將軍にて九郎義經に付き、土肥、次郎は侍大將軍にて、蒲冠者に相従ふべしと定められたりけるに、實平は範頼を捨て、九郎義經に付き、景時は義經を離れて、五百餘騎を引分けて蒲冠者に屬きにけり、畠山は元は九郎義經に打具して宇治川を渡したりけるが、京にては蒲冠者に伴ひけり、今度一谷へ發向には、畠山又範頼の手を引分けて五百餘騎にて義經に屬す、其故は、梶原、兵衛佐殿の氣色誇して、諸國の侍共を手を握り、我儘にと振舞ひければ、景時に下知せらるゝ事目さましく思ひける上、蒲冠者の軍將様、九郎御曹司には、雲泥を論じて劣り給へりとて、搦手にぞ付きにける、九郎義經は此等が出入を見給ひて、梶原が義經を惡しとて出でたれ共、畠山又返り入りたれば、

よし／＼利もなく損もなし、同じく五百餘騎、武も剛も同じ事なり、され共力は争か畠山に並ぶべきなれば、猶替へ勝れりとぞ宣ひける。

三草山は山内三里なり、源氏既に東山口に陣を取ると聞えければ、平家は西の山口を固むべしとて、大將軍には、新三位中將資盛、左少將有盛、備中守師盛、副將軍には、平内兵衛清家、江見太郎清平を始めとして七千餘騎、三草山を西の山口に馳せ向ひて陣を取る、源平互に大勢にて三里の山の中に阻て支へたり。

義經三草山に向ふ事

九郎義經、土肥次郎を招きて、軍は如何有るべき、夜討にやすべき、曉や寄すべきと問ひ給ふ、土肥未だ物も云はざる前に、伊豆國の住人田代冠者信綱と云ふ者申しけるは、平家はよも夜討の用意はあらず、是程の大勢なり、定めて夜明にぞ軍はあらんとて、馬の足休め、物具甘げなどして休むらん、されば夜討は能く候ひぬと存ず、敵は七千餘騎と聞ゆ、味方は一萬餘騎、何事か有るべき、夜の紛れに押寄せ、踏散して通り給へかしと申されければ、土肥は、田代殿の御儀然るべく候、實平もかくこそ存じ候へ、先づ人を制して後、人の

爲に制せらるるとも云ふ、一陣破れて殘黨全からずとも申せば、先づ夜討に追落して、勝に乗るには如かずと同じつ、此上はいかにと申せば、夫は元來義經が所存なり、さはあれ共一義二義を出して、總に味は、するは故實なり、されば疾う／＼急ぎ給へとぞ宣ひける、彼の田代冠者と申すは、族姓は後三條院第四皇子御子左皇有佐五代の孫と承る、父爲綱卿、朝恩を蒙りて伊豆の國司を給はり、任國の神拜に下り給ひたりけるが、暫く在國の間、工藤介茂光が娘を思ひて儲けたりし子なり、任限の後、爲綱は上洛しけれ共、信綱は未だ嬰兒の事なれば、外戚の祖父工藤介夫婦是を憐みて、伊豆國にて養ひ立てける程に、生年十一歳より、流人兵衛佐の見參に入つて、内外なき事にて御座しけり、石橋山の合戦にも、兵衛佐の軍破れて杉山へ入り給ひけるに、祖父狩野介が首を取り、伯父甥つれて萩野五郎を射拂ひ、佐殿の方へ馳せ参りたる剛の者なり、木曾追討の時、軍兵多く指上されけるに、此田代冠者をば、自然の用心にとて鎌倉に留められたりけるが、木曾が合戦に勢多の討手負けて、無勢なり、猶軍兵を副へらるべしと、關東へ申されたりけるに依つて、九郎都に候へば、何事も仰合され候ふべしとて、後れ馳に狩野五郎に打具して、五百餘騎にて上洛せり、文は父方を學び、武

は母方を傳へつ、公家武家を兼帯し、文武一雙の達者なりければ、かく計り申されけり、九郎義經は、さらば夜討にせよとて、一萬餘騎にて、三草山を山越に、西の城戸へと打ち給ふ、平家の方には、先陣こそ自ら夜討もやと用心しけれ共、後陣は、明日の軍とて、冑を脱ぎ、籠を解いて枕として、打重り打重り、前後も知らず臥したりけり、源氏の兵は幽なる山中を、而も無案内にて、木の本いふせき闇の夜に過ぐる事こそ、難治なれ、上下歎き思ひけるに、軍將眞先蒐けて打ち給ふ、大將も流石始めたる山なれば、武藏房くと召す、辨慶前に進み出でたり、例の大續松用意せばと宣ふ、軍兵等は其意を得ざりけれ共、辨慶は、用意仕つて候とて、大勢に先立つて、道の邊の家々に追繼ぎ、火を指しけり、火焰天に耀きて地を照しければ、山中三里は此光にて、するりと越えにけり、誠に大續松とは、今こそ人々心得けれ、既に子丑の刻にも成りぬ、如法夜半の事なれば、くらはは闇し、東西も見えざりけるに、夜討の聲に驚きて、平家取る物も取りあへず、冑を着て、笠をば棄て、矢をば負うて弓をば取らず、馬一匹には二三人取付きて、我れ先にと諍ふ、弓一張には四五人取合つて、引折りたり、主は従者を知らず、親は子を省みず、適太刀を抜きて敵を斬ると思へ共、目指すとも知らぬ闇なれば、多くは友

討にこそ亡びけれ、大將軍新三位中將資盛は、大勢に追散らされて、一矢を射るまでは思寄らず、匍々落ちて遁れ給ひたりけるが、面目なしとて、福原へは入り給はず、船に取乗り、讃岐の屋島城へ渡り給ふ、源氏は、軍の手合に、門出能しとて、虜共の首切つて、西の山口に竿結び渡して、百八十人を懸く。

平氏手向を嫌ふ  
附通盛小宰相局を請ずる事

同五日、備中守師盛、平内兵衛清家、大臣殿へ参り給ひて、味方の兵共、かねて夜討あるべき共存せざるの間、曉までとて休み臥したる處に、源氏等如法夜半に推寄せて、散々にかへ廻せば、思ひ寄らざる俄事にて、我先／＼とと落失せぬ、山の手ゆゑしき大事の所に候、猶も手向けらるべきにて候と申されければ、大臣殿、淺猿しき事にこそとて、安藝右馬助、基康を便にて方々へ仰せられけれども、面々に辭退申さる、能登殿へ仰せられけるは、三草山既に、夜討に破られぬと申す、一谷をば眞能、家仲に仰付けぬれば、さり共と存ず、生田をば新中納言、本三位中將固め候ひぬれば、心安く覺ゆ、山の手には盛俊を遣しぬれ共、大事の所と承れば、心苦しう存

ずる間、なほ手を向けばやと思ひ侍るに、兵共が大將軍一人もおはしまさずは悪しかりなんと歎き申すに付て、人々に申せば、何れの殿原も、悪所なれば向はじと申合はする、如何し侍るべき、且は身々の御大事なり、向はれ候ひて、兵共をも御下知あれかしと仰せられたり、能登守の返事には、軍は相構へて我一人が大事と存じて振舞ふだにも、時に臨んで悪しき様の事多し、其に心々にて悪所をば行かず固めずと嫌ひ、善き方へは向はん守らんと申されんには、遂によかるべし共覺えず、惡所とて嫌はれば、兵の命を惜むにこそ、身を庇はんには、軍場へ向はぬには如かじ、源平東西に諍ひて、命を限りの軍なれば身命を惜むべからず、死はいつも同じ事なり、人々の強し惡しとて嫌ひ給ふ處をば、教經に預け給へ、幾度も固むべく候、御心安く思召せとて、能登殿は二草山へぞ向はれける、誠に由々敷ぞ聞えし、越中前司盛俊が假屋の前に假屋打つて、敵を今やくとぞ待懸けたる、然る程に五日も既に暮れにけり、源氏の追手は、昆陽野に陣を取つて遠火を焼く、平家は生田森に陣を取つて、向ひ火を合す、彼方此方の篝火を更行儘に見渡せば、晴れたる天の星の如く、澤邊の螢に似たりけり。

と申す女房を船より迎へられたり、何も會ふ夜の度毎に呢言盡きぬ中なれば、短き春の夜のうらめしさは、丑みつ計りに成りにけり、能登守は、宵程は骨なしとおぼして、申されざりけるが、既に夜半も過ぎければ、高らかに、此手をば強き方とて人々も辭し申されつれども、教經向へと候へば、罷り向ひぬ、所の體を見るに、誠にこはかるべし、後は山々なれ共、平地にして下透きたれば、馬の馬場と云ふべし、前は海なれ共、遠淺にて船著きわくして、船を出し難し、されば敵、後の山より跋と落さば、鎧を着たり共、弓を取りたり共、矢をはげんに暇あるまじ、さればこそ、新三位中將も西の山口をば落されけめ、帶紐解き廣げて、思ふ事なくおはする事勿體なし、女房の悲しきも子のいとほしきも、身の豊かなる時の事なり、自然の事あらば如何はし給ふべき、其上九郎冠者は、謀賢しき者にて、今も夜討に攻め來らん、御心得有るべしと申されければ三位げにもと思はれければ、衣々に起き別れて、船へぞ返し送られける、三位討たれて後にこそ、是を最後と泣かれければ、

清章鹿を射る  
并義經鶴越に赴く事

六日の未明、上の山より巖崩れて落ち、柴の梢ゆるぎければ、

城の中には、すはや敵の寄するはとて、各冑の緒をしめ馬に騎り、箒を取つて待つ處に、雄鹿二雌鹿一、つゞきて出で來れり、能登守は、此鹿の下り様を思ふに、一定敵が寄すると覺えたり、爰にはまん鹿だにも、人に恐れて深く山に入るべし、深山の鹿争でか人近く下るべき、菩薩を山の鹿に喩へたり、招けども來らずといへり、敵の近付ける條子細なし、我と思はん者あますなど宣へば、伊豫國の住人高市武者所清章は、馬の上にも歩立にも弓の上手なる上に、而も獵師なりけるが、折節射付馬の早走りに乗りたりけり、一鞭あて、弓手に相付けて、籠の上さし抜き出して、雄鹿二は同じ草に射留めつ、雌鹿一は逃げてけり、意はざる狩したり、殿原草分のかふ、臍のはづれ、肝のたばね、舌根、鹿の實には能處ぞ、鹿食へ殿原と云ひけれ共、大形の忽々の上、軍場にて鹿食ふ事憚りあり、其上稻村明神とて、程近く御座しければ、松の二三本有りける本に棄置きけり、其よりしてこそ、そこをば鹿松村とも名付けられ、大將軍の仰なれ共、只今の矢一は敵十人は防ぐべし、清章が鹿射る、由なしくと口々に云ひければ、高名も却つてをこがましく見えけり、軍は七日の卯の刻に矢合と定められたりければ、義經、田代冠者を招きて宣ふ様、土肥次郎實平等を具して、七千餘騎にて一谷西の城戸口山の

手を破り給へ、義經は音に聞ゆる鶴越を落し候ふべしとて、佐藤三郎繼信兄弟、江田源三、熊井太郎、伊勢三郎義盛、熊谷次郎直實、平山武者所季重、片岡八郎爲春、佐原十郎義連、後藤兵衛實基、源八廣綱、武藏房辨慶等を始めとして、手に立つべき究竟の兵三十餘騎を撰び勝り、一萬餘騎中より三千餘騎を相具して、三草山の奥へ入り、綱下峠打過ぎて青山にかゝり、折部山、鉢伏峯、蟻戸と云ふ所へ向ひけり、軍將の其日の装束には、青城錦の直垂に黒絲絨の鎧著て、鹿毛なる馬の太く大きなるに、具鞍置きて乗り給ふ、一説には、赤地錦の直垂に黄返しの鎧著て、宿禰の馬の太く逞しきが、尾髪垂れるに乗り給ふ、名をば青海波とて東國第一の名馬と云云、

大夫と云ふ黒馬には白覆輪の鞍置きて、勞はりて引かせらる此黒は、今度の上洛に鎌倉殿より得給へり、本名をば薄墨とぞ申ける、彼の山道は長山遙かに連きて、人跡殆ど絶えたり、鶴越とて、由々しき嶮難の石巖也、自ら鹿計りこそ通りけるに、軍將前に進んで宣ひけるは、義經が乗りたる大鹿毛は、陸奥國には名を得たる氣高き逸物也、敵にあはん時は必ず此馬に乗るべしとて、平泉を立ちし時、秀衡が我に得させたりき、鎌倉殿のたびたる薄墨にも、底はまさりてこそ在るらぬ、

されば宇治川を渡りし時も、此二匹の馬共は、鞍取より上を濡さる逸物也、さても我朝の名馬には、三日月、和琴、鳥形、花形、浦々、荒磯、望月、宮木、大耳子、小耳子、夏引、小花など也、或は長七尺にあたり、或は八尺など有りけりと云ふ、満政が赤六、貞任が大黒にも劣るべし共覺えず、音に聞ゆる鵜越の巖石、此馬のかけらざるべき所にしもあらじ、卯の刻の矢合也、急げやく夜中にとて、伏木磯道をも嫌はず、木透を守つて、引懸けく指甘けて打ち給へば、我もくつとつきたり、され共六日の日は既に入りぬ、山嶮しうして大木茂り、岩高うして道幽かなりければ、手綱を控へて跟蹤ひくぞ歩せける、九郎義經宣ひけるは、味方の勢の中に、若し此山の案内知りたる者やあると問ひ給ふ、答ふる者なし、爰に武藏國の住人別府小太郎忠澄、生年十八に成りけるが進み出で、申しけるは、斯様の事は先人達の申すべき事に候、末の者申入る事、其恐れ侍れ共、親にて候ひし入道の常に教へ候ひしは、若き者は聞きも習へ、山越の狩をもせよ、敵をも攻よかし、山に迷ひたらんには、老いたる馬を先に立て、行くべし、其必ず道に出づるなりと教訓申し候ひき、今思ひ出でられ候、さも有るべかるらんと申しければ、御曹司、戯呼さる事聞侍り、齊の國の桓公が胡竹の國を伐ちし時、深雪路

を埋みて、歸る事叶はざりけるに、管仲と云ふ者、老馬を雪に放ちて道を得たりと云ふ本文に叶へり、返すも神妙とぞ感じ給ひける、爰に同國の住人平山武者所進み出で、季重此山の案内よく存知仕りて候、先陣給はらんと申す、近く打連れたる土肥、畠山、熊谷等取々口々に云ひけるは、武藏國の者が今度始めて、西國の討手に下り、今度始めて此山を通る、西國の初旅也、攝津國と播磨との境なる山の案内をば、争でか知るべき、得通の聖者に非ず、飛行の神仙にもあらじかしと笑ひければ、平山云ふ様は、鹿付の山をば獵師知り、鳥付の原をば鷹師知り、魚付の浦をば網人知り、智慧ある人こそ知者ぞしる、吉野泊瀬の花の色、須磨や明石の月の影は、其里人知らざれども、數奇たる人こそ知る習なれ、諸事に於て道をば道が知る事ぞかし、桃李語はされども、下自ら蹊を成す、況んや敵を招く城の内、軍を籠めたる山中には、剛の者こそ案内者よとて、鞭を揚げて先陣に進みけり、兵共當座の會釋の面白さに、平山が詞傍若無人也、誰か心に劣る可きと計り云ひ捨て、各勇み進みけり、

鷲尾一谷案内者の事

九郎御曹司下知し給ひけるは、此山の足立極めて悪し、鹿

の落しも有るらん、熊押なども上げたるらん、惡所に懸つて馬をも人をも損ず可からずとて、武藏坊くと召す、辨慶候ふとて進參す、装束には、褐衣の直垂に、黒草絨の鎧に、同じ毛の冑に、三尺五寸の黒漆の太刀帶、黒羽の征矢負ひて塗籠の弓に、好む長刀取具して、馬より下り、軍將の前にあり、元來色黒く長高き法師なり、身の色より上の装束まで、牛驚く程に有りければ、焼野の鴉に似たりけり、や、辨慶承はれ、木陰茂りて道見えず、山の案内者尋ねなやと宣へば、取定めたる事もなきに、候ひなんとて馬に乗り、乾に向つて十餘町歩せ下つて、谷の底を伺ひ求むるに、幽に火の見えけるを、打寄りて見れば、けしがる萱屋あり、内に七十餘なる翁と六十餘なる嬭と、腹搔出して火にあたり居たり、辨慶こわづくろひして、事々敷申しけるは、鎌倉兵衛佐殿、朝敵追討の院宣を給り御座しますによりて、軍兵を指上さる、間、平家都を落ちて、此山に籠る、即ち御弟の蒲御曹司追手に向ひ給ひぬ、九郎御曹司搦手として、此上の山に御座します、案内者に參れとの御使に、武藏坊辨慶とて、右山法師の怖しき者が來れり、疾うく參る可き也と云ふ、老人急ぎ起上り鳥帽子打著て申けるは、若く侍りし時は、攝津國丹波の山々暗き所なし、春夏はねらひ射、秋冬は笛待落しくり押上

犬山など申して、晝夜に山に侍りしかば、木の根岩角知らぬはなし、年闕け身衰へて、此二十餘年引かず、行歩叶はず候、子息の小冠者是不敵の奴、案内よく知つて候ひなん、召し具せらるべしとて、片屋に有りけるを呼び起して、心を含めて進せけり、柿の衣物に同じ色の袴、節卷の弓に、猿皮鞆鹿矢あまた指して、半物草をそはきたりける、辨慶に相具して參りたり、續松とほして見給へば、頬骨あれて頰骨たかく、まかぶら覆うて勢大なり、御曹司は、如何に汝が居所をば何くと云ふぞ、年はいかにと問ひ給へば、歳は生年十七、居所は、山の鼻が指覆つて鷲の貌に似たりとて、鷲尾と申し付けて候、さて汝が親には嫡子か末子か、名乗はいかにと問ひ給へば、名は未だ付かず、親には三郎に相當り候と申す、旁聞し召しつ佛の正法説き給ひし處、鷲に似たれば、鷲峯山と號けらる、達多が邪法を弘めける砌は象の頭に似たりとて、象頭山と呼びけり、震旦には、香爐に似たる山とて香爐山、龍の臥せるに似たりとて、驪龍山、我朝には比叡山は長ければ長柄山、金嶽は金の多ければ金峯山の名を得たり、例無きにもあらず、されば汝をば鷲尾三郎と云ふべし、名乗は我片名に、父が片名を取つて經春と付くべし、片岡と同名なれ共、多き人なれば事かけし、只今鳥帽子親の引出物とて、花憐木の管に白金筒

の金入りたる刀に、鹿毛の馬に鞍置いて、赤革絨の甲冑小具足付けて給ひたりけり、是より思付き奉つて、一谷の案内者より始めて、八島、文司關、判官奥州へ落下り給ひし時、十二人の虚山伏の其一也、老いたる親をも振捨て、可憐しき妻をも別れつ、奥州平泉の館にして最後の伴をしたりしも、情ありける事とぞ聞えし、或人の云ひけるは、攝津國源氏にて、形の如く所領の有りけるを、難波次郎に押領せられ、山林を狩りて此に住みけるとぞ云ひける。

異説に云く、三草山の夜討の時、虜多かりける中に、斬るべきをば斬捨てられ、宥さる可きをば木の本に結び付けて、山の案内者にとて、兵具をば許さずして召具し給ひたりける男を引出し、問ひ給ひけるは、抑和俗は平家伺候の家人か、國々の驅武者かと、是は平家の家人にも非ず、又驅武者にも侍らず、播磨國安田の庄の下司多賀菅六久利と申す者にて候ふが、重代の所領を、平家の侍越中前司盛俊に押領せられて、年來訴へ申し候へ共、理訴を權威に押れて、妻子を養ふ便なれば、此山に住み、鹿鳥を捕つて世を渡り侍りつる程に、斯る源平の御合戦と承れば、軍に交りて疵をも蒙り、命をも失ひたらば、子孫の安堵にもなり候へかしとて、自然に伴したりと申す、さては汝を深

く山の案内者には憑む、所領の安堵子細あらんとて、禁を免して馬鞍兵具たびて召具せられたりけり、問答、鷲尾三郎が如し、平家亡びて後、九郎判官判形を加へ、安田の庄の安堵を給ふと云云。

御曹司は、如何に鷲尾、山の案内はと問ひ給ふ、此山をば鶴越とて、極めたる惡所、左右なく馬人通るべし共覺えず、上七八段は屏風を立てたる様にて、白砂交の小石なれば、草木生ひず、馬の足留りがたし、夫より下五六段は岩磯にて、人だにも通り難しと申す、さて此山には鹿は無きか、彼の惡所をば鹿は通らずやと問ひ給ふ、鹿こそ多く候へ、世間寒く成り候へば、雪の淺りに喰まんとて、丹波の鹿が一谷へ渡り、日影暖かに成りぬれば、草の滋みに臥さんとて、一谷より丹波へ歸り候也と申す、さて其下には落堀ひしなど、植ゑたりやと問へば、争てか其用意侍るべきと答ふ、御曹司は是を聞き給ひ、殿原、さては心安し、やをれ鷲尾、鹿にも足四、馬にも足四、尾髪の有ると無きと、爪の破と圓と計りなり、西國の馬は知らず、東國の馬は、鹿の通る所は馬場ぞ、打てや殿原とて、岩の鼻、岸の額、馬の足を手綱に合せて馳落し馳上る、尻輪に乗懸り、前輪に平み、引居多引詰め、鞭と鐙と打合せ打亂

し、狼の如くに翔り、虎の如くに走りて、北の山の下にぞ至りける、義經、兵法其術を得て、軍將其器に足り、相従ふ者又孟賁が類、樊噲が輩なりければ、連いて同じく通りにける、二月上旬の六日の事なれば、月は宵よりは入りぬ、木陰山陰暗うして、夜も五更に及びけれ共、鷲尾に具せられて、敵の城の後なる鶴越をぞ登ける、鷲尾東に指て申しけるは、あれにほの見え候は河尻、大物濱、難波浦、昆陽野、打出濱、西宮、葦屋里と申す、南は淡路島山、西は明石浦、汀に續て火の見ゆるは平家の陣の篝火、此下社一谷よ、東西の城戸の上、東岡をば平驪とて、海路遙かに見渡して、眺望殊に面白ければ望海樓をも構へぬべし、西の岡をば高松原とて、春の鹽風身に入みて、秋の嵐の音冷き所なりとぞ申したる、軍兵を漫々たる海上に見渡し、渚々の篝火、海士の篷屋の藻鹽火やと、最興ありて思ひけるに、鷲尾かく申しつゞけたれば、御曹司は、武き事からをも優なる詞をも感じ給ひつゞ、皆紅に日出したる扇を以て鷲尾にたひ、是にて敵を招き、高名仕れ、勳功は乞によるべしとぞ宣ひける、空も未だほの晩かりければ、暫く爰にて馬の足を休めける。

異説には、扇を多賀菅六久利にたひて、安田の庄の下司子細ある可からずと宣ひけりと、

大手の勢は、宵の程は昆陽野に陣を取りたりけるが、三草山の手に向ひたる越前三位能登守の陣の火を、湊河より打上つて北の岡に燃したりけるを、搦手已に城戸口に馳せ付き給へりと心得て、打てやくとて、我先くと五萬餘騎、手毎に松明捧げて急ぎけり、所々に火を放ちければ、汀につき、海上に光りて、身の毛豎ちて夥し、七日の曉は、源氏大手搦手挟みて、東西の城戸口まで攻め寄せたり、

熊谷大手に向ふ事

六日の夜半許りに、熊谷は、子息の小次郎を近く招きて私語きけるは、明日の軍は碓を落さんずれば、打ちこみの合戦にて、誰が先陣と云ふ事あらじ、又馬損しても由々しき大事、一方の一陣をかけて、鎌倉殿にも聞え奉り、子孫のため名をも擧げばやと思ふなり、宇治川にても先陣を志し、行桁を渡りしに、佐々木四郎、生暖と云ふ土龍に乗つて渡し、かは、直實二陣にさかりぬ、心憂かりしか共、身獨が事ならねば自害するに及ばず、又向の岸より馬を遅く越えたりしかば、九郎御曹司と相共に院の御所へも參らず、旁本意を失ひき、されば潜に此手をば出で、音に聞ゆる播磨大道の渚に下つて、一谷の城戸口へ、先陣に寄せばやと思ふは如何が有るべき、



矢合は卯の刻なり、今は寅の始にもなるらんと覺ゆ、さもあらば急がんと云ふ、小次郎は、直家も存する處にて候、平山が山案内者だて、ひしめき候ひつるも音もせず、よに奇しく覺え候、其上此殿は、郎等に先陣懸けさする事おはしませず、自ら一陣を懸け給ふ時に、此殿に逆きたらん侍共の、先陣つとめて高名する事は有難く覺え候、疾う急ぎ給へと勸む、熊谷は子ながらも、あの年齢にはしたなく思ふもの哉と思ひ、さらば小次郎同心ぞとて、搦手をば密に出で、渚々の篝火を驗として、大手へと下りけるが、内々平山が陣を見せければ、人なしと云ふ、さればこそ平山も大手を志して、一陣を懸けると思ふにこそ、忽々として旗指具して、親子三騎坂下りに歩せたり、熊谷は、褐の鎧直垂に、家の紋なれば鳩の寓生をぞ縫ひたりける、黒絲絨の鎧に、同じ毛の冑、大中黒の征矢に二所籐の弓を持ち、紅の母衣懸けて、權太栗毛に乗りたりけり此馬は、熊谷が中に權太と云ふ舍人あり、李緒が流をも習はず、伯樂が傳をも聞かさりけれ共、能く馬に心得たる者なりければ、召し向うて、當時に源平の合戦あるべし、折節然るべき馬なし、海をも渡し山をも越ゆべき馬、尋ね得させよと云うて、上品の絹二百匹持たせて奥へ下す、權太、陸奥國一戸に下つて、牧の内走り廻りて撰び勝つて、四歳の小馬を買ひ

たりけり、長こそちと卑かりけれども、太く逞しき、こたへ馬のはたばりたる逸物也、さてこそ此馬をば權太栗毛とは呼びけれ、燕國の昭王は、五百兩の金にて駿馬の骨を買うてこそ、駿足後に至りけれ、熊谷直實は、二百匹の絹を以て栗毛の馬を商ひて、軍陣の先を懸けにけり、子息小次郎は、練貫に澤濁摺りたる直垂に、ふし繩目の鎧著て、妻黒の征矢、重籐の弓持ちて、是も紅の母衣懸けて、白波と云ふ馬に乗りたりけり、此馬は、奥州姉葉と云ふ所に白波と云ふ牧より出來たる上に、尾髪飽くまで白ければ、白波と名けり、權太栗毛に、上下論じたる逸物也、又西樓と云ふ祕藏の馬あり、後戸風と云ふ舍人男に引かせたり、權太栗毛いかなる事もあらん時はとて、乗替の料に引かせたり、白き馬の太く逞しきが、尾髪飽くまで足れり、三戸立の馬也、餘りに祕藏して、假居の西に厩を立て、晝は人目を憚りて、夜は引出し愛しければ、馬の白きを月に喩へ、西の厩を樓に喩へ、西樓とぞ名けたる、熊谷かねて舍人に云ひ含めけるは、乗りたる栗毛は、終夜山坂馳せたる馬なれば、明日の軍には西樓にのるべし、其意を得べき也、狩場に出で、鹿を射るに、先なる鹿をどほしぬれば、射手手迷して、次々の鹿やすく通る軍は、重々城を構へたれども、一の城戸を破りぬれば、後陣の

兵武く勇むと、鎌倉殿仰せられしかば、千萬騎の軍も籠れ、我は城戸口をば離るまじきぞ、西樓をば引儲けよとぞ下知しける、旗差は、秋の野摺りたる直垂に洗革の鎧着て、鹿毛馬に黒鞍置いて乗る、主従三騎打連れて、播磨大道の渚と志して下りけるに、小峠坂の人宿りに人あまた音しけり、忍び聞きければ、平山と成田となり、此等も大手へ行くにやと心得て、物具裏み嚮とらへ、峠の下七八段打下り、深く忍びて通りけり、其後はいとうろろいふせく覺えて、鞭に鎧を合せければ、寅の終りに一の城戸口へ馳付きたり、暗さは闇し、敵は未だ出合はず、味方に續く勢はなし、只三騎ぞ控へたる、夜半の嵐に誘はれて、寄來る波ぞ高かりける、木綿付鳥の音もせず、明け行く鐘の響もなし、やもめ鳥のうかれ聲、渚の衛音信れて、武き心の中までも物哀れにぞ覺えける、さても城の構ぞ夥しき、山の岸より海の遠淺まで、大なる岩を取積みて、岩の上には大木を切伏せ、其上に櫓を二重にかいて、狭間を開きたり、上には櫓を並べて、兵共矢たばね解き、弓張立て、並居たり、下には岩の上に逆茂木を引懸けて、郎等下部まで、熊手薙鎌持ちてあと云は、出づべき體なりけり、其後には鞍置き馬二三十里に引立て、其數を知らず、其と云は、つと引出す可き様也、南の海の淺き所には船を傾けて、其を便とし

て櫓を隙なく掻き、深き所には船を儲け、數萬艘うかべたり、蒼天に行を亂せる雁の如くなり、大形高き所には、弩を張り柵を掻き、卑き所には堀ほりひしを、植ゑ、屋形くの前には、此にも彼にも赤旗立並べて、天に輝き地を照せり、鬼神と云ふ共輒く落し難くこそ見えたりけれ、

佐卷

熊谷父子城戸口に寄す 並平山 同所に来る 附成田來る事

熊谷父子城戸口に攻寄せて、大音揚げて云ひけるは、武藏國の住人熊谷次郎直實、同じく小次郎直家生年十六歳、傳へても聞くらん、今は目にも見よや、日本第一の剛の者ぞ、我と思はん人々は櫓の面へ蒐出でよと云ひて、嚮を並べて馳廻りけれども、只遠矢にのみ射て、出合ふ者はなし、熊谷、城の中を睨みて申しけるは、去年の冬相摸國鎌倉を出でしより、命をば兵衛佐殿に奉り、骸をば平家の陣に曝し、名をば後代に留めんと思ひき、其事一谷に相當れり、軍將も侍も、我と

思はん人々は、城戸を開き打つて出で、直實直家に落合ひ、組めやくと云へども、出づる者もなく、名乗る者もなかりければ、此城戸口には恥ある者なき歟、父子二人はよき敵ぞ室山水島二箇度の軍に高名したりと云ふなる越中次郎兵衛、悪七兵衛等はなき歟、所々の戦ひに打勝ちたりと宣ふなる能登殿はおはせぬか、高名も敵によりてする者ぞ、流石直實父子には叶はじ者を、あな無慙の人共や、いつまで命を惜むらん、出でよ組まん出でよくまんといへども、高橋の上より、城戸を阻て、雨の降るが如くにぞ射ける、熊谷、小次郎に教へけるは、汝は是ぞ初軍、敵寄せぬればとて騒ぐ事なかれ、射向の袖を間額にあてよ、あき間を惜みて汰合せよ、常に鎧づきせよ、立ちはたからで裡をかゝすな、あふのき懸りて内射射さすな、さしうづぶきて天邊射らるな、賢しかれとぞ申しける、直實は小次郎を矢前にあてじと、鎧の袖をかきして、立隠せば、直家は父を孚みて、前に進みて箭面に立つ、武き心の中にも親子の情ぞ哀なる、かく寄せて一軍したりけれども、夜は猶深し、城戸口は開かず、味方も未だ續かねば、死ぬる命は何れも同じ事なれども、晩闇に證人もなく死にたらんは、正體なしと思ひければ、明くるを遅しと待居たり、

の閑道にかゝりて、浦の手に打出で、後陣を待つて城戸口を破らんと思ひ、あれこそ浦へ出づる道よと、云ひけるばかりを聞き、大勢をば弓手に見なし、三草の山を打過ぎ、尾一つ越えて須磨の浦を指してうづ程に、先立ちて武者一人歩せ行く、あれは誰ぞと問ひければ、景重と答ふ、成田五郎にてぞ有りける、成田思ひけるは、平山が馬は聞ゆる逸物なり、我馬は弱ければ、打ちつれて先陣蒐くる事叶ふまじ、たばかり返さんと思ひて、馬の鼻を引返して平山に云ひけるは、高名は大手搦手に依るまじ、聞くが如きは、平家の大勢、なほ三草小野原越に向つて、兩方より指合せ、源氏を中に取籠めて、洩さじと支度する也、誠に取籠められなば、ゆゑしき大事也、其上大勢の中を忍出で、先を駆けたりとて、誰かは證人に立つべき、後陣の勢を相待ちて、先陣をこそ駆くべけれと云ひければ、げにもさるべしとて暫く休み居たれば、成田白地なるやうにもてなして、胃の緒をしめて進み行く、平山は、我をたばかりにこそと思ひて馬に打乗り、鞭に鎧を合せて行きければ、成田今は叶はじと思ひて、へらぬ體にもてなし、誠は家正馬弱くて、如何にも御邊に先せられぬと思ひつれば、たばかりんとて申したり、強からん乗替一匹たべ、命生きたらば、後の證人にもし給へかすと云ひけれども、平山耳にも聞入れず、成田を弓手

に見成し打通りけるが、遙かに延びて思ひけるは、成田が馬を乞ひつれ共、餘りの悪さに返事云はざりつる事情なし、見合ひたらば取つて乗れかして、宿鶉毛なる馬の、五臟太なるが七寸に餘りたるに鞍置きたるを道の端なる木に繋ぎ付けてぞ通りける、成田此馬を見て、同じくくれば早くくれて、共に打ちつれて行きなましと、一人言して打乗りつ、鞭を打つてぞ馳行きける、

熊谷暫し休みて小次郎に云ひけるは、實や平山も打ちこみの軍をば好まず、小手向に音のしつれば、一定爰へぞ來らんずる城戸口開く事あらば、相構へて先駆けるなど云ひ教ふ、平山は、成田をば打捨て、山の細道分け行けば、暗さは聞し、さしうづぶきく見ければ、薄氷を踏破て馬の通れる跡あり、既に熊谷に先懸けられぬよと本意なくて、いと馬をぞ早めける其日の装束には、重目結の直垂に赤緞の鎧著て、二引兩の母衣を懸けて、目油馬にこそ乗りたりけれ、熊谷は西の城戸口濱際に控へて、誰かは先をば駆くべき、はや城戸口を開けかしてぞ相待ちける、後の方に馬の足おと人影のする様に覺えければ、雲透に是を見るに、武者二騎馳せ來れり、近付くを見れば、平山なり、案に違はずと思ひて、いかに平山殿歟、季重、問ふは誰ぞ、熊谷殿歟、直實と名乗り合ひ、共に一所

に寄合ひたり、平山、熊谷に語りけるは、打籠の軍は剛臆見えず、如何にも追手にて鏝金顯さんと思ひて、子時に山の手を忍び出でたりつれば、寅時には爰へ來付くべかりつるを、小手向にて成田來りて申す様、御邊は追手へ向ひ給ふ歟、誰もまかるぞ、打連れ給へ、只一人敵の中へ打入りたりとも、證人なき所にて死したらば、なにともなき徒事、犬死とは左様の事なり、味方のつぎきたらん時に先を懸け命を捨て、こそ、我も人も高名にて、子孫に勳功もあらんずれ、闇討に射殺されては、且は嗚呼の事、卯の始めの矢合といへども、辰の始めにぞあらんずる、是非軍は夜の凌晨、暫し此にて馬勞り、後陣を待ち給へ、家正も休むと云ひつれば、げにもさりとて思ひて、暫時に下り居て、腹帯くつるげ胃脱いで人宿に休む程に、共に休む、暫したためらひて成田、胃打着馬に乗り、坂を上り先にすむ時に、我をたばかりにや、悪き事なり、其儀ならば劣るまじと言を懸けて馬に乗り、一鞭あて、追並べ、鎧の鼻にて成田が馬を一摺すらせて先立ちつれば、馬を所望したる間、悪くけれども、道に馬を繋がせて先立ちたり、彼は谷河を下りに西の尾を北へ廻りつれば、今十二十町はさかりぬらん、されば如何にも弓箭取る身は、よき馬を持つ可きなり、季重は、馬は武藏國姉崎立の名馬なり、左の目にちと篠突のあれば、目

油毛と申す、熊谷殿の御馬と勝劣あらじと語りつゝ、共に夜の明くるをぞ待居たる、去程に成田五郎も、主従三騎にて追來れり、各濱際に打並べて、渚に寄來る白波に馬の足洗はせて、城内をさけば、櫓の上に伎樂を調べ、管絃し、心を澄して遊ばれけり、夜深更に及んで山路に風やみ、海上に水静なれば、寄手の者共も、弓杖にすがりて是を聞く、熊谷感じて云ひけるは、實や大國にこそ、軍の庭にして管絃し、歌を詠じ、調子を糺し、勝負を知ると云ふ事は有るなれ、我朝には未だ其例を聞かず、哀げに上臈都人は情深く心もやさしき事哉、斯る亂の世の中に龍吟鳳鳴の曲を調べ、詩歌管絃の興を催す事の面白さよ、我等いかなれば邪見の夷と生れ、いつまで命を生きんとて、身には甲冑をはなたず、手には弓矢を携へて、斯様の人に向ひ奉り闘諍の劍を研く事の悲しさよとて、涙ぐみけるこそ哀なれ、去程に夜もほのくと明けにけり、

平家城戸口を開く  
並源平侍合戦の事

平山、熊谷に云ひけるは、城の構へ様を見るに、二重の櫓には平家の侍國々の兵共並居たり、高岸に副へて屋形を並べて、大將軍御座す、海には石を積み重ねて、大船共を片寄せ

し、引きては免しけれども、矢のあて所はなかりけり、櫓にて下知しけるは、平山と名乗るは本所經たる名ある侍、よき敵ぞ、其男取つて引落せ、中に坂東者は馬の上にてこそ口は聞けども、組んで後には物ならじ、落合へ、殿原と、兩方の櫓の上より進めけれども、平家の侍の乗りたる馬は、舟にゆられ、飼ふ事は稀なり、乗る事は隙なし、日數は遙かに經たり、平山が目油毛馬は、勇み嘶えたる大馬の、狂象のたける様に、弓手馬手を嫌はず、一所にとまらず馳せければ、相構へてあてられじとぞためらひける、まして落合ふまでは思ひよらず、熊谷父子は二十二騎が後を守りて喚きて蒐く、二十三騎は平山をば内はに成して、取つて返して熊谷に向へば、平山又喚きて蒐く、二十三騎は熊谷を外様に成して、取つて返して平山に向へば、熊谷又をめて蒐く、三廻四廻くるりくと巡りたれども何れにも組まずして、終には敵五騎をば外様に成してぞ禦ぎたる、熊谷は平山を休めんとて、暫く和殿は氣を繼ぎ給へとて、父子二人面に立つて散々に戦ふ、左右の櫓より射ける箭は雨の足の如くなれども、甲に立つは裏かゝず、あきまを射ねば手は負はず、越中次郎兵衛尉盛嗣、好き装束なれば、紺村濃の直垂に赤絲緘の鎧着て、白星の冑に葦毛の馬に乗り、先に進みて、熊谷に打並びて組まんずる様にはしけれども、熊

置く、上に櫓を搔けり、城戸口には逆茂木重々に引廻して、ひらかねば輒く蒐入る事叶ひ難し、如何すべきと云ふ程に、城内の兵共の評定しけるは、熊谷父子と名乗りて、組まんくと留るを、此陣固めながら漏さん事云ひ甲斐なし、さりとて大勢にも非ず、只三騎なり、さて又後陣の大勢の連くにもあらず、東國には、けに此等こそ名ある者にて有るらめ、日本第一の剛の者と名乗るをば、如何空しくは返すべき、いざ殿原、熊谷父子虜にして、大臣殿の見參に入れんと云ふ、然るべしとて、越中次郎兵衛尉盛嗣、上總五郎兵衛忠光、同惡七兵衛景清、飛驒三郎左衛門景經、後藤内定綱、已下早雄の若者共二十三騎、城戸口の逆茂木を引却けさせて、櫓並べて喚いて驅出でける處に、平山は波打際より馬を出して、主従二騎懸出でつゝ、武藏國の住人平山武者所季重、かくこそ先をば懸くれとて、城戸口へぞ馳入りたる、城内の者共は、熊谷鬼神なりとも、廿餘騎の勢にては手取にせんと思ふ處に、指違へて平山と名乗りて懸入りければ、廿三騎も平山に付いて内に入る、城中には源氏の大勢に城戸口を破られぬと心得て引退く、櫓の上より是を見て、敵は二騎ぞ、痛くな騒ぎそとて、矢をば射んとすれども、味方は多し、敵は二騎、一所にたまらず、電なんどの様なれば、弓を引きてはゆる

谷父子は上食しつゝ、間もすかさず待懸けて、父に組まば直家落合ひ、子に組まば直實落重なるべき氣色にして、少しも退かさりける頼魂叶はじと思ひけん、盛嗣一段ばかりを隔て、申しけるは、大將軍に逢うてこそ命をも捨て、和君に組む事有る可らずと云ふ、熊谷勝つに乗つて、きたなし盛嗣よ、直實をたにも恐れてくまぬ者が、大將軍に組まんと云ふは、へらぬ體の詞か、先づ直實にくんで、源氏の郎等の手の程見よと云ひけれども、盛嗣終に組まずして、靡ぬ體にて引へたり惡七兵衛景清は、盛嗣が組まざりけるを、惡しとや思ひけん、次郎兵衛をば馬手になし、渚の方より熊谷に組まんと喚きて懸りければ、直實父子、景清に目を懸けて進みける有様は、鬼を酔に指して、食はんずる景氣なり、既に組まんとしけるを、次郎兵衛、やゝ七郎兵衛殿、君の御大事はに限りまじ、あれ程のふて癪に會うて、命を捨てん事無益なり、止まり給へ、詮なしと制しければ、惡七兵衛も、事がらには出でたりけれども、何がして留らんと思ふ處に、かく制しければ、立止りて組まざりけり、其外廿三騎の者共、口々には留りけれども、熊谷、平山に近付きよる者はなし、共に武藏國の住人直實季重、日本第一の剛の者、一人當千の兵と名乗つて、逸物の馬共に乗りたれば、此かとすれば、彼にあり、彼かとすれば此に

あり、二三四匹が走り廻りける有様は、四五十匹が馳違ふに似たり、平家の侍、組む事は叶はずして馬を射る、熊谷馬の腹を射させて頻に驛ねければ、足を越えて下立ち、落合へくといへども、終に人落合はず、小次郎は父が馬に矢立ちぬとみてければ、今は最後と思ひ切つて、二の垣楯の際まで押寄せ、熊谷小次郎直家、生年十六歳、軍は今日ぞ始、くめや者と、も、落合へ人共と云ひければ、平家の侍共、狐の子は頬白と、親に似たる不敵者哉、聞けば十六と云ふ、誠にさ程にぞ成るらん、あますなとて散々に射ける矢に、小脇を射させて引退く、熊谷は小次郎手負ひぬと思ひ、打寄せて見ければ、直家父に向うて、此矢抜いて給へと云ふ、熊谷、是は痛手に非ず、暫しこらへよ、隙のなきぞと云ひ捨て、又喚きて攻入り戦ひけり、

平家追討の軍兵今度上洛の時、鎌倉殿の侍所にて評定あり、十五六は少し、十七以上は上洛す可しと定められたりけるに、小次郎は十六なり、有の儘に申しては御免あらじ、十七と名乗つて父が伴せんと思ひければ、鎌倉にて其定に申す、父も、我身の伽にもせん、軍をもし習へかしと思ひければ、同じく十七と申して西國まで具したりけれども、一谷にては、實正に任せて十六歳とぞ云ひける、

平山は暫し休みて馬をも氣を繼がせけるに、熊谷は馬を射させて歩立に成り、小次郎も手負ひぬと見ければ、又入替りて戦ひけり、旗指は、黒絲絨の鎧に二枚冑を著たり、馬より真倒に射落されたりければ、安からず思ひて、餘の者には目を懸けず、旗指が敵に押並べ、引組んで馬の上にて頸を切り、手に捧げ、一人當千の兵、平山武者所季重、一陣懸けて敵の頸取つて出づる剛の者の舉動見よ、殿原、我と思はん者組めや者共とて、城の外へこそ出でにけれ、誠に由々敷ぞ見えたりける、平山が二度の蒐とは是なりけり、平家の侍共、平山一人をば安く討つべかりけるを、後に熊谷ありけるをいぶせく思ひつゝ、終に漏して出しにけり、後日に關東にて一陣二陣の諍ひありけるに、熊谷は城戸口へ寄する事は一陣、平山は城の内に入る事一陣、而も敵の頸を取る、功は何れも取々なれども、平山先陣に定りけり、其後成田五郎、三騎にて押寄せ、一戦して出でにけり、次に白旗一旗上げて、五十餘騎にて馳來る、熊谷誰人ぞと問へば、信濃國の住人村上次郎判官代基國と名乗りて、一時戦うて出づ、此等を始めとして、高家には秩父、足利、三浦、鎌倉、武田、吉田、黨には小澤横山、兒玉黨、猪俣、野與、山口の者共、我もく、白旗さ、せて十騎廿騎百騎二百騎、入替へく、劣らじ負けじと戦ひ

けれども、西國第一の城なれば、落つべき様こそなかりけれ、赤旗白旗相交り、風に靡ける面白さは、龍田の山の秋の晩、白雲かゝる紅葉ばや、梅と櫻と挑き交せて、花の都に似たりけり、喚き叫ぶ音山を響かし、馬の馳違ふ音雷の如く、太刀長刀のひめらく影電の如し、組んで落つる者もあり、矢に當つて死する者もあり、指違へて臥す者もあり、疵を蒙りて退く者もあり、源氏も平氏も隙ありと見えず、源平此にて多く討たれにけり、

景高景時城に入る  
並 景時秀句の事

大手の大將軍、蒲御曹司後陣に控へて、武藏相摸の若者共、敵に息な繼がせ、攻めよ蒐げよと下知し給へば、三百騎五百騎、入替りく喚き叫びて戦ひけり、天帝修羅の合戦もかくやと覺えて恐しや、敵の頸取る者は、氣色して城戸に出づ、主親を討たれたる者は、涙を流して引退く、馬を射させたる者は、歩立にて出づるもあり、疵を蒙る者は、人に助けられて出づるもあり、寄する時には、旗指しあげ名對面して入りけれども、引く時は、又旗かき巻きて出づるとかや、梶原平三景時が二男に平次景高、一陣に進んで攻入る、大將軍宣ひけ

るは、是は大事の城、城戸の上には高櫓に四國九國の精兵共を集め置きたるなるぞ、あやまちすな、櫓を重ね、馬に甲を著す可し、無勢にしては悪しかりなん、後陣の大勢を待ちえろへて寄すべしと下知し給へば、人々承り繼ぎて、大將軍の仰なり、勢を待ちまうけて寄せ給へといへば、梶原はきと見かへりて、武士のとつたへたる梓弓引きては人の歸るものかはと詠じて、城戸口近く押寄せて散々に戦ふ、是を見て黨も高家も面々に轡を並べて、三千餘騎我先くと攻め付けたり、白旗其數を知らず指上げたれば、白鷺の蒼天に羽を並ぶるが如し、平家は、高櫓より矢を造りて散々に射る、城は究竟の城なり、生田森を一の城戸と定めて、三方には堀をほり、東の方に引橋渡して、重々に逆茂木を曳き、北の山本より南の海の際まで、垣楯搔き、矢間をあけて、一口こそ開きたれ、城の内へ入るべき様もなかりけるに、武藏國の住人篠黨に河原太郎高直、同次郎盛直、兄弟二人馳來りて馬より飛下り、藁下々をはき、城戸口に攻寄せ、今日の先陣と名乗つて逆茂木を登越え、城内へ入りけるを、讃岐國の住人眞鍋五郎助光、弓の上手精兵の手だれなりければ、城戸口に撰び置かれたりけるが、さし顯はれて、能引き暫し堅めて放つ矢に、河原太郎が弓手の草摺の餘を射させて、弓杖にすがり

て立ちすくみたりけるを、弟の次郎つと寄り、肩に引懸けて歸りけるを、助光二の矢を以て、腰の骨懸けて甲かけ射こみたりければ、兄弟逆茂木の本に太刀の柄を把つて並居たり、眞鍋が下人は是を見て、櫓の下よりつと出で、落合ひけれども二人ながら痛手なれば、左も右も戦ふに及ばずして、二人が頸はとられにけり、心の剛は熊谷平山に劣らずこそ思ひけれども、運の極になりぬれば、敵一人も取らずして、討たれけるこそ無慙なれ、同國猪俣黨に藤田三郎大夫行安、つゞきて逆茂木を登り越えんとしけるを、眞鍋引固めて放つ矢に、同じく此にて討たれにけり、藤田が妹の子に江戶四郎と云ふ者あり、今年十七になりけるが、連いて蒐け入り、散々に戦ふ程に、甲の胸板を射られて弱る處を、阿波民部大輔成良が甥に、櫻間外記大夫良連が手に討たれぬ、人見四郎も、此にして討たれにけり、勳功の時、河原太郎と藤田行安が子共に生田庄を給ふ、其墓所の爲なり、今の世にまでも彼の社の鳥居の前に堂塔を造立して、菩提を弔ふとかや、眞鍋五郎は櫓より下り、河原兄弟が首を手鋒に貫き、城戸の上に昇り、高く捧げて、源氏の殿原是を見よ、進む敵をばかくこそ取れ、つゞくと招きたり、梶原是を聞き、口惜しき人共なり、つゞく者がなければこそ、兄弟二人は討たれたれとて、五百餘騎にて押寄

せつ、足輕四五十人に腹巻きせ手楯つかせて、曳聲出して逆茂木を引除く、爰に討たれたる鎧武者一人あり、見れば藤田小三郎大夫行安なり、あな無慙、敵に首とらすな、隠せとて、沙の中に掘り埋めて、後にかくと云ひければ、子息郎等共掘り起して、生田庄に納めてけり、櫓よりは、逆茂木を引かせじと矢袋を造つて是を射る、寄手は、是を引かせんと指詰め指詰め矢倉を射る、是や此天帝、須彌より刃を雨し、修羅大海より箭を飛ばすらん戦ひなるらんと夥し、兩方の箭の行違ふ事は、群鳥の飛集れるが如し、かゝりけれども足輕共一つ二つと引く程に、逆茂木をば遂に皆引除けにけり、梶原は今軍庭平なり、寄せよ者共とて、子息の源太相具して、五百餘騎喚きて中へぞ入りにける、此手には新中納言父子、本三位中將、大將として御座しけるが、敵内に亂れ入ると見給ひて、二千餘騎を差向けて、梶原が五百餘騎を中に取籠めて、あますな漏すなとて一時ばかりぞ戦ひける、何れも互に引かざりけるが、流石無勢なれば、梶原下手に廻つて、さと引いてぞ出でたりける、源太は如何にと問へば、味方を離れて敵の中に取籠められ給ひぬと云ふ、あな心憂、さては討たれぬるにや、景時生きて何かせん、景季が敵に組んで死なんとて、二百餘騎を相具して、平家の大勢蒐散して内に入り、聲を揚げ

て、相摸國の住人鎌倉權五郎平景政が末葉梶原平三景時ぞ、彼の景政は八幡殿の一の郎等、奥州の合戦の時、右の目射られながら、其矢を抜かずして當の矢を射返して敵を討ち、名を後代に留めし末葉なれば、一人當千の兵ぞ、子息景季が向後覺束なくて返し入れり、我と思はん大將も侍も、組めやくと名乗り懸けて、轡を並べて攻入りければ、名にや實に恐れけん、左右へ、さとぞ引退く、源太尋ねよとて攻入り見れば、景季未だ討たれず、初は菊池の者共と射合ひけるが、後には太刀を抜合せて名乗りけり、和君は誰ぞ、菊池三郎高望、和君は誰ぞ、梶原源太景季と、名對面して切合ひたり、源太は冑を打落され、大童にて、三十餘騎に取籠められて切合ひけるが、菊池三郎に押並べて、引組んで馬の際に落ち重つて菊池が首を取り、太刀の切鋒に指貫きて馬に乗り出でけるが、父の梶原に行き合ひたり、平三景時、源太を後に成して矢面にすゝみ、禦ぎ戦ひつゝ、其間に源太に甲させ、暫し休めて、寄せつ返しつ戦ひけり、城戸口に眞鍋四郎、五郎と名乗つて出合ひたりけるが、四郎は梶原に討たれぬ、五郎は手負ひて引退く、平家の兵共も入替りく戦ひけれども、景時は源太が死なぬ嬉しさに、猛く勇みて豎さま横さま戦ひけり、暫し息をも繼ぎければ、父子相具して、引いて城戸へぞ

出でにける、さてこそ、梶原が生田森の二度の蒐とはいはれられ、  
 詩歌管絃は公家仙洞の甌物、東夷争か磯城島難波津の言葉存す可きなれども、梶原は、心の剛も人に勝れ、數奇たる道も優なりけり、咲亂れたる梅が枝を胡籠に副へてぞ指したりける、かゝれば花は散りけれども、匂は袖にぞ残らん、吹く風を何いとひけん梅の花散來る時ぞ香はまさりけると云ふ古き言までも思ひ出でければ、平家の公達は花籠とて優なり、やさしと口々にぞ感じ給ひける、此梶原、右大將家の奥入し給ひけるとき、名取川にて、  
 我獨けふの軍に名とり川  
 と、くり返し詠じ給ひければ、大名小名うめさすめきけれど、付くる者なかりけるに、梶原、  
 君もろともにかちわたりせん  
 と付けたりけり、又京上の御伴に、相摸國圓子川を渡り給へりけるに、梶原少し用ありて片方に下り居たりけるが、御伴にさがりぬと、一鞭あて、打つ程に、此川の川中にて馳付き奉りたりけるに、沛艾の馬にて、鎌倉殿に水をさくと蹴懸け奉る、御氣色悪しくて、さと睨み返り給ひたりけるに、梶原、  
 圓子川ければぞ波はあがりける

と仕りて、手綱をゆりすまれば、御氣色なほり給ひて、打ちうちそぶき、ければ波はあがりけると二三返詠め給ひて、向の岸に打上り、馬の頭を梶原に引向けて、

かゝりあしくも人や見るらん

と付け給ひ、いかに發句脇句、いづれ増れりとぞ仰せける、斯るやさしき男なりければ、さしもの戰場思ひ寄るべきにあらねども、折知り貌の梅が枝を籠にさして寄せたれば、源氏の手折れる花なれども、平家の陣にぞ香ひける、東國の兵共、百騎二百騎入替りく我もくと戦ひけり、此にて源平の兵多く討たれけり、東西の城戸口、人種は盡くるとも、落つ可き様とは見えざりけり、

義經鶴越を落す並畠山馬を荷ふ

附馬の因縁の事

七日の曉、九郎義經は鷲尾を先陣として、一谷の後鶴越へぞ向ひける、此は二月の始なり、霞の衣立阻て、緑を副ふる山の端に、白雲絶えく聳えつ、先づ咲く花かとあやまたる、未だ歩みなれぬ山路なり、行く末はそこ知らねども、征く馬の足に任せつ、各先にと進みけり、また灰暗き程なり、道には泥みけれども、矢合時を定めたれば、明るるを待つに及ばず

顔と顔とを見合せて、いづくを落すべしとも見えず、軍將宣ひけるは、一は馬の落様をも見、一は源平の占形なるべしとて、葦毛馬に白覆輪、白ければ白旗に准へて源氏とし、鹿毛馬に黄覆輪、赤ければ赤旗にぞらへて平氏とて、追ひ下す、各木の間に是を見る、かみ七八段は小石交りの白砂なれば、宛轉ともなく落つるともなく下りつ、巖の上には落着きたる、良暫く有りて岩の上より宛轉下り、越中前司盛俊が假屋の後に落付きて、源氏の馬は這起きつ、身振して峰の方を守り、二聲嘶え篠草はみて立ちたり、平家の馬は身を打損じ、臥して起きざりけり、城中には是を見て、敵のよすればこそ、鞍置き馬は下らめとて騒ぎ迷ひける處に、御曹司は源氏の占形こそ目出たけれ、平家の軍左様あるべし、人だに心得て落すならば、誤更にあるまじ、落せくと宣へども、我だに恐れて落さねば、人も怖れておとさず、白旗五十旒ばかり梢に打立て、宣ひけるは、守つて時を移すべきにあらず、碓を落すには手綱あまたあり、馬に乗るには、一に心、二に手綱、三に鞭、四に鎧と云ひて四の義あれども、所詮心を持ちて乗る物ぞ、若き殿原は見も習へ、乗も習へ、義經が馬の立て様を本にせよとて、真逆に引向け、つゞけくと下知しつ、馬の尻足引敷かせて、流れ落に下したり、三千餘騎の兵共、大將軍

して、谷に下り峰に登り、引懸けく打ちけるに、一谷の後に篠が谷と云ふ所に人の音しければ、押寄せて何者ぞと問ふ、名乗る事はなくて散々に射ければ、此奴原は平家の雜兵にこそ有るらめ、一々に搦め捕り頸を切り、軍神に祭れとて、源氏も散々に射ければ、此にて平家多く討たれにけり、其後鷲尾尋承にて下り上り打つ程に、辰の半に鶴越一谷の上鉢伏磯の途と云ふ所に打登る、兵共遙かに差しのぞきて谷を見れば、軍陣には楯を並べ突き、士卒は矢束をくつろげたり、前は海、後は山、波も嵐も音合せ、左は須磨、右は明石、月の光も優ならん、追手の軍は半と見えたり、喚き叫ぶ聲、射違ふ鐺の音、山を穿ち谷を響し、赤旗赤符立て並べて春風に靡く有様は、切火の地を焼くらんも、かくやと覺えたり、時既によく成りたり、大手に力を合せんとて見下せば、實に上七八段は小石交りの白砂なり、馬の足とまらるべき様なし、歩にても馬にても落すべき所に非ず、さればとて、さて有るべき事ならねば、只今まで乗りたりける大鹿毛には佐藤三郎兵衛を乗せ、我身は大夫と云ふ馬に乗替へて、谷へ打向け給ひ、鹿の通路は馬の馬場ぞ、各落せくと勧め給ふ、兵共我もくと馬をば谷へ引向けて、心は先陣とはやれども、流石いぶせき碓なれば、手綱をひかへて踉蹌へば、馬も恐れて退けり、互に

につゞけとて、白旗三十旒城の内へ指覆ひ轡並べて手綱かいくり、同じ様に尻足しかせて、さと流して、壇の上には落留る、夫より底を差しのぞいて見れば、石巖峙つて苦むせり、刀のはに草覆へる様なれば、いといぶせき上、二十丈もや有らんと見え渡る、下へ落すべき様もなし、上へ上るべき便もなし、互に堅睡を呑みて思ひ煩へる處に、三浦黨に佐原十郎義連進み出で、我等甲斐信濃へ越えて狩し鷹仕ふ時は、兎一つ起いても鳥一つ立てても、傍輩に見落されじと思ふには、是に劣る所やある、義連先陣仕らんとて、手綱搔いくり鎧踏張り、只一騎真先蒐けて落す、御曹司是を見給ひて、義連討たすな、つゞけ者共くと下知して、我身もつゞきて落されけり、畠山は、赤緋の鎧に護田鳥毛の矢負ひ、三日月と云ふ栗毛の太く逞しきに乗りたりけり、此馬鞭打つに、三日の月程なる月影の有りければ名を得たり、壇の上にて馬より下り、差しのぞいて申しけるは、爰は大事の悪所、馬轉して悪しかるべし、親にかゝる時、子にかゝる折と云ふ事あり、今日は馬を勞はらんとて、手綱腹帯より合せて、七寸に餘りて大きに太き馬を十文字に引きからけて、鎧の上に搔負ひて、椎の木すだち一本ねち切り、杖につき、岩の迫をしづくとこそ下りけれ、東八箇國に大力とは云ひけれ共、只今かゝる振舞

人倫には非ず、誠に鬼神の所爲とぞ、上下舌を振ひける、情龍樹論の疏を考ふるに、馬は是れ十二神將の對體の中なりとも云ひ、又は南方栴檀香佛の變化身とも云ふ、馬郁經には、觀自在菩薩爲成大功德力、重事成馬、來償人役、人の以六歩爲馬一步、廣天上には馬爲龍、人中には龍爲馬、又或經には、父は成吉馬爲子、被乗、母は爲吉魚爲子、被食、食旁以不疎、此心を得たりけるにや、

島山は、此岩石に馬損じては不便なり、日比は汝にかゝりき、今日は汝を孕まんと云ひける、情深しと覺えたり、其後三千餘騎、手綱かいくり、鎧踏張り、手を握り目を塞ぎ、馬に任せ人に隨ひて、劣らじくと落しけるに、然るべき八幡大菩薩の御計ひにやと申しながら、馬も人も損せざりけるこそ不思議なれ、落しもはてず、白旗三十旒と捧げ、三千餘騎同時に関を造る、山彦答へて、おびたゞし、平家の城郭に亂れ入りて、堅さま蜘蛛手十文字に馳廻り、喚き叫びて戦ひければ、城中には、東西の城戸口ばかりこそ防ぎけれ、さしも恐ろしき巖石より敵よすべしと思はざりければ、打延べて、左右の城戸口の弱からん時軍せんとして、鎧物具脱ぎ置きて、小具足ばかりにて居たる所へ、はと寄せ咄と関を造りたれば、弓矢を取り馬

にの隙を失ひ、周章て迷ひ、味方の兵も皆敵に見えければ、適馬にのり弓矢を番ひける者も、味方討に討殺し切殺しして、上に成り下に成りて、肝も心も身にそはず、度を失ひ騒ぎふためきける有様は、小魚のたまり水に集り、宿鳥の枝を諍ふに異ならず、御曹司下知し給ひけるは、城郭廣漠なり、賊徒數を知らず、多く官軍を亡さん事もいと不便なり、火を放と宣へば、武藏坊辨慶屋形に打入り、假屋に火をさす、折節西の風烈しくして、猛火城の上へ吹覆ふ、平家の軍兵、煙に咽び火に攻められて、今は敵を防ぐに及ばず、取る物も取り取へず、濱の汀に逃出でつゝ、海の藻鹽に馳入つて、船にのらんとぞ迷ひける、助舟も多くありけれども、そも然るべき人々をこそ乗せけれ、次々の者共をば乗せざりければ、乗らんせじとする程に、多く海に沈みける、猛火の煙、蹴立の灰、逃去る道も見えざりければ、皆敵にぞ討たれける、されば助るは希に、亡ぶるは多し、無慙と云ふも疎なり、

則綱盛俊を討つ事

能登守教經は、室山、水島、淡路島、高繩、苑部、今木城所々の合戦に高名し給へりと聞えしかども、大勢傾き立ちぬれば力及ばざる事にて、薄墨と云ふ馬にのり、須磨の關屋を

指して落ち、夫より船に乗移り、淡路の岩屋に渡り給ふ、越中前司盛俊は、逆も遁るべき身に非ず、かく傾きぬる上はとて思ひ切り、只一人残り留りて、馳合せく戦ひけるが、猪俣近平六則綱に馳並びて、引組んでと落と、盛俊は聞えたる大力の大男、除には二十人が力と云ひけれども、内々は六十人して上下す大船を一人してあつかひける者なりければ、七八十人が力も有りけん、近平六も、普通には力勝れたる人と云ひけれども、盛俊に遇ひぬれば數ならず、取つて押付けられて働かず、既に背の天邊を掴み上げ、刀を頸にさしあて、搔落さんとしけるに、近平六は、刀を抜くにも及ばず、刎落すにも力なし、されどもはかりごと賢しき剛の者にて、少しも騒がず申しけるは、抑御邊は誰人ぞ、敵をば慥に名を聞きて後、首を取りてこそ勳功の賞にも預れ、誰とも知らぬ首取りては何にかはすべき、我身は東國には恥ある侍、誰か知らざる、され共平家の公達にも侍の殿原にも見知られたる事なければ、是は誰が首とも見る人有るまじ、唯犬鳥の頸の定や、名乗らせて切つて實儉に合せ給へと云ふ、盛俊さと思ひて、おさへながら、さて和君は誰れと問ふに、是は武藏國の住人猪俣近平六則綱とて、東國には名譽の者なり、兵衛佐殿の御内には一二の者に數へられたり、抑又御邊はたれぞと

返して問ふ、是は平家の侍に京童部までも數へらるゝ、越中前司盛俊と云ふ者ぞと答へたり、近平六、あゝさては聞え給ふ人にこそ、弓矢取つても並ぶ者なく、情も類少しと傳へ承る、則綱只今御邊に切られんすれども、よき敵に組みてけり、同じくは死ぬとも雜人の爲に切られんよりは然るべき事にて、但し殿原は今落人ぞかし、されば則綱一人を討ちたりとて、平家世におはせん事あるまじ、主世におはせずば、縦い則綱が首を捕りたりとも、神妙とて勸賞勳功に預り給はん事いざ知らず、只則綱が命を生けれよかし、鎌倉殿に申して、和殿并に親しき人々をも宥め申さんと云ひければ、盛俊嬉しく思ひて、猶抑へながら、實に助け給ふべきか猪俣殿と問ふ、子細にや及ぶべき、我を助け給ひたらん人をば、争か我も助け奉らざるべき、怪しの鳥獸だにも恩をば忘れずとこそ申せ、況や人として忘るべきに非ず、ためし外になし、池の尼御前の兵衛佐殿をたすけさせ給ひたれば、同じく平家の御一門ながら、池殿の公達をばたすけ進すべしとぞ承り候へと云ひければ、盛俊實にと思ひて、おめくと引起して、前は島後は水田なる所の中に畔のあるに、二人尻打懸けて、心静に物語を始む、越中前司申しけるは、や、猪俣殿、盛俊は男女の子供二十餘人持ちて候ふぞよ、我一人に侍るならば、いかでも候

ふべし。彼等が行末の悲しさに御邊の命を助け奉るなり、同じく御恩あるべくば、何れをも相構へて申し宥め給へと云ふ。近平六は、宗徒の御邊を助け奉らん、末々の事はさこそ候はんずれ、中々仰にや及ぶべきと云ふ處に、鹽谷五郎惟廣と云ふ者、五騎にて濱の方より馳來る、哀よき敵に行合ひて、分捕せばと思ひたる景氣なり、盛俊是を見てよに怪しげに思ひて、源氏の軍兵近付き候、降人なりと會釋ひ給へ猪俣殿と云ふ、近平六立上り、是を見て、いやしく事かくまじ、鹽谷五郎惟廣なり、覺束なく思ひ給ふべからずといへども、猶惟廣に目をかけたり、則綱思ひけるは、惟廣を待ち付けて盛俊を討ちたれば、二人して討ちたりと人のいはんも本意なし、和興して命は生きたれども、とても遁るまじき盛俊なり、鹽谷に取られて云甲斐なし、後の世をこそ弔はめと思ひ、則綱かくて候へば、心苦しく思ひ給ふべからずとて、本の所に居直る様に、左右の手に力を加へて、眞逆に後の深田に突倒す、盛俊頭は水の底に、足は岸の端に、起きんくとしけるを、則綱上にのらへて頸を搔く、太刀の鋒に貫きて、高く捧げて馬に乗り、大音揚げて、敵も御方も是を見よ、平家の侍、今日近來鬼神と聞えつる越中前司盛俊が頸、猪俣近平六則綱分捕にしたりと叫びけり、誠に由々敷ぞ聞えける、彼の刀は薩摩

國の住浪平造の一物なりけり、

一谷落城並重衡卿虜の事

一谷を中に挟み、追手五萬餘騎は東の城戸口より攻寄せける上に、熊谷平山一陣二陣に蒐入りぬ、今は防者なし、搦手は、一萬餘騎の内七千餘騎は、三草山の山口西の城戸口へ廻りて攻む、三千餘騎は、鵜越より落し合せて攻む、東生田杜をば三千餘騎にて固めたれども、屋形くは猛火燃えひろがりて、おびたじし、東西より火に攻められ人に攻められて、皆船にのらんと、渚に向ひて落行きけるも、海へのみこそ馳入りけれ、助船有りけれども、餘りに多くこみ乗りければ、大船三艘は目の前に乗沈みける、然るべき人々をば乗すれども、次様の者をば乗す可らずと匂りけれども、暫しの命も惜しければ、若やくとて船にのらんと取付きけるを、太刀長刀にて薙ぎければ、手打落され足切折られて、皆海にぞ沈みける、かくはせられて死にけれども、敵に組んで死する者はなし、多くは味方打にぞ亡びにける、

先帝を始め進せて、女院、北政所、二位殿、三位殿已下の女房達、大臣殿父子已下の人々は、かねてより御船に召して、海上に出で浮びてこれを御覽せられ、いかばかりの事をか

思召しけんとな哀なり、

本三位中將重衡は、國々の驅武者取集めて、三千餘騎にて生田杜を固め給ひたりけるが、城中亂れつゝ、火焰屋形屋形に充滿ちて、黒煙空に覆ひ、軍兵散々に蒐隔てられて、東西に落失せぬ、恥を知りたる者は敵に組んで討たれぬ、走付きの奴原は海に入り山に籠りけれども、生くるは少く死ぬるは多く、敵は雲霞の如し、味方は勢なかりければ、重衡卿今は叶はじとて、濱路にかゝり、渚に打副ひて、西を指して落ち給ふ、其日の装束は、褐衣に白絲を以て群千鳥を縫ひたる直垂に、紫すそこの鎧を著給へる、馬は童子鹿毛とて究竟の逸物、早走なり、大臣殿の御馬を預り給ひてぞ乗り給へる、庄三郎家長が、よき大將軍と見て、父子、乗替の童三騎にて追うてかゝる、三位中將は蓮の池をも打過ぎ、小馬の林を南に見なし、板宿須磨にぞかゝり給ふ、庄三郎目に懸けて、鞭に鎧を合せて追ひけれども、逸物には乗り給へり、只延びにのび給ひける間、今は叶はじと思ひ、十四束取りて番ひて、追様に馬を志して遠矢に射る、其矢馬の三頭に射籠めたり、其後は、あふれども打てども、疵を痛みて働かず、三位中將の侍に後藤兵衛尉守長とて、少くより召仕ひ給ひて、如何なる事有りとも一所にて死なんと深く契り給ひて、召し具せられた

り、三位中將の秘藏せられたりける夜、目なし鶴毛と云ふ馬にぞのらせられたる、是は童子鹿毛若しの事あらば、乗りかへんとの約束なり、馬も秘藏の馬なり、主は深く憑み給へる侍なりけれども、童子鹿毛に矢立ちぬと見て守長は、我馬召されなば我如何せんと思ひて、主を打捨て奉り、射向の袖の赤符かなぐり棄て、西を指して落行きけり、三位中將は、如何に守長、其馬進せよと仰せけれども、空聞かずして馳行きけり、あな心憂や、年來はかくやは契りし、重衡を見棄て、いかに守長何くへ行かず、留れ守長、其馬進せよと宣へども、耳にも聞き入れず見もかへらず、渚に添うて馳行きけり、三位中將今は力及ばずして、相構へて馬を海へぞ打入れんとし給ふ、そこしも遠淺なりける上、馬も弱りて進まざりければ、汀に下り立ち、刀を抜き鎧の引合を切り、自害し給はんずるにや、又海に入り給はんずるかと思へければ、家長手しげく攻めよ、馬より飛下り、乗替に持せたる小長刀を取り、十文字に持ちて開き、するくと歩みよりぬ、君の御渡と見進せて家長參りて候、如何に正しく御自害有るべからず、いづくまでも御伴仕るべしとて、畏つて有りければ、三位中將、自害をもし給はず、遠淺なれば海にも入り給はず、立煩ひ給ひたりけるを、家長つと寄り、我馬に搔乗せ奉り、指繩にて鞍のしづむにしめ



付けて、我身は乗替に乗りてぞ歸りにける、其勳功の賞には、陸奥國しつしと云ふ所を給ひけり、多くの人の中に重衡卿一人虜られ給へる事、大佛焼失の報にや、重衡は、只七歩の命を恨み、纒に一旦の死を通れ、顔を都鄙に曝し、名を遠近に辱めけり、去ぬる比東大寺大佛上人の夢に、我右の手急ぎ鑄成すべし、敵を討たせんが爲なりと示し給ふと見ければ、急ぎ鑄奉りてけり、去ぬる七日右の御手成り給ひけるに、彼の卿虜れける事、測り知りぬ、大佛の御方便なりと云ふ事を、末代なりとは雖も、靈驗まことにいちじるしくぞ覺えける、さても後藤兵衛尉守長は、逸物に乗りたりける甲斐ありて、命ばかりは生きにけり、後には熊野法師に尾張法橋と云ひける者の後家の尼に後見してぞありける、彼の尼訴訟有りて、後白河法皇の御時、傳奏し給ふ人の許へ參じたりけるに、人是を見て、三位中將のさばかりいとほし給ひしに、一所にて如何にも成るべき者が、さもなくて、さしもの名人の、思ひ懸けず尼公の尻舞して、晴の振舞こそ人ならねと、惡まぬ者こそなかりけれ、又人の云ひけるは、剛臆も賢愚も世を治むるはかりごと、命を助くる有様、とりくの心ばせ、争か是非を辨へん、弓矢を取る身が、前には不覺とも云ふべけれど、命を惜む時は臂を折りし様も有るぞかし、されども此守長は歌の道

にはやさしき者にて、帝までも知し召したる事なり、一年一院(後白河院)鳥羽の御所に御幸有りて、御遊有りき、比は五月の廿日餘の事なり、卿相雲客列參あり、重衡卿も出仕せんとて出立ち給ひけるが、卯の花に郭公書きたる扇紙を取出で、きと張りて進せよとて守長にたぶ、守長仰せ奉つて急ぎ張りける程に、分廻をあし様に充て、郭公の中を切り、僅に尾と羽ささばかりを残したり、誤しぬと思へども取替ふべき扇もなければ、さながら是を進する、重衡卿かくとも知らず出仕し給ひて、御前にて披きて仕ひ給ひけるを、一院叡覽ありて、重衡の扇を召されけり、三位中將始めて是を見給ひつゝ、畏りてぞ候はれける、御誼再三に成りければ、御前に是を聞かれたる物哉、何者が所爲にて有るぞとて打咄はせ給ひければ、當座の公卿達も、誠にをかき事に思ひ合されたり、三位中將も苦々しく恥恐れ給へる體なり、退出の後守長を召して、深く勘當し給へり、守長大に歎き恐れて、一首を書進す、五月やみくらはし山の郭公姿を人にみするものは、と、三位中將此歌を捧げて御前に參り、しかと奏聞し給ひたりければ、君、さては守長が此歌よまんとて、態との所爲にやと叡感あり、ためしなきに非ず、能因入道が、

都をば霞と共に出でしかど秋風ぞ吹く白川のせきと讀みたりけるを、我身は都に有りながら、いかゞ無念に此歌を出さんとて、我妻の修行に出でぬと披露して、人に知られず籠り居て、照る日に身を任せつゝ、色を黒くあぶりなして後に、陸奥國の方の修行の次に、白川關にて讀みたりとぞ云ひひろめける、又待賢門院の女房に加賀と云ふ歌よみ有りけり、是

兼てより思ひし事ぞふし柴のころばかりなる歎せんとはと云ふ歌を讀みて、年比持ちたりけるを、同じくはさるべき人に云ひ昵びて、忘れられたらん時よみたらば、勅選なんどに入らたらん面も優なるべしと思ひけり、さて如何したりけん、花園大臣に申しそめて、程経つゝ、かれく成りにけり、加賀思ひの如くにや有りけん、此歌を進せたりければ、大臣いみじく哀におほしけり、世の人、附子柴の加賀とぞ云ひける、さて思ひの如く千載集に入りけり、守長もかくしも有るらんと覺束なし、秀歌なりければ、鳥羽の御所の御念珠堂の杉の障子に彫付けられて、今にあり、されば賢さも賤しきも讀むるも毀るも、とりくなるべしとぞ申しける、

忠度通盛等最後の事

薩摩守忠度は生年四十一、色白くして髯黒く生ひ給へり、赤地錦の直垂、黒絲絨の鎧に、冑をば着給はず、立烏帽子ばかりにて、白鴉毛の馬に遠雁を文に打ちたる鞍置きてぞ乗りたりける、かるも河、須磨、板宿を打過ぎつゝ、渚に付いてぞ落ち給ふ、武藏國の住人に岡部六彌太忠澄、十餘騎の勢にて鞭を打つて追懸けて、爰に西を差して過ぎ給ふは敵か味方か、名乗れと云ふ、是は源氏の軍兵ぞと答へて、いと、駒を早めて落ち給ふ、味方には立烏帽子に鐵付けたる人はなき者を、是は一定平家の大將軍にこそと思ひて、追ひて懸る處に、源次、源三、百兵衛と云ふ侍共、中を塞ぎて防ぎけり、彼等三人をば郎等に打預けて、なほ進みけり、熊王と云ふ童主を延さんと、命を棄て、戦ひけり、熊王は敵一人切殺して、我身も爰にて討たれにけり、源次、源三、百兵衛も、太刀の切鋒打ちそるへて散々に振舞ひけるが、敵二人討取つて餘多に手負はせ、三人一所に亡びにけり、今は忠度一人に成り給ひたりけるを、忠澄馳並べて引組んで落つ、六彌太上に成る、忠度は赤木の柄に銀の筒金巻きたる刀を抜きまうけておはしければ、六彌太を三刀までぞ突き給ふ、馬の上にて一刀、落ちさまに一刀、落付きて一刀、隙ありとも見えず、一二の刀は鎧の上を突き給へば、手も負はず、三の刀に胸板を

突きはしらかし、領の下片頬加へに、つと突き貫く、忠澄既に  
と見えけるに、郎等落合ひて、薩摩守をみしと切る、射鞣を以  
て合せ給ひたりければ、馬手の腕射鞣加へに打落さる、忠度  
今は叶はじと思召しければ、上なる六彌太を持興して片手に  
提げ、このけ、念佛申して死なんとて投げ給へば、弓長二長  
ばかり投げられて、忠澄と走りて安堵せず、其間に忠度は、  
鎧の上帯切り、物具脱捨て、端座して西に向ひ、念佛高聲  
に唱へ給ふ、其後忠澄太刀を抜寄せければ、今は汝が手に懸  
りて討たれん事子細なし、暫く相待ちて最後の念佛申さんと  
宣へば、忠澄畏りて、抑君は誰にて渡らせ給ひ候ぞと問ひけ  
れば、薩摩守、己は不覺人や、何者ぞ、名乗れといはゞ名乗  
るべきか、景氣を以て見も知れかし、己に會ひて名乗るまじ、さ  
りながら最後の暇えさせたるに、己はよき敵取りつる者ぞ、同  
じ勳功と云ひながら、必ずよき勳賞に預りなんとて、最後の十  
念高聲に唱へつゝ、はやとくと宣ひければ、六彌太進み寄りて  
頸を取る、脱捨て給へる物具とらせけるに、一卷の巻物あり、  
取具して、頸をば太刀の切鋒に貫きて指上げつゝ、陣に歸り  
て、是は誰人の頸ならん、名乗れと云ひつれども、しかゞとて  
名乗らざりければ、如何なる人とも見しらざりけるに、巻物を  
披き見れば、歌ども多く有りける中に、旅宿花と云ふ題にて

一首あり、  
行暮れて木の下蔭を宿とせば花や今夜の主ならまし  
忠度と書かれたりけるにこそ、薩摩守とは知りたりけれ、此人  
は、入道の弟公達の中には、心も剛に身も健に御座しけれど  
も、運の極に成りぬれば、六彌太にも討たれにけり、勳賞の時  
は、六彌太神妙なりとて、薩摩守の知行の庄園五箇所を給  
ひて、勳功に誇りけり、

越前三位通盛は、紫地錦の直垂に、萌黄に澤潟緘したる鎧  
に、連錢葦毛の馬に乗つて、湊河の端を下りに落ち給ふ、團  
扇の旗指して、兒玉黨七騎にて追懸け奉る、三位幾程命を  
生さんとて、鞭をあて、ぞ落ち給ふ、然るべき運の極にや、馬を  
逆さまに倒して、頸へ抜けてぞ落ち給ふ、兒玉黨いまた追付  
かざりけるに、近江國佐々木庄の住人木村源三成綱と云  
ふ者、落合ひて組んでけり、兩鼠木の根を噛む、其木たふれば、  
毒龍底に在つて、害を成さんとする喩あり、兒玉黨追懸けた  
り、佐々木待得たり、實通れがたくぞ見え給ふ、三位上に成  
り給ふ、源三驛返さんくとしけれども、三位力増りなりけれ  
ば、抑へて更に働かさず、刀をぬき、源三が頸を搔けどもく  
落ちず、持上げ是を見給へば、鞘ながら脱きたれば切れざりけ  
り、源三成綱は、紀中將成高の四代の孫木村權頭が子息

なり、佐々木庄に居住したりけるが、本は小松大臣に奉公せ  
し程に、おくれ奉りて後は新中納言殿に付き奉りければ、平  
家の人々には見馴れ奉りたり、源平の合戦に佐々木源三  
秀能が子息等皆關東へ下りける間、源三成綱も近く鎌倉  
へ下りけり、軍兵に催ほされて上りたれば、越前三位とも組み  
奉る、成綱叶はじと思ひければ、下に臥しながら、誰やらんと  
思ひ奉り候へば君にて渡らせ給ひけり、知り進めて候はん  
は、争でか近く参り寄るべけん、年比平家に奉公の身なれば、  
味方へこそ参るべきにて侍りつるに、心ならず親む者共に詐  
し下されて、今戰場に驅向けられたり、何れの味方も疎の御  
事は候はねども、殊に見なれ進めて、御昵まじく思ひ奉る、只  
今かく組まれ進せぬる事よ、同じくは人手に懸りなんより嬉  
しくこそと申す、二位は、誰もさこそは思へ、年比日比見馴れ  
し者なれば、不便にも思へども、軍の道は力なし、今斯様に申  
すを聞けば、實にさこそ思ふらめとて躊躇ひ給ひける程に、佐  
々木五郎義清、主従五騎にて波打際を歩せ來る、成綱是  
を見て、五郎はよも見放たじ者ぞと思ひて、三位の案じ煩ひ  
たる處に、太刀の柄と箆とにかせいで、甲の透間の有りけるよ  
り、源三刀をぬき、三位を二刀さす、刺されて弱り給ひけるを、  
力を入れて驛返し、起しも立てず懸て三位の首を取る、此間

に源三が郎等二人、三位の侍三騎、互に主を育みて、爰に  
て五人亡びにけり、源三、三位の首を取り、郎等に項の重き  
はいかにと問ふ、劍を負ひ給へりと云ふ、三位の刀を取りて見  
れば、鞘ながら搔きたれば、鞘尻二寸ばかり碎けて、刀の鋒二  
寸入りて、其劍にてぞ在りける、源三成綱は、左の手にて領  
さへ、右の手に首を捧げて陣に歸る、ゆゑしくぞ見えたりけ  
る、  
藏入大夫業盛は、今年十七に成り給ふ、長絹の直垂に、所  
々菊閉して、緋緘の鎧に、連錢葦毛の馬に乗り給へり、味方  
には離れぬ、いづちへ如何に行くべしとも知り給はざりければ、  
渚に立ちて御座しけるを、常陸國の住人泥屋四郎吉安と  
組んで落ち、上に成り下に成り、ころびける程に、古井の中へ  
ころび入りて、泥屋は下になる、兄を討たせじとて泥屋五郎  
落重つて、大夫の冑のしころに取付きて、ひかんくとしけれ  
ば、大夫頭を強く振り給ふに、冑の絡を振切る、五郎冑を持  
ちながら、二尋ばかりぞ投げられたる、されども手負はざりけれ  
ば、起上つて業盛の首を取る、兄をば井より引立てたり、十七  
歳の心に、よく力の強くおはしけるにやと、人皆是を惜しみけ  
り、

熙卷

知盛戰場を遁れ船に乗る事

新中納言知盛卿は濱へ向つて落ち給ひけるを、武藏の國司にて御座せしに見知り奉りたりけるにや、兒玉黨團扇の旗指して、三騎をめきて追懸け奉る、爰に落ち給ふは、大將軍とこそ見進せ候へ、如何にまさなく後を見せ給ふぞとて、無下に近付き寄りければ、中納言の侍に鹽物太郎頼賢は究竟の弓の上手、能引き放つ矢に、旗指頭の骨を射させて馬より落つ、二騎の者共鏝を傾けて打つて懸る、中納言危く見え給ひければ、御子武藏守知章中に隔て、引組みて落ち、取つて押へて頸を掻く、敵の重落ち重つて武藏守をば刺してけり、鹽物太郎頼賢弓矢をばからと棄て、落合ひ童が首を取る、頼賢は主の首と童が頸と取具して馬にのらんとしけるが、膝の節を射させ、今は最後と思ひければ、人手にかゝらんとて腹搔切つて死にけり、其紛に新中納言は井上と言ふ究竟の馬に乗り給ひたりければ、海上三町ばかり游がせて、船に乗り移りて助かり給ひにけり、知章は忽ち勇兵の首を獲て専ら壯士の名を顯し、遂に父の死を救ひ永く己が命を亡す、船には馬

立つべき所なかりければ、舟のせがひより馬の頭を磯へ引向けて、一鞭あてたれば、馬は遊ぎ返りけり、阿波民部大夫成良が、あの御馬射殺し給へ、敵の物に成りなんと申しけれども、中納言は、敵の馬に成るとも、如何我命を助けたらん馬をば殺すべきとて、遺惜しげにぞおはしける、馬は渚に遊ぎ上り、鹽々とぬれて、年來の好を慕ひつゝ舟の方を見返りて、三度嘶きたりけるこそ、畜類なれども哀なれ、此馬は、中納言の武藏の國司にておはしける時、當國河越よりまゐりたりければ、名をば河越の黒とぞ申しける、餘りに秘藏し給ひて、馬の爲に月に一度太山府君の祭をせられける、其驗にや、馬の命も四十に成りけり、我御身も今度助けられ給ひぬ、九郎御曹司此馬を院の御所へ進せたりければ、開ゆる名馬なりとて、御厩にぞ立てられける、

平家公達の最後 並首共一谷に懸くる事

修理大夫經盛の子に若狹守經俊は、兵庫の浦まで落延び給ひたりけるを、那和太郎に組んで、討たれ給ふ、同經盛の末子に無官大夫敦盛は、紺錦の直垂に、萌黄匂の鎧に白星の冑著て、滋籐の弓に十八指いたる護田鳥の毛

の矢、鶴毛の馬に乗り給ひ、只一騎新中納言の乗り給ひぬる舟を志して一町ばかり游がせて、浮きぬ沈みぬ深み給ふ武藏國の住人熊谷次郎直實は、哀よき敵に組まばやと渚に立ちて東西伺ひ居たる處に、是を見付けて馬を海にさふと打入る、大將軍とこそ見奉れ、まさなくも海へは入らせ給ふ者哉、返し給へや、かく申すは日本第一の剛の者熊谷次郎直實と云ひければ、敦盛何とか思はれけん、馬の鼻を引返し、渚へ向けてぞ游がせたる、馬の足立つ程に成りければ、弓矢をば抛捨て、太刀を抜き額にあて、をめき上り給ひけるを、熊谷待受けて、上げもたてず水鞠さど蹴させつゝ、馬と馬とを馳せ並べて取組み、浪打際にとどろと落つ、上に成り下になり二度三度は轉びたりけれども、大夫は幼若なり、熊谷は古兵なりければ、遂に上に成る、左右の膝を以て甲の袖をむすど抑へたれば、大夫少しも働さ給はず、熊谷は腰の刀を抜き出し、既に頸をかゝんとて、内冑を見ければ、十五六ばかりの若上臈薄化粧に鐵黒なり、にこと笑ひて見え給ふ、熊谷は、あな無慙や、弓矢取る身は何やらん、是程若く厳しき上臈にいづこに刀を立つべきぞと、心弱くぞ思ひける、抑も誰の御子にて渡らせ給ふぞと問ひければ、只とく切れとぞ宣ひける、斬り奉りて雑人の中に捨置き進せんも便なく侍り、うさふしも知らぬ東國の

夷下臈に逢うて名乗るまじと思召さるゝか、それも理に侍れども、存する旨有りて申すなりと云ふ、大夫思はれけるは、名乗りたりとも名乗らずとも遁る可きに非ず、但し存する旨とは勳功の賞を申さん爲にこそ有るらめ、組むも切らるゝも先世の契、誓をば恩にて報するなり、さあらは名乗らんと思ひつゝ、存する旨の有るなれば聞かすぞ、是は故太政入道の弟に修理大夫經盛と云ふ人の末の子、未だ無官なれば無官大夫敦盛とて、生年十六歳に成るなりと宣ひけり、熊谷涙をばらゝと流しけり、あな心憂の御事や、さては小次郎と同年にや、實に左程ぞ御座すらん、岩木をわけぬ心にも子の悲みは類なし、況や是程わりなく厳しき人を失ひ奉りて、父母の悶えこがれ給はん事の哀さよ、中にも小次郎と同年に成り給ふなるいとほしきよ、助け奉らばや、又御心も猛き人にておはしけり、日本第一の剛の者と名乗るに、落武者の身として此年の若きに返し合せ給へるも大將軍と覺えたり、是は公軍なり、あな惜しや、如何せんと思ひ煩うて暫し押へて案じけるに、前にも後にも組んで落ち、思ひくゝに分捕しける間に、熊谷こそ一谷にて現に組みたりし敵を逃して、人にとられたりといはれん事、子孫に傳へて弓矢の名を折るべしと思ひ返して申しけるは、よにも助け進せばやと存じ侍れども、源氏陸に充滿ちた

り、迎も通れ給ふべき御身ならず、御菩提をば直實能くく訪ひ奉るべし、草の陰にて御覽せよ、疎略努々候ふまじとて、目を塞ぎ齒をくひあはせて涙を流し、其首を搔落す、無慙と云ふも愚なり、敦盛死を恐れず心を降さず、幼齡の人たりと雖も頗る凡庸の類に非ざりけり、平家の人々は、今討たれ給ふまでも情をば捨て給はず、此殿、軍の陣にても隙には吹なんとおぼしけるにこそ、色なつかしき漢竹の笛を、香もむつまじき錦の袋に入れて、鏡の引合にさゝれたり、熊谷是を見奉り、いとほしや、此程も城の中に、此曉も物の音の聞えつるは、此人にて御座しけり、源氏の軍兵は、東國より數萬騎上りたれども、笛吹く者は一人もなし、如何なれば平家の公達は斯様に優には御座すらんとて、涙を流して立ちたりけり、彼の笛と申すは、父經盛笛の上手にて御座しけるが、砂金百兩宋朝に渡されて、よき漢竹を一枝取寄せ、殊によき兩節の間を一節取り、天台座主前の明雲僧正に仰せられて、秘密瑜伽の壇に立て、七日加持して、秘藏して彫られたりし笛なり、子息達の中には敦盛器量の仁なりとて、七歳の時より傳へて持たれたりけり、夜深くる儘にささげれば、さぞと名付けられけるなり、熊谷は笛と頸とを手を捧げ、子息の小次郎が許に行き、是を見よ、修理大夫殿の御子に無官大夫敦盛とて、生

年十六と名乗り給ひつるを、助け奉らばやと思ひつれども、汝等が弓矢の末を顧みて、かく憂目を見る悲しさよ、縦ひ直實世になきものと成りたりとも、噫畏後世弔ひ奉れと云ひ含め、其よりして熊谷は彌發心の思ひ出來つ、後は軍はせざりけり、但馬守經正は大夫敦盛の兄なり、赤地錦の直垂に、鎧は態と著けざりけり、身を軽くして落ち給はん料にや、小具足ばかり、長覆輪の太刀を帶き、黄駱馬に乗り、侍一人も具し給はず、大藏谷へ向て落給ふ、是は武藏國住人城四郎高家といふ者也、こゝに落ち給ふは平家の公達と見奉る、返し合せて組み給へやくと申し懸けて追うて行く、經正きつと見返して、逃ぐるには非ず、己を嫌ふなりとて馬を早む、高家腹を立て、まさなき殿の詞哉、軍の習は、上下を嫌はず向ふ敵に組むは法なり、其儀ならば虜にして恥を見せよ、打てや者共くとて、主従三騎鞭をあて、追うてかゝる、今は叶はじと思ひ給ひければ、馬より飛下り、腹搔切つて臥し給ひにけり、高家落合ひ、首を捕つて見れば、たぶさに物を結付たり、軍終りて人にて是を問ひければ、梵字の光明真言なり、其真言の奥に、縦ひ朝敵と成つて頸をば渡さるゝとも、此真言をば必ずたぶさに結付けるべしとぞ書かれたる、哀にぞ覺えける、首を渡される時間えけるは、此經正は仁和寺の守覺法親王

の年比の御弟子にて、都を落ちし時彼の宮に参りて御暇を申しけるに、宮哀と思召し、御自筆にあそばして給ひたりける真言なり、哀なりとて結付たりける、定にして頸をば渡されけるなり、獄門の木に懸けられて後、御室より申されて、骨をば高野に送られて、様々御追善有りけるなり、土砂加持の功德なほ無間の苦を免るといへり、況や即身に受持てらんに於てをや、師資の契は多切の因縁といへり、誠なるかな此事をや、  
備中守師盛は、軍場をば遁れ出で、小舟に乗つて漕を漕がせて助船に移らんとおぼしける程に、武者一人高岸に立ちて云ふ、あれは備中守殿の御舟と見進す、是は薩摩守殿の御内に豊島九郎實治と申す者にて侍り、助けさせ給へやと云ひて招きければ、只一人なり、それ乗れよと宣ふ、水手等御船狭く小く候、如何と申しけれども、只寄せて乗せよと仰せられければ、漕寄せたり、實治は大の男、而も鎧著ながら、高岸より力を添へて飛乗る、船はたに飛懸りて船を踏傾けたるを、のり直さんくとしける程に、踏返して皆海に沈みにけり、師盛は浮上りたりけるを、伊勢三郎義盛熊手に懸けて引上げ、首を取りてけり、  
異本には、大臣御乳人子に清九郎馬允と名乗りて、舟を

覆すと云云、一谷にて討殘されたる平家の人々、船にこみ乗り、波にゆられて、浮きぬ沈みぬ、有るか無きかに漂ひけり、  
新中納言、大臣殿に申されけるは、武藏守にも後れぬ、頼賢も討たれぬ、長家、有國などもよも生き侍らじ、心細くこそ候へ、只一人持ちたる子が、父を助けんとて敵に組むを見ながら、親の身にて子を育む心なく、落延ひたるこそ、命はよく惜しき者哉と、身ながらもうたたく覺え候へ、人々の思召さんも恥かしくこそとて、さめくと泣き給ふ、大臣殿は、武藏守は心も剛に手もき、よき大將軍にておはせし者を、あな惜しやとて、御子の右衛門督を打見給ひ、今年は同年にて十七ぞかして、涙ぐみ給ひければ、人々も皆袖を絞りける、家長とは伊賀平内左衛門、有國とは武藏三郎左衛門なり、此等は新中納言の一二の者にて、命にも替り一所にて如何にもならんと契深かりければ、中納言も子息の武藏守と同じく惜み給ひける侍どもなり、  
九郎義經は、一谷に棹結渡して、宗徒の首共取懸けたり、千二百とぞ注したる、大將軍には、越前三位通盛、(門脇の子)、藏人大夫業盛(同子)、薩摩守忠度(入道の弟)、武藏守知章(新中納言子)、備中守師盛(小松殿子)、若狭守

經俊、但馬守經正、無官大夫敦盛(已上三人は修理大夫の子)、侍には、越中前司盛俊、伊賀平内左衛門尉家長、武藏三郎左衛門有國已下、京都邊士の輩、四國西國の者共なり、其外は、さのみ名を注すに及ばず、箭にあたり劍に觸て巷に臥す族、一谷の城郭の内、東西の城戸の邊、死人の多き事、麻を散せるが如くなり、水に溺れ山に隠れし者は、幾千萬と云ふ事を知らず、主上、女院、二位殿、内大臣、平大納言已下、並に人々の北の方、御船に召して、まのあたり是を御覽せらる、いかばかりの御事思召しけん、推量られて哀なり、翠帳紅閨、萬事の禮法引替へて、船中波の上、一生の悲み、喩へん方こそ無かりけれ、親は浪の上に漂ひ、子は陸の砂に倒れ、妻は船の中に焦れて夫は渚の側に亡びぬ、友を忘れ主を忘れても片時の命を惜み、兄を奇みて、弟を奇むも、しばしの身をぞ蓄へたる、小水の魚の沫に惚か如く、客舎の羊の屠所に歩むに似たり、いつまで命を生きさんとて、各身をぞ惜みける、討漏されたる人々は、水手楫取八重の鹽路に棹して、波にぞゆられ給ひける、或は生田沖を漕過ぎて、雀の松原、毘陽の松、南宮の沖を沖懸けに紀伊の地へ移る船もあり、或は蘆屋の沖に懸りて九國へと急ぐ船もあり、鳴戸沖を漕過ぎて、屋島へ渡る船もあり、明石浦の浪間より淡路の狹

迫を漕過ぎて、島隠れ行く船もあり、未だ一谷の沖に漂ひて、波にゆらるゝ舟もあり、霜枯の小竹が上の青翠、紫野に染返し、細谷川の水の色、薄紅にて流れたり、汀の波、湊の水錦を濯ふに似たりけり、

熊谷敦盛の首を送る附近状の事

熊谷次郎直實は、敦盛の頸をば取りたれども、嬉しき事をば忘れて、只悲みの涙を流し、甲の袖を濡しけり、情事の有様を案ずるに、愚なる禽獸鳥類までも子を思ふ道は志深し、焰の中に身を亡し、矢さきに當つて命を失ふ事も、子を思ふ情に有り、人倫争か憐まざらん、弓矢取る身とて、なにやらん子孫の後を思ひつゝ、他人の命を奪ふらん、蜻蛉の有るか無きかの身を以て、何思ふべき世の末を、是程に若く嚴しき上臈を、失ひ歎き給ふらん父母の心の中こそいとほしけれ、縦ひ勳功の賞には預らずとも、此首遺物返し送り、今一度替れる貌をも見せ奉らばやと思ひければ、實檢にも合せ、懸頸にもしたりけれども、大將軍に申し請けて、馬鞍甲冑弓矢漢竹の笛一も取落さず、一紙の消息に相具して、敦盛の首をば父修理大夫へぞ送りける、其状に云く、

直實謹言上、不慮奉參會、此君之間、挿吳王

得勾踐、秦皇遇、燕丹之嘉、直欲決勝負之刻、依拜容儀、俄忘怨敵之思、忽拋武威之勇、利加守護、奉供奉之處、大勢襲來之間、始雖辭源氏、參平家、彼多勢也、此無勢也、樊噲之威還縮、養由之藝速約、爰直實適稟生於弓馬家、幸眩武勇、於日域廻謀、落城靡旗、虜敵雖天下無雙之得名、如螳螂合力、而覆車、螻蟻一心、而穿岸、怒挽弓、放箭、空被奪、愚命於同軍之戟塵、覃子憂名於傍輩之後代、自他背身之本望、非家之面目、然問奉仰此君、御素意之處、早賜御命、可訪菩提之由、依被仰下、乍抑落淚、不謀而賜、御頸畢、恨哉此君、與直實奉結緣於惡世、悲哉宿運久萌、至今成怨酬之害、雖然、翻此逆緣者、爭互截生死之糺、不成一荷之實哉、然則偏卜閑居之地形、懇可奉祈、御菩提、直實所申、眞僞、定後聞無、其隱候、歎以此趣、可有洩、御披露候、恐惶謹言、

二月十三日

直實狀

進上 平左衛門尉殿

とぞ書きたりける、

修理大夫經盛は、此頸遺物を送り得て、夢か現か分兼ねて、物も覺えず泣き給ふ、公達あまた御座しけれども、此殿は末の子にて、殊に憐み給ひつゝ、前にて生立てて、みめも心も世に有り難き人にて、分くる方なく思はれしに、軍場に出で、其後、敵にや取られけん、深き海にや沈みけん、通れて餘所にや有らんと、其行末を知り給はねば、忍の涙を拭ひて、神に祈り佛に誓ひて、存命せるか死せるか、知らばやと思はれけるに、今は不審は暗れたれども、見ては歎ぞ増りける、生しき首を膝の上に搔載せて、如何にや、敦盛よ、かゝる貌をみする事こそ悲しけれとて、流るゝ涙は雨の如し、前に候ひける女房も兵も、只夢の如くに思ひつゝ、袖をのみこそ絞りけれ、使の侍も心元なしとて、泣くゝ返事せられけり、其状に云く、

敦盛并遺物等給候畢、此事自出花洛之古郷、漂西海之波上、以降兼所存也、今非可驚、故望戰場之上者、何有再歸之思哉、盛者必衰者無常之理也、老少前後者穢土之習也、然而爲親爲子、先世之契不淺、釋尊愛羅睺之存、樂天悲一子之別、應身權化猶以如此、況凡夫爭不歎哉、而去七日、自討立于戰場之朝、迄于後旅船之暮、其面影未放身來燕

之聲幽歸鴈之翅空死生無告者而迷行方  
存亡聞音信而知由緒仰天伏地訴之碎心  
焦肝祈之偏仰神明之納受併待佛陀之感  
應之處於七日之內今見此之貌佛神之效  
驗有誠而不虛內哀傷徹骨外感淚洒袖生  
而不劣再來蘇而相同重見抑非貴邊芳恩  
者爭今得相見哉一門風塵猶捨退況於軍  
徒怨敵人乎訪和漢兩國之儀顧古今數代  
之法未聞其例此恩深厚須彌願下蒼海還  
淺進酬自過去遠々退難報未來永々者歎  
萬端雖多難盡筆紙謹言

二月十四日

左衛門尉平公朝

熊谷次郎殿 御返事

とぞ書かれたる

直實は此返事を給つていと涙を流しつゝ、爲方なくぞ思ひける、穢土の習を悲みて遁ればやと思ひけるが西國の軍鎮りて、黒谷の法然房に参りつゝ、鬘を切り、蓮生と名を付けて、終に世をこそ背きけれ

### 小宰相局附慎夫人の事

は、思ひ寄らざる御事なり、當時女院の御方に候はせ給ひて、片時も御前を立離させ給はぬものと申しければ、一筆の文までも叶ふまじき歎と問ひ給へば、それは何か苦しく侍るべきと申す、さらばとて御文あり、

吹送る風のために見てしより雲間の月に物思ふかな

と書きて奉る、小宰相は、人を見つらん、淺猿や、思ひ懸けずとて返事なし、此を便として三年が程、書盡きぬ水莖の數積れども、終に返事なかりけり、通盛、御所の舍人を語らひて、御文を書きて、是を持ちて小宰相局に奉りて、散らぬ所に打置けとて給ひてけり、舍人御文を給りて隙を伺ひけるに、局女院の御所へ参り給ひけり、折節御所近く成つて車の物見より投入れて、使ははや失せにけり、小宰相局、車の内にて忍び騒ぎ給ふ、是れは如何なる人の傳ぞやと宣へども、御伴の者も知らずと申しければ、大路に捨てんも流石なり、車に置かんもつゝ、ましく思ひ煩ひ、いかにすべき様もなく、袴の腰に挟みて御前へ参らせ給ひぬ、隙なき御遊に打紛れて御座しける程に、女院の御前にしも此文を落し給ひにけり、女院、御衣の御袂に引隠させ御座して、御遊の後、女房達の中にて、かゝる文を求めたり、主誰ならんと仰せければ、我もく知らずと申させ給ひけるに、小宰相局ゆゑしく淺猿氣なる有様にて、

あきれてぞ見え給ふ、女院、此文を取出させ給へば、妓爐の煙に薰りつゝ、香もなつかしき匂あり、手跡もなべてならず殿しく、筆の立所もめづらかなり、

我戀は細谷川の丸木橋ふみ返されてぬる、袖かな

踏返す谷のうき橋浮世ぞと思ひしりてもぬる、袖哉

難面き御心も、今は中々嬉しくてなんと書きたり、是は逢はぬを恨みたる文なり、何と思ひなるべき人やらん、左衛門佐の申すとは聞召し、かども、細かには知し召さず、あまりに人の心づよきも譬となる者をや、此世にはまのあたり青鬼と成りて身を徒らになし、又後世の障ともなる、今の世には又獨行く道にしても合せて、情なき事を宛とも申し傳へ侍り、人をも身をも鬼になして何にかせん、繫念無量劫とかやも罪深し、中比小野、小町と云ひけるは、容顏人に勝れ、情の色も深かりければ、見る人も聞く人も、肝を働かし心を傷しめぬはなかりけりされども其道には心づよき名を取りたりけるにや、人の思ひの積りつゝ、はては風を禦く便もなく、雨を漏さぬわざもなし、空に陰らぬ月星を涙にやどし、人の惜む者を強ひて乞ひ、野邊の若菜摘みて命を繼げるには、青鬼こそ床をば並べける、一夜の契何か左程苦しかるべきとて、女院御自ら御硯引寄せ御座して、

たゞ懇め細谷川の丸木橋ふみ返しては落つる習ひぞ  
 谷水の下に流れて丸木橋ふみ見て後ぞ悔しかりける  
 と遊ばして、女院御媒にて渡らせ給へば、力及ばで終に靡き  
 給ひにけり、仙宮の玉妃、天地を兼て契りけん深き志も床し  
 くて、雲の上の御遊にも、今はすましからぬ程のなからひなり、  
 かくて馴初め給ひて日比へけるに、通盛或る女房に心を移  
 して、かれくになりければ、小宰相局かくぞ怨みやり給ひけ  
 る、

吳竹の本は逢ふ夜も近かりき末こそ節は遠ざかりけれ

本より悪くからざりける中なれば、通盛此文にめで給ひ、互に  
 志淺からずして、年比にもなり給ひければ、是までも具し下り  
 給ひけり、

昔漢の文帝、上林園に御幸あり、慎夫人といへる女御座  
 を並べて御座ます、袁盎と云ふ臣下、夫人の座を退く、  
 帝御氣色かはり、夫人嘆れる色あり、袁盎畏つて申す、公  
 に后御座す、又妾御座す、妾は座を並べざれども、后は席  
 を一にす、夫人は妾にして后に非ず、何ぞ公と床を共にせ  
 ん、昔の人疑がためしを思ひ知り給へと云ひければ、夫人  
 此言を悟り得て、袁盎が賢心を歎じ給ひ、金五十斤を給  
 ふといへり、迎へるを妻といひ、走れるを妾と云ふ本文あり、

越前三位通盛も此事を思ひ知り給ひけるにや、大臣殿の  
 娘は妻室なり、夫婦の契におはしければ、小宰相局は假初の  
 昵なり、妾にてぞ御座しける、一つ御船には住み給はで、別の  
 船に宿し置き奉り、三年の程波の上に漂ひ、時々事を問ひ  
 給へり、中々情ぞ深かりける、軍より先に三草山の假屋へ呼  
 び奉り給ひけり、旅寝の空の草枕、今こそ最後と知り給へ、  
 三位の侍に宮太瀧口時員と云ふ者あり、一谷の合戦に討  
 漏されたりけるが、船の中に参りて申しけるは、三位殿は、湊  
 川の下にて、近江國住人佐々木の一黨木村源三成綱と  
 云ふ者が手にかゝりて討たれさせ給ひぬと、泣く泣く語り申し  
 ければ、北の方は、露物も仰せられず、兼て思はぬ外の事の様  
 に引きかづき臥し給ひて後は、枕も床も浮きぬばかりぞ泣き給  
 ふ、今度討たれ給へる人々の北の方、いづれも歎き悲み給へ  
 る有様、疎なりとも見えざりけれども、是は理にも過ぎ給へり  
 乳母子成りける女房の、只一人付き奉りたりけるも、同じ枕  
 に臥し沈みたりけるが、涙を押へて申しけるは、今は如何に思  
 召すとも甲斐あるまじ、御身々とならせ給ひて後、御さまをも  
 替へ後世をも弔ひ進せさせ給へ、斯る浮世の習なれば、始め  
 て驚き思召すべからず、御身一の事なりとも如何はせん、人々  
 の北の御方も皆かくこそなと慰め申しけれども、只泣くより

外の事なし、返事をだにもし給はず、一定討たれぬとは聞き給  
 ひけれども、若しや生きて歸ると待ち給ひけるに、日數經て四  
 五日にも成りぬ、一谷は七日に落されたりけるに、十三日ま  
 でぞ臥し沈み給へる、明くる日十四日に屋島の磯へ付くべし  
 と聞えける其夜、人定まりて乳母子の女房に宣ひけるは、三  
 位は討たれたり人毎に云ひつれども、餘の人々もかなたことな  
 たに落散り給ひぬと聞けば、さもや有らむと思ひて、誠とも思  
 はざりつるが、此曉よりはげにもさも有らんと思ひ定めたるな  
 り、其故は、明日打出でんとての夜は、終夜いつよりも心細き  
 事どもを云ひ續けて涙を流しつゝ、如何にも我は明日の軍に  
 討たれんと覺ゆるぞ、されば後にいかなる有様にてか世に  
 もおはせんずらんと思ふこそ心苦しけれ、世の習なれば、さては  
 よもおはせじな、如何なる人に見え給はんずらん、そも心憂な  
 ど云ひしかば、いかにかくは宣ふやらんと、心騒して覺えしかど  
 も、必ずしもかゝるべしとは思はざりしに、けに限にて有りける  
 事の悲しきよ、生きて物を思ふも苦しければ、水の底にも入り  
 なんと思ふなり、是まで付き下りて、一人残り居て思はん事こ  
 そいとほしけれ、故郷に待聞きて歎き給はんも罪深けれども、  
 此世に存へて有るならば、心の外の事も有るぞかし、なき人の  
 魂、草の陰にて見んもうたてかるべし、如何なる男なれば、蓬

が袖にも後れじとは契りけるぞ、如何なる女なれば、難面く殘  
 り居て歎くべきぞ、たゞならず成りたる事を其夜始めて知らせ  
 たりしかば、斜ならず悦びて、我三十に成りぬれども未だ子の  
 なかりつるに、始めて見ん事は嬉しけれども、かくいつとなき船  
 の中波の上の住居なれば、身々とならん時も、通盛いかゞはせ  
 んずると、只今あらんずる事の様に歎きしぞや、はかなかりける  
 兼言哉、中々何しに知らせけんとして、涙も關敢へず泣き給ひ  
 ければ、乳母子の女房思ひけるは、日比は泣き給ふより外の  
 事なくて、墓々しくものも宣はざりつるに、かく細やかに來し方  
 行く末の事まで、口説き給ふこそ怪しけれにも千尋の底ま  
 でも思ひ入り給はんずらんと、胸打騒ぎ申しけるは、水の  
 底に入らせ給ひたりとも、戀しき人を見奉るべきに非ず、今  
 は云ふに甲斐なき御事なり、其よりは只平かに身々とならせ  
 給ひて後、をさなき人を生立て奉り、御形見とも御覽じ、又  
 故郷に御座します人々にも見奉らせ御座し候ふべし、御身  
 をなき者になし給ひては、何の詮かは侍るべき、我身も故郷に  
 老いたる親をも棄て、是まで下り侍りし事は、いかならん野の  
 末山の奥までも離れ奉らじとこそ思ひしか、されば無き人の  
 御事は、今は力なき御事にて侍り、童も知らぬ旅の空習はぬ  
 船の中に住居して、夜晝心を碎き憂目を見候事も、御故に

こそ堪忍びても過侍る志を忘れさせ給ひて、誰を憑み何に慰めとて、左様の事思召し立つらん悲しきよ、せめては御貌を替へさせ給ひて、墨染の袖に身をやつし、苦むす庵に籠り居て、関伽を結び花を採り、御菩提をこそ訪ひ御座すべきに、悲みの餘りに海に入らせ給ひたらんは、中々罪深き御事にてこそ候はめなど、細々に慰め制しける程に、夜も漸う深げれば、乳母子の女房もまどろみぬ、船の中もはや定まりたりけるに、小宰相局忍びて船端に立出で給ひつゝ、念佛百返ばかり申して後、南無西方極樂世界大慈大悲阿彌陀如來、本願誤り給はず、別れにし三位通盛と、一佛浄土の蓮葉に導き給へと、忍び音に祈りつゝ、漫々たる海上なれば、いづくを西とはわかねども、月の入るさの山の端をそなたとばかり伏し拜み、海へぞ飛入り給ひける、三位は、此女房の十五と申しけるより見初め給ひて、今年十九に成り給ふ、束の間も離れ難く思はれけれども、大臣殿の御賀にて御座しければ、其方様の人には知らせじとて、官兵共の船に宿し置き奉りて、時々見參せられけり、屋島へ漕返る、夜半許りの事なれば、船の人も皆より臥したりけるに、楯取共は是を見て、こは如何に、女房の海へ入り給ひぬるぞやと匂りければ、乳母子の女房打驚き、心迷して傍を探るに人もなし、あな心愛や、あれやくと叫

びければ、各海に飛入りて取上げ奉らんとしけれども、折しも月さへ朧にて、阿波の鳴戸の癖なれば、満潮引潮諍ひて、潜れどもく見えざりけり、相構へて取上げたりければ、此世にもはや無き人に成り給ひにけり、白袴に練貫の二衣引纏ひて、髪より始めてしをれつゝ、僅に息ばかり通ひ給ひけれども、目も見開き給はず、寝入りたる様にぞおはしける、乳母子の女房をめき叫びて、近くより手を取組みて、如何にかく心憂き目をば見せ給ふぞや、多き人の中に相具せんと候ひしかば、老いたる親にも別れ少き子をも振捨て、是まで付き進せて下りたる志をも思召し忘れさせ給ひ、我身一人を残り置き、かく成り給ひぬる事の口惜しきよ、水の底へも引具してこそ入り給はめ、片時離れ奉らんとも思はざりつる者をや、長き世の恨、如何にせよとて、せめては今一度もの仰せられて聞かせ給へ、さしも終夜此事をこそ申し侍りしに、まどろむを待ち給ひける悲しきよとて、手に手を取り顔に顔を並べて口説きけれども、一言の返事もし給はず、船の中の上下、是を見て皆涙をぞ流しける、夜も既に明けなんとして程も經にければ、叶ふ可くも見えず、たましく通ひける息も止りて、事切れ果にけり、さてしも有るべきに非ずとて、三位の着長の残りたりけるに、浮びもぞ上るとて押巻き、又海へ入れ奉る、乳母子の女房も

平家の首獄門に掛くる

附維盛北方首を見らるゝ事

後れじと、續きて海へ入りけるを、人々取留めたりければ、船の中に臥し倒れ、をめき叫びけり、理に過ぎて無慙たり、餘りの悲しさに自ら髪をはさみ下したりければ、中納言律師忠快尼になし、戒を授け給ふ、門脇中納言も、憑み給へる嫡子越前三位と、最愛の乙子藏人大夫業盛とて今年十七に成り給へりし二人の御子達を討れつゝ、旁歎深かりけるに、三位の形見とて、此宰相局こそ見奉らんとおぼしけるに、かく成りぬる哀さよ、兎にも角にも涙關敢へ給はず、心中、只推量る可し、薩摩守忠度、但馬守經正、此人々の北の方もおはし合はれけれども、涙に沈みながら、さてこそおはしけれ、昔も今も夫に後れて様などかふるは尋常の習なり、忽ちに身を投げる事は、ためし少くぞ有らん、昔天竺の金地國の後は、王の遺を惜みて、王と一所に生れんとて、葬火の中に飛入りて亡びにけり、今日本の通盛の北の方は、三位の別を悲みて、海に沈みて消えにけり、火に飛入り、水に入る、志とりくこそ哀なれ、

源氏は、七日卯の時に一谷の矢合して、巳の時に平家を追ひ落し、二千餘人が首共切つて懸く、其内宗徒の人々十人が首取持せて、同日上洛と披露あり、平家のゆかりの人々、さすが多く京に残り留りたりければ、是を聞き、誰々なるらんと肝心を消す、其中に權亮三位中將の北の方は、遍照寺の奥小倉山の麓大覺寺と云ふ所に忍びて住み給ひけるも、隙なき襟にてぞおはしける、風の吹く日は、今日もや此人の船に乗り給ふらんと肝を消し、軍と聞ゆる折節は、今日や此人の討たれ給ひぬらんと関心なく思しけるに、首共の多く上るなれば、此中にはよもはづれ給はじと思はれけるこそ、いとほしけれ、三位中將と云ふ人の虜にせられて上ると聞えければ、少き者共の戀ひしさも忍び難し、いかにして此世にて今一度相見んとすると、返すく云ひしかば、都に有るならば若し見る事もやと思ひて、此人の生きながら取られて上りたるやらん、縦ひ見、見ん事は嬉しけれども、京鎌倉取をさらさん事は、其身のため心憂かるべしなど口説きつゞけ給ひて、伏沈みてぞおはしける、さても三位中將とは重衡卿の事なりと聞



きて後も、今度はづれ給ひたりとも、終には如何聞えんすらんと、慰む心もなきぞよとて袖を絞り給ふこそ、せめての事と哀なれ、  
 同七日夜半に、西海の追討使源九郎義経、飛脚を奉りて申しけるは、逆徒去ぬる五日より、攝津國一谷に、上には城郭を構へ、軍陣を張り、下には砂濱を掘りて逆茂木を立つ、大將軍前内大臣已下は、兵船に乗りて海上に浮び、其勢十萬餘騎なり、南濱の繋手は範頼、北の山の搦手は義経、今日辰の刻に、兩方より賊徒の軍を繋け襲ひ、忽ちに敗れ、平三位通盛卿、前但馬守經正、前薩摩守忠度、前若狹守經俊、前備前守國盛、前備中守師盛、前武藏守知章、散位業盛、敦盛、郎従前越中守盛俊等討捕り畢んぬ、此外首を斬る者三百八十八人、前左三位中將重衡卿は、甲冑を脱棄てて上の山へ遁れ入ると雖も、延びやらすして即ち虜られ畢んぬ、前内大臣、前平中納言教盛以下は、船に乗り逃去り畢んぬと申しける、十三日に、大夫判官仲頼、六條河原にて九郎義経の手より平氏之首共請取つて、東洞院の大路を北へ渡して、左の獄門の樗の木に懸けらる、通盛、忠度、知章、經俊、師盛、經正、業盛(已上大將軍)、盛俊、家貞(侍)此人々の頸なり、抑此頸ども、大路を渡し獄門に

懸けらる可きの由、範頼義経兄弟兩人奏し申しければ、法皇思召し煩はせ給ひて、藏人右衛門權佐定長を御使にて、太政大臣、左右大臣、内大臣、堀川大納言に御尋有り、五人の公卿一同に申されけるは、此輩は、先帝の御時成里の臣として久しく朝家に仕へ奉りき、就中卿相の首、大路を渡し獄門に懸けらるゝ事、未だ其例なし、範頼義経が申狀、強ちに御許容あるべからずと申されければ、渡さるまじきにて有りけるを、九郎義経重ねて奏し申しけるは、父義朝は、保元の逆亂に味方に參りて、凶徒を退け合戦の忠を抽つと雖も、平治に悪右衛門督信賴卿の語らひにより、意ならず勅勘を蒙る間、其頸、大路を渡されて散を獄門に曝す、彼を以て之を案するに、平家、昨日までは朝家の重臣として卿相に列ると雖も、今日は國家の逆臣として已に勅勘を蒙る、就中命を輕んじ身を捨て、合戦を仕る事、且は朝威を重んじ奉り、且は父の恥を雪めんが爲なり、舍兄鎌倉の頼朝、深く此旨を存ず、而るを且は取得る處の平家の首、申請に任せ大路を渡されずば、向後何の勇あつて朝敵を誅戮す可きと、殊に憤り申しければ、力及ばせ給はで、終に大路を渡し獄門に懸けられけり、昔は北關の群臣に列り足に雲上の臺を踏みしかども、今は西海の凶賊と成りて首を獄門の枝に懸けられけり、

京中の貴賤、多く是を見る、老いたるも若きも、涙を流し袖を絞らずと云ふ事なし、權亮三位中將の北の方は、此事を傳へ聞き給ひて、彼の首の内には我人よも遁れ給はじとおぼしければ、齋藤五、齋藤六を召して、己れ等は無官の者として出仕の伴をもせざりしかば、痛く人に知られず、此二三年の程入籠りて色も白くなり、老替りたる様なれば、知りたる者も今は見忘れたらんと覺ゆるぞ、渡さるゝ頸の中に此人やましますらん、見て參れと仰せられければ、兄弟、様をやつし、姿を替へて大路に出で、是を見るに、維盛の御頸はなかりけれども、一門の人々の首共なれば、目もあてられず哀に悲しく覺えて、つゝ、む袂の下より餘りて、涙ぞこぼれける、片邊の者ども怪しげに見ければ、流石空恐しく覺えつゝ、急ぎ大覺寺に歸りて申しけるは、小松殿の公達には、備中守殿の御頸ばかりぞ御座し候ひつる、其外は誰々と語り申しければ、北の方は、心憂や、人の上とも覺えずとて泣き給ひけるぞ、誠にと覺えていとほしき、齋藤五が申しけるは、見物の者の中に雑色かとおぼしきが、由々しく案内知りたりけに候ひつるが四五人立ちて、互に物語申し侍りつるは、小松殿の公達は、今度は三草山の、大將軍にて、新三位中將殿、少將殿、備中殿三所向はせ給ひたりけるが、陣を破られて、二所は御船に召て讃岐の地へ

着き給ひにけりと聞ゆるに、此備中殿は、いかにして兄弟の御中を離れて討たれ給ひけるやらんと申しつるに、備三位中將殿はいかにと尋ね進せ候ひつれば、其殿は御所勞にて、今度は打立ち給はず、船に乗り給ひて淡路へ渡らせ給ひけるぞと語り候ひつると申しければ、北の方、あな痛しや、故郷に残し留め給へる身々の事の悲しさに、思歎の積りつゝ、病と成りにけるにこそ、世にも又心強き人かな、所勞大事ならば、かくこそ有りて軍にもあはず、淡路へ渡りぬると、などや音信れ給はざるらん、人は斯様に心強きこそとて、又雨々と泣き給へば、げに理と覺えつゝ、よその袂も絞りにけり、さても都を出で給ひしより後は、我身の佗しき事をば一言も宣はず、少き者共はわぶるか、終には一所にてこそすまんずれとのみ、時々音信れ給ふばかりなり、それも憑もしくも覺えず、皆人も具すればこそ、野の末山の奥にも一所にあらは、互に悲しき事をも慰むべきに、所々に住めばこそ、折に觸れてかくのみ心をも碎き、又人も勞り給ふらめ、いかゞして人を下して、何事の御勞ぞと慥の事をも聞くべきと怨み口説き給ひければ、六代殿、などやをれ齋藤五、其程に細々と物語する程の者に、何の御勞ぞとは問はざりけるぞ、あな不覺の者やと宣ひければ、齋藤五は、未だ少き御心に是まで思召し寄りける事よと、いと涙を催

しけり、三位中將も、通ふ心の中なれば、渡さるゝ頸の中に我首なくば、水の底にも入りけるやらんと、如何に覺束なく思ふらんとて、疎ならぬ者を使にぞ上される、今日までは露の命も消えやらでこそ侍れ、打棄て、下りし後は、いかにして世にも立廻り給ふらんと心苦し、少き者共の方に、何事かなど細やかに書き給へり、心の中に思ひ立ち給ふこと有りければ、これを限とおぼしけるに、涙にくれて書きもやり給はず、若君姫君の御許へも御文あり、旅の空に憂事もやとて留め置きたりしかども、中々心苦しければ、必ず迎へ取り、互に相見んずるなり、若し又世になき者と聞きたし給はば、是を形見にも御覽せよと書き給ひたれども、是が最後の筆のすさみとも争か思召すべき、只いつか無き人と聞きなさんずらんと、兼ておぼすぞ悲しき、

重衡京入 並定長問答の事

本三位中將重衡卿は、庄二郎家長に虜られて、再び都へ歸り上り給ふ、掛けらるゝ頸共もさる事なれども、生きながら故郷に恥を曝し給ふこそ無慙なれ、六條を東へ渡されけり、貴賤男女市の如くに集り是を見る、口々に申しけるは、あまたの殿原の中に、入道殿にも二位殿にも覺えの御子にて御

座せしかば、一家の人々も重んずる事に思ひ給ひたりき、院内へ參り給ひしかば、老いたるも若きも、所を置きてなし奉らせ給ひき、時々口をかき事なれども云ひ置きて、人に忍ばれ給ひし者を、如何なる罪の酬いにて、かくは成り給ひぬるやらんといへば、或る人の申しけるは、争てか報いさるべき、まのあたり南都東大寺より始めて、佛像經卷焼亡し、報なれば、斯る憂目を見給ふにや、されども哀れ事に觸れて人に情を掛け、萬に甲斐なくしくはなやかなりし人ぞかし、親のいとほしみもさる事にて、よその人迄も憑しき事に思ひ申し、ぞかしなんど、上下口々に憐みけり、院宮の女房達の中にも、馴近付き給ひたる人々も多く御座しければ、是を聞き見ては、只夢の心地してぞおぼしあはれける、

十四日、藏人右衛門權佐定長、法皇の仰に依て、故中御門中納言家成卿の八條堀川の御堂にて本三位中將を召し問はる可しとて、土肥次郎實平同車して來り給へり、重衡卿は、紺村濃の直垂に練貫の二小袖を著られたり、折烏帽子を引立て給へり、土肥次郎は、木蘭地の直垂に、膚に腹巻を著たり、郎等三十人を相具して、皆甲冑を著す、藏人右衛門權佐は、赤衣に劔笏を帶せり、昔は人の數ともおぼざりしに、今は生きながら冥官に値ひ給へる心地して、恐

しくぞ思はれる、定長、院宣の趣、條々悉しく重衡卿に仰せ含められける中に、三種の神器を都へ返し入れ奉らば、頼朝に仰せられて、死罪をも宥され、西國へも返し遣さる可しとぞ仰せける、重衡卿、院宣の御返事申されけるは、先祖平將軍貞盛が時より、故入道相國に至るまで、代々朝家の御守として、一天の御固たりき、而るを入道薨去の後、子孫君に棄てられ進せて、西海の浪に漂ふ、通盛已下の一門、多く一谷にして誅せられ、其首獄門に掛けられぬ、重衡又かゝる身に成りぬれば、一人西國に歸り下りて候ふとも、負くべき軍に勝つ事侍るまじ、返し下されずとも勝つべき軍に負くる事候ふまじ、宿運忽ちに盡きて、一門の中に重衡一人虜られて故郷に歸り上り、恥をさらす、さらば親しき者に面を合すべしとも覺えず、今一度見んと思ふ者は、よも候はじ、若し母の二位の尼などや、恩愛の慈悲にて無慙とも思ひ候はん、其外は哀を懸くべしとも存せず、就中主上の歸り入らせ給はざらんには、三種の神器ばかりを入れ奉る事は有り難くこそ存じ候へ、然而忝なく院宣を蒙る上は、若しやと私の使にて申し試み侍るべしとて、平左衛門尉重國と云ふ侍を下し遣す可き由申されけり、此重國と云ふは、重衡卿の少くより不便の者に思はれて、自ら烏帽子を著せ給ひ、片名をたびて重國と呼

ばれけり、三位中將斯様に甲斐なくしく御返事をも申されけれども、心憂き事におぼされつゝ、打うつぶきて、只涙をのみぞ流し給ふ、御使定長も岩木をむすばぬ身なりければ、落涙に袖ぬれて赤衣の袖を絞りけり、

重國花方院宣を帶して西國下向 同上洛返狀を奉る事

同十五日に、重衡の使平左衛門尉重國、院宣を帶して西國へ下向、院よりは、御壺召次に花方と云ふ者を副へ下されけり、彼の院宣に云く、

一人聖帝出北闕九重之臺、而幸于九州、三種神器移南海四國之境、而經數年、尤朝家之御歎、亡國之爲、基也、彼重衡卿者、東大寺燒失之逆臣也、任頼朝申請之旨、雖須被行、死罪、獨別親類、已爲生虜、籠鳥戀雲、之思遙、浮千里之南海、歸雁失友之情、定通九重之中途、歎然、則於奉返、入三種神器者、速可被寬宥、彼卿也、者院宣如此、仍執達如件、

元曆元年二月十四日

大膳大夫業忠奉

平大納言殿

とぞ書かれたる、二位中將も、内大臣并に平大納言の許へ、院宣の趣き悉く申し下されけり、母二位殿へも御文細やかに書きて、今一度重衡を御覽せんと思召さば、内侍所を都へ返し入れ進する様に、よくく大臣殿に申させ給へとぞ書き下し給ひける、北の方大納言佐殿へも御文進せ度思しけれども、私の文はゆるさざりければ、詞にて、旅の空にも人は我に慰み我は人にこそ慰み奉りしに、此六日は必ず限とも知らず、申し置き度事も多く有りし者を、憑もしき人もなきに明し暮し給ふ覽と、想像こそ心苦しけれ、又身の有様も心の中も、只推量り給へ、憂かりし船の中、波の上も、今は思ひ出して戀しくこそと宣ひもあへず泣き給へば、重國も涙を流しけり、預り守る武士も鎧の袖をば絞り合ひける、

十六日には重ねて重衡卿を召し問はれけり、平家は都を出で西國に落ち下り給ひたりけれども、只浪の上、舟の中にのみ漂ひて、安堵し給はざりける上に、一門多く一谷に亡びにければ、いとど爲方なくぞおぼされける、討漏されたる人々も、春の尾上の残の雪、日影に解くる風情して、消えなん事を歎きけり、

十八日には、在々所々に武士の狼藉を止むべき由、藏人右

衛門權佐定長、院宣に依て頭左中辨光雅朝臣に仰す、廿二日には、諸國兵糧米の貢を止む可きの由、定長院宣に依て光雅朝臣に仰す、

二十七日には、西國へ下し遣さる、重衡卿の使重國、召次花方兩人歸洛して、右衛門權佐定長の宿所に行向ひて、前内大臣宗盛の申されたる院宣の御返事を奉る、定長即ち院參して是を奏聞す、彼の狀に云く、

右今月十四日、院宣同廿四日、讃岐國屋島浦到來、謹所承如件、就之案之、通盛已下當家數輩於攝津國一谷已被誅畢、何重衡一人可悅、寬宥之院宣哉、抑我君者受故高倉院之御讓、御在位既四箇年、雖無其御恙、東夷結黨、責上北狄成群、亂入之間、且任幼帝母后之御歎尤深、且依外戚外舅之愚志不淺、固辭北闕之花臺、遷幸西海之藪屋、但再於無舊都之還御者、三種神器爭可被放、玉體哉、夫臣者以君爲體、君者以臣爲體、君安則臣不苦、君憂則臣不樂、謹思臣等之先祖、平將軍貞盛、追討相馬小次郎將門、而自鎮東八箇國、以降傳子々孫々、誅戮朝敵之謀

内大臣宗盛請文

臣及代々世々奉守禁闕之朝家、就中亡父太政大臣保元平治兩度合戰之時、重勅威輕、愚命是偏奉爲君、非爲身、而彼賴朝者、父左馬頭義朝謀叛之時、頻可誅罰之由、雖被仰下于故入道大相國、慈悲之餘、所申有流罪也、爰賴朝已忘昔之高恩、今不顧芳志、忽以流人之身、濫列凶徒之類、愚意之至、思慮之警也、尤招神兵天罰、速期廢跡沈滅者、歟、日月爲一物、不暗其明、明王爲一人、不枉其法、何以一情不覺大德、但君不思召忘亡父數度之奉公者、早可有御幸于西國歟、于時臣等奉院宣、忽出蓬屋之新館、再歸花亭之舊都、然者四國九國、如雲集、靡異賊、西海南海如霞、隨逆夷、其時主上帶三種神器、幸九重之鳳闕、若不雪會稽之恥、者相當于人王八十一代之御宇、我朝之御寶引波隨風、赴新羅高麗百濟契丹、雖成異朝之財、終無歸洛之期歟、以此旨、可然之樣、可令洩奏聞、給宗盛頓首謹言、

元曆元年二月二十八日

とぞ書かれたりける、御壺の召次花方は、平左衛門尉重國に具して、院宣の副使に西國へ下りたりければ、平大納言時忠卿、花方を捕へて、金を以て頬を焼き、波方をぞ焼付けたる、其後鬚を切り鼻を鍛て、是は己をするには非すとて追放しけり、無益の院宣の御使勤めて、身のかたはをぞ付けける、さてこそ花方をば、異名には波方とも呼びけれ、時忠卿の己をするに非すと宣ひけるは、されば法皇の御事を申しけるにや、畏しくとぞ、人皆舌を振りける、儲重國申しけるには、東國の逆亂に依て西國に臨幸あり、主上、還御無くんば、三種の神器、輒く返入れ奉られ難し、情々夷狄の俗を慮るに、己に虎狼の性に同じ、只利を殉めて名を殉めず、偏に廉讓の思ひを忘れて深く任欲の心に淫す、然るに忽ち異類の賊を賞せられ、永く一族の輩を棄てらる、我は勳功を稱し或は威猛を振ひ、國衙と云ひ庄園と云ひ、針を立てるの土地も無く之を虜掠め、片粒の官物もなく之を劫略す、世の衰亂、日を逐ひて彌々甚しく、國の殘滅、年を積みて益々滅するか、臣若し國家安全の諫言を獻せられば、君何ぞ天下和平の叡慮を廻らさざらんやと前内大臣申さる、由をぞ奏しける、

遊卷

友時重衡の許に参る

附重衡内裏の女房を迎ふる事

本三位中將の侍に木工馬允友時と云ふ者は、八條院に兼参しける者なり、平家都を落つと聞えしかば、友時も定めて重衡に具して下られずらんとて、八條院より友時を召して、人に預置かれたりければ、力及ばで西國へ下らずして有りけるが、三位中將虜られて都に上り給ひたりと聞きて、預りの武士の許に行向ひて、是は八條院に木工馬允友時と申す者にて侍るが、是に御渡り候ふなる三位中將殿は年來の主君にて御座し、かば、御一門に相具して西國下向の時御伴申すべかりしを、折節身に相勞る事ありて、心ならず罷留りたりしかば、如何成給ひぬらんと、月比日比御向後の覺束なく思ひ奉りつるに、御上と承れば、今一度餘りに見進せたくて推参仕れり、然るべくは御免を蒙りなやと申しけれども、武士之を免さず、友時腰の刀を抜いて武士の中へ抛入れて、腕頸を取り腰をかため、僻事更に候まじ、只年來の御情忘れ難く思ひ奉り、一目見えもし奉り見も進せばやの志ばかり

の事なりと、泣く泣く歎き申せば、土肥次郎世にも哀れに思ひければ、何かは苦しがるらんとて、免し入れけり、三位中將は友時を見付け給ひ、傍近く呼び寄せて、あはれ如何にして参りたるぞ、珍しくこそ宣ひも敢へず、袖を顔に押當て、御涙關取へ給はざりければ、友時も共に袂を絞りけり、良久しく有りて、互ひに昔今の物語し給ひける中に、中將宣ひけるは、さても内裏に年比疎かならず申し馴れたる女房あり、都を落ちし時も取りあへぬ事也しかば、云ひたき事も有りしかども、空しく止りぬ、年月の重りぬるに付きてもいふせさのみ積れば、文をやりて返事をも見るならば、斯る憂身の慰みにもとは思へ共、誰してやるべしともなかりつるに、友時持ちて行きなやと宣へば、安き程の御事にこそと申す、三位中將悦びて、土肥次郎に仰せられるは、年比相知りたる女房の許へ、文をやらばやと思ふは叶はじやと問ひ給ひければ、猛き夷なれ共流免し奉る、さり乍ら御文をば見進せんと申しければ、見せられけり、土肥次郎是を披き見れば、誠に女房の許への御文なり、歌もあり、實平哀れにぞ思ひける、友時御文を給りて内裏へ参りけるが、未だ明かりければ、其邊近き小家に立入りて、晩程に彼の女房の局近くたゞみて思ふ様、そも三位

中將殿は斯く思召せども、女房は御心替もやあるらん、左様ならんには、いみじからぬ御身に中々如何あるべかるらんと思ひつ、良久しく立聞けば、彼の女房の聲して、かたへの女房に語るとおぼしくて、人にも勝れて世の覺えも有りき、又心様も類ひなかりしかば、情を懸けぬ者もなかりき、我身も馴初めて、年比にも成りしかば、何事に付ても阻てなく憑もしき事にこそ云ひしか、都を落ちなんとせしにも、取敢へざる事なりしかば、墓々しく心静なる事もなかりしに、云ひし事は、我は西國へ落行きなんず、別れて後の戀しさを兼て思ふこそ悲しけれ、人は同じ心ならずも有るらん、我心よりおこらぬ事なれ共、日本第一の大伽藍を焼亡したれば、末の露、本の雫に歸りつ、人に勝れて罪深くこそあらんずれ、終に如何聞きなし給はんずらんと物語せしか共、そもさるべきかはと思ひしに、人しもこそ多きに、生きながら捕はれて京田舎恥を曝す事の心憂さよ、三位都を出でに後には堪忍ぶべし共思はざりしかば、雲の上のまじはりも倦れども、獨り隙なく歎かんと罪深ければ、時の間も慰み忘るゝ事もやとこそ思ひしに、露の命と云ひながら消えもうせなで、又憂事を聞く悲しさよとて、忍びもあへず泣き悲み給ふ音しけり、友時、さては此女房も忘れず歎き給ひけりと哀れに覺えて、立寄り戸を叩き、もの申さんとい

へば、内より童指出で、いづこよりと問ふ、忍音に三位中將殿よりと申せば、さきくは人にも見え給はぬ女房の、餘りの有難さにや、人目も恥も忘れつ、端近く出で給ひ、いかにやいかにやと問ひ給へば、御文候とてさし上げたり、披見給へば、いかならん野の末山の奥にも、甲斐なき命あらば申す事も有りなんとこそ思ひしに、そも叶はで、生きながら捕はれて恥をさらす事の心うさ、是も然るべき先の世の報にこそと思へば、我身の咎と覺えて、人を怨む事なし、偕も此世に候はんこと今明にこそ、争でか今一度相見奉るべきなれど、哀れに心細き事ども細々書續けて、奥に一首ぞ有りける、  
涙川浮名を流す身なれども今一しほの逢せともかな  
女房此文を見給ふに、いと爲方なくて倒臥し、引きかづきてぞ泣き給ふ、友時も之を見奉り、よしなかりける御使哉とぞ悶えける、良久しくありて起きあがり、使の待つらんも心づきなして、細かに返事書き給ひつ、歸されけり、三位中將、返事を待ち得て限なく悦び、披見給へば、何國の浦にもましまさば、自ら申す事こそ難くとも、露の命のあらん限りは、風の便にはとこそ思ひ侍りつるに、偕は近き限りにおはすらん事こそ悲しけれ、誠に人のさもおはせんには、我が身とても日來の歎に打副へて、ながらへん事も有難し、誠にいかにもしてか今

一度見奉るべきと書給ひて、  
 君故に我も浮名を流しなば底のみくづと共に成らばや  
 中將は此文を見給ひては、物も覺えず、只泣き給ふ計りなり  
 此女房と申すは、故少納言入道信西の孫、櫻町中納言成  
 範卿の娘、中納言局とぞ申しける。今年二十一にぞ成り給  
 ふ、琴琵琶の上手にて、繪書き花結び歌讀み手厳しく書き  
 給ひける上、貌細やかに情深き人にておはしければ、三位中  
 將殊にわりなき事に思ひ入り給ひて、替る心なく申し通し給  
 ひける御中なり、御子一人御座しけれ共、北方大納言佐殿  
 に憚り給ひて、世には斯くとも披露なし、西海の旅までも引き  
 つれ奉り度思しけるが、大納言佐殿 先帝の御乳母とて下  
 らせ給へば、そも叶はで都に残し置き給ひけるなり、三位中將  
 返事披き見給ひ、悲しき中にも斜ならず悦び、又土肥次郎  
 に宣ひけるは、此文の主の女房を呼びて、最後の見参して申  
 したき事の侍るは免し給ひてんや、斯る身に成りぬる上は何  
 事をおぼすらめども、盡きぬ思ひの晴難ければ、今一度逢  
 ひみばやと思ふなり、如何有るべきと問ひ給へば、實の女房に  
 て御座し侍らんには、などか苦しかるべきとて免し奉る、中將  
 悦びて、友時して乗物尋出で、内裏へ遣す、女房世もつゝま  
 しく思召しけれ共、せめての志の餘りに、御車に召し出給ひけ

るが、涙にくれて行くさきも見え給はず、彼の宿所におはしつ  
 きて、車差寄せて下りんとし給ひければ、中將急ぎ立出で、  
 武士の見んも見苦しく侍るにとて、我身は縁に立ちながら、  
 車の簾うち纏ひ、手に手を取組み、互の涙せきかね給へり、中  
 將や、有りて宣ひけるは、都を落下りし時友時が他行して侍  
 りし程に、何事も申置かず、文をも奉らずして下りたりしかば、  
 年比日比申し、事は、皆偽事にて有りけるよと思召しなん  
 恥かしきよと思ひしかば、軍に出づる日は、今日は矢に中りて  
 死なば又申さてもや果てなんと思はれ、船に乗る時は、今日  
 や水に沈みて晴るゝ事なくて止まんと悲しかりしに、今度生  
 きながら捕はれて故郷の大路を渡されけるは、人を再び見奉  
 るべき契の朽さりけるにやとて泣き給へば、女房は詞も出され  
 ず、只泣くより外の事なし、深行く儘に終夜御物語し給ひけ  
 るに中にも、女房は三位中將の事は、今はさる事にて如何せ  
 ん、御子の事をぞ歎かれける、西海に落下り給ひて後は、東國  
 の武士家々に充滿ちて、うつゝなき世の中なれば、如何なる  
 憂事をお見聞かんずらんと、明けても暮れても肝心を迷はし、  
 此に隠れ彼に忍びなんとするも、垣壁もいぶせければ、便りに  
 傳へて下し奉らばやと、責ての事には思ひしかども、人にこそ  
 生きながら別れ奉らぬ、行末遠き少人をさへ、旅の空に打棄

てん事よと悲しければ、さてこそ過し侍りしか、西海の波の上  
 に偕も御座しまし、程は、再び昔に還る事もやと愚に思はれ  
 つるに、今は斯く成り給ひぬれば、憑む甲斐なし、さては何と  
 成るべき世の中ぞや、御身の果如何聞きなし奉るべきと、忍  
 音にて泣き給ひけり、三位中將は、我罪深き者として斯る身に  
 成りぬる上は、申置さしあらましも夢の中の物語なり、罪深き  
 者の子なれば、枝葉までも末憑しくはなけれ共、如何にもして  
 助け隠して、片山寺に下置き、僧になして、我苦みを弔はせ  
 給へと仰せられて、袖のしがらみせきかね給へり、昔今の物語、  
 夜を重ね日を重ねとも盡き難くおぼしけるに、曉かけて打響  
 く野寺の鐘の聲、囀鳥の一聲、今夜も明けぬと告渡る、尾上  
 に廻る白雲、西山に傾く曉の月、互ひに遣りは惜しけれども、  
 さて有るべき事ならねば、疾くくとして返されける、女房別れ  
 を悲みて、車の内に倒伏し、物も覺えず泣き給ふ、既に車を  
 遣り出さんとし給へば、三位中將、飽かぬ遣りの悲しさに、女  
 房の袂を引へつゝ、命あらば又も見奉る、嬉しくこそ、世にな  
 き者と聞き給はば、必ず後世弔ひ給へと宣ひて、  
 あふ事も露の命ももろとも今宵ばかりや限りなるらん  
 女房泣くく、  
 限とて立別れたば露の身の君よりさきに消えぬべきかな

とて出で給ひけるが、此に御座しなさる程は、常によと計りに  
 て、又物も宣はず、車を遣り出し給ひけり、後にこそ、是を最  
 後とはおぼしけん、永き別れの心の中、歸るも止るも、推量ら  
 れて哀れなり、女房内裏に歸り給ひたりけれ共、打臥し給ひ  
 て衣引纏ひて、只泣くより外の事ぞなき、傍の女房達も、共  
 に袖をのみぞ絞りける、其後は、中將の仰せられけれども武士  
 免し奉る事なかりければ、時々消息計りこそ、友時して通ひ  
 けれ、女房は、内裏にも斯くておはせん事つゝましくおぼしけれ  
 ば、里にのみこそ住み給へ、責ての事と哀れなり、

重衡法然房を請ずる事

三位中將は、九郎義經の許へ、出家をせばやと思ふは免し  
 給ひてんやと宣ひければ、義經が計ひには叶ひ難し、御所へ申  
 入れて其御左右に依るべしとて奏聞あり、頼朝に仰合せずし  
 て出家の暇を免さん事治し難きの由仰せ下されければ、御氣  
 色斯くとして力及び給はず、中將重ねて、出家は御免なれば  
 今は申すに及ばず、さあらば年來相知りて侍る上人を請じて、  
 後世の事も尋ね聞かばやと有りければ、上人は誰にて御座  
 すぞと問ひ奉る、黒谷の法然房と申されたり、兼て貴き上人  
 と聞き給ひければ、後世の情にと思ひつゝ、是を免し奉る、三

位、中將斜ならず悦びて、應て友時を便にて黒谷の庵室へ申されければ、法然上人來給へり、中將泣くく宣ふ、重衡が身の身に侍し時は、榮花に誇り樂に驕り憍慢の心はありしか共、當來の昇沈かへり見る事侍らず、運盡き世亂れて後、此にて軍彼にて戦ひと申して、人を失ひ身を助けんと勵ます惡念は無間に遮つて、一分の善心會て起らず、就中南都炎上の事、公に仕り世に隨ふ習にて、王命と申し父命と申し、衆徒の惡行を鎮めん爲に罷向ふ處に、測らざるに伽藍の滅亡に及し、事、力及ばざる次第なりと雖も、大將軍を勤めし上は、重衡が罪業と罷成り候ひぬらん、其報にや、多き一門の中に我身一人虜れて、京田舎恥を曝すに付ても、一生の所行墓なく拙なき事、今思合する、罪業は須彌よりも高く、善業は微塵計りもたはへ侍らず、さても空しく終りなば、火穴刀の苦果、曾て疑ひなし、出家の暇を申し侍れ共、責ての罪の深さに御免なければ、頂に髮剃を宛て、出家に准へ、戒を受け奉り候はば、又斯る罪人の一業をもまぬかるべき事侍らば、一句示し給へ、年來の見參、其詮今にありと宣ひければ、上人哀れに聞き給ひて、誠に御一門の御榮花は、官職と云ひ俸祿と申し、傍若無人にこそ見え御座せしが、今斯くなり給へば、盛者必衰の理、夢幻の如くなり、されば善に

付き惡に付き、怨を起し悦びをなす事有るべからず、電光朝露の無益の所、兎ても角でもありぬべし、永世の苦みこそ、恐れても恐れあるべき事にて侍れ、受け難き人界の生なり、値ひ難き如來の教なり、而るに今惡逆を犯して惡心を翻へし、善根無うして善心に住し御座しませば、三世の諸佛、争でか隨喜し給はざらん、先非を悔いて後世を恐る、是を懺悔滅罪の功德と名く、抑も淨土十方に構へ諸佛三世に出で給へども、罪惡不善の凡夫、入る事實に難し、彌陀の本願、念佛の一行ばかりこそ貴く侍れ、土を九品に分けて、破戒闍提之を嫌ふ事なく、行を六字につめて、愚癡暗鈍も唱らるゝに便りあり、一念十念も正業となり、十惡五逆も、廻心すれば往生と見えたり、念々稱名常懺悔と宣べて、念々毎に御名を稱すれば無始の罪障悉く懺悔せられ、一聲稱念罪皆除と釋して、一聲も彌陀を唱ふれば過現の罪皆のぞかる、故に南無阿彌陀佛と申す一念の間に、よく八十億劫の生死の罪を滅す、憑みても憑むべきは五劫思惟の本願、念じても念ずべきは此彌陀の名號なり、行住座臥を嫌はねば四儀の稱念に煩ひなく、時所諸縁を論ぜねば散亂の衆生に據るあり、下品下生の五逆の人と、稱して已に往生を遂ぐ、末代末世の重罪の輩も、唱へば必ず來迎に預るべし、是を他力の本願と

名く、又は頓教一乘の教と云ふ、淨土の法門、彌陀願行、肝要此の如しとぞ善知識せられたりける、其後上人剃刀をとり、三位中將の頂に三度宛て給ふ、初めには三歸戒を授け、後には十重禁をぞ説給ふ、御布施と覺して、口置金蒔きたる雙紙箱一合差しおき給へり、此箱は中將の秘藏しおはしけるを侍のもとに預置き給ひたりけるが、都落の時取忘れ給ひたりけるを思ひ出で給ひて、友時を以て召寄せ給ひたりける也、偕も三位中將は、今の知識授戒の縁を以て必ず來世の得脱を助け給へと宣ひも敢へず泣き給へば、上人は、衣の袖に雙紙箱を裹み、何と云ふ言をは出し給はず、涙に咽びて出で給へば、武士も皆袂を絞りけり、此法然上人と申すは、本美作國久米南條稻岡庄の人人なり、父は押領使染氏、母は秦氏、一子なき事を歎きて佛神に祈る、母髮剃を吞むと夢に見て妊みたりければ、父、汝が産みなん子必ず男子として、一朝の戒師たるべしと合せたりけり、生れて異相あり、抜粹にして聰敏なり、童形より比叡山に登り出家得度して、博く八宗の奥蹟を極めて、専ら圓頓の大戒を相承せり、世舉つて智慧第一の法然房と云ふ、之に依て王后卿相も戒香の譽れを貴び、道俗縉素、智徳の秀でたることを仰ぎければ、重衡卿も最後の知識とおぼし、戒を

も持ち給ひけり、

重衡關東下向附長光寺の事

三月二日、三位中將重衡卿をば、土肥次郎實平が手より梶原平三景時請取り奉り、宿所に置き奉る、五日、主馬入道盛國父子五人、九郎義經召捕つて禁め置、七日、板垣三郎兼信、土肥次郎實平兩人、平家追討の爲に西國へ發向す、十日、本三位中將重衡卿は、兵衛佐申し請らるゝに依て、梶原平三景時に相具して關東へ下向、昨日は西海の船の中に浮きぬ沈みぬ漕れしに、今日は初めて東路に駒を早めて明し暮さん事、されば是は如何なりける宿報の拙さぞとおぼすぞ悲しき、御子の一人もおはしまさぬ事を恨み給ひしかば、母二位も本意なき事におぼし、北方大納言佐殿も斜ならず歎き給ひて、神に祈り佛に申し給ひしに、賢くそ子のなかりける、子あたましかば、いかばかり心苦しからましと宣ふぞ、責ての事と覺えて哀れなる、既に都を出で給ふ、三條を東へ、賀茂川、白川、打越えて、粟田口、松坂、四宮河原を通るには、延喜第四の皇子蟬丸の、葉屋の床に捨てられて、琵琶の秘曲を弾じ給ひしに、博雅三位三年までよなくことに通ひつ

、秘曲を傳へたりけんも思ひ出で給ひける、東路や袖くらべ、行くも歸るも別れてや、知るも知らぬも會坂の、今日は關をぞ通られける、大津浦、打出宿、粟津原を通るに、心すくぞおぼされける、左は湖水波淨くして一葉の船を浮べ、右は長山遙かに連りて影緑の色を含めり、三月十日餘りの事なれば、春も既に暮れなんとす、遠山の花の色、殘の雪かと疑はれ、越路に歸る雁金、雲井に名の音すこし、さらぬだに習に霞む春の空、落つる涙に搔暮れて、行くさきも見えざりけり、駒に任せて鞭を打つ、道すがら思ひ殘さる事ぞなき、歸雁霞に歌ひ、遊魚浪に戯る、雲雀野に沖り、林鶯籬に囀る、禽獸猶春の樂みに遇へれども、我身獨りは秋の愁に沈めりと、目に見耳にふるゝ事、哀を催し思ひを傷ましめずと云ふ事なし、さこそは歎きも深かりけり、勢多の唐橋、野路の宿、篠原堤、鳴橋、霞に陰る鏡山、麓の宿に着き給ふ、明けぬれば馬淵の里を打過ぎて、長光寺に參りて、本尊の御前に暫し念誦し給へり、此寺は武川綱が草創、上宮王の建立なり、千手大悲者の常住の精舎、二十八部衆擁護の寺院として、法華轉讀の聲幽に、瑜伽振鈴の音澄めり、中將、寺僧に硯を召寄せて、柱に名籍を書き給ふ、正三位行左近衛權中將平朝臣重衡とぞ注されたる、今の世までも其銘幽に残れり、後世

を祈り給ひけるやらん、覺束なし、

抑も長光寺と云ふは武作寺の事なり、昔聖德太子近江國蒲生郡老蘇杜に御座しましけるに、太子の后高橋の妃御産の氣ありて、十餘日まで難産し給ひければ、太子妃に語りて曰く、汝偏へに神道をのみ信じて未だ佛法を仰がず、胎内の小兒は必ず聖人なるべし、汝が身は不淨なり、早く精進潔齋し清淨の衣を着して佛力を憑まば、自ら平産せんとべ給ふ、妃曰く、妾君を仰ぐこと日月星宿に相同じ、正命を違ふべからず、我産賀して如在ならば、君と佛法に合力して、伽藍を興隆し群生を濟度すべし、但し佛法眞あらば、威力を示し給へと誓ひ給ふ時、老蘇宮西南の方より金色の光照し來て后の口中に入りければ、王子平産あり、異香殿中に匂ひて、梅檀沈水の如くなり、妃瑞相に驚き、武川綱に仰せて、光の源をみせらる、命を承りて尋ね行きて是を見れば、西南に去る事三十餘町を阻て、一の山の麓に方三尺の石あり、青黄赤白紫の五色にて、眼を合はするに目まされり、傍に八尺餘りの香薰の木あり、匂ひ人間に類ひなし、此由妃に奏すれば、妃又太子に奏せらる、太子宣ひて曰く、石は、補陀落山にては寶石と名く、或は金剛石と云ふ、大唐には瑪瑙

と名けたり、木は是れ白檀なり、天竺には梅檀と云ふ、海中に入りては沈香とも號せり、何れも人物に用ふべからず、早く白檀を以て佛を造り、彼の石の上に安置せよ、彼所は轉妙法輪の跡、佛法長久の砌なり、妃大に隨喜して、武に仰せて、彼の木石の上にして假初に二間の堂を造り、覆ひ給ひけり、武が作れる寺なれば武作寺と云ひけるを、法興元世二十一年(壬子)二月十八日、太子と妃と相共に彼の寺に御幸して、手自地を引き柱を列ね、金堂、法堂、鐘樓、僧堂を建て闕げ、太子自ら彼の白檀を以て、后高橋妃の等身に千手の像を造りて、寶石の上に安置し、法華、維摩、勝鬘等の三部の大乗を籠められつゝ、武作寺を改めて長光寺と定めらる、靈光遠きより照し來て妃の口中に入りしかば、是れを寺號とし給へり、來詣參入の類、花を散し掌を合するの輩、普く現には千幸萬福に樂みて、當には補陀落山に生れんと誓ひ給へる寺なりけり、上宮建立の聖跡、千手大悲の靈像に御座しませば、重衡も武士に暇を乞ひ給ひ、暫く念誦せられけり、其後寺を出で給ひ、平の小森を見給ふにも、杉の木立の翠の色羨ましくぞおぼしけん、鶉啼くなる眞野の入江を左になし、まだ消えやらぬ殘の雪、比良の高峯を北にして、伊吹がすそを打過ぎつゝ、

心を留めんとには無けれども、荒れて中々やさしきは不破の關屋の板庇、如何に鳴海の鹽干瀉、涙に袖を絞りける、在原業平が、きつゝ、馴れにしと詠みける三河國八橋にも著きしかば、蜘蛛手に物をや思ふらん、濱名の橋を過ぎ行けば、又越ゆべしと思はねど、小夜中山を打過ぎて宇津山邊の鳶の道、清見が關を過ぎぬれば、富士のすそ野にも著きにけり、左には松山峨々と聳えて、松吹く風蕭々たり、右には海上漫々と遙かにして、岸打つ浪瀝々たり、浮島原を過ぎ給へば、是や此戀せば瘦せぬべしと歌ひ給ひし足柄の關をば餘所に見て、同二十三日には伊豆國府にぞ著き給ふ、

賴朝重衡對面の事

兵衛、佐殿折節伊豆の奥野の燒狩とて、狩場に御座しましけり、此由斯くと申したりければ、北條へ入れ奉れるなり、翌の日は北條へ具し奉る、其日は淨衣をさせ奉つて、白き帯を以て左右の手をしたゝかに縛め奉る、中將うち涙含み、罪深き罪人の冥土へ赴くにこそ、白き物著て閻魔の廳へは望むと聞く、それに少しも違はぬ重衡が有様哉と、心細くぞ思はれる、北條へ入り給ひたりければ、一法房を使にて、是まで御下向、返すく有難く覺え侍り、此間燒山狩仕りて、狩

場の灰など懸りて見苦しく候へば、靜に見參り入るべしと宣ひ棄て、鎌倉へ入り給ひけり、廿五日に、梶原平三、三位中將相具し奉り、同廿六日に鎌倉へぞ入りける、廿七日に、兵衛佐と三位中將と對面有るべき由披露あり、大名小名門前市をなす、其日に成りければ、三位中將相具し奉つて兵衛佐の宿所へ參る、佐殿の屋形新しく造りて、未だ門をば立てられず、四方に築地つき、三方は覆したりけれ共、今一方せざりけり、寢殿に引きつきて内侍に九間、外侍に七間、十六間にしつらはれたり、内侍の上十二間を拵へ、中に障子を立切つて六間づゝにしつらひ、上の六間に高麗縁の疊を敷き、三位中將を居奉り、内侍には國々の長大名並居たり、外侍には、若侍其數來り集れり、内外の侍を見給へば、古へ平家に仕へて重恩深き者も多くあり、歴々としたる所に只一人ぞおはしける、良久しく有りて白き直垂着たる法師來り、三位中將の向ひておはする御簾を半に揚げ、錦の縁刺したる疊押直して返りにけり、一法昌寬是なり、良ありて兵衛佐、溢塗の立烏帽子に白直垂着して、寢殿に出で、着座、空色の扇披仕ひて、梶原平三景時を便にて三位中將殿に申されけるは、頼朝故入道殿の御恩山よりも高く、海よりも深く罷蒙りて候へば、御一門のこと露疎かならねども、朝

敵とて追討の院宣を下さるゝ上は、私ならねば力及ばず、斯様に思ひよらぬ世の習にて候へば、何様に屋島の大巨殿の見參にも入りぬとこそ覺えて、斯様に申せばとて、御意趣あるべきに非ず候へ、なほく是までの御下向、思ひ寄らず有難く悦び入りて候と申すべきと宣ふ、梶原三位中將の前に跪きて申さんとしければ、何條申繼ぐとや思はれけん、一門運盡きて都を落ちし上は、西國にて如何にも成るべき身の、是まで下向思ひよらざりき、實に故入道の芳思思ひ忘れ給はずば、今一兩日の内に兵に仰せて頭を刎ねらるゝ事いと安き事に侍り、但し事の心を案ずるに、般の紂は夏臺に囚はれ、文王は羑里に囚はると云ふ文あり、上古猶此の如し、況や末代をや、王者又遁れ難し、況や凡夫をや、就中我朝には、源平兩家昔しより牛角の將軍として帝位を守護し奉り、互に狼藉を誡めき、而るに重衡一谷にして討たるゝにも非ず、遁るゝにも非ず、誤つて虜られて、再び故郷に還りて憂名流し、今此恥を蒙る、昨日は人の上、今日は我に懸れり、身の恥に似たりと雖も、弓矢取の敵に虜らるゝ事先例なきに非ず、これ先世の宿業なり、又怨憎の果てぬ處なり、只御芳恩には、急ぎ頸を召すべしと宣ひければ、大名小名皆涙を流しける、景時又佐殿に申さんとしければ、佐殿、よしや、皆聞きつるぞ、昌

寛參れと召されたり、一法來り畏さる、宗茂召して參れと宣ひければ、狩野介召されて參る、四十計りなる男の小髭なるが、淺黄の直垂著て前に進む、や、宗茂、三位中將殿入れ奉り、よくく、穢し進せよ、疎かにあたり奉つて、頼朝恨むな、南都の衆徒も申す旨ありとて、入り給ひぬ、宗茂武具したる者五十人ばかり具し來つて、中將を中に取籠め、我が屋形へ入れ奉つて守護しけり、重衡卿、一谷にては庄四郎に虜られ、都へ上るには九郎義經に具せられ、京中にては土肥次郎に守護され、關東下向の時は梶原に渡され、今は狩野介に預けらる、譬へば娑婆世界の罪人の、冥途中有の旅にして七日く十王の手に渡さるらんもかくやと思ひ知られたり、

重衡酒宴附千手伊王の事

晦日比に成つて、狩野介湯殿尋常にこしらへて、御湯ひき給へと申す、中將、嬉しき事かな、道の程疲れて見苦しかりつるに、身淨めん事の嬉しさよ、但し今日は身を清め、明日はきらんずるにやと心細くぞ思はれける、一日湯ひき給ふ程に晝程に及びて、二十計りかと思ゆる女の、目結の帷に白き裳著たりけるが、湯殿の戸少し開きて、左右なく内へも入らず、中將、如何なる人ぞと問ひ給ふ、兵衛佐殿より御垢に參れと

仰せつるなりと聞きしは、有るべくも侍らずと仰せられけるに、狩野介湯の奉行して候ひけるが、兎角の事な申されそ、はや參り給へと聞えければ、女湯殿の内に入り、湯とり水取りなどして、ひかせ奉る、晩程に十四五許りなる美女の、地白の帷に染付の裳著たりけるが、金物打ちたる椽に新しき櫛取具して、髪に水懸け洗梳りなんとして上げ奉る、休所に入奉つて、暫く有りて此女、何事も思召ん事をば御憚りなく承るべしといへば、中將宣ひけるは、指して申すべき事なし、只此髪をそりたき計りなりと、彼の女佐殿に斯くと申しければ、私の宿意計りならば安き事なれども、朝敵とて下向し給ひたる人を私に出家を赦す事叶ひ難し、南都の大衆も申す旨のある者と宣へば、女此由斯くと申せば、中將打領許て、又も物も宣はず其夜に入りて佐殿、狩野介を召して、三位中將は無雙の能者にておはしますなり、和君が私なる様にて、琵琶弾かせ奉れ、頼朝も汝が後園にたゝずみて、聞くべしと宣ひけり、宗茂宿所に歸りて、時の景物尋ねて酒勸め奉らんと支度したり、酌取には晝の女を出して、狩野介瓶子懷き、家子侍、肴盃面々に持ちて參りたり、中將酒三度うけて、最無興に思はれたり、狩野介、女に向ひて、兎ても角ても御前御徒然を慰め進せん料なり、一聲擧げて今一度申させ給へと云



ひければ、女兼て心得たる事なれば、酌さしおきて、

羅綺之爲重衣、妬無情於機婦、

管絃之在長曲、怒不関於伶人、

と云ふ朗詠を二三返したりけるが、節も音も調りて、大方優にぞ聞えける、中將宣ひけるは、折節の朗詠こそ、思合せて痛はしけれ、此句は、北野天神の春嫩無氣力と云ふ事を内宴序にあそばせり、譬へば春嫩とは、みめよき女なり、無氣力とは力の弱きなり、上句に羅綺とて、薄く嚴しき衣を着して美女の舞ふ時には、軽き衣も重く覺ゆ、これは機婦に妬むとて、機織りけん女もうらめしく覺え、下句に、管絃の、さしも面白けれど、舞姫の舞弱りて力なければ、速かに入らばやと思へ共、長曲を弾する時、伶人に怒るとて、管絃する人も悪く覺ゆと云ふ心なり、されば永日ながら湯ひかせ、夜さへ又長々と酒勸むる事よとおぼして、此朗詠をばし給ふか、誠に心元なくこそ覺ゆれ、湯も酒も我心よりおこらね共、折から優に聞ゆる者哉、但し天神此句をあそばして、我ながらいみじくも作りたる、此句を詠せん所には、必ず我魂行望みて、其人を守らんと御誓ありけり、重衡は逆罪の身にて、神明にも佛陀にも放たれ奉りたれば、助音仕るに憚りあり、佛道成るべき事あらば、さも有りなんと宣ひければ、女承りて、

に、中將瓜調べして、

燈暗數行虞氏涙、夜深四面楚歌聲、

と云ふ朗詠を二三返し給ひけり、夜明けにければ、女暇給ひて歸りぬ、中將人を召して、夜部の女は如何なる者ぞと尋ね給ければ、白川宿の長者の娘千手前とて、今年二十に罷成る、當時は鎌倉殿のきり人にて、御氣色よき女房なりとぞ申しける、さて召具したりつる美女はいかにと問ひ給へば、猶子にて侍るぞと答へける、兵衛佐殿は、齋院次官親義を招きて、中將の朗詠に燈闇うしては數行虞氏涙と云ひつるは如何なる心とぞ問ひ給ふ、親義申しけるは、此は史記項羽本紀文なり、項羽と云ひし人は天下に並びなき兵、身の長八尺、力鼎を扛げり、漢高祖と天下を諍ふこと九箇年、相戦ふこと七十一度、毎度項羽勝ちけるに、漢大將軍に韓信と云ふ者の謀を以て項羽を圍みて、既に遁れ難かりければ、楚國の軍敗れて落去りければ、漢の兵楚の陣に入りて、漢旗を立て、楚國の歌をうたひければ、我兵も皆敵に隨ひにけりと悲みて、騶と云ふ第一の馬に乗つて出でんとするに、馬身を振つて出でず、驛と云ふ第二の馬に乗つて出でけるに、項羽が妻の虞氏、夫の別を惜みて泣きければ、項羽歌うて云く、方山を抜き威は天を覆ふ、天福せず騶何、天福せず虞氏何

十方佛土中以西方爲望、九品蓮臺間雖下品、應足雖十惡、今猶引接、甚於疾風披雲霧、雖一念、今必感應、喻之、巨海納涓露、

と云ふ朗詠して、極樂欣はん人は皆彌陀の名號唱ふべし、阿彌陀佛、南無阿彌陀佛、阿彌陀佛、阿彌陀佛大悲阿彌陀佛と云ふ今様四五返らたひけるにぞ、中將助音し給ひける、其後三度うけて女に賜ふ、女給りて宗茂に譲る、親しき者共五六人取渡して止みぬ、續續の袋に入りたる琵琶一面、錦の袋に入りたる琴一挺、女の前に置きたり、中將琵琶を取寄せ見給ふ、女柱立て、弾きたりけり、中將宣ひけるは、只今あそばす樂をば五章樂とこそ申置はして侍れども、重衡が耳には後生樂とこそ聞き侍れ、往生の急つけんとて、轉手ねちつ、妙音院殿の口傳の御弟子にて御座しませば、皇鑿の急、撥音氣高く彈せらる、樂二三返彈じ給ひて、同じくは一聲と勧め給へば、女承つて、一樹の陰に宿り、一河の流を汲む人も、先世の宿縁なりと云ふ契の白拍子を、一時かすへ澄したりけるが、夜は深更になりぬ、人は鳴を静めたりければ、餘所までも耳目を驚かし、袂を絞る計りなり、斯りければ人々、是を見奉らんとて、障子を細目にあけたる間より風吹入りて、前の燈消えにけり、狩野介、星燈進せよと申しける

と歌うて、終に別れて失せにけり、燈の闇き下にして虞氏別れを惜みて數行の涙を流し、かは、燈暗數行虞氏涙とは申す也、大國の法には、軍に勝ちぬれば、必ず悦の歌をうたふ、譬へば我朝に、軍に勝つて悦の関を造る定なり、項羽軍に負けて、夜深け耳を側て、聞けば、敵打入りて四方に楚の歌をうたひて心細かりければ、夜深うしては四面楚歌の聲とは申して侍る、其様に曉かけて燈消え千手の前も歸らんずれば、流石遺の惜しくおぼすにこそ、虞氏は夫の別れを悲み、中將は女の好を慕ふかと覺えたり、偕も朗詠し歌を誦ふも、敵の中より慰むる音なれば、心細く思はれつ、燈の消えたる折節に、此朗詠を思ひ出で給ふことぞ釋しける、さて樂はいかにと問ひ給へば、親義申しけるは、廻骨と云ふ樂にて候、文字には骨を廻すと書けり、大國には、死人を野外へ葬送するには必ず斯樂を弾くと承る、朗詠の仕様、樂の彈様、遂に我死せん事を思ひ、兼て此樂をひき給ふにと、哀に候とて涙を流しければ、佐殿も、中將の琵琶をひき朗詠し、千手が琴を弾き歌をうたひたりしよりも、親義一々に釋し申したりければ、哀に思ひ給ひて、同じく袖を絞り給ふ、や、有りて兵衛佐は千手に向ひて、さても頼朝が媒こそ、しすまして覺ゆれと仰せられければ、女顔打赤めて、全く情を懸け給ふ事侍らすと申す、年比は

千手をば正直者ぞと思ひたれば、眞ならぬ時も有りけるや、争でか御前にて偽り申すべき、さて汝誓言してんやと宣へば、御赦し候は、安く候と申す、其時佐殿顔けしき悪しさまに成りて、是までは仰せらるまじけれ共、汝をやるは中将を慰めん爲なり、中将争でか汝に情を懸けざらん、争ふが悪くきに、さらば誓言仕れと仰す、女涙を流しつゝ、若し中将に召されながら、御前にて偽り言申し侍らば、近くは江柄、足柄、伊豆、箱根より始め奉り、日の下に住し給ふ諸の神のにくまれを蒙らんとぞ申したる、佐殿手をはたと打つて、頼朝が心には、並びは有りとも勝るはあらじと思ひたる千手を中将に嫌はれたるこそ無念なれ、吾内に女のなきに似たりとて、平六兵衛が姪女に伊王前とて歳二十に成りけるが、みめ形たらひ、遊者ならねば、今様朗詠こそせされ共、琵琶琴の上手にて、歌連歌よるづ情ありける女なり、はなやかに出立ちて、結四手と云ふ美女相具して中将へ進せらる、敵ながらも頼朝は都なれてやさしき女を餘多持ちたりけり、又情深くも振舞ひたりとおぼしければ、終夜優にをかきし御物語は有りけれ共、是にも心は移されず、夜も明けにければ、女暇申して歸りけり、兵衛佐殿待得て、よにも心元なく思して、いかに伊王と尋ね給ふ、是も嫌はれ奉りたりと申せば、偽りかと仰せらる、誠にと申しけ

れば、佐殿、是きけ人ども、中将は院内の御氣色も人に勝れ、父母にも覺えの子、上下萬人に重く思はれるは理りなり、三十の内外の人の、千手と伊王とを見て、争でか打解くる心なかるべき、されども只今敵の前に思ひ入れたる氣色なく、其道あらじと思ひける、武くもやさしくもおはしけり、さればとて寂しめ奉るべからず、二人夜毎に參るべけれ共、出立も煩ひあり、是におはせん程は夜ませに參りて宮仕せよ、努々疎かに仕ふべからずと仰せられければ、千手は桐葉と云ふ美女を具し、伊王は結四手と云ふ美女と共に、今年の卯月の一日より明るる年の六月上旬まで、打替りく參りつゝ、御宮仕ぞ申しける、偕中将南都に渡されて斬られ給ひにしかば、二人の者共さしつとひて、臥沈みてぞ歎きける、由なき人に馴れ奉り、憂目を見聞く悲しさよ、中将岩木を結ばぬ身なれば、なとか我等に靡く心もなかるべきなれ共、斯様に成り給ふべき身にて、人には思ひをつけし、我も物を思はじと心強く御座しましける事のいとほしさよとて、共に袖をぞ絞りける、何事も先の世の事と聞けば、思ひ残すべき事はなけれども、後世弔ふべき一人の子のなき事こそ悲しけれと仰せられし者をとて、二人相共に佐殿に參りて、故三位中将殿に去年より相馴れ奉り、其面影忘れ奉らず、後世を助くべき者なしと歎き仰

せ候ひき、見參に入侍りけるも然るべき事に候ふなれば、暇を給り様を替へて、菩提を助け奉らんと申しけれども、其赦しなければ、尾にはならざりけれ共、戒を持ち念佛唱へて、常は弔ひ奉りけり、中将第三年の遠忌に當りけるには、強て暇を申しつゝ、千手(二十三)伊王(二十二)緑の髪を落し墨の衣に裁替へて、一所に庵室を結び、九品に往生を祈りけり、中将は、狩野介に具せられて、且く伊豆におはしけり、

維盛屋島を出て、高野に參詣す  
附粉川寺に法然房に謁する事

權亮三位、中将維盛は、故郷は雲井の餘所に成果て、思ひを妻子に残しつゝ、人なみくに西國へ落下り給ひたりけれども、晴れぬ歎きにむすぼされ、其身は屋島に在りながら心は都へ通ひけり、三月十五日に、與三兵衛尉重景、石童丸と云ふ童、船に心を得たる者として武里と申す舍人、此三人を具し給ひ、忍びつゝ、屋島館を出で、阿波國由木浦にぞ著き給ふ、心憂き浪路の旅と云ひながら、今までも一門の人々に相具して明し晩しつるに、今日は最後と思召しければ、御餘波惜しくて、海士の蓬屋の柱に、折々はしらぬ浦路のもしほ草書置く跡を形見とも見よ

重景、御返事申しけり、  
我戀は空吹く風にさも似たり傾く月に移ると思へば、石童丸、大臣殿御事を思出し給らんと思ひ奉りて、玉鉾や旅行く道のゆかれぬは後にかみの留ると思へば、さても御舟に乘移り給ひ、音に聞く阿波の鳴戸の沖を漕渡り、紀伊の路をさして楫を取る、比は三月十日餘りの事なれば、尾上に懸る白雲は殘の雪かと疑はれ、磯吹く風に立つ波は旅の袖をぞ濡しける、きやうけいのうかれ聲をしあげ方に成りしかば、八重立つ霞のひまより御船汀に押寄せたり、爰はいづこなるらんと尋ね給へば、名にしおふ紀伊國和歌浦とぞ聞き給ふ、夫より吹上の浦を過ぎ給ひけるに、一門を離れ兄弟にも知られねば、一は恨に似たれ共、かゝらざらましかば、係る名所をば争か見るべきと、聊か慰み給ひけり、彼の和歌浦と申すは、衣通姫居を卜む、山の岩松磯打つ波、沖の釣船月の影、しらの濱の眞砂に、吹上の浦の濱千鳥、日前、國懸の古木の森、面白かりける名所哉、されば衣通姫、玉津島姫、明神と彰はれて、此所に住み給へり、理りなりと思召す、由良の湊と云ふ所に舟をつけ、是より下り給へり、山傳ひに都へ上りて、戀しき人共をも今一度見ばやと思しけるが、御様を窺し給へ共、猶尋常の人にはまがふべくもなし、本三位中

將の、虜られて京田舎恥を曝すだに心憂きに、我さへ憂名を流さんも口惜しく思はれければ、千度心は進みけれ共、心に心をかからかひて、泣くく高野へ參り給ふ、思召し出づる事ありければ、此次に粉川寺へぞ參られける、此寺は大伴小手と云ひし人、我朝の補陀落是也とて、蔓を結べる所なり、去ぬる治承の比、小松殿熊野參詣の次に彼の寺に參り給ひたりけるに、書置き給へる打札あり、今一度父の手跡を見給はんと思ひ出で給ひけり、彼の札を御覽すれば、落つる涙に墨消えて文字の貌は見えね共、重盛と云ふ字計りは彫りて墨を入れたれば、有りしながらに替らねば、泣くく是ぞ見給ひける、手跡は千代の形見なりと云置きけることのはも、げに哀れにぞ思召す、御堂に入り觀音の御前に念誦して御座しけるに、僧一人來りて共に念誦して有りけるが、あやしげに見奉りて、是はいづこより御參りぞと問ふ、京の方よりと答へ給へば、法然上人の入れ給へるを聞召て御參りかと云ふ、三位中將は、其事かねて知らず、何事に入寺し給へるぞと返し問ひ給へば、此間念佛門の談議なりと申して、細かに問答して立ちぬ、中將は與二兵衛を招きて、態とも都に上り、法然房に逢ひ奉り、後世の事をも尋聞くべきにこそあれ共、道狹き身なれば力なし、上人たましく此寺におはすなり、憚りあれ共見

參し奉らん事いかゞ有るべきと宣へば、重景畏つて、何の御憤みか候べき、上人をば生身の佛と承る、然るべき善知識にこそ、後世菩提の御爲に御聽聞あらん折節、たとひ災害にあはせ給ふとも、痛み思召すべからず、闘諍合戦の場にして身を失つて、修羅の惡所にも生れ候なるぞかし、況や聞法隨喜の窟にして命を亡す事あらば、彌陀の淨刹に往生せんと思召さるべしなど、小賢しく申しければ、然るべしとて夜に入りて、重景を御使にて法然上人へ申されけるは、維盛高野參詣の志有りて、屋島を忍出で、是まで罷傳ひて侍るが、折節然るべき事と存じ候、出離の法門、一句承らばやと仰せられけり、上人哀れにおぼして、聽て三位中將を請じ入れ奉り見參し給ひて、いかにやく、有難くこそ思ひ奉れ、都を出で給ひて後、人々此彼にて亡び給ふと承るに付ては、御身如何成り給ひぬらんと、心苦しく思ひ奉るに、再び見參に入り奉る御事、哀れに悦入り侍り、偕もさしもの世の亂の中に、遙々と高野參詣の御志、目出たくも思召し立ちける御事哉とて泣き給ふ、中將宣ひけるは、家門の榮花既に身に極りて、先帝を始め進せて一族悉く西海に落下りし上は、人なみくにあぐられ出で候ひぬ、憂き事も多かりし中に、難波瀨一谷にて卿相雲客數亡びぬ、適討殘されたる者も、ある空も侍らず、

夜は終夜今や水底に沈むと歎き、晝は終日に今や敵に失はるゝと悲しむ、兎にも角にも閑心なし、されば遂に通るまじきもの故に、貴き結界の地と承れば、高野に參りて出家をもして、其後如何にもならばやと思ふこと侍りて、屋島を出で、是まで傳ひつゝ見奉るこそ嬉しけれとて、其夜は庵室に留り給ひ、泣口説き物語し給ひけるが、曉方に、維盛少きより身を放たず日所作に讀み奉る御經御座す、水の底にも沈まん時は同じく沈め奉らん事罪深く覺え候、若し世になき身と聞き給はん時は、思出して後世弔ひ給へと宣ひて、是を渡し奉る、上人請取り給ひて、縦ひ是なし共争か忘れ奉るべきなれ共、斯く思召し入りて承れば、披見ん折々は必ず弔ひ奉るべしとて拜み奉れば、四半の小雙紙に書きたる小字の法華經なり、最哀にぞ思しける、三位中將は、今日は留りて遺をも惜みたく侍れども、維盛をば平家の嫡々として、頼朝ととに相尋ぬべしと披露あり、人の口も恐ろし、戒を持ち暇申さばやと宣へば、上人は、此間説戒の程御聽聞もあれかしと存ずれども、御急ぎと承れば戒を授け奉るべしとて、圓頓無作の大戒、梵網の十重禁をぞ説き給ふ、上人結して曰く、塔中の釋迦は此法を説きて佛位を十界の衆生に授け、臺上の舎那は此戒を受けて正覺を化藏世界に唱ふ、法華一實の

妙戒は、能持の一言に戒珠を何の間に研き、合掌の十指に十界を實際に安く、衆生正覺の直道、即身成佛の要路なり、是即ち薄地底下の凡夫の、一毫の善なき者の、罪惡生死の衆生の出離の期なき輩、修行覺道に入らざれども、速かに佛果を成ずる計りごと此の戒に如くはなし、之に依て梵網經に曰く、一切有心者、皆應攝佛戒、衆生受佛戒、即入諸佛位、位同大覺位、眞是諸佛子、一度受此戒者、入諸佛位、同大覺位と説き給へば、誠に有り難き功德なり、戒師、戒を授くるは授戒灌頂とて、前佛の智水を後佛に授くる意なれば、此戒を受くるは即身に正覺を唱ふるなり、故に此戒をば一得永不失の戒とて、一度受けて後、永く失ふ事なしとぞ宣ひける、中將も聽衆も、皆隨喜の涙を流しけり、其後念佛の法門、彌陀の本願こまかくと説き給ひ、様々教化せられければ、維盛然るべき善知識と嬉しうて、泣くく庵室を出で給ひけるが、契りあらば後生には必ず參會と宣ひて、夫より高野へ參り給ふ、上人も哀れに思ひ給ひ、遙かに見送り奉り、衣の袖を濡し給へば、見る人、袂を絞りけり、三位中將は高野山に參りつゝ、人々をぞ尋ね給ひける、

時頼横笛の事

三條齋藤左衛門大夫茂頼が子に、齋藤瀧口時頼入道と云者あり、彼の時頼は小松大臣殿に候ひけるが、高倉院御位の時、建禮門院后宮にて渡らせ給ひけるに、二人の半物有り、横笛、刈萱とぞ云ひける、共にみめ形類ひなく、心の色も情あり、刈萱をば越中前司盛俊相具しけり、横笛と云ふは、本は神崎の遊君、長者の娘なり、大方も無雙の能者、今様朗詠は所の風俗なれば云ふに及ばず、琴琵琶の上手、歌道の方にも勝れたり、太政入道、福原下向の時召具したりけるを、女院未だ中宮にて渡らせ給ひけると進められたり、小松内府如何思ひけん、横笛と名を付けられたり、時頼人しれぬ見参して、白地と思ひけれ共、松蘿の契り色深く、蘭菊の情匂ひ細やかにして、志切にして思ひける、父此事を聞きて、瀧口を呼びつゝ、横笛は當時殿上の官女なり、それに汝が契を結び通ふと云ふ事、世に普ねく披露あり、此事若し上聞に達せば、珍事出来りなん、斯様に尾籠ならんを、其親として教訓せざるの條奇怪なりと仰せ下されば、身に取つて一期の大事、面目を失ふべし、其上憑しき人の聲に成つて、世に立つべき振舞も有るべし、斯様の獨人を相憑みては、遂にいかなるべきぞ、由なき事なりと様々云ひけれども、然るべき先世の契りにや、つゆ忘れ難かりければ、父母の諫にもかゝはらず、い

と志淺からず通ひければ、父茂頼重ねて時頼を呼向へて様々教訓して、所詮親の命に隨はずんば、不孝なりと云ひければ、仰せ畏つて承り候ひぬと申して父が前を立ち、常に住みける所に立入りて、安然として思ひけるは、噫、あぢきな事共や、程なき此世に住ひつゝ、心に任せぬ悲しさよ、縦ひ長命を保つとも、七八十にはよも過ぎじ、若し又榮花に誇るとも、二十年をば出づべからず、夢幻の世の中に、樂しければとて悪くやらん女に相具せんこと心憂し、同僚傍官が欲にふけると笑はん事も最恥かし、但し是程の父の教訓し給ふ事を用ひずんば、逆罪なり、不孝父母當墮惡道と云ふ故に、さても終りなば、地獄に入るべし、親の命に隨つて女の心を違へば永き世の恨みあり、繫念無量劫と云ふ故に、兎にも角にも世にあらば惡縁なり、不孝なり、如かじ弄恩入無爲は眞實報恩の者といへり、然るべき善知識にこそと思ひきり、生年十八の歳菩提心を發しつゝ、嵯峨の奥の法輪寺にして出家し、法名阿淨と名を付けて、行澄して居たりけり、深く契りし中なれ共、時頼斯く共云はざれば、横笛つゆも知らざりけり、日比月比經けれ共、夫も見えず音信もなし、只假初の契りかや、移れば替る心かと獨り思ひに焦れけり、縦ひ我許へこそ通はずとも、本所の衆にて侍るに、出仕の止るべき事はなしと、晝は終日に

思ひくらし、夜は八聲の鳥と鳴明す、心は日々に駿河なる富士の高峯と焦るれども、煙たゝねば人とはず、さりとして人に知らねば、語りて慰む方もなし、吳竹の夜ごとに物か思はれて、音のみ泣れて琴の音の、伊勢の國鈴鹿の山の心して、何と成るべき我身やらんと、朝夕歎きけるこそ哀れなれ、適ありと聞えつゝ、我故様を替へけん事の無慙さよ、世を背き深き山に籠るとも、なかは斯くと知らせざる、夜かれ日かれをだにも歎きしに、絶えぬる中こそ悲しけれ、人こそ心強く共、尋ねて恨みんと思ひければ、忍びて内裏を紛れ出で、法輪寺へぞ尋ね行く、暮行く秋の習ひとて、道芝の露深ければ、夜寒に成りぬ、旅衣重ねし妻こそ戀しけれ、十市の里の砧の音、よわり終てぬる蟲の聲、一方ならぬ哀れさも、誰ゆゑにとぞ悲みける、都をば月と共に出でたれども、まだ踏みなれぬ道なれば、涙に曇る夜の空、此彼にぞ迷ひける、つゞきの里もおともせず、人を咎むる里の犬、聲澄む程に成りてこそ、法輪寺には入りけれ、此寺とは聞きたれども、住むらん坊は知らざりけり、女其夜は御堂に詣で、佛の御前に通夜しつゝ、南無歸命頂禮大聖虚空藏菩薩、あかで別れし瀧口に今一度と心中に祈念して、禮拜をぞ奉りける、人の心を盡しつゝ、我も思ひにこがるとぞ、思ひ合せて悲みける五更の鐘も鳴りければ、有繫人目もいぶ

せくて、空しく歸りける程に、責ては其庵室とも知らばやとて、此彼やすらひけり、住荒したる僧坊の、流石よしある門の中に、法華經の提婆品をよむ聲しけり、いと奇しく立聞けば、若有善男子善女人、聞妙法華經提婆達多品、淨心信敬不生疑惑者、不墮地獄餓鬼畜生、生十方佛前、所生之處、常聞此經、若在人天中、受勝妙樂、若在佛前、蓮華化生と讀止めて、聲を揚げて、戲呼三界唯一心、心外無別法、心佛及衆生、是三無差別と云ふ華嚴經の文をくり返しくり返し二三返をぞ唱へたる、聞けば尋ぬる瀧口入道が聲なりけり、思ふか呼ぶ聲はきこゆなるためしも誠なる心地して、暫く是を立聞けば、瀧口入道申しけるは、我親世に有しかば、何不不足とも思はざりしか共、横笛がことに心に叶はぬ憂世の中も思ひ知られて、様をかへ斯く行ひて候へば、かなしき女は還つて菩提の善知識と覺えたり、人は心弱くては、佛道は遂ぐまじきに有りけるぞ、後生はさり共助かりなんものをなんとぞ口説きたる、横笛慥かに是を聞得つゝ、軒近く立寄りて、竹の編戸を叩きけり、内より誰と問ひければ、横笛とぞ答へける、瀧口入道是れを聞き、誠ならぬ事哉と胸打騒ぎ、障子の間より是を見れば、實に横笛にぞ有りける、色々の小袖に薄衣引纏き、そやうの耳踏さりて、袖は涙、すそは露にぞしをれた